

経営総合科学

第 117 号

〔論 説〕

- コンビニ会計と本部による見切り販売制限問題の再考
 —毎年1店舗あたり468万円分の食品が捨てられるコンビニで
 食品ロス削減されていくのか(1).....木村 義和
 未来とフォアサイト小野 良太
 米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理を
 めぐる議論の一考察水野 孝彦
 シュレディンガー波動方程式にもとづく都市圏の人口変動モデル
 —実の世界と虚の世界—神頭 広好
 米国における多段階取得の税務一段階取引原理の適用鈴木 孝一
 西洋式複式簿記の我国帳合法への影響についての一試論田中 孝治
 コロナ禍が労働移動および女性の働き方に与えた影響に関する一考察
板倉 文彦
 自立的小企業と発展 —自由と創造性—野末 英俊
 ソフトウェアの要求引き出しにおけるステークホルダーの特定
名児耶富美子
 アセアン4か国における会計教育の研究松田 修
 労働分配率と経済成長率の好循環モデル及び悪循環モデル
藤原 秀夫
 利子率、インフレ率、為替相場の相互作用について
 自国通貨安の好循環モデル悪循環モデル藤原 秀夫

〔研究ノート〕

- 名古屋地区の百貨店間の消費者満足構造に関する分析
 —娯楽性を提供する売場に対する期待や評価の影響度合の検証—
山田 浩喜
 ABC 予想への回帰
 —AC 予想、準 ABC 予想および平均公式にもとづいて—
神頭 広好

2022年10月

愛知大学経営総合科学研究所

経営総合科学 第117号

〔論 説〕

コンビニ会計と本部による見切り販売制限問題の再考 —毎年1店舗あたり468万円分の食品が捨てられるコンビニで 食品ロスが削減されていくのか(1)—……………木村義和	1
未来とフォアサイト……………小野良太	53
米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理を めぐる議論の一考察……………水野孝彦	73
シュレディンガー波動方程式にもとづく都市圏の人口変動モデル —実の世界と虚の世界—……………神頭広好	101
米国における多段階取得の税務一段階取引原理の適用…鈴木孝一	119
西洋式複式簿記の我国帳合法への影響についての一試論 ……………田中孝治	145
コロナ禍が労働移動および女性の働き方に与えた影響に関する一考察 ……………板倉文彦	207
自立的小企業と発展 —自由と創造性—……………野末英俊	227

ソフトウェアの要求引き出しにおけるステークホルダーの特定	名見耶富美子	245
アセアン 4 か国における会計教育の研究.....	松 田 修	259
労働分配率と経済成長率の好循環モデル及び悪循環モデル	藤 原 秀 夫	309
利子率、インフレ率、為替相場の相互作用について 自国通貨安の好循環モデル悪循環モデル.....	藤 原 秀 夫	333

〔研究ノート〕

名古屋地区の百貨店間の消費者満足構造に関する分析 ー 娯楽性を提供する売場に対する期待や評価の影響度合の検証ー	山 田 浩 喜	359
ABC 予想への回帰 ー AC 予想、準 ABC 予想および平均公式にもとづいてー	神 頭 広 好	377



〔論 説〕

コンビニ会計と本部による見切り販売制限問題の再考 —毎年1店舗あたり468万円分の食品が捨てられる コンビニで食品ロスは削減されていくのか（1）

木 村 義 和

- 第1章 はじめに
- 第2章 コンビニ会計に関する裁判例と判例
- 第3章 ロスチャージは存在したのか（以上、本号）
- 第4章 公正取引委員会によるセブン本部に対する排除措置命令
- 第5章 本部による見切り販売の制限が争われた裁判例
- 第6章 セブン・イレブン東大阪南上小阪店事件の衝撃と行政の動き
- 第7章 結びにかえて

第1章 はじめに

第1節 セブン・イレブン・ジャパンによる見切り（値引き）販売システムの簡略化

2021年8月にコンビニエンスストア最大手のセブン・イレブン・ジャパン本部（以下、セブン本部とする）は、販売期限が迫った商品の値下げ作業を簡略化し、売れ残りそうな商品を加盟店の判断で自由に値引きできるシステムを導入した。

従来は加盟店が値下げ前に、対象商品の値下げ額と数量を会計システムに事

前登録することが必要で、それを終えてから対象商品に「20円引き」「30円引き」といった値引きシールを貼らなければならないなど、値下げ販売をするための作業は複雑であった。値下げ品が売れ残った場合には、システム上で通常価格にサイド修正してから廃棄をする必要もあった。

この作業の複雑さのため、加盟店が見切り販売をすることは困難となっており、詳細は第4章で述べるが、公正取引委員会（以下、公取委とする）は改善を求めている。

2021年8月に、ようやくセブン本部はこの改善を行い、シールを貼る作業とレジでの操作だけで値下げ処理が完結するシステムをセブン・イレブン各店舗において始めた¹。そして、このニュースは新聞各紙で報道されるなど、大変な話題となった²

それでは、なぜこのニュースが話題になったのであろうか。見切り販売によってその商品が売れば、加盟店の負担となっていた食品の廃棄ロスが減り、収益は改善する。食品ロスの削減にも繋がる。だから、話題になったのだらうか。もちろん、SDGsの実現に向けて各企業が様々な取り組みを始めていることは事実であり、食品ロスの削減を目指す取り組みは称賛されて然るべきである。しかし、理由はこれだけではない。もう一つ大きな理由がある。

それは、コンビニでは長い間、見切り販売は、本部によって禁止されてきた

1 既にファミリーマートは2021年7月から値引き販売を簡略化している。事前に必要だった伝票処理を取りやめ、バーコードシステムを導入して、値引き続額とバーコードが印字されたシールを貼り、レジ精算を容易にしている。また、ローソンはシールで値引き販売をしている。人工知能（AI）が、店舗ごとの販売データや天候から売れ行きを予測し、値引きする金額や数量の目安を店舗に知らせる実証実験を同年6月から始めている。23年度末までに国内の全14000店への導入をめざしている。「食品廃棄ロス削減は業界全体のテーマ 値下げのシステム化はどこまで進んだか」月刊コンビニ2021年10月号12頁（アール・アイ・シー）を参照。

2 「セブン、値引き作業簡略化、金額や数量、登録作業見直し。」2021年9月1日日経 MJ（流通新聞）13頁；「セブンも値引き自由に、公取委指摘に対応、商慣行の転換点。」2021年8月29日日本経済新聞朝刊1頁；田幸香純「コンビニの値引き、シール貼るだけで 大手が簡略化、事前登録なし」2021年8月31日朝日新聞朝刊1面など。

からである。そして、加盟店が見切り販売をする自由や権利は、これに疑問を持つコンビニ加盟店オーナー（以下、加盟店オーナーとする。）と本部との長い戦いの末に、ようやく勝ち取られたものであるという歴史があるからである。

「食品を捨てるくらいなら、儲けは少なくとも、お客様に安く売る」

こんなことすら、コンビニでは許されていなかったのである。それが、今回のシステム変更によって、値引き販売が名実ともに実現された。

そこで、本稿では、この加盟店オーナー達がどのような戦いを強いられてきたのか、その苦難の道のりを振り返りたい。

第2節 コンビニで捨てられる食品の量

本論に入る前に、コンビニの各店舗が、どれだけ「もったいない」ことをしているのか、すなわち、どれだけ食品が捨てられているのかについて述べたい。

1 公正取引委員会「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」（2020年9月）

2020年9月に公取委は「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」（以下、実態調査報告書という）を公表した。公取委は2019年10月から2020年8月にかけて、大手コンビニチェーンの加盟店に対するWebアンケート調査とコンビニエンスストア（以下、コンビニとする）本部8社やオーナーに聞き取り調査を行った。加盟店に対するWeb調査についていえば、このWeb調査は2020年1月から2月にかけて行われたが、日本に所在する8チェーンの全ての加盟店（5万7524店）を対象に行っており、過去最大規模の調査である。そして、この実態調査の結果をまとめたものが、実態調査報告書

である³。

実態調査報告書によれば、2019年度（調査が行われた直近の会計年度）における加盟店1店舗あたりの年間廃棄ロス額は468万円（中央値）である⁴。

これがいかに大きな金額であるのか、そして実態調査報告書において示された食品廃棄ロスについて、他の数値と比べつつ、検討していきたい⁵。

日本における給与所得者の平均給与は441万円である⁶。加盟店1店舗あたりの年間廃棄ロス額は468万円なので、コンビニの各店舗は、給与所得者の平均給与を上回る金額ものまだ食べられる食品を捨てていることになる⁷。

次におにぎりについて考えてみたい。コンビニ各店舗は、1店舗1日当たり平均198.6個のおにぎりを仕入れ、18.9個ものおにぎりを捨てている。コンビニのおにぎりは1個約110グラムである。米を主食する日本人でも1日あたりの平均米の消費量は153.3グラム（炊いたご飯にしたら約337グラム）である⁸。日本人約6人が1日に消費する米がたった1店舗で捨てられているのである。

この調査に参加した日本全国のコンビニ店舗は5万7524店舗だから、全国で約34万4000人分が1日に消費する米が捨てられていることになる。2021年、日本全国に、日々の食事すらままならないホームレスは3824人もいる。それにも

3 公正取引委員会「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」83頁（2020年）。<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/kitori0902/200902_02.pdf> accessed on 2021.9.25.

4 実態調査報告書・前掲注3、83頁。

5 拙稿「コンビニで削減されるか」中部経済新聞2022年3月8日8面も参照。

6 国税庁「平成30年分 民間給与実態統計調査」<<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2018.htm#a-01>> accessed on 2021.9.25.

7 井出留美氏は、実態調査報告書におけるコンビニの食品ロス問題について、分析をされているのでこちらも参照されたい。本稿でも参考にさせていただいている。井出留美「年468万円分食品を捨てるコンビニ 公取委に改善要請を受けた本部はパフォーマンスではない食品ロス削減を」<<https://news.yahoo.co.jp/byline/iderumi/20200903-00196458>> accessed on 2021.9.25.

8 農林水産省「令和2年度食料需給表（換算）」<<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/attach/pdf/index-11.pdf>> accessed on 2021.9.25.

かかわらず、このように「もったいない」ことが起きているのである⁹。

弁当についても、コンビニの各店舗は、1店舗1日当たり平均39.0個仕入れ、5.2個もの弁当を捨てている。売価ベースでは3200円になる。新生銀行グループの調査によれば、男性会社員の平均昼食代は585円、女性会社員の平均昼食代は583円である¹⁰。週に5日働くとして、男性会社員の1週間の昼食代は2925円、女性会社員は2915円である。コンビニの各店舗は、日本の会社員が1週間に使う昼食代以上の額に相当する弁当をたった1日で捨てていることになる。

日本のコンビニは、これだけの「もったいない」ことをしているのである¹¹。

第3節 コンビニ会計が原因となって起きる本部による見切り販売や仕入強制

この実態調査を受けて、公取委は本部に改善要請をしている。もちろん、公取委は、食品ロスを削減するために、改善要請をしたのではない。公取委は独占禁止法（以下、独禁法とする。）上の問題となり得る点等を指摘し、実態調査報告書に基づき、自主的に点検と改善を行い、点検結果と改善内容を公取委に報告することを要請した¹²。この過程で、公取委が問題にしたのは、本部による仕入数量の強制や見切り販売の制限に関する優越的地位の濫用である。本部は、なぜ仕入数量の強制や見切り販売の制限をしていた（制限していると疑

9 厚生労働省「（令和3年）ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17922.html> accessed on 2021.9.25.

10 新生銀行グループ「2020年サラリーマンのお小遣い調査結果について」<<https://pdf.irpocket.com/C8303/QW2b/QENO/dkpj.pdf>> accessed on 2021.9.25.

11 楠田教授は「ロスチャージ問題は、消費期限・賞味期限のある弁当や惣菜類を大量に発注し、期限が来れば廃棄する、というコンビニエンスストアの経営のやり方が、資源の無駄という観点からも是非を問われた。フランチャイズ本部が、加盟店が望む以上に商品を発注することを要請するのは、激しいチェーン間の競争の中で「品切れがない」というブランドイメージを確立するためだと考えられる。しかし、社会的な経済厚生を考えた場合、消費されることのない商品がリスクヘッジの目的のためのみに生産され廃棄されることは明らかに非効率だといえるだろう。」としている。楠田康之「コンビニ契約の「ロスチャージ会計」が悪なのか？」日本福祉大学経済論集第41号208頁以下（2010年）。

12 実態調査報告書・前掲注3、213頁。これに従いフランチャイズガイドラインも改正されている。後掲注48も参照。

われていた) のだろうか。

それには、コンビニ本部がロイヤルティ（以下、チャージとする。なお、コンビニ最大手のセブン-イレブンはロイヤルティをチャージと表現している。）を算出する際に用いられる算定式であるコンビニ会計が大きく関わっている。この点につき、公取委は、実態調査報告書において、いわゆるコンビニ会計を採用する場合の留意点として、「ロイヤルティ（チャージ）の算定式に「実際に売れた商品の仕入原価を売上原価として計算した売上総利益 × 一定率（いわゆるコンビニ会計）」を採用している場合、仕入数量の強制や見切り販売の制限といった独占禁止法違反が行われると、加盟者は廃棄ロスをコントロールできないのに、その負担を一方的に負わされてしまうおそれがある。この方式を採用しているチェーンでは「仕入数量の強制」や「見切り販売の制限」といった独占禁止法上の問題が生じないように特に留意する必要がある。」と述べている¹³。このように公取委によれば、コンビニ会計と本部による仕入れ数量の強制や見切り販売の制限は密接に関係しているというわけである¹⁴。

そこで、次にコンビニ会計について述べたい。

第4節 コンビニ会計とは

現在、コンビニ本部各社のチャージ算定式は、チェーン本部ごとによって微妙に違う。しかし、基本型となるコンビニ会計では、実態調査報告書において示された通り「実際に売れた商品の仕入原価を売上原価として計算した売上総

13 実態調査報告書・前掲注3、206頁以下。

14 仲地氏は、コンビニ会計は仕入れ数量の強制や見切り販売の制限といったコンビニ問題だけでなく、加盟店オーナーや家族の長時間就業を引き起こしている旨を主張している。すなわち、「会計システムやロイヤルティ率は加盟店オーナーの裁量で変更できるものではない。したがって、このシステムを前提として、仮に加盟店オーナーが自身の収入を増やしたいと考えれば、最も支出規模の大きい項目である人件費で調整するしかない。家計状況の苦しい加盟店オーナーほど、人件費を削って収入を増やしたいと考えるが、それは不足分の労働力を人件費のかからない自信や労働によって代替するということであり、長時間労働は避けられない。」と仲地氏は述べている。仲地二葉「コンビニオーナーの就業時間が長時間化する構造的要因の分析」中央大学経済研究所年報52号214頁以下（2020年）。

利益×一定率」でチャージが算出される¹⁵。そして、このコンビニ会計は、廃棄ロスが加盟店の負担になるということが大きな特徴である¹⁶。コンビニ会計については既に別稿でも触れているので、本稿では簡単に述べたい¹⁷。

このコンビニ会計を「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れたとする。加盟店が本部に支払うチャージは粗利の60%とする。」という事例で説明する。

(1) 一般会計の場合

一般会計の場合、廃棄したおにぎり2個の費用を当然に原価に含ませる。したがって、次のような計算式になる。

売上：100円×8個＝800円

原価：70円×10個＝700円

粗利：800円－700円＝100円

チャージ：60円

加盟店の収益：40円

この一般会計に従えば、本部も加盟店も黒字となる。しかし、同じ事例でも、コンビニ会計に従うと加盟店は大赤字になるという事態になる。

15 実態調査報告書・前掲注3、39頁以下。

16 岩佐教授は、本部と加盟店オーナーとの間には経済的に大きな格差が開いており、加盟店オーナーは搾取構造の中にあるとしている。そして、この搾取構造の一つとして、コンビニ会計を挙げている。岩佐和幸「コンビニ・フランチャイズにおける「働き方」と地域経済」地域学研究第37号38頁（2019年）。

もっとも、現在では、廃棄ロスの一部を本部は負担している。拙稿「コンビニフランチャイズ本部による廃棄ロス助成金制度の批判的検討 - 食品廃棄ロスを減らし、コンビニ加盟店の収益をあげるために -」愛知大学経営総合科学109号23頁以下（2018年）参照。

17 拙著『コンビニの闇』50頁（ワニブックス、2020年）；拙稿「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限（1）」愛知大学法経論集187号54頁以下（2010年）；前掲注12、38頁以下。

(2) コンビニ会計の場合

前述の通り、コンビニ会計は、「廃棄ロスが加盟店の負担になる」という点
が特徴である。コンビニ会計では、実際に売れた商品の仕入原価を売上原価と
して計算する。すなわち、「おにぎりの廃棄分は原価に含ませない」のである。
したがって、次のような計算式となる。

売上：100円×8個＝800円

原価：70円×10個－70円×2個＝560円

コンビニ会計による粗利：800円－560円＝240円

チャージ：144円

加盟店の収益：96円－70円×2個＝マイナス44円

コンビニ会計に従うと、本部のチャージ収入は144円となる。一方で加盟店
は一般会計の場合では40円の黒字だったが、コンビニ会計に従うとマイナス44
円となってしまう。

第5節 コンビニ会計が引き起こす問題点 - 仕入れの強制

このようにコンビニ会計は、本部が廃棄ロスを負担しないという点の特徴で
ある。これは、加盟店のみが廃棄ロスを負担することを意味しているだけでは
ない。本部は、廃棄がどれだけ出ようとも、少しでも商品が多く売れた方が、
チャージ収入は増えるという問題を生じさせているのである。

この点を上記の事例と「原価70円のおにぎりを6個仕入れて1個100円で6個完
売したとする。チャージは同じく60%である。」という事例と比べて検討したい。
この事例にコンビニ会計の計算式を当てはめると、結果は次の通りとなる。

(3) おにぎりを6個仕入れて完売した場合

売上：100円×6個＝600円

原価：70円×6個＝420円

粗利：600円－420円＝180円

チャージ：108円

加盟店の収益：72円

「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れた。」事例（前者とする）と「原価70円のおにぎりを6個仕入れて1個100円で6個完売したとする。」（後者とする）の事例と比べてみたい。本部のチャージ収入は、前者は144円、後者は108円である。一方で、加盟店は前者がマイナス44円、後者は72円である。本部の立場からすると、「廃棄を2個出しても、8個売れた」という前者の方が儲かる。一方で、加盟店は「6個仕入れて、6個完売」したという後者の方が儲かる。このような利益相反が起きるのは、廃棄ロスは全て加盟店の負担というコンビニ会計ゆえに生じるのである¹⁸。

この結果、廃棄ロスの負担の無い本部は「完売」を「欠品」と捉えるようになるのである。6個完売したらのなら、10個売れるのではないかと考え、売れ残り（廃棄）のリスクを考えず、大量の商品を仕入れるように加盟店に仕向けるようになる。これが、公取委のいう「仕入数量の強制」に繋がっているのである。

18 楠田教授は「再販売価格維持行為が課されたとしても、加盟店が発注量を決められるならば、ロスチャージは効果を失う。加盟店はロスチャージを軽減するために、事前に決定する発注量を抑えようとするインセンティブを持つからである。その場合、良い需要の状態が生じた場合は品切れが起きることになるが、これはフランチャイズ本部が避けたいことである。」と本部と加盟店が利益相反になる状態を分析している。楠田・前掲注11、207頁以下。

また、坂本教授は、「フランチャイズ・イメージ、コンビニ・イメージを維持するために必要なコスト（販売機会を失うことを防止するための品揃え、廃棄ロス、棚卸ロス、パート等の人件費など）については、ロイヤルティ比率などに応じて本部と加盟店が分担すること」を主張している。坂本秀夫「岐路に立つコンビニエンスストアをめぐる諸問題に関する若干の考察」明星大学経済学研究紀要52巻1・2号22頁以下（2020年12月）。

実態調査報告書によれば、「本部から強く推奨され、意に反して仕入れている商品がある」と答えた加盟店オーナーは52.4%、「必要以上の数量を仕入れるよう強要された経験がある」と答えた加盟店オーナーは47.5%にもなる。必要以上の仕入れを行なっている頻度については、「恒常的にある」と答えた加盟店オーナーは、「必要以上の数量を仕入れるよう強要された経験がある」と答えた加盟店オーナーのうちの33.5%にもなる¹⁹。

そして、指導員に無断発注された経験の有無については、何らかの経験を持つ加盟店オーナーは44.6%にも昇り、恒常的にある加盟店オーナーは4.2%にもなる。

コンビニフランチャイズ契約において、商品発注の権限は加盟店にある。しかし、この実態調査報告書によれば、加盟店に対して優越的地位にある本部の圧力によって、仕入れを強制されている実態があることは確かである。もし、本部が仕入数量を強制あるいは推奨してきた場合、加盟店はこれに抵抗するのは事実上できないのである。さらに、本部による仕入数量の強制どころか、本部社員が、加盟店オーナーの許可を得ず、無断で発注をしてしまうという事件まで起きているのである²⁰。

このようにコンビニ会計が、本部による仕入数量の強制を引き起こしている。

第6節 コンビニ会計が引き起こす問題点 - 見切り販売の制限

1 はじめに

以上の通り、少しでも商品が売れたら儲かる本部は、完売を欠品と考える。すなわち、商品が売れ残っても欠品をしないように、加盟店が大量の商品を仕

19 実態調査報告書・前掲注3、128頁以下。なお、加盟店オーナーが意に反して仕入れをしている理由として、「本部の指導員から「自分もポケットマネーで購入するので店舗も協力して欲しい」などと言われ、本部と店舗に挟まれた指導員をかわいそうと思ったから」という理由が47.4%で最多である。「他の加盟店の仕入実績などを示されながらもっと仕入れられると言われるから」が43.8%、「本部の以降に逆らうと契約更新等で不利益が生じるのではないかと思ったから」が40.2%でこれに続く。

20 本部社員による無断発注問題については、拙著・前掲注17、58頁以下。

入れることを望む。一方で、コンビニ会計によって、廃棄ロスを負担する加盟店は、できる限り完売を目指そうとする。

しかし、優越的地位にある本部が加盟店に圧力を加えて、売れ残りが発生するような仕入数量を強制あるいは推奨した場合、加盟店がこれに抵抗することは難しいのが実情である。

ところが、加盟店には、本部によって大量の商品を仕入れさせられたとしても、その商品の売れ残りを回避する方法がある。その方法とは見切り販売である。

2 見切り販売

見切り販売とは、スーパーなどで行われている閉店近くの時間になったら行われている値引き販売のことである。加盟店が、この見切り販売を行えば、加盟店の収益は劇的に改善する。例えば、「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れたとする。売れ残りそうになった2個を3割引の70円（原価）で売り切ったとする。加盟店が本部に支払うチャージは粗利の60%とする。」との事例の場合、結果はどうなるのであろうか。

(4) 見切り販売をした場合（2個見切り）

売上：100円×8個＋70円×2＝940円

原価：70円×10個＝700円

コンビニ会計による粗利：940円－700円＝240円

チャージ：144円

加盟店の収益：96円

見切り販売をせずに2個売れ残った場合はマイナス44円なのに対し、見切り販売をすれば加盟店の利益は96円となる。このように見切り販売をすれば、加盟店の収益は、劇的に改善するのである。

そして、この場合は、売れ残りそうな2個を見切り販売したのであるが、見切り販売する個数や売価を変えたらどうなるであろうか。例えば、「原価70円のおにぎりを10個仕入れ、6個が100円で売れた。そこで、売れ残りそうになったおにぎり4個を2割引の80円にして完売した場合」はどうなるか。

(5) 見切り販売をした場合(4個見切り)

売上：100円×6個＋80円×4＝920円

原価：70円×10個＝700円

コンビニ会計による粗利：920円－700円＝220円

チャージ：132円

加盟店の収益：88円

(2)「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れたが2個廃棄した」という事例と(4)「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れた。売れ残りそうになった2個を3割引の70円で売り切った。」という事例、そして(5)「原価70円のおにぎりを10個仕入れ、6個が100円で売れた。そこで、売れ残りそうになったおにぎり4個を2割引の80円にして完売した。」事例の3つを比較検討したい。

(2)の2個廃棄した事例と(5)の4個を2割引で見切り販売をする事例と比べると、本部は前者の方がチャージ収入は多くなる((2)(4)は144円、(5)は132円)。

すなわち、本部は

1(2)2個廃棄した事例、及び、(4)2個を原価で見切り販売した事例

3(5)の4個を2割引で見切り販売をする事例

の順で収益を獲得することができる。

一方で加盟店は、(4)の事例と(5)を比べると確かに(4)の事例の方が収益は多い((4)96円、(5)88円)が、(2)の事例と(5)の事例を比べると、(5)の

方が収益は劇的に改善され増収となる（(2)はマイナス44円、(5)は88円）。

すなわち、加盟店の収益を多い順から並べると

1(4)2個を原価で見切り販売した事例

2(5)4個を2割引で見切り販売をする事例

3(2)2個廃棄した事例

の順となる。

このように見切り販売をした事例である(4)2個を原価で見切り販売した事例と(5)4個を2割引で見切り販売をする事例を見ると黒字になっているので、加盟店にとっては見切り販売をする方が有利なことは間違いない。

また、確かに(4)2個を原価で見切り販売した事例と(5)4個を2割引で見切り販売をする事例を比べると(5)4個を2割引で見切り販売をする事例の方が加盟店の収益は多いわけであるが、その差は8円とわずかであり、1個売れ残りを出した時の廃棄損（損失）70円と比べると、はるかに少ないと言える。

このように、加盟店からすれば、売れ残りのリスクが出そうになれば、早めに少しずつ値下げ販売を開始する(5)の戦略を取れば、赤字になるのを防げるばかりでなく、確実に収益を得られるという結果になることは間違いない²¹。実際、このような「売れ残りが出そうになれば、早めに少しずつ値下げ販売を

21 セブン・イレブン川崎井田店オーナー伊藤洋氏は「廃棄をやめ、値引き販売をしたら総収入が増えた」と主張している。辻和成「再燃する「チャージ問題」を追う 第1回」コンビニ2002年12月70頁以下。

見切り販売には食品ロス（廃棄）削減効果もある。小野氏と堀氏は、コンビニ1店舗の「1日当たりの標準的な廃棄額は、見切り販売実施者では1万円未満が82.0%を占めているのに対して、非実施者では1万円以上に主張しており、その結果、平均廃棄額は実施者の6240円に対して、非実施者では15563円と、両者に大きな差があることが明らかとなった。」、そして、「平均的な日販に対する廃棄率も見切り販売実施者と非実施者では廃棄率の分布にも大きな差があり、実施者の平均廃棄率が1.14%であるのに対して非実施者では2.92%と大きな差があることになった。」として、見切り実施者と非実施者の間では、1日当たり廃棄額と廃棄率に有意な差がみられることから、見切り販売が廃棄ロス削減効果を有することを確認することができるとしている。小野雅之、堀奈緒美「コンビニエンスストアにおける見切り販売による食品廃棄削減の可能性」農場市場研究第22巻第2号55頁以下（2013年）。

開始する」戦略は、多くのスーパーで採用されており、決しておかしい戦略ではない。

3 まとめ

以上の点をまとめると次のようなことが言える。

加盟店は、完売を目指すことが収益を得る確実な方法であるのに対して、本部は売れ残りが出てもできる限り定価（正確には売価と原価の差額が多くなるように）で売の方が儲かるという利益相反となる状態が起きている²²。このため、本部が多くの商品を定価で売って欲しいと考えるようになり、加盟店が見切り販売をすることを本部は嫌うようになってしまっているのである。

第7節 コンビニ会計に疑問を持つ加盟店オーナー達

以上の通り、本部は見切り販売の制限や仕入数量の強制を行ってきた。そして、このような問題を生じさせている原因の一つにコンビニ会計があることは確かである。

このような本部の見切り販売の制限や仕入数量の強制に疑問を持つコンビニ加盟店オーナーが、最初に問題にしたのは、当然ではあるが、コンビニ会計であった。このため、コンビニ会計に関する訴訟が多発した。そこで、まずはコンビニ会計に関する裁判例と判例を分析する。

22 高田教授もコンビニ会計が、見切り販売を行いたい加盟店と見切り販売を止めさせたい本部との対立構造を生んでいる旨を指摘する。高田淳「現実類型としてのフランチャイズ契約 - 値引き販売制限問題をめぐる裁判例に即して -」法学新報123巻5=6号484頁以下（2016年11月）。

第2章 コンビニ会計に関する裁判例と判例

第1節 はじめに

1 序論

第1章でコンビニ会計の基本型を示したが、実際のコンビニ会計は非常に複雑である。このため、コンビニ会計に疑問を持つ加盟店オーナー達は、ある疑いを持ち始めた。それは、「コンビニ会計によって、本部は加盟店の損失にしかならない廃棄ロスにまでチャージを課している」のではないかとの疑いである。

したがって、コンビニ会計に関する裁判例や判例では、廃棄ロスや棚卸ロス（以下、廃棄ロス等とする）にチャージが課せられているのかという点が争点になっている。廃棄ロス等に課せられたチャージのことをロスチャージというが、このロスチャージが存在しているのかが争われた訴訟をロスチャージ訴訟という。

現在でも、SNS等でコンビニ会計が加盟店オーナー間で話題になるたびに、このロスチャージが存在しているのか否かについて、加盟店オーナーごとに見解が異なっている。コンビニ会計が複雑であるがゆえに、ロスチャージがあるようにも見えるし、無いようにも見えてしまっているというわけである²³。

なぜ、このようなことになってしまっているのかを理解するためには、裁判例や判例で問題になった点を正確に理解する必要がある。そこで、まずは、裁判例を検討する前に、争点を明確にしておきたい。

2 コンビニ会計に関する裁判例や判例の争点

裁判例で争われた争点を述べる。

23 辻和成氏は、2002年の時点で「チャージ問題はいまや“永遠の論争”の様相を呈してきた」と述べている。そして、廃棄ロスにチャージはかかっていると結論づけている。辻和成「再燃する「チャージ問題」を追う」第1回コンビニ2022年12月号66頁以下、第2回2003年1月号78頁以下、最終回2003年2月号68頁以下。

すでに述べた通り、コンビニ会計とは①実際に売れた商品のみを原価として粗利を算出する、②廃棄ロス等は加盟店の負担となるという点が大きな特徴である。

当初、コンビニ加盟店本部は、このコンビニ会計、すなわち、本部に支払うチャージ額を「(売上高－売上商品原価) × チャージ率」という算定式で計算すると表現していた。この算定式の用語の一つである「売上商品原価」という用語には、明確な定義はなく、この売上商品原価に廃棄ロス等が含まれるのかという点が裁判において争われた。これが、争点の1つ目である。すなわち、チャージの算定式が一般会計なのかコンビニ会計なのかという点である。

2つ目の争点は、ロスチャージについてである。コンビニ本部は、「(売上高－売上商品原価) × チャージ率」の内容を「(売上高－総売上原価(売れた商品の原価)＋廃棄ロス原価＋棚卸ロス原価＋仕入値引高) × チャージ率」とし、この算定式でチャージの計算を行っていた。このチャージの算定式では、一見すると廃棄ロス等にチャージがかかっているように思える。そこで、廃棄ロス等にチャージをかけているのかどうか、要するにロスチャージが存在するのかが争点の2つ目である。

そして、争点の3つ目であるが、廃棄ロス等にチャージをかけているとすれば、この算定式は民法上、問題ないのか、すなわち、公序良俗や信義則違反としないかという点である。

詳細は御述するが、最終的に、最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決(判例秘書 L06210046・集民224号521頁・判例時報1980号69頁、判タ1250号76頁)において、最高裁は、本部と加盟店とのフランチャイズ契約の「売上高－売上商品原価」はコンビニ会計であると解釈し、ロスチャージは存在すると判断した。そして、最高裁では、廃棄ロスにまでチャージを課すロスチャージを企業会計上の妥当性があるものとした第一審の判断を前提にして、この前記の判断をしており、ロスチャージが公序良俗や信義則違反になる可能性も事実上否定された結果となっている。

3 ロスチャージ訴訟のその後

そして、ロスチャージが存在するとの最高裁判決後、コンビニ本部は開示書面等の記載を変更（修正）した。しかし、この変更（修正）は、あくまで開示書面等の記載を変更（修正）であって、コンビニ本部は契約内容を変更したのではなかった。すなわち、コンビニ本部は、コンビニ会計をチャージ算定式として採用し続けた。

また、コンビニ本部は、この変更（修正）によって、「廃棄ロス等にはチャージはかかっていない」ことを明らかにすることも狙った。

しかし、この変更（修正）によって、「廃棄ロス等にはチャージはかかっていない」、すなわち、ロスチャージの存在が否定されることになったのかといえば、そうではなかった。コンビニ会計と一般会計の違いから、この両者によって算定されたチャージに差額が生じるため、ロスチャージが存在しているようにも、結局は見えるからである。

さらには、コンビニ会計では、見切り販売によって、加盟店の収益が大きく変わる。すなわち、見切り販売にすれば、同じ売上高であったとしても、チャージの額が変わるという現象が起きてしまう。このため、ロスチャージが存在していると考えても、これが明確に誤りとは言えない状況になっている。これらの点については、次章で詳細に分析する。

前置きが長くなったが、ロスチャージに関する裁判例と判例を分析する。

第2節 裁判例の検討

1 はじめに

下記に記すとおり、コンビニ会計に関する争いについて、最終的に、最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決によって一応の決着がついた。この最高裁判決を分析する前に、その他の裁判例（最高裁判決とその原審以外の裁判例）を見ていくことにする。

2 裁判例

(1) 大阪地判平成8年2月19日（判例秘書 L05150076、判例タイムズ915号131頁）

【原告加盟店、被告本部、原告の請求を棄却】

【事案の概要】

経営不振により店舗を閉店することになった原告加盟店が被告本部に対して、情報提供義務違反、競合店を出店しない義務違反、指導援助義務違反などの債務不履行に基づく損害賠償請求及び被告のチャージ計算方式により不当にチャージを収奪されたとして不当利得返還請求をした事件である。

なお、本件は最高裁まで争われたチェーンとは別のチェーンの事件である。このため、本件では、廃棄ロス等にチャージがかかるかどうか争われているのではなく、見切り販売を実施することにより値引きした額にまでチャージが課せられているのかが争われている²⁴。

【判旨】

（本稿はコンビニ会計についてのみ検討するので、不当利得返還請求についてのみ言及し、これ以外の争点については割愛する。）

①被告がフランチャイジーから受領するチャージは、被告がフランチャイジーに提供する指導援助、サービスの対価の性質を有するもので、総値入高の35パーセント相当額であり、総値入高は概括的には、「売上高－売上原価＋見切・処分の売価額＋棚卸ロス」という算式で算出される²⁵。

②売上総利益（売上高に売上原価を控除した額＝売上高－売上原価）に見切等

24 分かりやすくするため、例を出すと、原価70円のおにぎりを売価100円で販売していたが、売れ残りそうになったため80円で見切り販売した場合、この見切りした20円にまでチャージが課せられている（売価で売られたものとして扱われている）と、原告加盟店は主張しており、これが不当利得であると原告は主張していた。

25 ここでいう「見切」とは当初売価から値下げして販売した場合の値下げ額をいい、「処分」とは賞味期限の到来により廃棄処分となった商品の売価ないし仕入額をいい、「棚卸ロス」とは、実地棚卸額と帳簿在庫高の差額をいう。

の売価額を加算して総値入高を求めこれにチャージをかけることとすると、売上原価として売上高から控除されている見切等の仕入原価額と見切等の売価額の差額、すなわち見切等の荒利益相当額がチャージの対象となる。したがって、被告の採用している総値入高の計算方法は、見切等の荒利益相当額をチャージ対象としてチャージを算出する計算方法といえる²⁶。

③商品仕入の段階で販売可能な商品の種類と数量を予想し、その予想に基づいて商品を仕入れるのは原告の責任で行うべきであることから、見切・処分による損失については原告が負担すべきことになる。また、棚卸ロスも、店舗経営に付随して発生する損失であり、本件各契約を前提とすると、原告の負担すべき損失といえる。見切等の荒利相当額をチャージ対象とする目的として被告が主張するフランチャイジーによる売上高の過少申告によるチャージ逃れ防止ということには一応合理性があること、証拠によれば、見切等を対照としたチャージは、平均で年間16万円に過ぎないことを併せ考えると、見切等の荒利益相当額を対象とすることが、本件各契約における原告と被告の法的地位及び信義則に照らし、公序良俗に反するような違法性を有すると認めることはできない。

④以上によれば、見切等の荒利相当額をチャージの対象とする総値入高の計算方法が違法である旨の原告の主張は、理由がない。

26 なお、本件において、原告は、売上高から売上原価を控除した後に見切等を売価で加算して総値入高を算出しているから、加算された見切等の売価額がチャージ対象となっているものと主張していたが、「右の月次概算総値入高の売上原価の計算方法によれば、月初めの在庫及び当該月に仕入れた商品から、月末に在庫として残存している商品を控除した額は、すべて売上原価を構成するものとされているから、処分によって廃棄されてしまった商品、棚卸ロスとなった商品のように現実には販売されなかった商品や、販売はされたが予定売価から値下げして販売された商品の仕入原価も、すべて当該月の売上原価を構成していることが明らかである。そうすると、仮に売上高から売上原価を控除した売上総利益に見切等の仕入原価額を加算したものにチャージをかけることとすると、見切等の仕入原価額は売上原価として売上高から控除されていることから、同額の見切等の仕入原価額を加えても、プラスマイナスで相殺されてゼロとなり、見切等は何らチャージの対象とならないことになる。」と裁判所は判断している。

＜若干の検討＞

本件で注目すべき点の1つ目は、チャージは、総値入高の35パーセント相当額であり、総値入高は概括的には、「売上高－売上原価＋見切・処分の売価額＋棚卸ロス」という算定式で算定されると裁判所は認定している。すなわち、見切等の荒利益相当額をチャージ対象としてチャージを算出する計算方法が取られていると判断している。本件のチャージ算定式はコンビニ会計であり、ロスチャージが存在しているというわけである。

そして、注目すべき点の2つ目は、この見切等の荒利益相当額を対象とするこのチャージの算定式は、本件各契約における原告と被告の法的地位及び信義則に照らし、公序良俗に反するような違法性を有すると認めることはできないと裁判所は判断しているという点である。そして、その理由として、①商品の仕入数量については一部を除いて制限はなく専ら原告の判断に委ねられており、見切・処分による損失については原告が負担すべきこと、②売上高を過小に申告して不正にチャージの支払を免れるのを防止するためであることの2点をあげている。この2点が本判決の特徴である。

(2) 名古屋地判平成13年6月28日（判例秘書 L05650174・判例時報1791号101頁・判例タイムズ1121号179頁）

【原告加盟店、被告本部、一部認容】

【事案の概要】

原告加盟店は、被告本部との間で、同チェーンの加盟店となるフランチャイズ契約（以下「本件契約」という。）を締結し、コンビニを開業したが、被告が、本件契約を解除したため営業の継続が不可能となった。

そこで、原告は、被告に対して、本件契約が錯誤により無効であることによる不当利得の返還、本件契約の締結に際し、被告が詐欺を行ったこと、被告に指導援助義務等の本件契約で定められた債務の不履行があることを理由とする

損害賠償、原告の店舗を閉店するにあたり、被告が違法行為を行ったことを理由とする不法行為に基づき損害賠償等を請求した事案である。

(本件は、最高裁判決が出たチェーンとも裁判例(1)とも異なるチェーンの事件である。)

【判旨】

(本稿のテーマであるコンビニ会計に関する部分についてのみ触れる。)

①本件契約において、本件店舗にかかるチャージは、「売上総利益」の38パーセントであること、売上総利益の算出式は、「売上総利益＝営業収入－売上原価」であること、そして、営業収入の算出式は「営業収入＝売上高＋その他収入」、売上原価の算出式は「売上原価＝期首商品原価＋仕入原価－（値引き＋リベート＋廃棄商品等原価＋期末商品原価）±棚卸差額原価」である。

②本件契約では、廃棄処分原価を経費としては計上していないため、チャージ算出の基礎となる売上総利益には、廃棄商品は影響しないということが認められる。

③原告は、純粋な粗利にチャージをかけるべきであると主張するが、加盟店において、実際には販売された商品について廃棄処分と被告会社に報告し、売上高を過小に申告して不正にロイヤリティを免れるのを防止すること、廃棄や棚卸ロスを最小限に押さえるための動機付けにすることなどの事情があることから、このような計算式を定めることも契約自由の原則に基づき認められることは当然である。

＜若干の検討＞

本件では、本件チャージの算定式がコンビニ会計であるのか、一般会計なのかが争われている。

上記①は、チャージは「売上総利益」の38パーセントとなるが、「売上総利益＝営業収入－売上原価」であり、売上原価は、仕入原価から廃棄商品原価を

控除したものであると裁判所は認定している。そして、上記判旨②では、このチャージ算定式では、廃棄がいくら増えようが売上総利益は変わらないことが述べられている。要するに、本件ではコンビニ会計が使われていると認定したわけである²⁷。しかし、廃棄ロス等にチャージがかけられているという点までは認定されていないと言える。

上記判旨③では、チャージ算定式であるコンビニ会計は契約自由の原則から許されると判断している。この理由として裁判所は(1) 売上高を過小に申告して不正にロイヤリティを免れるのを防止すること、(2) 廃棄や棚卸ロスを最小限に押さえるための動機付けにすることの2点をあげている。

(3) 千葉地判平成13年7月5日（判例秘書 L05650180・判例時報1778号98頁）

【原告加盟店、被告本部、一部認容】

【事案の概要】

被告本部との間でフランチャイズ契約を締結した各原告が、被告は違法な会計処理をしており、右各契約は無効である、本件契約は独禁法に不公正な取引方法に該当する、被告は詐欺を行った、原告に錯誤があった、被告に契約締結の際に説明義務違反があった等と主張して損害賠償等の支払を求めた事案である。（なお、本件は上記裁判例（1）と同じチェーンの事例である。）

【判旨】

27 この裁判所の判断を第1章で使った「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れた」という事例で説明していく。営業収入は、1個100円で8個売れたので、100円×8個＝800円である。問題は売上原価であるが、仕入原価から廃棄商品原価を控除して算定している。今回、仕入原価は原価70円のおにぎりを10個仕入れているので、700円である。本件の計算式はこの700円から廃棄商品原価を控除している。すなわち、廃棄2個分の140円（70円×2個）を引くので、700円から140円を引くと560円になるということである。結果、売上総利益は240円（800円－560円）となる。

（本判決において、被告の説明義務違反が認められたが、違法な会計処理については下記の通り、否定されている。）

①被告本部は加盟店に対して機会ロスをなくすよう強く指導しているところ、機会ロスをなくすためには仕入れを増やす必要があり、仕入れを増やせば見切・処分等が増加することは避けられないこと、見切・処分等にチャージをかけることによってフランチャイジー（加盟店）の売上が減少しても仕入れ額が変わらない限り被告の取得するチャージ額は減少しない結果となり、売上に関するリスクはフランチャイジーが全て負担しなければならない仕組みになっていること等からすれば、見切・処分等にチャージをかけることだけをとらえていえば、かかる仕組みがフランチャイザー（本部）にとっては有利な、フランチャイジーにとっては不利な仕組みとなっていることは否定できない。

②しかしながら、見切・処分等は基本的にはフランチャイジーの責任領域で生じるものあること、実際にチャージ逃れを行うことは難しいとしてもチャージ逃れということ完全を否定することはできないこと、見切・処分等にチャージをかけなくても、チャージ率が高ければフランチャイジーの収入は減少するのであって、チャージの率やフランチャイジーの収入を考慮せずに、見切・処分等にチャージをかけることのみをとらえて有利、不利を論ずることは相当でなく、チャージ率をどのように定めるかは基本的には当事者間の合意に任されるべきであることからすれば、見切・処分等についてチャージをかけることが見切・処分等の分の二重取りに当たるとはいえないし、公序良俗に反するということとはできない。

＜若干の検討＞

本判決において、裁判所は「見切・処分等にチャージをかける」と認定しており、本件チャージ算定式がコンビニ会計であり、ロスチャージが存在すると認定されている。

被告である本部は、「被告の計算方式によれば、荒利（売上－売上原価）に

見切・処分、棚卸ロスを加算した合計額（すなわち総値入高）にチャージ率を乗じるので、荒利にチャージ率を乗じる場合に比して被告のチャージ額は大きくなる。」と認めている。そして、被告本部は「総値入高方式を採用する以上、正確な利益（経費控除前）を算出するためには、被告の方式で算出したフランチャイジー収入から総値入高を算出する際に荒利（売上－売上原価）に加えられていた見切・処分、棚卸ロスを控除しなければならないことは当然の措置である。」と主張している。

そしてこのチャージの算定式（コンビニ会計）については、「見切・処分等についてチャージをかけることが公序良俗に反するということとはできない。」と裁判所は判断している。その理由であるが、(1) 売上に関するリスクはフランチャイジーが全て負担しなければならない仕組みになっていること、(2) 見切・処分等は基本的にはフランチャイジーの責任領域で生じるものあること、(3) 実際にチャージ逃れを行うことは難しいとしてもチャージ逃れということを完全に否定することはできないこと、(4) チャージの率やフランチャイジーの収入を考慮せずに、見切・処分等にチャージをかけることのみをとらえて有利、不利を論ずることは相当でないこと、(5) チャージ率をどのように定めるかは基本的には当事者間の合意に任されるべきであることの5点をその理由としている。

(4) 東京地判平成16年5月31日（判例秘書 LO5932339）

【原告加盟店、被告本部、原告の請求棄却】

【事案の概要】

本件は、原告（加盟店）らが、被告（本部）との間で、被告が運営するコンビニのフランチャイズチェーンに、それぞれフランチャイジーとして加盟する契約を締結し、被告に対し、被告から提供される店舗経営に関するサービス等に対し、一定の方式により算定される売上利益に対して一定の割合を乗じて算

定される「チャージ」と称する対価を支払ってきていたところ、この対価算定の基礎となる売上利益には廃棄された商品の原価等が含まれており、これらの廃棄商品の原価等に対しても「チャージ」が賦課されているが、「チャージ」の算定基礎となる売上利益に廃棄商品の原価等が含まれることは上記契約に定められておらず、被告は法律上の原因なく廃棄商品の原価等に対する「チャージ」に相当する金額の金員を利得したことになる」と主張し、被告に対し、それぞれ、この不当利得金を請求した事案である。

（なお、本件は、後に検討する最高裁判決と同一のチェーンで起きた事件である。このため、詳細に判旨を見ていく。）

【判旨】

①原告の店舗には、店舗経営のための詳細な手引書であるシステムマニュアルが備え付けられ、本件損益計算書についての項目には、「売上総利益」は、売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は、「総売上原価」から「仕入値引高」、「商品廃棄等」及び「棚卸増減」を差し引いて計算されることについての記載がある。

②本件各チャージ金額の算定の基礎となっている本件売上総利益の算出過程においては、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価並びに本件仕入値引高は売上高から控除される売上原価に含まれないことから、これらが売上原価として売上高から控除されず、この意味で、本件売上総利益には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価並びに本件仕入値引高に相当する金額が含まれている。

③本件各契約書においては、1条において、チャージが被告の提供する各種サービス等の対価であることが規定され、40条には、チャージについて、「売上総利益（売上高から売上商品原価を差し引いたもの。）に対し、付属明細書（二）の第3項に定める率を乗じた額」との表現により規定されている。

④被告は、上記の「売上商品原価」の用語を、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものとして使用する意図であったが、本件各契約書には「売上商品

原価」の用語を定義する規定はなく、「売上商品原価」が廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含む用語であるか否かについて、直接説明する規定もない。

⑤本件各契約書40条における「売上商品原価」との用語は、それだけをみれば、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むとも含まないとも解され得るものであるが、本件各契約書において、これらが営業費に含まれる旨が規定されており、しかも、この営業費が加盟店経営者である原告らの負担となることも明記されていることを併せて考慮すれば、同条の「売上商品原価」の用語は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものであると解釈するのが合理的であり、相当である。その結果、同条によりチャージ金額の算定の基礎となることが定められている「売上総利益」は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する金額を含むもの（すなわち本件売上総利益）であると解することができる。

⑥被告と原告らとの間においては、チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があったと認められ、この意味での合意があったと認めることができる。被告は、本件各チャージ金額のうち廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に対応する部分については、原告らとの間の契約に基づいてこれを受領したものであって、その受領が法律上の原因を欠くと認めることはできないことに帰する。

<若干の検討>

本件は、本件契約書において、「チャージは「売上高から売上商品原価を控除した額」である売上総利益にチャージ率をかけたものとする」旨が規定されているが、売上商品原価についての定義が記載されていなかったため、売上商品原価の解釈が争いになった。

原告加盟店は売上商品原価とは廃棄ロス等を含む売上原価（仕入れた商品の原価）のことである。すなわち、チャージの算定式は一般会計が使われなければならないと主張した。

被告は、売上商品原価とは売上原価（仕入れた商品の原価）から廃棄ロスを

差し引いたものであると主張した。すなわち、チャージの算定式はコンビニ会計が用いられていると主張した。

この点について、上記判旨①は、システムマニュアルに記載したところに従うと、

売上総利益＝売上高－純売上原価

＝売上高－（総売上原価－仕入値引高－廃棄ロス－棚卸ロス）

＝売上高－総売上原価＋仕入値引高＋廃棄ロス＋棚卸ロス

となる旨が記載されていると述べている。すなわち、本件ではチャージ算定式としてコンビニ会計が用いられているということになる。

ここで注意すべきは、このように最終的な売上総利益の算定式において、廃棄ロス等はプラスになっているという点である。このため、上記判旨②は、この点を指し、売上原価は廃棄ロス等が控除されるから、売上総利益には廃棄ロス等が含まれると判断している。

そして、上記判旨③は本件契約書には「売上総利益＝売上原価－売上商品原価」とされている旨を述べ、上記判旨④は売上商品原価が廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含む用語であるか否かについて、直接説明する規定がないとしたが、最終的に、裁判所は、上記判旨⑤において、売上商品原価の用語は、廃棄ロス原価等を含まないものであると判断した。その結果、売上総利益は、廃棄ロス原価等に相当する金額を含むものとなる。

このように裁判所が判断した理由は、(1) 本件各契約書において、これらが営業費に含まれる旨が規定されていること、(2) この営業費が加盟店経営者である原告らの負担となることが明記されていることの2つの理由からである。売上総利益には、廃棄ロス原価等に相当する金額を含むと判断しているため、結果的にロスチャージが存在していると裁判所は判断していることになる。

そして、上記判旨⑥において、被告と原告らとの間においては、チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があったと認められるため、その受領が法

律上の原因を欠くと認めることはできないと裁判所は結論づけている。

本判決の特徴をまとめると、1つ目は、本件のチャージ算定式はコンビニ会計方式であり、売上総利益とは廃棄ロス等が含まれており、これがチャージの算定の基礎となると裁判所が判断したという点である。売上総利益には廃棄ロス等が含まれているから、そのまま解釈すると、廃棄ロス等にチャージがかかっている、すなわちロスチャージが存在する²⁸。そして、2つ目は、売上総利益とは廃棄ロス等が含まれていることについては本部と加盟店間に合意があると判断したという点である。

このロスチャージの点について、さらに分析を深めるため、ロスチャージ訴訟と呼ばれる一連の訴訟を第一審から見ていきたいと思う²⁹。

第3節 ロスチャージ訴訟

1 ロスチャージ訴訟

(第一審) 東京地裁平成16年5月31日判決(判例秘書 LO5932338)

【原告加盟店、被告本部、原告の請求棄却】

【事案の概要】

原告加盟店が、被告本部との間で、被告が運営するコンビニエンス・ストアのフランチャイズチェーンに、フランチャイジーとして加盟する契約を締結し、被告に対し、被告から提供される店舗経営に関するサービス等に対し、一定の方式により算定される売上利益に対して一定の割合を乗じて算定される「チャージ」と称する対価を支払ってきていたところ、この対価算定の基礎と

28 実際の契約内容は廃棄ロス等にチャージはかかっていないということもできる内容である。詳細は第三章で述べる。

29 なお、ロスチャージ訴訟については、拙稿「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限(2)」法経論集189号83頁以下(2011年)、拙稿「コンビニ・フランチャイズ契約におけるチャージ算定方式と廃棄ロス」法律時報82巻7号100頁(2010年)でも分析をしている。その他、拙稿・前掲注4、23頁以下も参照。

なる売上利益には廃棄された商品の原価等が含まれており、これらの廃棄商品の原価等に対してもチャージが賦課されているが、「チャージ」の算定基礎となる売上利益に廃棄商品の原価等が含まれることは上記契約に定められておらず、被告は法律上の原因なく廃棄商品の原価等に対するチャージに相当する金額の金員を利得したことになる」と主張して、被告に対し、この不当利得金の返還を請求した。

本件契約書40条はチャージについて、「売上総利益（売上高から売上商品原価を差し引いたもの。）に対し、付属明細書（二）の第3項に定める率を乗じた額」との表現により規定されている。

被告は、上記の「売上商品原価」の用語を、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものとして使用する意図であったが、本件契約書には「売上商品原価」の用語を定義する規定はなく、「売上商品原価」が廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含む用語であるか否かについて、直接説明する規定もなかった。そして、本件契約書18条1項において引用する付属明細書（ホ）の3項には原告の負担すべき営業費が挙げられ、同付属明細書（ホ）2項には、営業費とされるものが列挙され、その中に廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が営業費となることが定められていた。

さらに、損益計算書には、

（イ）チャージ金額の計算式本件売上総利益は、次の計算式により算定されることとなる。

（計算式1）

本件売上総利益

＝売上高－本件純売上原価

＝売上高－（本件総売上原価－廃棄ロス原価－棚卸ロス原価－本件仕入値引高）

＝売上高－本件総売上原価＋廃棄ロス原価＋棚卸ロス原価＋本件仕入値引高

そして、チャージ金額は、本件売上総利益にチャージ率を乗じて算定されるから、その計算式は次のとおりとなる。

(計算式2)

チャージ金額

＝本件売上総利益×チャージ率

＝(売上高－本件純売上原価)×チャージ率

＝{売上高－(本件総売上原価－廃棄ロス原価－棚卸ロス原価－本件仕入値引高)}×チャージ率

＝(売上高－本件総売上原価＋廃棄ロス原価＋棚卸ロス原価＋本件仕入値引高)×チャージ率

との記載があった。

原告は、チャージ金額の算定の基礎をこのような金額とすることについて被告と合意していないから、被告が受領した本件チャージ金額のうち、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価並びに本件仕入値引高を算定の基礎とする部分については、本件契約に基づくものではなく、被告がこれを受領する法律上の原因を欠く旨を主張した。

【判旨】

①「売上原価」という用語は、一般の財務会計又は税務会計上は、廃棄ロス原価や棚卸ロス原価を含むものとして使用されるのが一般的であると認められるが、企業会計原則上は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を売上原価とする方式(原価方式)も、営業費(販売費)とする方式(被告方式)も、どちらも採用することができ、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を売上原価に計上せず、営業費用として販売費に計上する方法も、企業会計原則上、公正妥当なものとして是認される処理であることに鑑みれば、「売上原価」を廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものと解釈することもまた可能であるといえることができる。

②本件契約書40条における「売上商品原価」との用語は、それだけをみれば、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むとも含まないとも解され得るものである

が、これらが営業費に含まれる旨が規定されており、しかも、この営業費が加盟店経営者である原告の負担となることも明記されていることを併せて考慮すれば、同条の「売上商品原価」の用語は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものであると解釈するのが合理的であり、相当である。その結果、同条によりチャージ金額の算定の基礎となることが定められている「売上総利益」は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する金額を含むもの（すなわち本件売上総利益）であると解することができる。

③被告と原告は、本件契約書によって本件契約に係る意思表示の合致をみたものであるところ、本件契約書40条にチャージ金額の算定の基礎として規定されている「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が含まれるものであると解釈することができるのであるから、被告と原告との間においては、チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があったと認められ、この意味での合意があったと認めることができる。したがって、被告は、本件チャージ金額のうち廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に対応する部分については、原告との間の契約に基づいてこれを受領したものであって、その受領が法律上の原因を欠くと認めることはできないことに帰する。

＜若干の検討＞

既に述べた通り本件を含む一連の事件は「ロスチャージ訴訟」と言われる。この理由は、最高裁が廃棄ロスにチャージがかけられていると認定したため、すなわち、「本件契約書40条にチャージ金額の算定の基礎として規定されている売上総利益には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が含まれるものであると解釈することができる」と最高裁を含む裁判所が認定したためである。なぜ、このような結果になったのかを探るべく、まずは本件第一審から見ていく。

本件第一審において、裁判所は、「売上商品原価」との用語は、財務会計又は税務会計上一般に用いられている「売上原価」であるとした上で、上記判旨

①によって、「売上原価」を廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものと解釈することも、企業会計原則上、公正妥当なものであるから可能であると判断した。上記判旨②では、「売上商品原価」の用語は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものであると解釈するのが相当であると判断し、その結果、チャージ金額の算定の基礎となることが定められている「売上総利益」は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する金額を含むものであると解することができるとしている。

数式で示すと

売上総利益＝売上高－売上商品原価

＝売上高－（総売上原価－廃棄ロス原価－棚卸ロス原価－本件仕入値引高）

＝売上高－総売上原価＋廃棄ロス原価＋棚卸ロス原価＋本件仕入値引高

となり、廃棄ロス原価や棚卸ロス原価は最終的にプラスとなり売上総利益に含まれていることになる。要するに本件チャージの算定式はコンビニ会計であり、ロスチャージは存在していると裁判所は判断している。

上記判旨③は、チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があったと認められることができるため、その受領が法律上の原因を欠くと認めることはできないと判断した。

以上の通り、本件は、「チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があった」という理由で、原告加盟店の請求は認められなかった。

しかし、本判決で注目すべき点は、原告の請求が認められなかったという点ではない。本判決において、注目すべき点は、裁判所が「チャージ金額の算定の基礎である「売上総利益」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含むものとするとの意思表示の合致があった」と認定した点である。すなわち、裁判所が廃棄ロス等にチャージがかけられている、要するにロスチャージが存在すると認定した点にある。廃棄ロスとは商品が売れ残ったことによる損失である。

この加盟店の損失に対して、コンビニ本部がチャージをかけていたと裁判所は判断したことになる。

しかし、加盟店の損失にチャージがかけられていても、このことに加盟店と本部間に合意があるから、その受領に法律上の原因を欠くとはいえないと裁判所は判断しているのである。

(第二審) 東京高裁平成17年2月24日判決(判例秘書 L06020790・金融商事判例 1250号33頁)

【原判決を変更 控訴人(原告・加盟店)、被控訴人(被告・本部)】

【判旨】

①被控訴人は、「売上商品原価」は、字義どおりに読めば、実際に売り上げた商品の原価、すなわち本件純売上原価であると理解できると主張するが、そのような用語法が一般に行われていたとは認められず、その文言自体から被控訴人主張のような特別の意味を有するものと理解することは困難であって、「売上商品原価」の文言は、本件契約が小売業に係るものであることから売上原価に「商品」の文言を加えたにすぎず、売上原価と特に異ならないものと理解するのが通常一般の理解というべきである。

②本件契約の「売上商品原価」の文言は、客観的には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含む売上原価を意味するものと解釈されるが、個別具体の契約当事者間において、契約締結の経緯等に照らし、「売上商品原価」には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないとする事で意思が合致していると認められる場合には、当該契約当事者間では、その合致した認識の内容に従う合意が成立したものと認めるのが相当である。

③各店舗には、店舗経営のための詳細な手引書であるシステムマニュアルが備え付けられ、店舗を経営する中で疑問が生じたときは、適宜参照できるようになっていた。その第10章中の損益計算書についての項目には、「売上総利益」は、

売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は、「総売上原価」から「仕入値引高」、「商品廃棄等」及び「棚卸増減」を差し引いて計算されること、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価としての「商品廃棄等」及び「棚卸増減」の算定方法等についての記載があった。（なお、裁判所は、被控訴人は本件損益計算書の「純売上原価」を本件契約書40条の「売上商品原価」と同じ意味で用いているものと解し、「売上商品原価」の文言は企業会計原則にいう売上原価と同義のものと解するのが合理的であるとしている）。

④控訴人が経営委託契約に基づいて店舗を経営していた店舗にもシステムマニュアルが備え付けられていたが、システムマニュアルは、詳細かつ大部なものであり、控訴人は、上記の損益計算書に係る記載を読む機会がなかった。控訴人がチャージ金額の算定方法が被控訴人方式の会計処理に基づいて算定されていることを理解して本件契約を締結したとは認められないし、本件契約締結後、そのことを理解して事後的に承認したと認めることはできない。

⑤被控訴人の作成する損益計算書の内容は、一般の損益計算書と比較して特に複雑な構成となっているわけではないが、会計処理になじみのない者には理解が容易でない上、チャージ率が売上額に応じて段階的に増加する仕組みであること、被控訴人の作成する損益計算書の項目名では、契約書の「売上商品原価」の文言は用いられずに「売上原価」、「総売上原価」、「純売上原価」という類似する文言が用いられていて、どれが「売上商品原価」に当たるのか一般人にはわかりにくく、契約書の付属明細書（ホ）2項の「不良・不適格品」に当たるものが、損益計算書では売上原価の項目で「商品廃棄等」、営業費の項目では「不良品」とされるなど用語も統一されておらず、混乱しやすいものとなっている。

⑥一般人が損益計算書に記載された数値を見てチャージ金額の算定経過を理解することは容易ではなく、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価の額がどのようにチャージ金額に反映されるのかは、十分な説明を受けなければ理解することが困難であると考えられる。被控訴人担当者が控訴人にこの点の十分な説明をしたとは認められないのであって、控訴人がそれを理解することができなかった

のは無理からぬところといわなければならない。

⑦以上によれば、本件契約書40条の「売上商品原価」には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が含まれるものと解釈され、控訴人が被控訴人方式による会計処理及びこれに基づくチャージの算定方法を理解していたとは認められないから、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価の額をチャージ金額算定の基礎に含める契約上の根拠はないこととなる。

＜若干の検討＞

本判決で注目すべき点は2点である。1つ目は、「本件契約書40条の「売上商品原価」には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が含まれるものと解釈され、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価の額をチャージ金額算定の基礎に含める契約上の根拠はない。」と判断されたこと、すなわち、本件契約におけるチャージの算定方式は、コンビニ会計ではなく、一般会計であるとされた点である。

2点目は、このように裁判所が解した理由になるが、「控訴人（加盟店）が被控訴人方式による会計処理及びこれに基づくチャージの算定方法（コンビニ会計）を理解していたとは認められない」、すなわち、「被控訴人（本部）担当者が控訴人に十分な説明をしたとは認められない」と判断したことである。本部の担当者が、コンビニ会計が用いられていると十分な説明をしていないため、加盟店はコンビニ会計が用いられていることを理解できていない³⁰。だか

30 奈良輝久弁護士は、本件上告審の評釈において、「フランチャイズ契約当事者間に構造的な能力較差が存在することは事実であるが、他方で契約に関係するすべての情報提供を、フランチャイザーに常に負担させることが過度な要求であり、妥当性を欠くことも明らかであろう。フランチャイジーをフランチャイザーに全面的に依存する存在として評価することは、独立の事業者というフランチャイジーの契約上の地位とも整合しない。また、ロイヤルティ（チャージ）算定方式が重要であればこそ、フランチャイズ契約希望者にも契約条項の明確化につき一定の負担を要求しても不当とは思われない。」とした上で、「情報提供義務の履行としてはそこまでの必要はなく、むしろ、ある程度の譲歩という提供を分岐点として、フランチャイジー側が提供された情報をもとに自発的に確立すべきとする立場を支持したい。」としている。奈良輝久「コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約に「加盟店は運営者に対して売上高から売上商品原価を控除した金額に一定の率を乗じた額を支

ら、この点についての合意がないため、本件契約にコンビニ会計が用いられているとすることはできないというわけである³¹。

そして、裁判所は、本件契約書の問題点をも指摘している。すなわち、裁判所は、「被控訴人の作成する損益計算書の項目名では、契約書の「売上商品原価」の文言は用いられずに「売上原価」、「総売上原価」、「純売上原価」という類似する文言が用いられていて、どれが「売上商品原価」に当たるのか一般人にはわかりにくく、契約書の付属明細書（ホ）2項の「不良・不適格品」に当たるものが、損益計算書では売上原価の項目で「商品廃棄等」、営業費の項目では「不良品」とされるなど用語も統一されておらず、混乱しやすいものとなっている」と述べ用語がわかりにくく、しかも、統一されていないという問題点を指摘している³²。この契約書の分かりにくさが、「ロスチャージ」が存在するのか否かという問題を後々まで引きずることになる。この点については後述する。

（第三審（上告審））最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決（判例秘書L06210046・集民224号521頁・判例時報1980号69頁、判タ1250号76頁）

【上告人本部、被上告人加盟店、破棄差戻し】

払う」旨の条項がある場合において、消費期限間近などの理由により廃棄された商品の原価等は売上高から控除されないとされた事例」金融・商事判例1277号6頁（2017年）。

31 船津教授は、本高裁判決は「契約書の文言の意味内容を探る作業を経たのち、そのような意味内容（一般会計）とは異なる当事者の合意は見られないという形で判断しており、どちらかというと言文の客観的意味内容に重きを置いて契約内容を確定しているように思われる。」と判断している。船津浩司「フランチャイズ契約の対価の算定方法が争われた事例 - コンビニ・チャージ最高裁判決」ジュリスト1399号160頁（2010年4月）。

32 船津教授は、本高裁判決は、「契約を解釈するに際しては、「（契約の当事者以外の）誰かある者」であれば当該文言をどのようにとらえるか、という規範的な評価が施されることが多く、これについて本高裁判決は「これからコンビニエンス・ストア経営に参加しようとしている」「通常人」を基準とすることを述べているが、具体的には会計知識のない者を基準に判断しているようである。」と分析をし、「一般消費者に比して、会計処理についてある程度の知識を有している」者を基準として解釈すべきと主張されている。船津・前掲注31、160頁。

【判旨】

①本件で問題となるのは、本件条項がチャージ算定の基礎として規定する「売上総利益(売上高から売上商品原価を差し引いたもの。)」という文言のうち、「売上商品原価」の中に廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が含まれるか否かという点である。

②上告人（本部）方式によれば、売上商品原価とは、被上告人が実際に売り上げた商品の原価のことであるから、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が売上商品原価の中に含まれることはなく、その結果、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する額がチャージ率を乗じる基礎となる売上総利益の中に含まれることになる。

③本件契約書18条1項において引用されている付属明細書（ホ）2項には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が営業費となることが定められている上、上告人の担当者は、本件契約が締結される前に、被上告人に対し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価をそれぞれ営業費として会計処理すべきこと、それらは加盟店経営者の負担であることを説明していたというのであり、上記定めや上記説明は、本件契約に基づくチャージの算定方式が上告人方式によるものであるということと整合する。

④被上告人が本件契約締結前に店舗の経営委託を受けていた期間中、当該店舗に備え付けられていたシステムマニュアルの損益計算書についての項目には、「売上総利益」は売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は「総売上原価」から「仕入値引高」、「商品廃棄等」及び「棚卸増減」を差し引いて計算されることなどが記載されていたことも明らかである。

⑤契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきところ、本件条項所定の「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものと解するのが相当である。そうすると、本件条項は上告人方式によってチャージを算定す

ることを定めたものとみられる³³。

⑥以上と異なる原審の前記判断には本件契約の解釈を誤った違法があり³⁴、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。原判決のうち上告人敗訴部分は破棄を免れない。

【今井裁判官と中川裁判官の補足意見】

①私たちは、本件条項に定めるチャージの算定方法の解釈については、法廷意見のとおりと考えるが、本件条項の定め方が、明確性を欠き、疑義を入れる余地のあったことが、本件のような紛争を招いたことにかんがみ、このような契約条項の定め方の在り方について、意見を述べておきたい。

②本件条項の解釈として、「本件条項所定の「売上商品原価」には、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価は含まれない」と解釈することが相当であるとはいうものの、本件契約書におけるチャージの算定方法についての規定ぶりについては、明確性を欠き、疑義を入れる余地があつて、問題があるといわなければならない

33 船津教授は、「両当事者間では本件システムという共同事業を運営するという点での合意を認定して良く、そのシステムが前提としているのはコンビニ会計であるという評価に至った」との分析をしている。船津・前掲注31、160頁。

34 船津教授は、契約を解釈するに際しては、「(契約の当事者以外の) 誰かある者」であれば当該文言をどのようにとらえるか、という規範的な評価が施されていることが多いが、本判決については、「どのような者を基準とすべきかは必ずしも明らかではないが、「経営委託の段階で参照可能なマニュアルにチャージ算定について本部方式によることが記載されていたことなどを基礎として契約内容を確定していることからすると、「フランチャイズ契約を締結しようとする者は、当該フランチャイズシステムにおいて採用されている会計処理に関心を有するべきである」という規範的な評価を前提としていると思われる」と分析している。船津・前掲注31、160頁。

また、伊藤教授は、コンビニ会計を理解している加盟店経営者との契約内容をコンビニ会計とは異なるものとするのは行き過ぎであるとしているが、日弁連は「フランチャイズ取引の適正化に関する法律（フランチャイズ取引適正化法）の制定を求める意見書」（2021年10月）において、過大なロイヤルティ（チャージ）を定める条項を不当条項として無効とすべきと主張しており、過大なロイヤルティ（チャージ）を定める条項は当事者の合意があつても無効とすべきと考える。伊藤雄司「加盟店の負担するチャージ計算における商品廃棄ロス等の参入の可否」商法（総則・商行為）判例百選（第5版）129頁（2008年）。船津・前掲注31、161頁も参照。

い。

③本件契約である加盟店基本契約は、上告人が一方的に定めたものであって、加盟店となるには、これを承諾するしかなく、これを承諾することによって、加盟店契約が締結されるものであるところ、チャージがいかんして算出されるかについては、加盟店の関心の最も強いところであるから、契約書上それが加盟店となる者に明確に認識できるような規定であることが望ましいことはいうまでもなく、また、そのような規定を設けることが困難であるという事情もうかがうことができない。

④廃棄ロスや棚卸ロスは、加盟店の利益ではないから、これが営業費として加盟店の負担となることは当然としても、本件契約書においては、これらの費用についてまでチャージを支払わなければならないということが契約書上一義的に明確ではなく、被上告人のような理解をする者があることも肯けるのであり、場合によっては本件条項が錯誤により無効となることも生じ得るのである。

⑤加盟店の多くは個人商店であり、上告人と加盟店の間の企業会計に関する知識、経験に著しい較差があることを考慮すれば、詳細かつ大部な付属明細書やマニュアルの記載を参照しなければ契約条項の意味が明確にならないというのは、不適切であるといわざるを得ない³⁵。

⑥それでも、上告人担当者から明確な説明があればまだしも、廃棄ロスや棚卸

35 門口正人弁護士は、「(補足意見は) ①加盟店基本契約は、本部が一方的に定めたものであって、加盟店となるには、これを承諾するしかなく、②加盟店の多くは個人商店であり、本部と加盟店の間の企業会計に関する知識、経験に著しい較差があることを指摘しているが、この指摘部分は、事実認定されていないところであり、公知の事実としたのであろうか。チャージが、双方当事者にとって、きわめて関心のあることを踏まえれば、現下の取引状況下で断定して良いものか疑問なしとしない。」としている。門口正人「契約の締結・約定の解釈」金融法務事情2094号56頁(2018年)。

船津教授は、この補足意見の「加盟店の多くは個人商店であって、本部に比して会計の知識・経験に乏しい」ことは確かであり、そのような規範的解釈には批判もあり得るが、商人に対してその経歴等を問うことなく会計慣行に従った会計を要求する現行商法の基本的立場(商法19条参照に従う限り、自らの営業に関する会計への関心を要求する本判決の態度そのものを批判するのは難しいように思われる。)としている。船津・前掲注31、160頁。

ロスについてチャージが課せられる旨の直接の説明はなく、これらが営業費に含まれ、かつ、営業費は加盟店の負担となるとの間接的な説明があったにすぎないというのである。

⑦上告人の一方的な作成になる本件契約書におけるチャージの算定方法に関する記載には、問題があり、契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれるところである。

＜若干の検討＞

本判決は、本件契約に基づくチャージの算定方式が上告人方式によるもの、すなわち、コンビニ会計であるとしている。そして、システムマニュアルの損益計算書等を参照し、本件条項所定の「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものと解するのが相当であると判断した。

そして、本判決の特徴であるが、「被上告人が実際に売り上げた商品の原価のことであるから、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が売上商品原価の中に含まれることはなく、その結果、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する額がチャージ率を乗じる基礎となる売上総利益の中に含まれることになる。」と述べ、廃棄ロス等にチャージがかかると最高裁は明言している³⁶。

さらに、「廃棄ロスや棚卸ロスは、加盟店の利益ではないから、これが営業費として加盟店の負担となることは当然としても、本件契約書においては、これらの費用についてまでチャージを支払わなければならないということが契約書上一義的に明確ではなく・・・」と廃棄ロス等にチャージがかかるとの前提で補足意見を述べられている。

36 足立教授は、サークルK本部の算定式についてであるが、「本来的な会計学上の基本的理論・原則に照らせば、少なくとも、廃棄ロスをすべて売上総利益に加算することになる計算方法は、適切・正確な売上総利益の算出を含む適切・正確な期間損益計算の観点からは不当・不合理なものと言わざるを得ない。」としている。足立浩・近藤充代「サークルK市坂店事件に関する鑑定意見書」日本福祉大学経済論集27号116頁以下（2003年6月）。

この前提に立った上で、補足意見は、本件条項の定め方が、明確性を欠き、疑義を入れる余地のあったことが、本件のような紛争を招いたとして、本件契約書におけるチャージの算定方法に関する記載には、問題があり、契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれるとしている。

本判決の意義としては、(1) 本件契約のチャージ算定方式はコンビニ会計であること、(2) ロスチャージが存在することの2点が明確にされたことである。しかし、本判決によって「加盟店が廃棄ロス等を負担するだけでなく、廃棄ロス等にチャージまでかかる」状態が肯定されたという側面もあり、加盟店保護の観点からは、かなり後退をしてしまったという点は否めない判決となった。

第4節 最高裁判決の影響

上記の通り、コンビニ会計を定めた契約書は複雑であるため多数の裁判例・判例が表れた³⁷。

特に注目すべき判決は、廃棄ロス等にチャージがかかると明言した最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決であり、この補足意見で「契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれる」と、事実上の契約書の改善要求までされている。この最高裁判決の原審である東京高裁平成17年2月24日判決においても、契約書の用語がわかりにくく、しかも、統一されていないという同じ問題点が指摘されている。このため、本件、コンビニ本部は開示書面等を改訂することになる³⁸。

37 奈良輝久弁護士は、総売上利益方式の採用に関するフランチャイザーの情報提供義務・指導援助義務違反等が争われた事例が多く、フランチャイザーの情報提供義務違反については損害賠償による救済が一般的だが、本件では、契約条項自体の効力が問題とされた点の特徴であるとしている。奈良輝久・前掲30、4頁。

38 チャージの算定式がコンビニ会計であると本部が契約書に明示したら、解釈の問題は発生しないという意味において、最高裁平成19年6月11日判決は本部がコンビニ会計によってチャージを徴収していることを最高裁が認めたという以上の意義はないと考える。拙稿「最高裁平成19年6月11日判決評釈 コンビニ・フランチャイズ契約におけるチャージ算定

そして、この改訂により、コンビニ会計の内容が明確になっていくのである。

第3章 ロスチャージは存在したのか

第1節 はじめに

第2章で分析した通り、最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決（以下、最高裁判決とする）は、現在のコンビニフランチャイズ契約では、廃棄ロスにチャージがかかるというチャージ算定方式、すなわち、コンビニ会計が用いられていると認定した。そして、最高裁判決の補足意見は、この点を説明した契約書が複雑であり、加盟店オーナーにとって難解であるため、事実上の改善要求をしている。

そこで、現在、このコンビニ会計に関する部分についてはどのようなになっているのかについて、最高裁第2小法廷平成19年6月11日判決の当事者の一方であるセブン・イレブン・ジャパン本部（以下、セブン本部とする）の対応を中心にみていく。

第2節 現在のコンビニ会計—チャージの額と算定式

1 セブン本部による情報開示書面におけるチャージ額算定式

セブン本部は情報開示書面においてチャージの算定式について公表している³⁹。

まずチャージの算定式であるが、セブン本部は「セブン・イレブン・チャージとして、各会計期間（月間）ごとの売上総利益に対して、表に定める率⁴⁰を

方式と廃棄ロス」法律時報82巻7号103頁（2010年）。

39 セブン・イレブン「フランチャイズ（Cタイプ）契約の要点と概説 - 中小小売商業振興法及び中小小売商業振興施行規則とフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」<<http://fc-g.jfa-fc.or.jp/misc/pdf/71-2.pdf>>accessed on 2021.9.29.

40 下記の表となる。

現在の地域別適用金額

乗じて得られる金額をお支払いいただくものとします。売上総利益は、売上高から売上商品原価（＝純売上原価）を差引いて算定されます。」としている⁴¹。すなわち、「売上高－売上商品原価（＝純売上原価）」という算定式であり、この点はロスチャージ訴訟でセブン本部が主張した算定式と同じである。

そして、ロスチャージ訴訟において、争いとなっていた「売上商品原価」について、セブン本部は「売上商品原価」は「純売上原価」と同じものであるとしている。この上で、セブン本部は、「チャージの基礎となる売上総利益は、売上高から純売上原価を引いた金額となる。」としている。これを数式にすると、

「売上高－純売上原価」

となる。

そして、純売上原価について、セブン本部は、「純売上原価とは実際に販売した原価であり、次の算定式で求められる」としている。

総売上原価－棚卸増減原価－不良品原価（廃棄ロス）－仕入値引高（仕入れの際に値引きされた額）

さらに、総売上原価について、セブン本部は、「総売上原価とは当月販売を

1ヶ月の売上総利益に対して	オーナー総収入	セブン・イレブン・チャージ
0円～250万円の部分	44%	56%
250万1円～400万円の部分	34%	66%
400万1円～550万円の部分	29%	71%
550万1円～	24%	76%

41 セブン・イレブン・チャージ計算基準として、「ただし、24時間営業の場合は、上記の金額から売上総利益の2%に相当する金額を控除します。また、営業施設が、弊社の定める店舗分離型住居に該当する場合は、下記地域別適用金額を控除します。なお、会計期間が、月の途中で開始または終了する場合は、上表の売上総利益について、営業日数の日割計算を行ってこの規定を適用します。」としている点も注意が必要である。

行う商品のうち、月末に残っている商品以外で、次の算式で求められる」としている。

月初商品棚卸高＋当月商品仕入高－月末商品棚卸高

これらの点をまとめると、チャージの算定式は次のようになる。

売上総利益

＝売上高－純売上原価

＝売上高－（総売上原価－棚卸増減原価－不良品原価－仕入値引高）

＝売上高－{（月初商品棚卸高＋当月商品仕入高－月末商品棚卸高）－棚卸増減原価－不良品原価－仕入値引高}

＝売上高－{月初商品棚卸高＋当月商品仕入高－月末商品棚卸高－棚卸増減原価－不良品原価－仕入値引高}

＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋月末商品棚卸高＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高

すなわち、最終的な算定式は、「売上総利益＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋月末商品棚卸高＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高」となる。

この算定式を見ると確かに不良品原価等、すなわち、廃棄ロス等は加算されているので、廃棄ロス等にチャージがかけられているという最高裁の判断は誤りではないことになる。

しかし、セブン本部は、開示書面において、次のように記載している⁴²。

「※棚卸増減原価及び不良品原価が増加（減少）すれば、その分月末商品棚卸

42 前掲注1、24頁。

高が減少（増加）する為、これら3つの項目の総数は変わりません。よって、純売上原価及び売上総利益は棚卸増減原価及び不良品原価の多寡に影響されません。」

このセブン本部の説明によれば、廃棄ロス等にチャージはかかっていないということになる。この点については、次の項で説明する。

2 廃棄ロス等にチャージはかかっているのか

すでに述べた通り、チャージ算定式は「売上総利益＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋月末商品棚卸高＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高）」である。この月末商品棚卸高は

「月末商品棚卸高＝月初商品棚卸高＋当月商品仕入高－不良品（廃棄ロス）原価－棚卸増減原価－売上商品原価」

という算定式で計算される。

この月末商品棚卸高の算定式を、上記のチャージ額の最終算定方式に当てはめると、売上総利益とは、

売上総利益＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋月末商品棚卸高＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高

＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋（月初商品棚卸高＋当月商品仕入高－不良品（廃棄ロス）－棚卸増減－売上商品原価）＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高

＝売上高－売上商品原価＋仕入値引高

となる。

仕入れの際に値引きが無かったと仮定すれば、

売上総利益＝売上高－売上商品原価

となり、結局のところ、売上総利益とは、売上高からその売上のために要した商品の原価である売上商品原価を差し引くということになるのである⁴³。すなわち、廃棄ロスにチャージはかかっていないことになる⁴⁴。

第3節 ロスチャージの正体

1 最高裁は誤った判断をしたのか

それでは、「廃棄ロスにチャージがかかっている」と認定した最高裁は誤った判断をしたのであろうか。

確かにセブン方式のチャージ算定式に従うと、最終的に月末商品棚卸高において廃棄ロス等は差し引かれるとしても、売上総利益の算定の際に廃棄ロス等が加算されているという点は間違っていない。すなわち、チャージ算定式は「売上総利益＝売上高－月初商品棚卸高－当月商品仕入高＋月末商品棚卸高＋棚卸増減原価＋不良品原価＋仕入値引高」であるから、このチャージ算定式において、廃棄ロス等が加算されている点を誤りとはいうことができない⁴⁵。要

43 この点について、辻和成氏は、「月末在庫にカウントできる商品を仕入れ、その金額分だけFF商品の仕入れが減ったことにならないと、廃棄ロスが減った分だけ月末在庫は増えない。」とし、「廃棄ロス等の増減を、月末商品棚卸高の増減＝総売上原価の増減にのみ反映させれば、同じ売上高と売上内容なら計算上、常に純売上原価は同額で、従ってチャージも変動しない。これは当然のことで、それ以上でも以下でもなく、廃棄ロス等の増減でチャージ額が変動しないことの証明にはなっていない。」としている。辻和成「再燃する「チャージ論争」を追う」第3回」コンビニ2003年2月号70頁以下。

44 コンビニ加盟店ユニオンは、売上がゼロであった場合、チャージはゼロになることから、廃棄ロス等にチャージがかかっていない旨を主張している。コンビニ加盟店ユニオン、北健一『コンビニオーナーになってはいけない 便利さの裏側に隠された不都合な真実』125頁以下（旬報社、2018年）。

45 この点について、金教授は、粗利分配方式（コンビニ会計）を採用する場合、廃棄ロスは粗利益に加算される項目になっており、また、同金額は加盟店オーナーの収益から差し

するに、廃棄ロス等にチャージをかけているので（別の項目で同額を減額しているが）ロスチャージが存在するともいえるのである。したがって、最高裁は誤った認定をしたということとはできない。

2 ロスチャージとは何か

そして、さらに難しい問題が生じている。それは、セブン本部の算定式にしたがって計算してみると、「ロスチャージ」が存在しているかのように見えるからである⁴⁶。

すなわち、セブン本部の算定式では、チャージの算定のもとになる売上総利益は「売上高－売上商品原価」であるため、廃棄ロス等がチャージ算定の際には考慮されず、その廃棄ロス等は加盟店の負担になっている点については既に述べた通りである⁴⁷。このため、多くの場面において差額が生じてしまってい

引く項目になっている。現在の計算の仕組みでは、廃棄ロス分にも40%のロイヤルティ（チャージ）がかけられる。一方、加盟店の収入は廃棄ロスのロイヤルティ分だけ減少するとしている。金頭哲『コンビニエンス・ストア業態の革新』112頁以下（有斐閣、2001年）。そして、現在の粗利分配方式では、廃棄ロス分にもチャージがかけられるため、その分が本部の収益となる一方、その分だけ加盟店総収入は減少するため、契約概念の薄い日本では加盟店の不満が高まるとしている。辻和成・前掲注43、71頁。

また、税理士兼公認会計士の西村雅明は「チャージ算定の基礎となる売上総利益に廃棄ロス等の原価が含まれ、廃棄ロス等にもチャージがかかっています。」としている。もっとも、西村氏は「ただ、売上原価から廃棄ロス等を控除し、営業費に付け替えるコンビニ会計方式が違法なわけではありません。」との見解を持っている。辻和成・前掲注43、68頁以下。そして、辻氏自身も売上総利益には廃棄ロス等の商品原価が含まれているとしている。辻和成・前掲注43、69頁。

46 この点について、足立教授は、サークルK本部の算定式についてであるが、「売れてもいない商品から売なければならないはずの事実上の売上総利益の増大＝チャージ対象額の増大が生じるという不思議な事実」が存在し、これは本部にとって有利であり、加盟店にとっては不利である不利益的事実であるとしている。足立浩・近藤充代・前掲注36、116頁。

47 足立教授は、サークルK本部の算定式についてであるが、「本部の指定する粗利分配方式（コンビニ会計）では、廃棄商品の仕入原価を売上原価から控除して「売上総利益（＝「コンビニ会計における売上総利益」）」を算出する。すなわち、

$$\begin{aligned}\text{コンビニ会計における売上総利益} &= \text{売上高} - (\text{売上原価} - \text{廃棄ロス}) \\ &= \text{売上高} - \text{売上原価} + \text{廃棄ロス} \\ &= \text{通常の売上総利益} + \text{廃棄ロス}\end{aligned}$$

る。そして、この差額のことをロスチャージと主張する人もいる⁴⁸。この考えに従えば、「ロスチャージはないとは言えない」のも事実だという点である⁴⁹。以下、この点について述べる。

〔1〕一般会計とコンビニ会計の差額

第1章で述べた「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で8個売れたとする。加盟店が本部に支払うチャージは粗利の60%とする。」という事例での結果について考える。一般会計では、本部のチャージ収入は60円、コンビニ会計では、本部のチャージ収入は144円である。コンビニ会計では、廃棄ロスが考慮されないため、一般会計と比べると売上総利益が水増しされ、チャージの額が、廃棄ロスの原価にチャージ率をかけた分（ $(70円 \times 60\%) \times 2個 = 84円$ ）

である。これによって「コンビニ会計における売上総利益」は廃棄ロス相当分だけ本来＝通常の売上総利益より増額される。これは本部の指定する特異な「粗利分配方式（コンビニ会計）」の計算構造から必然的に導かれるものであるが、売れてもいない（で廃棄された）商品から、本来は売れてはじめて発生する売上総利益の増大が実現するという不思議な効果が導き出されている。」と分析をしている。足立浩・近藤充代・前掲注36、114頁以下。

48 コンビニ加盟店ユニオンは、一般会計の粗利とコンビニ会計の売上総利益と比べるとちょうど「廃棄ロス等×チャージ率」の額だけ本部の取り分が多くなるため、ロスチャージがあるという主張は間違いではないと主張している。コンビニ加盟店ユニオン、北健一・前掲注44、126頁以下。

2021年に「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（フランチャイズガイドライン）」が改正された。ロイヤルティの算定方法に関し、改正前は「売上総利益には廃棄した商品や陳列中紛失等した商品の原価（以下「廃棄ロス原価」という。）が含まれる」との記載であったが、「仕入れた全商品の仕入原価ではなく実際に売れた商品のみの仕入原価を売上原価（異なる名称であってこれと同一の意味で用いられるものを含む。以下同じ。）と定義し、売上高から当該売上原価を控除することにより算定したものを売上総利益（異なる名称であってこれと同一の意味で用いられるものを含む。以下同じ。）」との記載に改正されている。そして、「当該売上総利益に一定率をロイヤルティとする場合、廃棄した商品や陳列中に紛失等した商品の仕入原価（以下「廃棄ロス原価」という。）は、「 $(売上高 - 売上原価) \times 一定率$ 」で算定されるロイヤルティ算定式において売上原価に参入されず、参入される場合よりもロイヤルティの額が高くなる」との記載が追記された。

49 この点につき、サークルKについてであるが、足立教授は、廃棄ロスにチャージがかかっていると主張する。足立浩・近藤充代・前掲注36、116頁以下。

増加する結果となっている。この差額があるために、ロスチャージが存在している、すなわち、この差額のことをロスチャージと呼ぶ場合がある⁵⁰。

〔2〕見切り販売をした場合との比較

ロスチャージが存在すると主張する人達の根拠の2つ目である。以下の事例をすべてコンビニ会計で計算してみる。

(1)「原価70円のおにぎりを11個仕入れて1個100円で10個売れたとする。加盟店が本部に支払うチャージは粗利の60%とする。」

(2)「原価70円のおにぎりを11個仕入れて1個100円で7個売れた。残りを4個75円に見切り販売をして、完売した。加盟店が本部に支払うチャージは粗利の60%とする。」

(1) 売上：100円×10個＝1000円

原価：70円×11個－70円×1個＝700円

コンビニ会計による粗利：1000円－700円＝300円

チャージ：180円

加盟店の収益：120円－70円×1個＝50円

(2) 売上高：100円×7個＋75円×4個＝1000円

原価（売上商品原価）：70円×11個＝770円

コンビニ会計による粗利：1000円－770円＝230円

チャージ：138円

加盟店の収益：92円

上記事例(1)と(2)は売上高が同じ1000円であり、仕入額も770円と同じで

50 コンビニ加盟店ユニオン、北健一・前掲注44、125頁以下。

ある。しかし、加盟店が見切り販売をした事例(2)の方が、廃棄ロス負担がないため、加盟店の収益は良い。一方で、本部の収益は(1)180円から(2)138円へと減っている。

両事例は売上高が同じであるし、(見切りや廃棄した分を含む)仕入れの額も同じである。それなのに、加盟店が見切り販売をすると、本部の収入であるチャージは減っている。

このことを称して、ロスチャージと表現される場合もある。要するに見切り販売をした場合(特に見切り販売をして完売した場合)と見切り販売をしなかった場合に現れるチャージの差額のことを「ロスチャージ」というわけである⁵¹。

第4節 本章のまとめ

このように廃棄が加盟店の負担となり、チャージ算定の基礎となる売上総利益が売上高から売れた分の商品仕入れ代金のみを控除するという会計方式のため、上記で示した通り様々な場面で奇妙に思える差額が生じている。このため、廃棄ロス等にチャージがかかっているかのように見えてしまっている。

この差額を「ロスチャージ」というかどうかはともかく、このコンビニ会計では、廃棄は加盟店の負担となるため、加盟店は見切り販売をした方が収益は

51 この点につき、前掲注43で示した通り、辻和成氏は、廃棄ロス等の増減を、月末商品棚卸高の増減＝総売上原価の増減にのみ反映させれば、同じ売上高と売上内容なら計算上、常に純売上原価は同額で、従ってチャージも変動しないことは、廃棄ロス等の増減でチャージ額が変動しないことの証明にはなっていないと主張している。そして、総売上原価＋売上総利益」は必ず売上高を上回り、その差額は「廃棄ロス±棚卸増減＋仕入値引」の合計額と一致するため、廃棄ロス等にチャージがかかっていると主張している。辻和成・前掲注43、70頁以下。

一方で、ロスチャージがないとする立場からは、「原価70円のおにぎりを11個仕入れて1個100円で10個売れ、1個廃棄になった」場合と「原価70円のおにぎりを10個仕入れて1個100円で10個売れた」場合との間に、本部が得られるチャージに差額はないから、廃棄ロスにチャージはかかっていると主張しているようである。

増えることは確かである。

一方で、本部は、廃棄負担をすることがないため、長い間、本部のチャージ収入を減らすことになりかねない見切り販売を禁止してきた。しかし、ある事件をきっかけに、加盟店は本部に気兼ねすることなく見切り販売をすることができるようになった。この転機となったのが、セブン本部に対する排除措置命令である。次章では、この公正取引委員会によるセブン本部に対する排除措置命令を検討する。

〔論 説〕

未来とフォアサイト

小 野 良 太

1. 序論

過去、現在、未来という時間軸の中で、私達が関心を向けずにはいられないのは未来であるが、未来は“未だ来ぬ”時間なので、私達は、未来のいつ、何が、どこで、どのように起こるかに関しては一切情報を持っていないと考えてしまう。「大いに関心はあるが、知りようがない困ったもの」というのが、未来に対する一般的な印象だろう。

しかし、未来を探る為の学問は存在する。それが、『未来学』と称される学問である。未来学は、未来に関する理論を探求し、未来の可能性を検討し、未来に向けての意思決定力を向上させる。未来学は、未来を考察し、未来に向けて行動する個人、組織、国家に、“フォアサイト”という知識と能力を提示する。組織であれば、未来に向かって前進する為の将来計画や戦略計画を策定するが、それらの計画が期待したような目的地に辿りつけないことは多くある。一つの原因は、計画策定時に仮定していた未来の状況や状態が、その後変化してしまうからである。フォアサイトは、“未来は刻々と変わる”という真理に対処する有効な力である。本稿では、未来学が提示するフォアサイトが、現代社会において不可欠な知識と能力であることを明らかにする。

2. 未来への備えと責任としてのフォアサイト

英語に insight という単語がある（以下、“インサイト”と称する）。「物事の真相を見抜く力、洞察力」という意味の言葉である¹。インサイトを持っていないければ、表面的な理解しかできないことになる。分かったつもりになっても、インサイトを欠く理解は不十分な理解に留まる。

真相を意味する insight の“in”を、未来を意味する“fore”に置き換えた単語として“foresight”がある（以下、“フォアサイト”と称する）。インサイトの意味と対比させると、フォアサイトとは「未来を見抜く力」を意味していることが分かる。インサイトを欠く理解が不十分な理解に留まるのと同様に、フォアサイトが欠如していれば、未来を理解すること、未来の可能性を探ること、未来に向けて準備すること、そして、未来を切り拓いていくことのどれひとつとして、地に足が着いたものにはならない。「未来が大事!」、「未来に向けて!」と言葉だけで勇んでみても、そこにフォアサイトが欠けていれば、未来への思考と行動は、未来の本質を外して空回りすることになる。

私たちは、時間を過去、現在、未来の3つに区分してこの順序で考えるので、3つ目の未来は、それ以前の過去と現在からの延長として考えるのが論理的、合理的であると認識している。ここに大きな落とし穴がある。確かにそのような推測で予測され得る未来はあるが、現実的には、過去、現在からの延長として想定された未来が、その時になって予想されたように起こる確率は、自然現象を除いてはとても小さいのである。その大きな原因は、未来予測を行った後に、外部環境も自分達自身も変化していくからである。多くの未来予測は、この先にどんなことが起こるかといった“事象の発生”に重きを置くだけで、そもそもそのような事象を想像した人間の視点や思考や感情と、それらが絡み合った社会の状況が、未来においては過去、現在と異なり得るという、至極当たり前の事実を脇に置いてしまっている。

例えば、国内で言えば、バブル前の世の中とその後の日本の経済と社会が全

く違ったものであることは、誰の目にも明らかであろう。外に目を向ければ、かつて私たちは、過去の経験に基づいた視点だけで、テロというものは“貧しい国”や“遅れた国”で起こるものと理解していた。それ故に、2001年9月11日に、世界最強の軍事力を持った米国の、それもその本土で起きた世界貿易センターへのテロ事件は、世界に衝撃をもたらした。それまでの常識ではあり得なかったことが起こったからである。2019年末に中国で発生したコロナウィルスの世界的蔓延は、社会における人と人とのそれまでの関係をほぼ一夜にして崩し、人間社会に多くの課題を投げかけることになった。

これらの事例が示唆するのは、「未来はこれまでの延長上に現れるもの」という前提のままでは見落とすことになる事象や現象が、今後増えることはあっても減りはしないので、「未来はこれまでと全く違い得る」という前提への早急なシフトが必要であるということである。そして、この前提に基づいた、未来を思考し未来へ行動するフォアサイトが、個人にも、組織にも、国家にも一層求められるのである。

フォアサイトの有無こそが、未来がやってきた時に、予想外の出来事に衝撃を受けて慌てふためくことになるか、そのような衝撃を避けられるかの大きな分かれ目になるのである。前者の場合、関係者達は真っ先に「想定外」という言葉を発し、起こったことに対して何も出来ない自分達を正当化したり、自らの責任を回避しようとしたりする。そして、直ちにその事態への対処を始めるのだが、ここで必ず大きな障害に直面することになる。それは、起こった事態の意味をしっかりと正確に把握できる時間的余裕が無い、ということである。その結果、“効果的”な対応は望めるはずもなく、“場当たりの”な対応が為されることになる。2019年の冬にコロナウイルスが日本に侵入して来たという“想定外”の事態が発生した時に、政府がまず実行したのが学校の閉鎖と全国民へのマスクの配布だったことを思い返せば、“フォアサイトの無の代償”が明確であろう。日本の政府内に、フォアサイトという能力が有ったら、初動は全く違ったものになっていただろう。フォアサイトを活かすとは、未来に対する責

務をきちんと果たすということである。フォアサイトの有無は、“未来への責任”の有無と同義である。

更に、フォアサイトを駆使することは、大きな差別化を生むことにも繋がる（ハイデン、1996, 2002）。第2次世界大戦終結以降、世界の石油需要は年6 - 7%で増加の一途を辿り、メジャー系石油会社の生産キャパシティもそれに比例して伸び続けていた。その中では弱小であったロイヤル・ダッチ・シェル（現在のシェル）は、1970年代に入りフォアサイトを用いたシナリオ・プランニングに着手し始めていた。シナリオは、起こり得る未来の状況・状態の描写であり、複数描かれ、どのシナリオも現実化する確率が同じようなものとして作成される²。シェルのシナリオプロジェクトのリーダーであったワックは、それまで、ただ一つだけの未来の状況を予測し、その予測に合わせるように事業を展開していたシェルに、「未来には不確実な要素がたくさんあり、それらの組み合わせにより未来の状況は変わってくるので、複数の未来の可能性を検討して、それらに対して今から対応策を準備しておくことが、より賢い未来への備え方である」という新しい戦略思考を持ち込んだ。これがフォアサイトである。その時に作成したシナリオの一つに、それまで石油メジャー主導で行われてきた石油の供給と価格の決定が、産油国側に移る可能性が描かれていた。そして、1973年10月に発生した第4次中東戦争をきっかけに、産油国側である OPEC が原油価格を大幅に引き上げ“第1次石油ショック”が発生した。このような事態を事前にシナリオで“想定”していたシェルは、増加し続ける需要に対応すべく、拡大し続けていた石油精製施設への投資を縮小し、余った原油をガソリンに転換する施設への投資を始めた。他の石油メジャーはこのような転換を行うのにその後7～8年も要したため、シェルはこの機に一気にメジャーのトップに躍り出たのであった³。フォアサイトを用いてシナリオを作成し、一般には考えないような、しかし、論理的には有り得る事態にも注意を払い“想定内”のこととしていた為に、いざそのような状況になった時に慌てることなく、“最も効果的”な対応を取ることが出来、結果として、他社に大きな差を付けること

ができたのであった⁴。それ以来今日まで、シェルはシナリオ作成を続けて来ており、組織としてフォアサイト文化を成長させ続けてきている。

日本は、かつては、科学技術の発達と発展の未来予測に、国家レベルでフォアサイトを用いることを始めた世界でも先駆的な国のひとつであった (Bowonder & Miyake, 1993; Kameoka, Yokoo, & Kuwahara, 2004; Keenan & Popper, 2008; Martin & Irvine, 1989; Schlossstein & Park, 2006; Wonglimpiyarat, 2006)。情報通信分野の技術の動向を予測し、成長が見込まれる分野や技術をいち早く特定し、その研究開発に取り組み、優位性を確保してきた。国と産業界が一体となって、フォアサイトを用いて未来の技術を開拓してきたのであった。

しかし、過去30年間の日本の文献を検索すると、フォアサイト、あるいはフォーサイトというキーワードでヒットする文献はほとんどない (岩崎、植村、津村、香月、2006)。これが、その後の日本のフォアサイトの状況である。

一方で、未来学分野の専門誌の先駆で1968年に創刊された『Futures』(UK)をはじめ、『Foresight』(UK), 『Futures Research Quarterly』(USA), 『Journal of Technological Forecasting and Social Change』(UK) といった主要な専門誌からは、フォアサイトに関する文献が消えたことはない。過去50年以上、世界ではフォアサイトに関する研究とフォアサイトの実践が進化し続けている。フォアサイトの応用範囲は、当初の国家のレベル (国家開発計画) から、企業や NGO といった組織、更には、コミュニティーなどの一般市民社会まで浸透してきており、大学や高校といった教育機関でフォアサイトを教えている国も多くある。

3. 現代におけるフォアサイトの一層の重要性

日本において、フォアサイトの重要性に対する認識が依然としてこれまでのようなレベルで推移することは、リスク管理という点でも危険な状態と言える。それは、フォアサイトを用いることなく策定した将来計画が、その将来が実際

に來た時に、“好ましい結果”としてよりもむしろ“問題”となって現れてきていることが少なくないからである。2011年に、東日本大地震で発生した巨大津波によって電源システムが稼働を停止し、原子炉の爆発につながった福島原発事故も、未来の大きなリスクとして巨大津波の発生が指摘されていたにも関わらず、フォアサイトを働かせずに、それ以前と同じような思考形態で防災計画を立てた結果であった（東京新聞、2013）。アジアの中で台湾が、2019年の年末に中国で発生したコロナウイルスの、国内での蔓延を初期段階でかなり抑え込めたのは、かつての SARS の時の経験を教訓に、フォアサイトを用いて、次のウイルス発生という状況を想定してそれに向けての準備をしていたからであった（野嶋、2020）。それと正反対のように、日本で、今回のコロナ禍への対応の検証が形だけのようになった事態は、日本の「その場その場、その時その時の対応」に終始して政策を繰り返すという習慣の現れであろう⁵。常に目を先に向けて思考し行動するというフォアサイトの、欠如がもたらすものは、現状よりもアップグレードすることは決してない未来であろう。

フォアサイトを欠いた単なる sight（視点、思考形態）は、過去の出来事と現在進行中の出来事のみを重視し、未来という時間領域の“未だ来ぬ”という特異性に目を向けることを怠る。では、なぜ、人間は無意識の内に過去と現在に重きを置いてしまうのであろうか。それは、人間は、過去から現在までの時間軸上には“確実性”を見出すことができると信じており、この見えたと信じる確実性が安心をもたらすからである。

過去に起こった事柄は記録に残っており、「事実として存在した」と明言できる。また、現在進行中の出来事は、その現象を観察することができる。こうした記録と観察が可能であるという事実が、我々に、「過去と現在は、かなりの確実性を持って理解できる」と思わせるのであり、この信念が現代科学への信頼の根底にある。

これに対して、未来は未だやってきていないが故に、記録も観察も不可能である。そして、この事実が、科学の前提に照らすと「未来という時間領域には、

確実性を有するものは存在しない」という結論につながられてしまう。こうして、確実性を最重視する計画策定においては、不確実性の代表のような未来の様々な状況の可能性の検討は含まれないことになる。将来計画や戦略計画はそもそも未来に向けて作成するものであるにもかかわらず、その未来の状況・状態自体を「不確実である」という理由で、計画策定の重要な背景として考察することをしないのである。こうして、確実性を有する過去と現在からの知識と経験だけに頼った計画策定が、何の疑問ももたれずに行われている。

このような計画策定の手段によっても期待通りの結果が得られた時代はあった。それは、過去の知識と経験が未来にも十分適用できるくらい、社会の変化がわずかで、過去、現在と似たような未来が来ていた時代である。計画策定時の状況と、結果が現れた時の状況が、それほど異ならなかった時代である。しかし、現代はそのような時代とは全く違う様相を呈している。社会や世界の変化のスピードとその度合いが、日々、昨日までのそれを上回り続けている。未来の状況が、過去と現在の状況をはるかに逸脱する事態が頻繁に起こっているのである。このような状況下では、これまでのような“緩やかな変化”を前提にして考えていれば良かった将来計画の策定手法は、もはや“間違い”でさえあると言える。過去と現在の知識と経験という確実性だけに基づいた視点では、不確実性が一層増していく未来に備えをして向かうことはできないのである。不確実性を確実性と同じように重視するフォアサイトが、これからの社会には益々必要になっていく。

4. 未来学とフォアサイト

フォアサイトは未来を洞察する知識と能力であることを述べたが、フォアサイトの研究と教育を行っているのが未来学と呼ばれる学問である。未来学がその学問形態を整えるまでには多くの出来事があったが、それらは大きく、個人としての未来への関心、組織的な未来研究、そして未来学の実践の3つの流れ

に分けられる。

まず、未来を予測した書を著したり、未来社会を描いた SF 小説を書いたりした多くの個人がいた（浜田、2005）。フランスでは、マルキド・コンドルセが『人類の進歩の歴史的素描』（1793）の中で、人類の最終段階として、知識や情報が主要な役割を果たす未来社会を描き、ジュール・ベルヌは何10冊ものベストセラー SF 小説を発表した。イギリスでは、エドワード・ベラミーがバラ色の未来を描いた『西暦2000年を振り返って』を著し、H.G. ウェルズが、『タイムマシン』などの作品を生み『*Anticipations*』という学術論文も出版した。

この流れに一石を投じたのが第1次世界大戦であった。それまでの「未来は明るい」という期待はこの大戦の勃発によって碎かれ、その後は、希望に溢れた面だけではなく未来の暗い面にも注目したような書籍や、悲観的な未来社会を描いたディストピア SF 小説が現れるようになった。ジョージ・オーウェルの『1984』（1949年）や、アンソニー・バージェスの『時計仕掛けのオレンジ』（1962年）などがその例である。

組織的な未来研究という流れでは、未来予測の手法、未来の理解、社会と未来の関係といった、現在の未来学を構成する主要な要素の研究が進められていった。

フランスでは、ガストン・バーガーが、「未来は過去の延長ではなく、現在の変化から創りあげていくことができる」という新しい未来に対する視点を大学で教え、この考えはやがて政府機関や産業界にも広まっていった。バーガーの後継者のひとりであったピエール・マッセは、未来の考察に様々な分野からの知見を持ち込み、1963年からはフランス国家のビジョン作りをリードした（浜田、2005）。

アメリカでは、ハーバート・フーバー大統領が1929年に設置した社会動向研究員会を率いたウィリアム・オグバーンが、1933年に、アメリカ社会の実態を『合衆国における近年の社会動向』というレポートで包括的にまとめた。オグバーンは、社会変化は技術開発によってもたらされると考え、1960年代以降に

盛んになった社会の状況を理解するための様々な“社会指標”測定の動きの基礎を築いた。オグバーンにも協力したコラム・ギルフィランは、それまでに行われた未来予測の検証や未来予測手法の検討を行い、また、社会変化と未来についての研究も続け、1935年に『技術開発の社会学』を著した（Bell, 1997; 浜田、2005）。

第2次世界大戦後の米ソの冷戦は、組織的な未来研究を大きく前進させるきっかけになった。特に、1948年に米国で設立されたシンクタンク RAND は、軍事技術や戦略の未来を扱う第一級の研究機関として様々な成果を発表し続けた。未来学の手法として幅広く用いられているシナリオプランニングや、日本の科学技術予測で採用されたデルファイ手法は、RAND の研究から生まれたものである。RAND に一時在籍し、その後、自らのシンクタンクなどを設立しながら未来学に大きな貢献をしていった研究者には、オラフ・ヘルマー、ノーマン・ドルキー、セオドア・ゴードン、ハーマン・カーンなどがいる。カーンは『*The Thermonuclear War*』（1960）や『*Thinking about the Unthinkable*』（1962）を通して、「未来が悲惨なものになる可能性は現に存在しており、そのような可能性に目を伏せることは、結果として、未来がそのような悲惨なものになる確率を高めることにつながる」という警告を発した（Bell, 1997; 浜田、2005）。

軍事部門への適用から認知度が上がった未来学だったが、やがて、非軍事分野へも応用されるようになっていった。RAND も例外ではなく、1970年ごろまでには非軍事分野での未来研究にも着手するようになっていった。未来学の非軍事分野への広まりに呼応するように、未来研究者や未来を考える知識人たちが、独自の活動や組織作りを始めた。

アメリカ芸術・科学アカデミーは、未来の可能性、未来予測手法の問題、及び、西暦2000年の社会に向けて取り組むべき様々な社会問題を検討する組織として、「西暦2000年委員会」を設立した。委員会は、1965年の第1回会合以後、“価値観と人権”、“国際システム”、“政府の構造”、“学際的組織”、“科学と社会”、“生物科学と技術”等のテーマについての議論を進めていった。著名な学識者、

大学、財団、及び企業などが西暦2000年委員会に関わったことから、委員会の活動は未来に対する一般社会の認識を高めることにつながり、また、非軍事分野で未来を考えることの重要性を認識していた人々のネットワーク作りにも寄与した。委員会の議論のいくつかは出版物にもなり、委員長であった社会学者ダニエル・ベルが書いた『脱工業社会の到来』（1973年）は、当時の社会に大きな反響を起こした（Bell, 1997; 浜田、2005）。

その頃、ヨーロッパでは、世界的に起こっている飢え、環境破壊、暴力、人口爆発などの問題に関して人々に警鐘を発することを目的に、イタリアの財界人アウレリオ・ベッチェイが「ローマクラブ」という民間組織を1968年に設立した。そしてローマクラブの初の研究の結果が、ドネラ・メドウズ、デニス・メドウズ、ヨーゲン・ランダズ、ウィリアム・ベアランズ3世によって『成長の限界』（*The Limits to Growth*）という本として1972年に出版された。その内容は、「人類が、経済は無限に成長し続けると信じて今までのような経済活動が続けていくと、そう遠からずに成長の限界が訪れ、やがて、社会は悲惨な状態に向かっていく」、「しかしこの成長神話を見直して行動を変えていけば、今からでもそのような破滅は避けられる」ということを、コンピュータシミュレーションによって示したものであった。本書は、数十ヶ国で翻訳・出版され、自分たちが知らない内に向かっていく危険な未来像に、全世界が大きな衝撃を受けた。また、本書は、来たる未来の状況は既に「これだ」とひとつに決まっている訳ではなく、現在の行動によって向かう方向は変えられ、結果、未来の状況は変えられることを定量的に示した点で、未来研究の歴史に大きな足跡を刻んだ（Bell, 1997）。

ノルウェーのオスロにある国際平和研究所のヨハン・ガルトゥンは、1967年にオスロで未来研究者を集めて初めての国際会議を開催し、その後2度の会議を経て、1973年に、パリで、より良い未来社会を築くために未来学を新たな学問分野として発展させていく意志を持った知識人たちの集まりとして、国際未来学会（World Futures Studies Federation）を設立した。一方、アメリカでは、多

くの民間企業や未来研究の実務家たちが中心となって、1966年に世界未来協会（World Future Society）が設立された（Bell, 1997）。

日本政府は、未来学とは何であるかを探るために、1960年代にアメリカに調査団を送った。調査団が日本に持ち帰った未来予測手法が、当時 RAND から広まり始めていたデルファイ手法であった。こうして、本手法が、1971年から始まった科学技術の未来予測に用いられるようになった。日本で最初の科学技術予測は、総理府の外局として設置されていた科学技術庁⁶によって1970年から1971年にかけて実施され、今後20年、30年に国家として焦点を当てて行く産業分野の特定に用いられた。1970年代には電子産業が、1980年代には知識集約産業が重点領域として選定された。科学技術予測はその後5年ごとに実施されており、1992年の第5回調査以降は、科学技術・学術政策研究所が実施している⁷。

上記の政府の調査により未来を研究の対象にする重要性が伝えられ、日本でも1968年に日本未来学会が創設された。ただ、この学会は、未来学を研究する学者（そもそもその人数が少なかった）の集まりとしてではなく、他の専門分野の人材を招き入れる学際的な学会としてスタートした。未来を考える上では、経済、社会、技術、文化、教育といった様々な分野の今後についての知見が必要であり、未来に対する学際的なアプローチは不可欠なものであった。しかしながら、学際色が前面に出たために、本来の未来学の専門性の追求の重要性がかすんでいってしまった。

一方、国際未来学会はユネスコとの関係を構築し、世界規模で、未来学の普及に取り組んでいった。また、未来に対するアプローチも徐々に変化させていった。最も大きな変化は、それまでの「過去と現在のデータや情報から、起こりうるひとつの未来を forecasting（予測）する」というアプローチから、「未来の複数の可能性を探る」、更には、「未来を創る主体である人間や組織の深層を探ることにより、未来の可能性を明らかにする」といった、現在主流の未来学のアプローチに進化させたことであった。

5. 未来の可能性

フォアサイトを活用して複数の未来の可能性に目を向ける必要性を述べてきたが、未来学では未来の可能性を、Probable、Plausible、Preferable、そしてPossible と分けて考える。

“Probable な未来”とは、「起こる確率が高い」と考える未来を指す。一般的な将来計画策定において想定する未来は Probable な未来のことであり、また、未来を予測するといった場合の未来は大体がこの Probable な未来を指している。「予測する」と言うと、関心の対象をかなり確定的に見つられる行為のように捉えられているが、以下で説明していくように、Probable な未来は、ほぼ無数に存在する未来の可能性の1つでしかない。

“Plausible な未来”とは、「我々の知識と経験から論理的に判断して、起こってもおかしくない」と言える様々な未来を指す。例えば、「あるタイミングで、その時の米国の政権と日本の政権の利害が完全に一致し、それまでとは大きく異なった日米関係が生まれる」、「市場競争社会の後に、共同体協力社会が訪れる」、「地球環境保全の為の世界の取り組みがもはや手遅れになり、文明が下り坂を転がるように悪化していく」といった未来が Plausible な未来として考え得る。どれも、通常は思考の範囲に入れないような未来であるが、「決してあり得ない」と切り捨てることはできない、つまり、完全に否定できる根拠も無い未来である。このように、我々の知見から「あり得ない」とは否定できない未来が Plausible な未来である。

この裏返し、この裏返し、「起こるはずがない」とそもそも検討の対象に含めもしない未来が“Plausible ではない未来”と称される未来である。「武力衝突が起こらない限り永遠に続く」と考えられていた米ソの冷戦が、ソ連の経済の崩壊によって終わったという事実や、ソ連崩壊から生まれたロシアが、21世紀になって武力で隣国のウクライナに侵略を始めたといった事実が証明しているように、「これまでの我々の知識と経験から判断して、起こるはずがない」と切り捨ててし

まい、予想の対象外にしてきたような未来にも、実は起こる可能性があったのである。

以上の Probable と Plausible な未来は、物事の因果関係を論理的に考察していくことによって想像することができるのに対して、“Preferable な未来”とは、論理性は度外視して、価値観と直感に基づいて想像する“理想とする未来”である。個人が持つ、特に多くの小さな子供が持つ夢は、この Preferable な未来の典型である。夢を語る子どものその時点での才能や能力と、彼らが語る未来の姿は一般的にはほとんど結び付かない。しかし、子供の頃の夢を実現させた大人は数多く存在するという事実が、Preferable な未来は単なる絵空事ではなく、現実になる可能性を有した未来像であることが分かる。以上をまとめると、可能性の集合体としての未来は図1のように分類されることになる。

この図が明らかにしているのは、Possible な未来は無数にあるという事実である。同時に、この図から、Probable な未来に焦点を当てた一般的な将来計画策定が空振りに終ることが多い理由が容易に見て取れる。未来に備える行為は、Probable だけに限定せずに、この広範囲にわたる Possible な未来に注目するこ

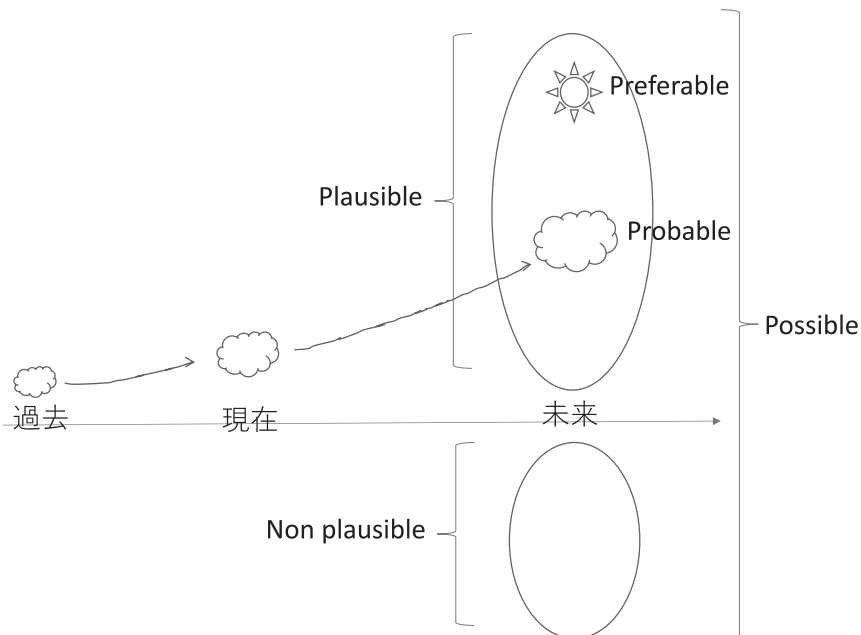


図1 未来の可能性の分類

とを抜きにしては実施しえないのである。

6. フォアサイトによる頑強な戦略策定

ミンツェンバーグは、一般的な戦略計画策定者たちが当然のことと見做しているいくつかの前提の間違いを指摘している。その中のひとつが、既に述べた「未来は予測できる」というものである (Mintzberg, 1994)。予測できると考えるということは、未来の状況や状態を、現時点で「ある程度確実性をもって把握できる」と考えるということである。そして、この前提ゆえに、予測に基づいて立てた戦略がベストな戦略であるという結論に達してしまうのである。

しかし、彼らが予測できると見做す未来は、図 1 に示された Probable な未来である。これがその予測通りに実現すれば、その予測に基づいた戦略計画は確かにベストであろう。ところが、図 1 は、Possible な全ての未来の中から Probable な未来が現実化する可能性は、極めて小さいことを示している。つまり、現在という時点で、「これが来たる未来だろう」と未来の可能性を 1 つに絞り込むのは、大きなリスクを伴った行為ということになる。

また、ミンツェンバーグ (Mintzberg, 1994) は、一般的な戦略計画策定の一つの限界が、情報を収集し分析する単位 (組織、部課など) を固定化してしまっていて、状況の変化に伴って新しい単位が必要となってくる可能性を検討していない点にあると指摘している。組織を取り巻く環境が大きく変化すれば、組織の構造や組織内の関係性も柔軟に変化させていくことが自然な対応である。しかし、多くの戦略計画では、組織も変わっていくという可能性は織り込まれていない。自らは無変化のままで周りの変化に適切に対応できた組織が、これまでにどれだけ存在したであろうか。個人でさえ、周りからのインプットと周りへのアウトプットのバランスを上手く取ろうと、自らの対応を常に調整している。同様なことをしていく可能性に盲目な組織は、早晚、組織として存在できなくなっていく。固定化した分析単位から生まれる戦略が、現実とは合わな

くなる理由のひとつがここにある。

一般的な戦略計画策定における上記のような問題点は、未来予測のためにいくら詳細かつ膨大な情報を集めて複雑な分析をしたとしても、未来に対するアプローチがフォアサイトを欠いた的はずれなものであれば、実施された計画が未来で空振りになってしまう確率は必然的に高くなることを示唆している。

加藤と軽部（2009）は、過去の成功体験（経験則）に過度に依存して作られた施策は、これまでに経験していない状況の下では有効には機能せず、新たな環境で生じる事象を想定する際には、それに合った支柱となるべき基本的な考え方が必要であると指摘している。岡田（2009）は、一般的に日本の経営幹部はリスクや不確実性を嫌う傾向にあるが、それらへの対応は不可欠であり、そのために必要な将来を予測する力をつけるべきだと述べている。また、浅羽（2009）は、優れた戦略の策定に当たっては、様々な可能性を探ることができる力、外部要因の自社への影響を考察できる深い思考力、そして、発想と視点の転換が重要であると主張している。これらの指摘が示唆しているのは、まさにフォアサイトである。

フォアサイトは、「これが来たる未来だろうと、人間が未来の姿をひとつに限定することはできない」という真理からスタートしている。その上で、「1つに限定は出来ないし、Possible な全ての未来を想像することは出来ないが、Possible な未来の可能性の中から複数の特徴的な可能性を想像することはできる」と考える。そしてフォアサイトは、過去から現在までの情報に加えて、“未来の情報”と呼ぶ情報も活用する。未来の情報を簡潔に言えば、個人や組織が、未来に対して持っている計画、未来に対して抱いている感情、及び、それらを原因として現れ得る事象や現象などに関する情報である。自然科学の視点から見ると、未来にはまだ何の事象も起こっていないので未来の情報は何もないと見做されるが、どのような事象が起こり得るかを想像することは論理的に実行可能なことであり、そのような想像の結果は、未来を考える上で極めて重要な未来の情報になるのである。

一般的な戦略策定手法を図示すると図2のようになる。ここでの最大の問題は、不確実な未来を計画の対象にしていながら、情報収集、分析、予測、戦略決定という一連の過程が“確実性”を追求して進んでいる点である。戦略は、ある特定の未来が現れるはずという大前提の下に生み出される。それ以外の未来の状況が現れた場合には、この戦略は期待したような効果を生むことはできない。このようにひとつの未来予測に依存した戦略は、とても“繊細な戦略”と言える。

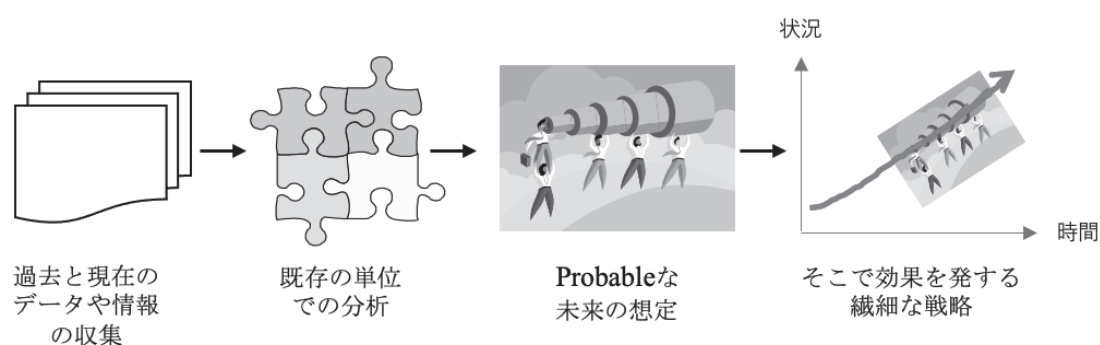


図2 一般的な戦略策定手法

一方、フォアサイトを生かした戦略策定は図3のように表わされる。収集する情報の中には、過去と現在の情報だけでなく未来の情報も含まれる。未来の情報は、物事や事象の深層部分の分析から得られる。そのような分析から見えるのはひとつの未来ではなく、複数の未来の可能性である。

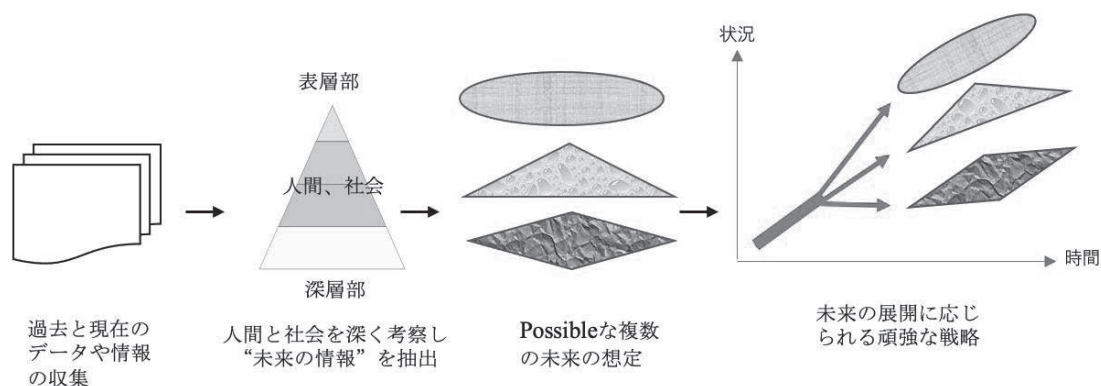


図3 フォアサイトによる戦略策定手法

それらの可能性の内、どれが現実になるかは、我々人間にはその日が来るまで分からない。このような現実的な制約の中で策定できる最善の戦略とはどのような戦略であろうか。それは、空振り決してせず、ホームランとはいかなくともできるだけ多くのボール（可能性）に対してヒットを打てるような戦略である。フォアサイトを活かして生み出される戦略は、複数の未来の可能性に対応できる“頑強な戦略”になる。前述したシェルが、石油メジャーの中で唯一、石油危機という誰にも“Plausible ではなかった未来”が現れた時にその危機を味方に付けられたのは、彼らだけがそれを“Plausible な未来”と見做せる力を有し、事前に戦略を準備しておくことが出来たからであった。彼らのみが、フォアサイトを活かしたのであった。

7. フォアサイト組織への移行

どのような組織においても、未来に向けての計画は、これまでに幾度となく議論され、策定され、そして実行されてきた。その時に採用されたのは、図2のような計画策定手法であろう。フォアサイトを知らなければ、この手法が、未来計画への唯一の道であると理解されているからである。

フォアサイトを組織や地域社会に広める役割を担った専門家を“フォアサイト・プラクティショナー”と呼ぶが、そのような人材は、オンザジョブトレーニングや大学教育によって養成される。フォアサイトプログラムを持った大学は日本には未だ無いが、海外には多数存在している。

フォアサイト・プラクティショナーが活躍する欧米諸国では、顧客、あるいは、クライアント企業は、何らかの機会や仕事の関係者からフォアサイトのことを知り、プラクティショナーたちを訪ねてくる。このような企業は、大きく2つのタイプに分けられる。ひとつは、フォアサイトの重要性を理解し、それを欠いたままでの危険性を認識し、自らの組織をフォアサイトを持った組織に改革しようという目的で接触してくる企業である。もうひとつは、こ

れまでの戦略が上手くいかず、その原因が分からないままに、“戦略策定”、“実施”、“芳しくない結果”、“次の戦略策定”という悪循環が続いてしまっている企業である。そのような企業は、どこかで聞いたフォアサイトが、自分達を悪循環から抜け出させてくれるのではないかと期待し、プラクティショナーたちにアプローチしてくる。

日本国内を見回すと、今までに未来を考えることをして来なかった組織は存在しないだろうが、自分たちが行ってきた“未来を考える”ことは、“未来に対する適切な視点で考える”ことでは無かったこと、そして、未来に備えるにはフォアサイトが不可欠であることに気付く組織はとても少ない。気付かないままで過去の慣習を継続し続ける組織は、変化する外部環境の中では、やがて存在できなくなっていってしまう。社会の中で有益な役割を担い続ける組織であり続けるには、未来の不確実性を脅威と感じ続けるのではなく、そこに新たな機会を見出していける、“フォアサイト組織”に変わっていくことが不可欠であろう。

参考文献

- Bell, Wendell. 1997. *Foundations of Futures Studies, Volume 1* (Vol. 1). New Brunswick, U.S.A.: Transaction Publishers.
- Bowonder, B, and T Miyake. 1993. "Technology Forecasting in Japan." *Futures* (September): 757-777.
- Kameoka, Akio, Yokoo, Y., and Terutaka Kuwahara. 2004. "A Challenge of Integrating Technology Foresight and Assessment in Industrial Strategy Development and Policymaking." *Technological Forecasting & Social Change* (71): 579-598.
- Keenan, Michael, and Rafael Popper. 2008. "Comparing Foresight 'Style' in Six World Regions." *Foresight* 10(6): 16-38.
- Martin, Ben. R., and John Irvine. 1989. *Research Foresight: Priority-Setting in Science*. London: Pinter Publishers.
- Mintzberg, Henry. 1994. "The Fall and Rise of Strategic Planning." *Harvard Business Review* 72(1): 107-114.
- Schlossstein, Dominik, and Byeongwon Park. 2006. "Comparing Recent Technology Foresight Studies

- in Korea and China: towards Foresight-minded Governments?" *Foresight* 8(6): 48-70.
- Voros, Joseph. 2003. "A Generic Foresight Process Framework." *Foresight* 5(3): 10-21.
- Wonglimpiyarat, Jarunee. 2006. "Technology Foresight: Creating the Future of Thailand's Industries." *Foresight* 8(4): 23-33.
- ハイデン・キース・ヴァン・デル, 1996.『シナリオ・プランニング：戦略的思考と意思決定』ダイヤモンド社.
- ハイデン・キース・ヴァン・デル, 2002.『[入門] シナリオ・プランニング：ゼロベース発想の意思決定ツール』ダイヤモンド社.
- 岡田正大 2009.「戦略策定のリアリティと戦略理論研究への課題」『組織科学』42(3): 16-30.
- 加藤俊彦・軽部大 2009.「日本企業における事業戦略の現状と課題：質問票調査に基づくデータ分析から」『組織科学』42(3): 4-15.
- 岩崎賢・植村弘洋・津村恵・香月祥太郎 2006.「フォーサイト・マネジメントによるサービス・イノベーションの創出——製造業を事例として」『第21回研究・技術計画学会年次学術大会講演要旨集 II』21(2): 573-576.
- 東京新聞「こちら特報部」、2013、『非原発：「福島」から「ゼロ」へ』、一葉社
- 西村行功 2003.『シナリオ・シンキング——不確実な未来への「構え」を創る思考法』ダイヤモンド社.
- 浜田和幸 2005.『未来ビジネスを読む——10年後を知るための知的技術』光文社.
- 浅羽茂 2009.「戦略構想プロセスの研究・教育の必要性」『組織科学』42(3): 45-58.
- 野嶋剛 2020、『なぜ台湾は新型コロナウイルスを防げたのか』、扶桑社新書

脚注

- 1 2022年6月10日参照、<https://eow.alc.co.jp>
- 2 2022年6月13日参照、シナリオ手法（シナリオ・プランニング）ケーススタディ <https://www.change-agent.jp/learningorganization/scenario/scenariocase.html>
- 3 2022年6月13日参照、シナリオプランニングの理論：その技法と実践的活用 https://oilgas-info.jogmec.go.jp/_res/projects/default_project/_project_/pdf/7/7809/201609_001a.pdf
- 4 2022年6月26日参照、Scenarios: Uncharted Waters Ahead <https://hbr.org/1985/09/scenarios-uncharted-waters-ahead>
- 5 2022年6月21日参照、コロナ「徹底検証」尻すぼみ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2022053000828&g=pol>
- 6 2001年（平成13年）1月の中央省庁再編により廃止され、その業務は内閣府政策統括官、文部科学省などに継承された。
- 7 2022年6月21日参照、科学技術予測 <https://www.nistep.go.jp/research/science-and-technology-foresight-and-science-and-technology-trends>

〔論 説〕

米国における子会社少数株主持分の取得に関する 会計処理をめぐる議論の一考察

水 野 孝 彦

はじめに

米国では、2007年12月に財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）から公表された財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」（SFAS 160, *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements* 以下、「SFAS 第160号」という）の第33項に、「親会社の子会社に対する支配財務持分を保有している間の親会社持分の変動は、資本取引（所有者としての立場で行動している所有者による出資および所有者への分配）として会計処理されなければならない。」（FASB 2007, para.33）という規定が新たに導入された。

支配獲得後に、親会社の子会社非支配株主から子会社株式を追加取得したり、子会社株式を子会社非支配株主に売却することによって、親会社の持分が変動することがある。また、子会社が新株を発行したり、自己株式を取得したりすることによって、親会社の持分が変動することがある。SFAS 第160号では、親会社の持分に影響を与えるこれらの取引をすべて資本取引として処理することとした。言い換えると、親会社の子会社を支配している間の子会社非支配株主との取引は資本取引とみなされ、かかる取引からは一切の損益の発生を認識せず、親会社に帰属する払込剰余金（additional paid-in capital）で調整するとい

う規定が採用された。

また、SFAS 第160号は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）と米国FASB とが企業結合に関する会計処理が同じになるように、両基準のコンバージェンスの達成を目指して共同で進めた、企業結合プロジェクト（第2フェーズ）における成果の1つである。それゆえに、同じく企業結合プロジェクト（第2フェーズ）の成果の1つである改訂国際会計基準第27号「連結および個別財務諸表」（revised IAS 27 *Consolidated and Separate Statements*

以下、「改訂 IAS 第27号（2008年）」という）においても、SFAS 第160号の規定と同様に、支配獲得後において、支配が継続している間の非支配持分との取引を資本取引として会計処理する規定が採用された（IASB 2008, para.3）。

SFAS 第160号が公表される以前の米国では、財務会計基準書第141号「企業結合」（SFAS 141, *Business Combinations* 以下、「SFAS 第141号」という）の第14項において、子会社非支配持分の取得はパーチェス法によって会計処理することが定められていた。

「子会社非支配持分の一部または全部の取得は、——それが親会社、子会社自身、その他関係会社のいずれによる取得であっても——パーチェス法で会計処理されなければならない。」（FASB 2001, para.14）¹

この SFAS 第141号の規定は、もともとは1970年8月に米国公認会計士協会（AICPA）会計原則審議会（APB）から公表された意見書第16号「企業結合」（Opinion 16 *Business Combinations* 以下、「APB Opinion 第16号」という）の第43項の規定（子会社少数株主持分の一部または全部の取得をパーチェス法によって会計処理すべきとする規定）²の文言を一部修正して、趣旨を変えることなく踏襲されたものであった。

SFAS 第160号において、支配が継続している間の子会社非支配持分との取引はすべて資本取引としてみなされ会計処理されることになったのであるが、

それ以前の会計規定では、子会社非支配持分（少数株主持分）を取得する取引はパーチェス法で会計処理することが求められており、この点において会計処理の抜本的な変更が生じた。ここに、従来のパースペクティブ（視点）からの根本的な変更が行われた理由を探る必要性があると考えられる。

しかし、SFAS 第160号以前にどのような議論が行われていたかを知らなければ、現在の基準が意味するところを十分に理解することは困難であろうし、その取り扱いに対して違和感を持ち続けてしまうことにもなりかねないであろう。

そこで本稿では、支配が継続している間の非支配持分との取引が資本取引としてみなされる以前の1つの議論として、子会社少数株主持分の取得に関する会計処理の論点に絞って考察し、理解を深めることを目的としている。国際会計基準においては、FASB との企業結合プロジェクトよりも前に、子会社非支配持分との取引に関する会計処理に関する議論についての公式な資料が十分に見当たらない。そこで、本稿では、主として米国における議論に焦点を合わせて考察することとしたい³。

1. 支配獲得後における子会社少数株主持分の取得

前述したように、米国では、1970年8月に公表された APB Opinion 第16号第43項において、子会社少数株主持分の取得について持分プーリング法よりも、むしろパーチェス法が適用されるべきであるとの規定が置かれた。

「子会社少数株主持分の一部または全部の取得は、——それが親会社、当該子会社、その他の関係会社のいずれによる取得であっても——持分プーリング法ではなく、パーチェス法で会計処理されなければならない。」（AICPA 1970, para.43）

以下では、この規定の趣旨を理解することを目的に、APB Opinion 第16号における関連規定、また、Schumann（1958）や Wyatt（1963）による議論について考察を加えていくことにしたい。

（１）APB Opinion 第16号

APB Opinion 第16号では、「企業結合は、会社と会社形態あるいは非会社形態の1つまたはそれ以上の事業とが1つの会計エンティティに統合される（brought together into one accounting entity）場合に生じる」（AICPA 1970, para.1）とし、企業結合には「1つまたはそれ以上の会社の子会社になったり、ある会社が他の会社に純資産を移転したり、各会社が新設会社に純資産を移転したりする」（AICPA 1970, para.5）取引が該当するとされていた。

他方で、APB Opinion 第16号は、ある会社が他の会社の子会社になった後の「子会社少数株主によって保有されている株式の一部または全部の取得は企業結合ではない」（AICPA 1970, para.5）とした。

このように、APB Opinion 第16号は子会社少数株主持分の取得は企業結合に含まれるものではないことを明らかにしたのであるが、しかし、その一方で、第43項において、その会計処理としては、持分プーリング法ではなく、パーチェス法を適用すべきであることを明確に規定した。

ここで子会社少数株主持分とは、具体的には、子会社の少数株主が保有する普通株式を指している。そして、次のようなケースにおいて、パーチェス法の適用が想定された（AICPA 1971c）。

- (a) 親会社が、子会社少数株主によって保有された普通株式を自社の普通株式または資産あるいは負債と交換するケース
- (b) 子会社が、少数株主によって保有された普通株式を自己株式として取得するケース
- (c) 同一の親会社を有する別の子会社が、他の子会社の少数株主によって保有された普通株式を自社の普通株式または資産あるいは負債と交換する

ケース

なお、APB Opinion 第16号では、持分プーリング法を適用するための12の要件が設定されたが、「企業結合の計画が完了する日において、他の企業の実質的にすべての議決権付普通株式と交換に、自社の議決権付普通株式の大部分と同一の権利を有する普通株式の売出しおよび発行」(AICPA 1970, para.47(b))という要件とその他の要件がすべて満たされる場合に、子会社取得としての企業結合に持分プーリング法が適用されるべきであるとした⁴。

このように子会社取得としての企業結合について、持分プーリング法が適用されるケースを踏まえて、第43項の規定には、APB Opinion 第16号会計解釈指針 (Accounting Interpretation of Opinion 16 *Business Combinations* 以下、「APB Opinion 第16号解釈指針」という) で、次のような補足が付された。

「企業結合が達成された後、あるいは、子会社に対する支配持分が取得された後の残りの少数株主持分の一部または全部の取得はパーチェス法で会計処理される。企業結合の達成が持分プーリング法によって会計処理された後の少数株主持分の取得を含め、たとえ少数株主持分が普通株式の交換を通じて取得されたとしても、パーチェス法が適用される。」(AICPA 1971b)

上の補足では、子会社少数株主持分の取得が、いったん企業結合が達成された後（子会社に対する支配持分が取得された後）の取引であることが強調されているが、その意味においても、子会社少数株主持分の取得はもはや企業結合ではなく、単なるその後の追加投資としての意味を持ち、資産の購入 (purchases of assets) ⁵に類似したものとしてパーチェス法が適用されたとも考えられる。

(2) Schumann (1958) による議論

ここでは、1950年代後半の実務に触れた Schumann (1958) を参考にすることにしたい。彼は、1956年に株式交換を通じて発行済株式の98%を取得した企

業結合で、持分プーリングとみなすことができる場合の事例を紹介した。

この事例では、持分プーリング法でその企業結合は処理され、2%の少数株主持分を除き、残りすべての結合当事企業の利益剰余金は連結利益剰余金として引き継がれ、2%の少数株主持分は、パーチェス法と同様の方法で、株主資本の区分の上で、いわゆる負債項目として表示されていた。

そして、彼は、1956年以降、親会社が部分的に少数株主持分を取得したことに関して、原始取得の98%に相当する利益剰余金が連結利益剰余金の一部として認識されるのであれば、その後、追加取得された少数株主持分についても持分プーリング法で処理することが適切であるかどうかについて素朴な疑問が生じうると指摘した (Schumann 1958, 195-196)。

Schumann は、この事例で1956年の株式交換で経営権の全部が移転したという事実に鑑みて、また残りの数パーセントは追加投資としてみなすことができることから、少数株主持分の取得を持分プーリングとして処理することは不適切になるであろうとの見解を示した。また、彼は、企業結合後における少数株主持分の取得は、その時点で追加的な勢力間の結合 (joining of forces) を生じせしめたのではなく、将来の子会社利益を連結純利益に算入できる割合を単に増加させたにすぎないと説明した。そして、このような追加的な取得はパーチェス取引として考えられ、そのように会計処理されるべきであると主張した (Schumann 1958, 196)。

(3) Wyatt (1963) による議論

1963年に Wyatt は、AICPA 会計調査研究書第5号『企業結合会計の批判的研究』のなかの「少数株主持分 (Minority Interests)」という項で、「被取得企業が子会社であろうが、法人格を有する親会社の一部門であろうが、それは主として形式上の問題である。しかし、企業結合後に少数株主持分が存在するということは、取引に実態があることを裏づける現象である」 (Wyatt 1963, 102) と主張した。

そして、彼は、被取得企業の一部の株主が合併や株式の譲渡を望んでいなかったり、何らかの理由により取引に参加しないことから少数株主持分が存在していることに着目して、「こうした取引は、支払手段が取引に及ぼす影響はあるものの、あるエンティティが別のエンティティの一部の株主の権利を買い上げるに当たっては、交換（exchange）というパーチェスの特徴を備えている。したがって、2つのエンティティ（親会社と子会社―引用者注）は、単位としてみたとしても、株主持分までも結合することはありえないのである。」（Wyatt 1963, 102）とした。

このように、Wyatt は、子会社少数株主から株式を買い上げる取引には、いわば独立当事者間における交換という取引の実態が備わっている側面があることを重視して、パーチェス法の適用を主張したと考えられる。

2. 子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論

子会社少数株主持分の取得に関する会計処理については、APB Opinion 第16号第43項において、パーチェス法が適用されなければならないとされていた。子会社少数株主持分の取得は、すでに1つの会計エンティティとして企業結合を形成した後の取引であるため、企業結合ではないとされているが、しかし、同じく企業結合に含まれない⁶、共通支配下の企業間での移転または交換の取引とは明確に区別すべきとされていた（Touche Ross & Co. 1973, 3）。

共通支配下の企業間での移転または交換の取引が企業同士の取引であるのに対して、子会社少数株主持分の取得は、子会社の株主と企業結合の形成企業との間の取引である。また、共通支配下の企業間での移転または交換の取引は、外部者が関与しない取引である。これに対して、従来、子会社少数株主は、親会社の立場からすれば外部者であるという考え方が広く浸透しており、それゆえに、子会社少数株主との取引を内部取引ではなく、外部取引として見なすことが適切であると考えられていたと思われる。その意味において、パーチェス

法の適用に一定の合理性が認められ、会計処理として採用されたということができよう。

しかしながら、APB Opinion 第16号では、単に「パーチェス法によって会計処理されなければならない」としているだけであって、この問題に関する具体的な規定や設例などはなく、パーチェス法の適用方法を明瞭に示してはいなかった。子会社少数株主持分の取得に関するパーチェス法の適用については一定の合理性が認められるものの、しかし、子会社少数株主と子会社との取引については、より難しい問題を抱えていた。子会社自身による少数株主持分の取得は、子会社による自己株式の取得を意味しており、資本取引として認識されるべきものでもある。しかしながら、会計基準上、この問題については全く明確に取り扱われていなかったのである（Jensen et al.1994, 377）。こうしたことから、子会社自身による少数株主持分の取得に関しては、APB Opinion 第16号の規定どおりにパーチェス法を適用すべきであるか、あるいは、子会社による資本取引を会計処理に反映すべきであるかをめぐり、意見の相違が生まれたのであった。

以下では、親会社による少数株主持分の取得に関する会計処理について設例を通じて考察した後に、子会社自身による少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐり議論について考察することにした。

（１）親会社による少数株主持分の取得に関する会計処理について

米国では、ある会社が他の会社に対する支配を獲得したり、重要な影響力を行使できる能力を獲得したりするために、当該他の会社の株式を2回以上購入する取引が行われる場合、段階法（step-by-step basis）が会計処理として適用されてきた。そのため、支配獲得後に親会社が子会社少数株主持分を取得する場合には、支配獲得前と同様に、段階法を適用することが適切であるとの理解が一般的であった。

たとえば、Pahler and Mori(1985) は、親会社による子会社少数株主持分の取

得について、それは「単なる段階的取得（block acquisition）にすぎない。・・・（中略）・・・したがって、親会社による少数株主持分の取得では、何ら新しい会計の問題は生じない」（Pahler and Mori 1985, 357）⁷として、その会計処理は、段階的取得に関する会計処理と何ら異ならないことを強調した。

ここで、簡単に米国における段階的取得に関する会計規定を振り返っておきたい。

米国では、1959年8月に AICPA の会計手続員会（CAP）から公表された ARB 第51号「連結財務諸表」（Accounting Research Bulletin No.51 *Consolidated Financial Statements* 以下、「ARB 第51号」という）で、2回以上の株式購入によって、他の会社を子会社化する場合には、取得時の子会社利益剰余金は段階法に基づいて算定することが一般的な会計処理方法であるとされた（AICPA 1959, para.10）⁸。

また、1971年8月に AICPA の会計原則審議会（APB）から公表された意見書第18号「普通株式への投資に関する持分法会計」（Opinion 18 *The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock* 以下、「APB Opinion 第18号」という）においては、持分法適用の要件を満たす以前の投資が、投資会社による議決権付株式の追加取得、被投資会社自身による議決権付株式の取得または消却などにより持分法適用の要件を満たすことになった場合、子会社の段階的取得（step-by-step acquisition）に関する会計処理に準じた方法で、投資会社の投資勘定、経営成績、利益剰余金を遡及処理しなければならないとされた（AICPA 1971a, para.19(m)）⁹。

その後、1973年3月に AICPA の会計原則審議会（APB）から公表された意見書第17号「無形資産」に関する会計解釈指針（Accounting Interpretation of Opinion 17 *Intangible Assets* 以下、「APB Opinion 第17号解釈指針」という）において、子会社化するまでの間の株式の段階的な取得、あるいは、持分法が適用される株式の段階的な取得に関して、パーチェス法の適用が次のように明確に示された。

「段階的な一連の株式購入で、ある会社が、連結されることになる子会社を取得したり、持分法で会計処理されることになる投資を取得した場合には、当該会社は段階的な株式購入ごとに、その時点の投資の取得原価、これに対応する取得資産の公正価値、および、のれんを識別しなければならない。」
(AICPA 1973, para.2)

親会社による子会社少数株主持分の取得は段階的取得と何ら異なるものではないとの理解を前提として、以下では、設例を使って、支配を獲得するまでの段階的取得に関する会計処理について簡単に確認したいと思う¹⁰。

〔設例1〕2回以上の株式購入によって、他の会社を子会社化した場合
前提条件

- 当社は、S社の普通株式(発行済株式総数1,000株)を下記のとおり購入した。第1回目のS社普通株式(以下、「S社株式」という。)の取得割合が20%を上回るため、ここではAPB Opinion 第18号に基づき持分法で会計処理することとする。

株式購入日	取得株式数	取得割合	取得原価
19×1年1月1日	200株	20%	\$ 15,000
19×2年1月1日	250株	25%	21,750
19×2年7月1日	300株	30%	33,500

- S社の株式取得日における資本の状況、そして19×1年度および19×2年度(ただし、19×2年度は第3回株式購入日の直前までの6か月)の当期純利益は次のとおりである。なお、S社は剰余金の配当を行っていないものと仮定する。

米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論の一考察

	19×1年1月1日 (第1回株式購入日)	19×2年1月1日 (第2回株式購入日)	19×2年7月1日 (第3回株式購入日)
資本金	\$ 40,000	\$ 40,000	\$ 40,000
利益剰余金	5,000	15,000	35,000

	19×1年度	19×2年度 (6月30日まで)
当期純利益	\$10,000	\$ 20,000

- S社株式の購入日ごとに、株式の取得原価とこれに対応するS社の資本に係る取得持分との差額を、取得日の公正価値を基礎に純資産の個々の要素（識別可能な資産や負債）に割り当て、S社株式に対する投資について分析を行う。19×1年1月1日（第1回株式購入日）において、S社株式の取得原価が\$15,000であるのに対して、これに対応するS社の資本に係る取得持分は\$9,000（ $=(\$40,000+\$5,000)\times 20\%$ ）であり、ここに差額（以下、「取得原価が簿価を上回る額（cost in excess of book value）」という）\$6,000が発生したのは、S社の土地の公正価値が帳簿価額よりも\$20,000上昇していたことに原因の1つがあることが判明した（土地の公正価値はその後変動しないこととする）。したがって、取得原価が簿価を上回る額のうち、取得割合に係る土地評価差額\$4,000（ $=\$20,000\times 20\%$ ）を土地に割り当てる。19×2年1月1日（第2回株式購入日）、19×2年7月1日（第3回株式購入日）においても、同様の計算により、取得原価が簿価を上回る額がそれぞれ\$8,000、\$11,000生じるが、その原因の1つが当該土地の評価に関わるものであるため、株式購入日ごとに、取得原価が簿価を上回る額を土地に割り当てる（第2回目は\$5,000（ $=\$20,000\times 25\%$ ）、第3回目は\$6,000（ $=\$20,000\times 30\%$ ））。なお、当該土地以外に帳簿価額と公正価値とが乖離する資産および負債は存在しないこととする。
- 各株式購入日において、取得原価が簿価を上回る額のうち純資産の個々の要素（識別可能な資産や負債）に割り当てられなかったものは、のれんとして認識し、定額法を使って規則的に償却する。

第1回株式購入日において認識されたのれんの償却期間 4年

第2回株式購入日において認識されたのれんの償却期間 3年

株式購入において認識されたのれんの各年度の償却額

	取得原価	19×1年度 償却額	19×2年度 償却額(6か月分)
第1回株式購入日に 認識されたのれん	\$2,000	\$500	\$250
第2回株式購入日に 認識されたのれん	\$3,000	—	\$500

- 次ページに掲載した投資の分析を踏まえて、支配獲得日(19×2年7月1日)における開始仕訳は次のとおりになる(Pahler and Mori 1985, 361)。

資本金	30,000
利益剰余金	26,250
土地	15,000
のれん	8,750
子会社投資	80,000

Pahler and Mori(1985)は、段階的に取得した株式の取得原価は、部分所有子会社を連結する際に、取得原価を取得時の公正価値に基づいて取得割合に相当する部分だけ純資産の個々の要素に割り当てると同じ方法で、会計処理すべきであるとしている。

上述の内容は、支配獲得前の段階的な取得に関する会計処理であるが、支配獲得後の親会社による子会社少数株主持分の取得についても同様の会計処理が行われることとなる。

支配獲得日(19×2年7月1日)現在における投資の分析

取得 割合	摘 要	取得原価 (合計)	資本の帳簿価額			公正価値が帳簿価額 を上回る資産 (土地への割当て)		のれん
			資本金	+	利益剰余金	+		
20	19×1年1月1日 第1回株式購入・・・ 19×1年度	\$15,000	\$8,000		\$1,000		\$4,000	\$2,000
	取得持分に係る当期純利益・・・ のれんの償却・・・	2,000 (500)			2,000			(500)
20	19×1年12月31日 残高・・・	\$16,500	\$8,000		\$3,000		\$4,000	\$1,500
+ 25	19×2年1月1日 第2回株式購入・・・ 19×2年度	21,750	10,000		3,750		5,000	3,000
	取得持分に係る当期純利益(6か月分)・・・ のれんの償却	9,000			9,000			
	第1回 (\$2,000×1/4×1/2yr)・・・	(250)						(250)
	第2回 (\$3,000×1/3×1/2yr)・・・	(500)						(500)
45	19×2年6月30日 残高・・・	\$46,500	\$18,000		\$15,750		\$9,000	\$3,750
+ 30	19×2年7月1日 第3回株式購入・・・	33,500	12,000		10,500		6,000	5,000
75	19×2年7月1日 残高・・・	\$80,000	\$30,000		\$26,250		\$15,000	\$8,750

出典：Pahler and Mori (1985) 180.

（２）子会社による少数株主持分の取得に関する会計処理について

子会社による自己株式の取得は、子会社の資本および子会社株式が市場で流通している株式数を減少させる。その結果、親会社の持分比率は増加するものの、子会社がいくらで自己株式を購入するかによって、子会社資本に係る親会社の持分額に変動が生じる。以下に簡単な設例を紹介することにしたい¹¹。

〔設例２〕 子会社による自己株式の取得

前提条件

- P社はS社株式（普通株式の流通株式数10,000株）を80%所有している。
- S社は少数株主から自社の株式を400株購入した。これにより、P社の持分比率は80%から83 1/3 %（流通株式数9,600株のうち8,000株を所有）に増加した。
- 自己株式400株の取得前におけるS社資本に係るP社の持分額は\$160,000であった（下表の第1欄参照）。

ここでは、3つのケースを考える。

1. S社が1株当たりの簿価と等しい\$20で自己株式を購入する場合
2. S社が1株当たりの簿価を上回る\$30で自己株式を購入する場合
3. S社が1株当たりの簿価を下回る\$15で自己株式を購入する場合

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	自己株式の 取得前	自己株式の 取得後 (購入単価 @\$20)	自己株式の 取得後 (購入単価 @\$30)	自己株式の 取得後 (購入単価 @\$15)
資本金、額面 \$ 10	\$100,000	\$100,000	\$100,000	\$100,000
利益剰余金	<u>100,000</u> 200,000	<u>100,000</u> 200,000	<u>100,000</u> 200,000	<u>100,000</u> 200,000
控除：自己株式 (原価)	—	<u>8,000</u>	<u>12,000</u>	<u>6,000</u>
資本の合計		\$192,000	\$188,000	\$194,000
P社の持分比率	80% *	83 1/3 % †	83 1/3 % †	83 1/3 % †
P社のS社に対する 持分額	\$160,000	\$160,000	\$156,667	\$161,667

* 流通株式数10,000株のうち所有株式数8,000株

† 流通株式数 9,600株のうち所有株式数8,000株

出典：Beams（1992）の Exhibit8-6 「子会社による自己株式の購入」（323）を一部変更

P社の持分比率は、自己株式の取得前は80%であったが、取得後に83 1/3 %に増加する。この持分比率の増加は、S社による自己株式の購入価額がいくらであっても異ならない。ただし、購入単価が1株当たりの簿価と等しい場合と異なる場合とでは、次のように親会社の持分額に影響する。

1. S社が1株当たりの簿価と等しい \$20で自己株式を購入する場合

この場合、たとえP社の持分比率が83 1/3 %に増加しても、S社資本に係るP社の持分額は\$160,000が維持される（第2欄参照）。すなわち、1株当たりの簿価と等しい購入単価で自己株式が購入される場合には、P社の持分額には影響しない。

2. S社が1株当たりの簿価を上回る \$30で自己株式を購入する場合

この場合、たとえP社の持分比率が83 1/3 %に増加しても、P社の持分額は\$3,333減少し、\$156,667になる（第3欄参照）。

3. S社が1株当たりの簿価を下回る \$15で自己株式を購入する場合

この場合、P社の持分額は\$1,667増加し、\$161,667に増加する（第4欄参照）。

以上の設例からも理解できるように、子会社による少数株主持分の取得は、親会社の持分比率を高めるものの、簿価と等しい価額で購入されるか否かで親会社の持分額に影響が生じる。簿価を上回る額での取得は、親会社の持分額を減少させ、他方で、簿価を下回る額での取得は、親会社の持分額を増加させる。子会社の個別会計上では資本取引として会計処理されるが、連結会計上、この親会社の持分額の変動をどのように処理するべきであるかが議論となった。

以下では、APB Opinion 第16号第43項に基づいて、パーチェス法が適用されるべきであるとする考え方を示した Pahler and Mori(1985) と、子会社による資本取引を会計処理に反映すべきであるとする考え方を示した Beams (1992) を

考察することにした。

① Pahler and Mori(1985)における議論

Pahler and Mori(1985)は、APB Opinion 第16号第43項で、子会社少数株主持分の取得に関する会計処理として唯一認められているのはパーチェス法だけであるのだから、親会社による取得、子会社自身による取得のいずれの場合においてもパーチェス法会計が反映されるべきであると主張した¹²。

Pahler and Mori(1985)は、「子会社による少数株主持分の取得についても、連結の観点からみれば、段階的取得であるが、しなしながら、その処理については説明を加えなければならない。・・・(中略)・・・子会社が少数株主持分を取得し、取得した株式を消却する場合(親会社によってそのように指図された場合に限り、子会社は行う)、連結会計は取得した株式に関してパーチェス法会計を反映しなければならない」(Pahler and Mori 1985, 357)としている。以下に、彼らによる設例を考察することにした¹³。

〔設例3〕子会社が簿価を上回る額で少数株主持分の全部を取得する場合

前提条件

- 親会社は、子会社株式(発行済株式総数1,000株)として800株を所有している。他方、この会社の株式200株を少数株主が所有している。
- 子会社は、少数株主に対して現金\$40,000(購入代価)を支払って、少数株主が所有する自社の株式200株の全部を購入し、その後、消却した。
- その結果、子会社の発行済株式総数は800株に減少した。なお、子会社は、親会社からは自社の株式を購入していないため、親会社の所有株式数は800株のままである。
- 親会社の子会社投資の取得原価は\$166,000である。このうち、子会社による少数株主持分の取得前において、連結上、取得原価が簿価を上回る額が\$50,000ある。

米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論の一考察

	持分比率	所有株式数
親会社の子会社に対する持分：		
子会社による少数株主持分の取得前・・・・	80%	800株
子会社による少数株主持分の取得後・・・・	100%	800株
子会社が少数株主によって所有される発行済株式200株の全部を取得するために支払った購入代価	\$40,000	

出典：Pahler and Mori(1985), 358.

子会社が簿価を上回る額で少数株主持分の全部を取得した場合の
子会社資本に係る親会社持分額の減少分についての計算

	子会社の 資本勘定	1株当たり 帳簿価額	親会社持分		少数株主持分	
			持分 比率	持分額	持分 比率	持分額
少数株主持分の取得前 資本金・・・・	\$ 70,000		80	\$ 56,000	20	\$ 14,000
利益剰余金・・・・	<u>75,000</u>		80	<u>60,000</u>	20	<u>15,000</u>
	\$ 145,000	\$145		\$ 116,000		\$ 29,000
少数株主持分の取得後 資本金・・・・	\$ 56,000 ^a		100	\$ 56,000		—
利益剰余金・・・・	<u>49,000</u>		100	<u>49,000</u>		—
	\$ 105,000	\$131.25		\$ 105,000		
持分の減少・・・・	\$(40,000)			\$(11,000)		\$(29,000)

a 説明を簡便にするために、株式の取得および消却のために支払った \$40,000は、以下のとおり、子会社資本勘定に適切に賦課されたと想定する。

資本金 (\$70,000のうちの20%) ・・・・ \$14,000
利益剰余金 (残りの額) ・・・・ 26,000
\$40,000

出典：Pahler and Mori(1985), 359.

投資勘定の分析

	連結上の簿価の構成要素		取得原価が簿価を上回る額
	資本金	利益剰余金	
少数株主持分の取得直前の残高	\$56,000	\$60,000	\$50,000
\$11,000の超過支払額を取得原価が簿価を上回る額として処理するために行う組替		(11,000)	11,000
少数株主持分の取得直後の残高	\$56,000	\$49,000	\$61,000

出典：Pahler and Mori(1985), 360.

Pahler and Mori (1985) は、この設例について、以下の点に留意すべきであ

るとする (Pahler and Mori 1985, 358)。

- 少数株主は子会社に所有株式200株を引渡すことで、現金 \$40,000を受け取ったが、このことは、少数株主が子会社純資産の簿価に対する所有持分（子会社による取得前の持分 \$29,000）よりも \$ 11,000多くの額を受け取ったことを意味する。
- 少数株主持分に対する簿価を上回る超過支払額の \$11,000は、子会社純資産の簿価に対する親会社持分を \$ 11,000だけ希薄化させた（取得前：\$116,000 → 取得後：\$105,000）。
- 簿価を上回る超過支払額の \$ 11,000は、親会社によって、連結上、取得原価が簿価を上回る額として取り扱われなければならない。連結の観点からは、子会社が少数株主持分を取得したと考えるのではなく、親会社が取得したと考えるのが適切であるため、簿価を上回る超過支払額 \$ 11,000は、連結上、取得原価が簿価を上回る額への組替を行う。

Pahler and Mori (1985) は、この組替 (reclassification) は、「投資勘定の分析のなかで行われる」(360) ¹⁴と説明した。投資勘定の分析において、少数株主持分の取得によって生じた利益剰余金の減少分を、取得原価が簿価を上回る額に組み替えるため、親会社の子会社に対する投資勘定の取得原価は組替前と組替後では変動は生じない。すなわち、彼らは、親会社における子会社投資勘定の取得原価の合計額は維持されるべきであるとして、子会社資本の減少が生じても親会社は投資勘定を調整するべきではないと主張した。

また、彼らは、この組替により、「親会社は、少数株主持分の取得によって生じ、子会社純資産の簿価に対する親会社持分の希薄化に関連して生じた損失の計上を避けることができる」(Pahler and Mori 1985, 360) と指摘した。そして、これらを踏まえ、連結財務諸表に以下の仕訳が行われたかのように反映されとした (Pahler and Mori 1985, 361)。

米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論の一考察

少数株主持分	29,000
取得原価が簿価を上回る額	11,000
現金	40,000

取得原価が簿価を上回る額に組み替えられた \$11,000は、パーチェス法会計にしたがって、取得日の公正価値を基礎に純資産の個々の要素（識別可能な資産や負債）に割り当てられることになる。その結果、取得割合に相当する償却可能資産の増加やのれんが認識され、これらについての償却から費用の計上が行われるとされた¹⁵。

② Beams (1992) における議論

子会社による自己株式の取引は資本取引であり、一切の損益が認識されることはない。このことは、1966年12月に公表された APB 意見書第9号「経営成績の報告」(Opinion No.9 *Reporting the Results of Operations* 以下、「APB Opinion 第9号」という)において明らかにされていた。APB Opinion 第9号は、資本取引によって生じる項目を3つ挙げ、これらの項目は「あらゆる状況において、純利益または経営成績の算定から除外しなければならない」(AICPA 1966, para.28) とした¹⁶。そのうちの1つが、「会社自身の株式の取引から生じる調整または借方・貸方項目」であり、会社による自己株式の取引から差額が生じる場合、当該差額は損益に影響を及ぼすものではないとされた。

しかしながら、前述の Pahler and Mori (1985) の考察からも明らかなおとおり、パーチェス法を適用するうえで、連結の観点からは、子会社が少数株主持分を取得したと考えるのではなく、親会社を取得したと考えるため、段階的取得に関する会計処理が行われることとなる。このとき、子会社資本の減少から生じる親会社の持分額の増加分または減少分を、取得原価が簿価を上回る（下回る）額に組み替えることが必要となるが、その後の償却手続を通じて、費用（収益）の計上が行われることになる¹⁷。

自己株式の取得から一切の損益は認識されるべきではないという考え方からすれば、パーチェス法の適用は理論的には整合しない問題を抱えていたといえることができる。それゆえに、子会社による少数株主持分の取得に関しては、パーチェス法を適用するよりは、むしろ子会社における資本取引によって生じた親会社の持分額の変動を親会社における投資勘定に反映すべきであると主張する論者が少なからず存在した。

たとえば、Johnson and Gentry (1975) は、「親会社における投資勘定は、親会社持分の変動に応じて調整されなければならない。自己株式の取引に由来する子会社に対する親会社持分の増加または減少は、連結財務諸表において払込資本の変動 (a change in paid-in capital) として報告されるべきである。」(180) と主張した。また、Jensen et al. (1994) も、「少数株主との自己株式取引では、親会社は子会社に対する親会社持分の変動を拠出資本勘定 (contributed capital account) で調整を行うことが求められる。現在の基準では、この問題について全体として明らかではないが、親会社に対して、通常、子会社株式の取引から生ずる利得および損失を認識させないことができる。」(377) と主張した¹⁸。

Beams (1992) も、また上記の論者と同じような主張をした。彼は、子会社が自己株式を取得して、親会社の持分比率を増加させた場合に「親会社の帳簿 (on the parent company's books) で子会社投資勘定を修正し、自己株式の取得前と取得後の子会社資本の帳簿価額に係る親会社持分の差額を払込剰余金 (additional paid-in capital) に賦課する」(322) 会計処理を主張した。以下では、前出の「設例 2」(Beams (1992) による設例) に基づいて、その会計処理を確認することにしたい。

前出の「設例 2」では、子会社が1株当たりの簿価と等しい価額で自己株式を購入するか否かで親会社の持分額に影響が生じることを確認した。すなわち、子会社が1株当たりの簿価と等しい購入単価で自己株式を購入する場合には、親会社の持分額には影響しないが、1株当たりの簿価を上回る（下回る）購入単価で自己株式を購入する場合には、親会社の持分額が減少（増加）すること

になる。Beams (1992) は、次のような会計処理を示している。

● S 社が1株当たりの簿価を上回る \$30で自己株式を購入する場合

この場合、P 社の持分額が \$3,333減少するため（第3欄参照）、この減少分を P 社の帳簿に次のとおり記帳する（Beams 1992, 322）。

払込剰余金	\$3,333	
S 社投資		\$3,333

S 社が簿価を上回る額で自己株式を購入したことによる投資の減少を記録する。

● S 社が1株当たりの簿価を下回る \$15で自己株式を購入する場合

この場合、P 社の持分額が \$1,667増加するため（第4欄参照）、この増加分を P 社の帳簿に次のとおり記帳する（Beams 1992, 323）。

S 社投資	\$1,667	
払込剰余金		\$1,667

S 社が簿価を下回る額で自己株式を購入したことによる投資の増加を記録する。

Beams (1992) は、上記のように会計処理を示し、この会計処理を支持する根拠を次のように説明した。

「このような子会社による自己株式取引から生じた持分変動についての親会社における修正は、自己株式取引からの利得または損失の認識を禁止する現在の会計原則によって支持されている。」（Beams 1992, 323）

ここでいう会計原則とは、APB Opinion 第9号における会計規定を指していると考えられる。他方で、Beams (1992) は、「しかしながら、同時に、投資とこれに対応する帳簿価額との差額を最大40年間で消去する持分法会計が要求されている。」（323）とも述べており、パーチェス法を適用する持分法会計との

間に理論的な矛盾を抱えていることを指摘した。Beams (1992) は、こうした問題を踏まえたうえで、「子会社による自己株式取引に関する親会社の会計処理は、子会社純資産の帳簿価額に基づくべきである。」(323) との結論を示した。すなわち、彼は、子会社投資勘定の取得原価は必ずしも維持されるべきものではなく、子会社の資本取引から資本の減少が生じる場合には、それに応じて子会社投資勘定は修正されるべきであるとの認識を示した。

むすび

米国では、SFAS 第160号が公表される以前において、子会社非支配持分（少数株主持分）の取得に関する会計処理としては、非支配株主（少数株主）と取引を行う会社が親会社、子会社、その他の関係会社のいずれであっても、パーチェス法が適用されるべきであると規定されていた。

親会社が子会社少数株主持分を取得する場合には、支配獲得までの取引と同様に、支配獲得後の取引においても、段階的取得に関する会計処理が行われるべきであるとの認識が一般的であったと考えられる。

しかしながら、他方で、子会社自身が子会社少数株主持分を取得する場合、それは子会社における資本取引に該当するため、パーチェス法を適用するよりも、資本取引によって生じた親会社の持分変動を親会社における投資勘定に反映させるべきであるとする考え方が少なからず支持されていた。

会社による自己株式の取得からは一切の損益を認識すべきではないとの会計のルール（APB Opinion 第9号の規定）に照らし合わせれば、パーチェス法を適用して取得原価が簿価を上回る額をその後費用処理するのれん等の資産に割り当てることは理論的な矛盾が生じるため、子会社が行う資本取引にまでパーチェス法を適用するべきではないとの考え方が支持されていたといえる。

APB Opinion 第16号では、子会社少数株主持分の取得をパーチェス法によって会計処理すべきであるとした理由を明らかにしていないが、それが企業結

合が形成された後に行われる取引であるという点で、企業結合とは異なる別個の取引として捉えられている。その意味では、子会社少数株主持分の取得は、親会社と子会社からなる1つの会計エンティティが形成された後の連結の観点から捉えた新たな資産の取得あるいは追加的な投資として認識されていたと考えることができる。パーチェス法の適用には前述のような問題が残されるものの、子会社を親会社の一部として捉える連結企業集団観から一定の合理性を有していたと理解することができる。

注

- 1 SFAS 第141号第14項には、以下のような脚注が付されていた。

「2000年10月の FASB 公開草案『負債、資本、その両方の特性をもつ金融商品の会計処理 (*Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*)』では、子会社非支配持分 (a noncontrolling equity interest in a subsidiary) は連結財務諸表において資本の1つの個別要素として報告し、非支配持分保有者に対する分配は、持分の再配分 (equity distributions) として認識されるべきであると提案している。この提案が決定された場合、審議会は、子会社非支配持分の取得に関する会計処理を見直す際に、特に非支配持分の取得がパーチェス法よりも持分の再配分として会計処理すべきであるかどうかについて、この規定を検討することになるであろう。」(FASB 2001, para. 14 footnote)

- 2 AICPA (1970), para.43.

- 3 なお、SFAS 第160号では、それまで一般に用いられてきた「少数株主持分 (*minority interest*)」という用語を「非支配持分 (*noncontrolling interest*)」という用語に置き換えている。この用語の変更は、少数持分保有者が支配的財務持分を有することがあったり、逆に、過半数持分保有者が支配的財務持分を有さない場合もあるという事実を踏まえ、支配的財務持分を有さない所有者を表わす用語として、「少数株主持分」よりも「非支配持分」の方がより正確であると考えられたためであった (SFAS 160, B28)。

- 4 ここで「実質的にすべての議決権付普通株式」とは、90%以上の議決権付株式を意味していた (para.47(b))。なお、APB Opinion 第16号は、「結合当事企業の解散は、企業結合に持分プーリング法を適用する条件にはならない。他の要件を満たす場合には、1つ以上の結合当事企業が企業結合後において発行企業の子会社であることもある。」(para.49)とも規定した。第49項の規定は、結合当事企業が子会社として存続していても、持分プーリング法を適用できる余地があること、そして、持分プーリング法とパーチェス法との識別に

際し、合併か子会社化による買収かによって差異が設けられるものではないことを示唆したものであると考えられている（米国財務会計基準（合併・分割）研究委員会報告、1996. 156）。

- 5 Rosenfield. P and S. Rubin（1985）137を参照のこと。
- 6 APB Opinion 第16号は、「本意見書における企業結合という用語には、現在、設立許可されている会社の代わりとなる新設会社への純資産の移転や、親会社と子会社の間、または同一の親会社をもつ2つの子会社の間にみられるような共通支配下の企業間（between companies under common control）の純資産の移転または株式の交換は含まれない」（para.5）としており、とりわけ外部者（outsiders）が関与しないこれらの移転および交換は適用範囲から除外された。
- 7 ここでの段階的取得とは、「持分比率が50%を超えるまで一定期間に行われた被投資会社の発行済議決権付株式の段階的な取得である」（Pahler and Mori 1985, 181）と説明されている。
- 8 ARB 第51号第10項は、2回以上の株式購入によって他の会社を子会社化する場合の会計処理として、段階法を一般的な処理方法として定めたが、複数回にわたり少額で株式を購入する場合には、簡便的な処理方法として、支配を獲得するに至った最後の株式購入日を取得日（the date of acquisition）とみなす方法（一括法）を容認した（AICPA 1959, para.10）。
- 9 APB は、投資会社の重要な影響力を行使する能力を判定することは必ずしも明らかではなく、その判断を適用するには個々の投資の状況を評価する必要があるとしたうえで、会計基準の適用上、合理的な程度に統一性を達成するために、被投資会社の議決権付株式に対する20%以上の投資（直接または間接）については、反証のない限り、投資会社は被投資会社に対して重要な影響力を行使することのできる能力を有すると推定されるべきであるとの結論に達した。逆に、被投資会社の議決権付株式に対する20%未満の投資の場合には、反証のない限り、投資会社は重要な影響力を行使する能力を有しないと推定されるべきであるとした（AICPA 1971a, para.17）。
- 10 ここでの〔設例1〕は、Pahler and Mori（1985）178-180に基づいている。
- 11 ここでの〔設例2〕は、Beams（1992）322-323に基づいている。
- 12 Pahler & Mori（1985）357.
- 13 ここでの〔設例3〕は、Pahler and Mori（1985）358-360に基づいている。
- 14 Pahler & Mori（1985）360. ここで「投資勘定の分析」とは、投資の取得原価を、これに対応する資本の簿価、公正価値を基礎とした識別可能な資産や負債への割当て、のれんという要素ごとに識別した分析を意味している。
- 15 本稿では、Pahler and Mori（1985）に示された「子会社が簿価を上回る額で少数株主持分を取得した場合」の設例を考察したが、逆に、子会社が簿価を下回る額で少数株主持分を取得する場合、彼らは、子会社が簿価を上回る額で少数株主持分を取得した場合の会計

米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論の一考察

処理と反対の会計処理が行われるとしている (Pahler and Mori 1985, 358)。

- 16 APB Opinion 第9号では、資本取引 (Capital Transactions) によって生ずる差額として、「(a) 会社自身の株式の取引から生じる調整または借方・貸方項目、(b) 処分済留保利益として適当な科目で呼ばれた勘定への、あるいは勘定からの振替 (たとえば、一般目的の偶発損失積立金または固定資産の取替原価評価による積立金)、(c) 準会社更生にしたがって行われる調整」を挙げ、これら3項目については、あらゆる状況において、純利益または経営成績の算定から除外しなければならないという結論を再確認したことを明らかにしている。なお、ここでいう結論は、前身の会計手続員会によって示された結論を指している。
- 17 当時、APB Opinion 第17号第9項で、外部から取得された無形資産および企業結合で取得されたのれんの会計処理について、次のような規定が設けられていた。「会社は他から取得される無形資産 (企業結合に際して取得されるのれんを含む) の原価を資産として記録すべきであるという結論に達した。明らかに識別できない無形資産は費用として記録すべきである。また、無形資産の原価は、便益が得られると考えられる期間の利益に対して規則的に賦課し償却されるべきである。ただし、償却期間は40年を超えてはならない」(米国財務会計基準 (合併・分割) 研究委員会報告 . 1996. 263-264)。また、APB Opinion 第16号第91項では、負ののれん (非流動資産に配分した後の残余) について、「繰延負債として識別すべきか、あるいは便益の予想される期間、ただし40年を越えない範囲で、利益に加算するように規則的に償却すべきである」とされていた (米国財務会計基準 (合併・分割) 研究委員会報告 . 1996. 393-394)。
- 18 こうしたなかで、子会社における資本取引を会計処理に反映させることもパーチェス法の適用の範囲内であることを主張したのが、Rosenfield and Rubin (1985) であった。彼らは、「被投資会社による自己株式の取得についても、パーチェス法で会計処理される。」(Rosenfield and Rubin 1985, 141) と主張した。しかしながら、彼らは、パーチェス法の適用といっても、Pahler and Mori (1985) のように段階的取得に関する会計処理として行うべきであると考えていたのではなく、Johnson and Gentry (1975) や Jensen et al. (1994) と同じように、子会社の自己株式の取得によって変動した親会社の持分額の増加または減少を投資勘定および払込資本の勘定を用いて認識するべきであると主張した。

参考文献

- 梅原秀継 . 2000.『のれん会計の理論と制度』白桃書房 .
大雄令純 . 1977.『精説連結会計論』同文館出版 .
黒川行治 . 1999.『合併会計選択論』中央経済社 .
武田安弘 . 1982.『企業結合会計の研究』白桃書房 .
米国財務会計基準 (合併・分割) 研究委員会報告 . 1996.『合併会計をめぐる米国財務会計基

準の動向』.

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), 1959. Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No.51, Consolidated Financial Statements (August 1959)*.
- . 1966. Accounting Principles Board (APB), *Opinions of the Accounting Principles Board, APB Opinion 9 Reporting the Results of Operations (December 1966)*.
- . 1970. Accounting Principles Board (APB), *Opinions of the Accounting Principles Board, APB Opinion 16, Business Combinations (August 1970)*.
- . 1971a. Accounting Principles Board (APB), *Opinions of the Accounting Principles Board, APB Opinion 18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock (March 1971)*.
- . 1971b. APB Accounting Principles, *Accounting Interpretations of APB Opinion 16*, “8. Applying Purchase Accounting,” *Business Combinations (April 1971)*.
- . 1971c. APB Accounting Principles, *Accounting Interpretations of APB Opinion 16*, “26. Acquisition of Minority Interests,” *Business Combinations (December 1971)*.
- . 1973. APB Accounting Principles, *Accounting Interpretations of APB Opinion No.17*, “2. Goodwill in a Step Acquisition,” *Intangible Assets (March 1973)*.
- Beams, F. A. 1992. *Advanced Accounting*, Fifth Edition, Prentice Hall.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001. *Statement of Financial Accounting Standards No.141, Business Combinations (June 2001)*.
- . 2007. *Statement of Financial Accounting Standards No.160, Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements: an amendments of ARB No.51 (December 2007)*.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. *International Accounting Standard 27 (revised 2008), Consolidated and Separate Statements (January 2008)*.
- Jensen, D., E. N. Coffman, R. G. Stephens, T. J. Burns. 1994. *Advanced Accounting*, Third Edition, McGraw-Hill, Inc.
- Johnson, G.L. and J. A. Gentry. 1975. *Finney and Miller's Principles of Accounting, Advanced*, Sixth Edition, Prentice-Hall, Inc., Charles E. Tuttle Company.
- Pahler A.R. and J. E. Mori. 1985. *Advanced Accounting: Concepts and Practice*, Harcourt Brace Jovanovich, Publishers.
- Rosenfield, P. and S. Rubin. 1985. *Consolidation, Translation, and The Equity Method: Concepts and Procedures*, John Wiley & Sons.
- Schumann, J.S. 1958. Some Accounting Problems In Business Combinations, *Haskins & Sells Selected papers* : 192-197.
- Touche Ross & Co. 1973. *Interpretations of APB opinions 16 and 17 Business combinations and Intangible Assets*, Second Edition.
- Wyatt, A. R. 1963. *Accounting Research Study No.5, A Critical Study of Accounting for Business*

米国における子会社少数株主持分の取得に関する会計処理をめぐる議論の一考察

Combinations. AICPA.

（付記）本稿は、公益財団法人日東学術振興財団の第36回（2019年度）研究助成を受けた研究成果の一部です。ここに記して貴財団に感謝申し上げます。

〔論 説〕

シュレディンガー波動方程式にもとづく 都市圏の人口変動モデル —実の世界と虚の世界—

神 頭 広 好

Ⅰ はじめに

ニュートンの重力モデルは、今でも地理学やマーケティングの分野に応用されている¹。しかし、量子論²を社会科学に応用した研究はあまり見られない。ちなみに、シュレディンガーの波動方程式は、量子論の根幹をなすものであり、大雑把に言うと、ニュートンやアインシュタインの重力理論に対して量子論は確率論をベースとして、不確定な素粒子の波動を分析するために虚数が導入されている。

ここでは、複素数の世界において相対性理論におけるポテンシャルと量子論を結び付けられることを可能にするために、シュレディンガーの波動方程式の考え方を人口変動に応用する。そこでは確率論的解釈ではなく、量子の波のような流れを都市の人口の流れに置き換えることによって、時間による人口変動と都市の相対的魅力としてのポテンシャルによる人口変動が複素数の世界をベースに現実の世界と虚（イメージ）の世界において、どのような動きをする

1 最近では、神頭（2016）において、ニュートンの引力の法則を用いて、リピート圏について分析している。さらに、Kozu(2022, pp.25-38) ではニュートンの引力の法則とケプラーの第3法則を使って、大都市圏のシステムについて説明している。

2 これについては、佐藤勝彦（2006、第4章）および矢沢サイエンス編著（2018、第2章）において物語的に説明されている。

かについて分析する。

総じて、複素数の実数部と虚数部に着目して、前者を現実の世界、後者を虚の世界として考えながらも2つの世界が無限にもとづくゼロの操作において繋がっている。また、ポテンシャルは限界効用逓減の法則と似たような動きをしめしており、時間と三角関数の時間が共存する場合、究極的には現実のポテンシャルは、イメージによるポテンシャルの2倍になることが推察される。

II シュレディンガー波動方程式にもとづく人口変動モデル

モデルの主たる仮定は、以下の通りである。

- (1) 量子が人口³、ポテンシャルは都市の位置としての魅力を示しており、ポテンシャル関数は距離の関数で表される⁴。また、人口の変動は不確定性を有しているために、現実の世界（実感できる世界）にいる場合でも虚の世界（イメージの世界）にいる場合でも起こりうる。すなわち私たちの住んでいる世界は、実数の世界であるように見えるが、その背後には虚数の世界が見え隠れしている。
- (2) 人口変動関数は、時間とポテンシャル要素から成り立っており、分離型の関数である。
- (3) 時間の人口変動はポテンシャルによって加速するものの都市人口が大きいほどその加速は小さくなり、それが人口変動にマイナスに作用させる。
- (4) 魅力としてのポテンシャルは都市の変動に影響を与える。

上記の仮定の下で、一般にシュレディンガー方程式⁵は、

3 ただし、量子は波であるということを考慮すると、人口変動そのものを指す。

4 他に、都市経済学または新経済地理学におけるCP（核－周辺）モデルでのポテンシャル関数は2地域間の間接効用の差の積分としている。これについては、Fujita, M. and Thisse, J.-F. (2013)（邦訳、pp.352-357）を参照せよ。

5 これについては、竹内（2004、第1章）、吉田（2012、第5章）、近藤（2017、第3章IX）、

$$ih\frac{\partial f}{\partial t} = -\frac{h^2}{2m}\frac{\partial^2 f}{\partial d^2} + V(d)f \quad (1)$$

で表される⁶。

ただし、 f ：人口変動（波動関数）、 t ：時間、 $V(d)$ ：ポテンシャル（都市の魅力）、 d ：立地点、 m ：都市人口（粒子の質量）、 h ：時間の変化およびポテンシャルの加速に影響を与えるインパクト（時間・ポテンシャルインパクト⁷）

(a) 上式 (1) における $0 < h < 1$ のケースまたは h に対して m が相対的にかなり大きなケース

ここで、時間・ポテンシャルインパクトがほとんどない $0 < h < 1$ の場合は、 $h^2 \approx 0$ であるとすれば、(1) は d に関わらず、

$$ih\frac{\partial f}{\partial t} = Vf \quad (2)$$

で表される。(2) を解くことによって、

$$f = f(0)e^{-\frac{Vi}{h}t} \quad (3)$$

が導かれる。ただし、 $f = f(0)$ は初期条件を示す。

さらに、(3) を三角関数表示に変換すると、

$$f = f(0)e^{-\frac{Vi}{h}t} = f(0)\left[\cos\left(\frac{V}{h}t\right) - i\sin\left(\frac{V}{h}t\right)\right] \quad (4)$$

で表される。これは一種の循環型の人口変動関数を示している。

ただし、 $0 < V$ 、 $0 < h$ 、 $0 \leq t$ である。（以下同様）

原岡 (2018、pp.315-342)、竹内 (2019、第4章)、竹内 (2020、第3章) を参照せよ。

6 この方程式については、馬場 (2021、講義2) において平易に説明されている。また、竹内 (2005、第3部) ではエクセルを用いてシュレディンガー方程式が描かれている。一方、竹内 (2007、pp.107-124) では Maxima を用いて描かれている。

7 例えば、就業機会、所得の上昇分などがこれにあたる。

①実数部分としての現実の世界（直接の世界）

虚の世界（虚数）をなくすために、

$$\cos\left(\frac{V}{h}t\right)=\pm 1 \quad (5)$$

および

$$-i\sin\left(\frac{V}{h}t\right)=0 \quad (6)$$

が成立するためには、

$$\left(\frac{V}{h}t\right)=0 \quad (7)$$

を必要とする。(7) が成立するのは、

$$t=0 \quad (8)$$

または

$$\frac{V}{h}t=2(n-1)\pi \quad (9)$$

の時である。ただし、 n は自然数である。（以下同様）

したがって、(9) からポテンシャルは、

$$V=\frac{2(n-1)h\pi}{t} \quad (10)$$

で表される。(10) は、現実の世界において「偶数ポテンシャル」であることを示している。

このポテンシャルは、(10) からインパクトに比例して、時間の経過とともに徐々に低くなっていく。

②虚数部分としての虚の世界（または間接の世界）

現世をなくすためには、

$$\cos\left(\frac{V}{h}t\right)=0 \quad (11)$$

および

$$-i\sin\left(\frac{V}{h}t\right)=-i \quad (12)$$

を必要とする。そのためには、

$$\left(\frac{V}{h}t\right)=\frac{(2n-1)\pi}{2} \quad (13)$$

が満たされなければならない。

したがって、(13) からポテンシャルは、

$$V=\frac{(2n-1)h\pi}{2t} \quad (14)$$

で表される。(14) は、虚の世界において「奇数ポテンシャル」であることを示している。

このポテンシャルは、(14) からインパクトに比例して、時間の経過とともに徐々に低くなっていく。

これは、 n を一定とすると、どの世界でもポテンシャルが長期においてほぼ消滅していくことを物語っている。物的には競争原理によるポテンシャルの食い潰しとも考えられる。

(b) 時間と自然数の大きさが比例するケース

時間と三角関数時間⁸との関係は、時間が自然数で進むことと同じであるから、

$$n=\beta t \quad (15)$$

で表される。ただし、 β は自然数の時速を示している。

(15) を (10) へ代入すると、現実の世界でのポテンシャルは、

8 この時間は、 π を基本としており、通常の時計の逆回り、すなわち左回りである。

$$V = \frac{2(n-1)h\pi}{t} = \frac{2(\beta t-1)h\pi}{t} = 2\left(\beta - \frac{1}{t}\right)h\pi \quad (16)$$

で表される。ただし、 $0 < V$ であり、(16) を t で微分すると、

$$\frac{dV}{dt} = \frac{2h\pi}{t^2} \quad (17)$$

で表される。

さらに、(17) を t で微分すると、

$$\frac{d^2V}{dt^2} = -\frac{2h\pi}{t^3} \quad (18)$$

で表される。

これらのことから、ポテンシャルは、(16)、(17) および (18) から経済学での限界効用逓減の法則が作用しているように見える。

ここで、時間が無限に大きくなると、すなわち $t \rightarrow \infty$ ならば、(16) は、

$$V \approx 2\beta h\pi \quad (19)$$

に書き換えられる。

一方、虚の世界のポテンシャルは、上記同様に、

$$V = \frac{(2n-1)h\pi}{2t} = \frac{(2\beta t-1)h\pi}{2t} = \left(\beta - \frac{1}{2t}\right)h\pi \quad (20)$$

で表される。さらに、(20) を t で微分すると、

$$\frac{dV}{dt} = \frac{h\pi}{2t^2} \quad (21)$$

で表される。

さらに、(21) を t で微分すると、

$$\frac{d^2V}{dt^2} = -\frac{h\pi}{t^3} \quad (22)$$

で表される。

虚の世界でも (20)、(21) および (22) からポテンシャルを効用に置き換え

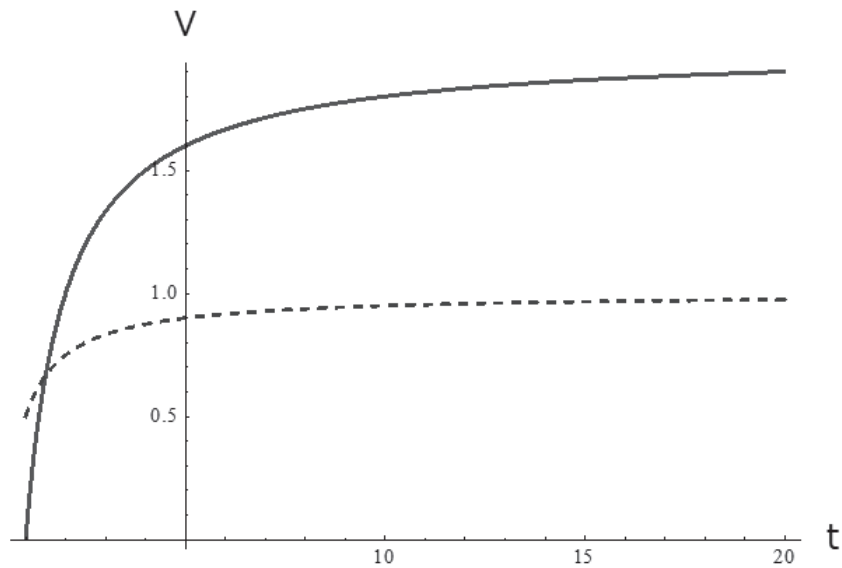


図 1

ると、経済学での限界効用逓減の法則が作用しているように見える。

ここで、時間が無限に大きくなると、すなわち $t \rightarrow \infty$ ならば、(20) は

$$V \approx \beta h \pi \quad (23)$$

に書き換えられる。

(19) と (23) の 2 つの式から、究極的には、現実の世界の方が虚の世界よりもポテンシャルは2倍になることを示唆している⁹。

図1は、 $\beta=1$ 、 $h\pi=1$ として、現実の世界のポテンシャル (16) は実線で、虚の世界のポテンシャル (20) は点線で描かれている。

(c) 時間を含まないケース¹⁰

このケースのシュレディンガー方程式は、

9 心理学的には、イメージしたポテンシャルよりも現実のポテンシャルの方が複雑で、2倍も大きいことを物語っている。

10 このケースについては、馬場 (2021、pp.48-59) を参照せよ。

$$Ef = -\frac{h^2}{2m} \frac{\partial^2 f}{\partial d^2} + V(d)f \quad (24)$$

で表される。

ただし、 E は人口の変動関数に与えるエネルギー¹¹として、都市圏人口を示しており、質量 m としての都市人口に比例している。なお、物理学では、 $E = mc^2$ から、 E は想像を超える値である。 $c=1$ の時のみ都市圏の人口と都市の人口が一致する。

ここで、人口変動関数が

$$f = e^{ad} \quad (25)$$

で表されるとして、(25) を (24) へ代入すると、

$$Ee^{ad} = -\frac{h^2}{2m} (a^2 e^{ad}) + V(d)e^{ad} \quad (26)$$

で表される。さらに、(26) を解くと、

$$a = \pm \sqrt{\frac{2m}{h^2} (V(d) - E)} \quad (27)$$

が導かれる。(27) を (25) へ代入すると、人口変動関数の基本解は、

$$f = e^{\left\{ \frac{2m}{h^2} (V(d) - E) \right\}^{0.5} (d-1)} \quad (28)$$

または

$$f = e^{-\left\{ \frac{2m}{h^2} (V(d) - E) \right\}^{0.5} (d-1)} \quad (29)$$

で表される。さらに、一般解は、

$$f = Be^{\left\{ \frac{2m}{h^2} (V(d) - E) \right\}^{0.5} (d-1)} + Ce^{-\left\{ \frac{2m}{h^2} (V(d) - E) \right\}^{0.5} (d-1)} \quad (30)$$

で表される。

11 これは、アインシュタインの相対性理論から導かれる。(馬場(2021、講義1)を参照

ここで、繰り返しになるがポテンシャルの関数を $V(d) = \frac{A}{d}$ として、 E のエネルギーを都市圏人口とする。ただし、 A は都心の集積の魅力¹²、 d は都心からの距離を示す。（以下同様）

また、都心の距離を $d=1$ として、都心部の人口変動を $f(1)=1$ とすると、 $B=C=\frac{1}{2}$ である。これらを (30) へ代入すると、

$$f = \frac{1}{2} e^{\left\{ \frac{2m}{h^2} \left(\frac{A}{d} - E \right) \right\}^{0.5} (d-1)} + \frac{1}{2} e^{-\left\{ \frac{2m}{h^2} \left(\frac{A}{d} - E \right) \right\}^{0.5} (d-1)} \quad (31)$$

で表される。

さらに、(31) は以下の2つのケースに分けられる。

① $E < V(d)$ のケース

ここでは、(31) を用いて、都市圏の距離を変化させた時とポテンシャルを変化させた時の人口変動関数の変化について考察する。

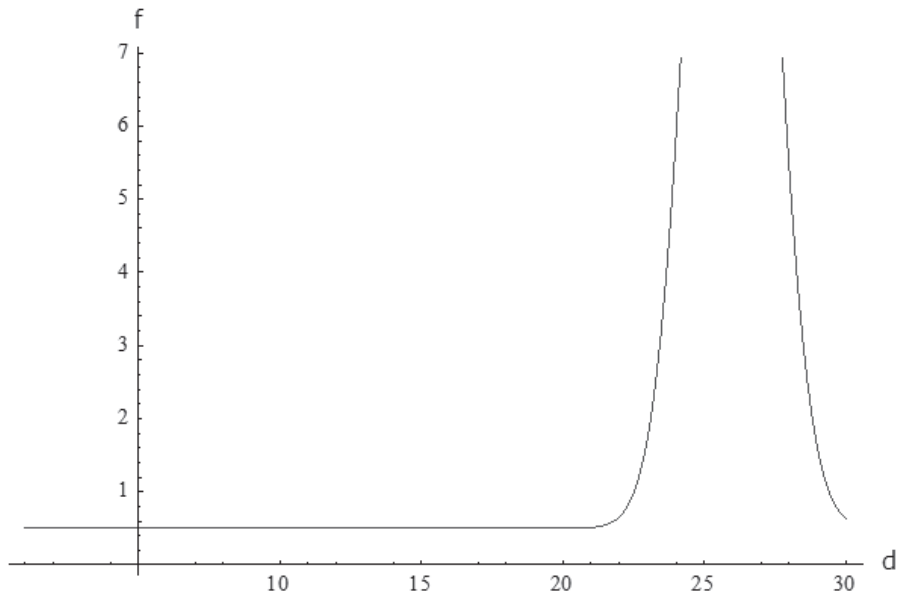


図 2

12 例えば、多種多様な多くの企業、多くの公共サービスの存在を示す。

図2は、(31) に関して、 $A=10000$ 、 $1 \leq d < 30$ 、 $E=200$ で描かれている。ただし、縦軸の値が大きいことから、(31) に 0.1^{146} を乗じている。(図3および図4も同様)

図2から、都心から30kmの都市では約23kmまでは都市の変動は一定であるが、そこから急激に人口変動が起こり、26kmあたりから限界地にかけて人口変動が急減することを示唆している。

(a) 都市圏拡大のケース

図3は、(31) に関して、 $A=10000$ 、 $1 \leq d < 60$ 、 $E=200$ で描かれている。ただし、縦軸の値が大きいことから、(31) に 0.1^{146} を乗じている。

図3から、図2と人口変動が大きく変化する所は、ほぼ同じであるが、全体的に変動の大きさが小さくなっている。

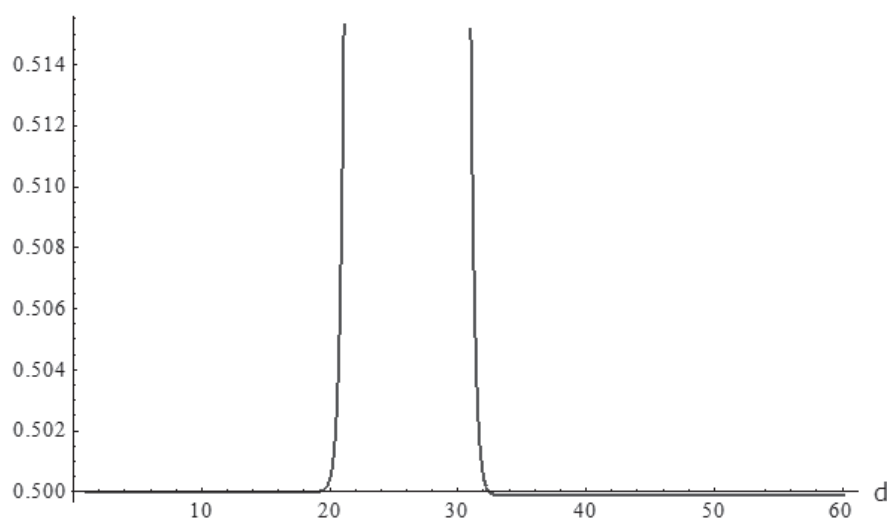


図3

(b) 都心の魅力が上昇するケース

図4は、(31) に関して、 $A=10000$ 、 $1 \leq d < 60$ 、 $E=200$ で描かれている。ただし、縦軸の値が大きいことから、(31) に 0.1^{146} を乗じている。

図4から、図2および図3と異なり、人口変動が大きく変化する所は、都心か

ら離れており、全体的に変動の大きさがかなり大きくなっている。

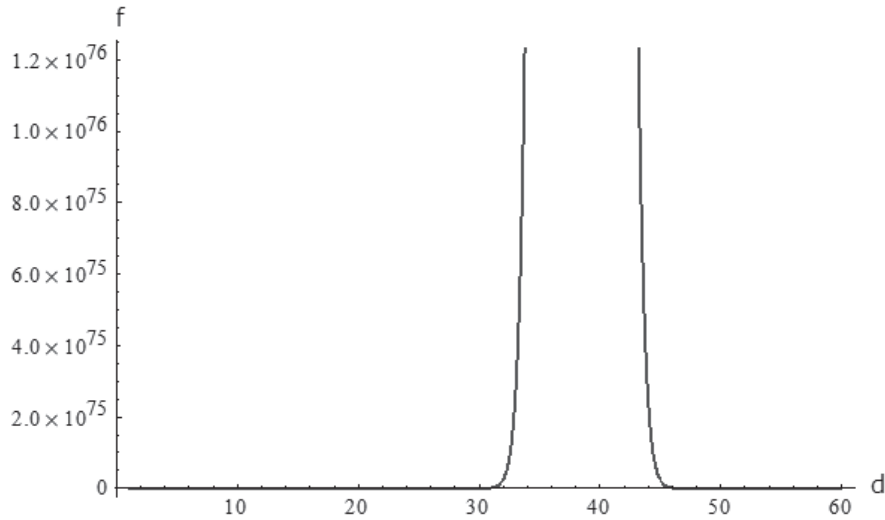


図 4

上記を整理すると、まず図 2 と図 3 から、都市圏の範囲を広げると、人口変動の大きさが減少するものの、人口変動の変化が大きい所は変わらず、20km から32km の間である。ついで図 3 と図 4 から、都心の魅力をさらに 2 倍大きくすると、人口変動の大きさが大きくなり、人口変動の変化が大きい所は、32km から45km の間である。したがって、都市圏の空間的大小は人口変動の大きさに影響するが、都心の魅力の大きさが増すと、人口変動の起こる場所がより都心から離れた所に移っていく傾向が見られる。

これについては、都市圏が拡大されれば、人口変動が緩和され、都心の魅力が高ければ、多少くらい都心から離れても企業や住宅が立地するといった現状を反映しているように見える。

ここで、付録から、(31) に対してべき乗級数を応用すると、

$$0 \leq \left[\frac{2m}{h^2} \left(\frac{A}{d} - E \right) \right]^{0.5} (d-1) \leq 1 \quad (32)$$

であるならば、

$$f = 1 + \frac{1}{2} \left[\left(\frac{2m}{h^2} \left(\frac{A}{d} - E \right) \right)^{0.5} (d-1) \right]^2 = 1 + \frac{1}{2} \left[\left(\frac{2m}{h^2} \left(\frac{A}{d} - E \right) \right) (d-1)^2 \right] \quad (33)$$

で表される。

図 5 は、(33) に関して、 $\frac{2m}{h^2} = \frac{1}{20000}$ 、 $A = 10000$ 、 $1 \leq d < 20$ 、 $E = 200$ で描かれている。

図 5 から、インパクトとしての就業機会が多く、所得が高い都心の人口変動が極端に高く、その変動は都心周辺ではほとんどなくなり、そこから郊外にかけて、徐々に高くなって行く。これについては、都心の地価が極端に高いために、その周辺の人口変動はすぐになくなり、その変動が都心部周辺から続いていることを物語っている。

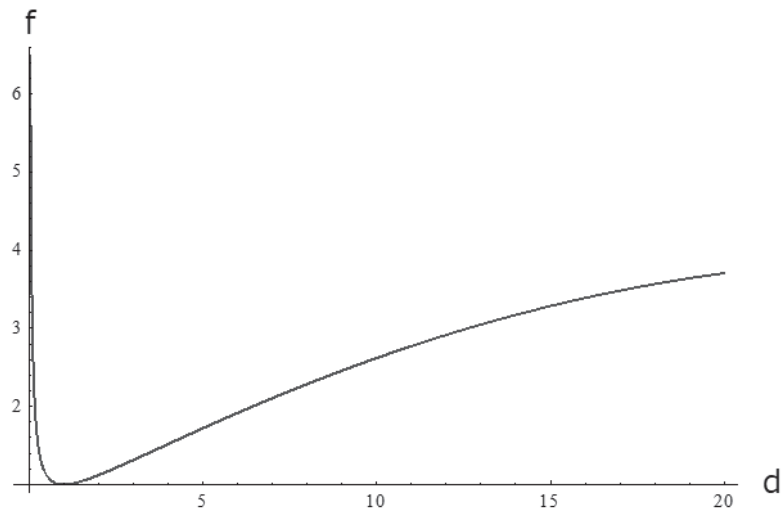


図 5

② $V(d) < E$ のケース

一般解は、(31) から、

$$f = \frac{1}{2} e^{\left\{ \frac{2m}{h^2} (E - V(d)) \right\}^{0.5} (d-1)i} + \frac{1}{2} e^{-\left\{ \frac{2m}{h^2} (E - V(d)) \right\}^{0.5} (d-1)i} \quad (34)$$

で表される。(34) から、

$$f = \cos \left[\left\{ \frac{2m}{h^2} (E - V(d)) \right\}^{0.5} (d-1) \right] \quad (35)$$

が導かれる。

ここでのケースを考慮すると、ポテンシャルとしての都市の魅力は都心からの距離が短いほど高いとすれば、このポテンシャルは、上記同様に、

$$V(d) = \frac{A}{d} \quad (36)$$

で表される。

また、(36) を (35) へ代入すると、人口変動関数は、

$$f = \cos \left[\left\{ \frac{2m}{h^2} \left(E - \frac{A}{d} \right) \right\}^{0.5} (d-1) \right] \quad (37)$$

で表される。

図6、図7、図8は、(37) における係数 $\frac{2m}{h^2}$ および A を 1 として、 E のエネルギーは都市圏人口 5、10、100 として、都心からの距離を $1 \leq d < 20$ として描かれている。

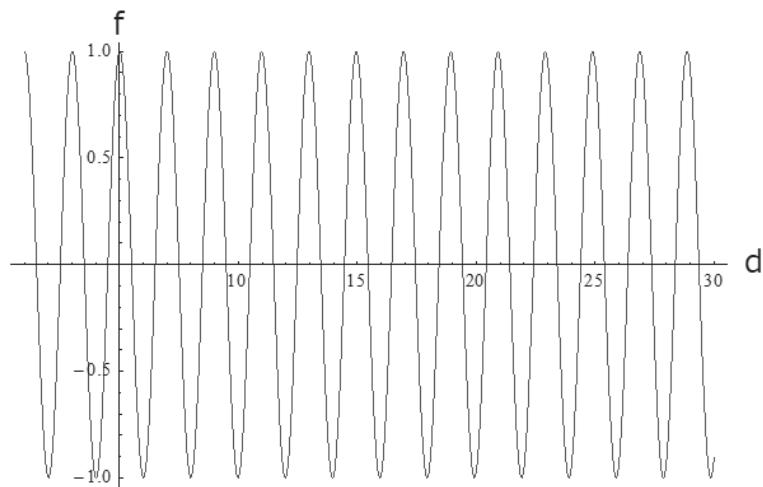


図6 都市人口10万人で距離が30km のケース

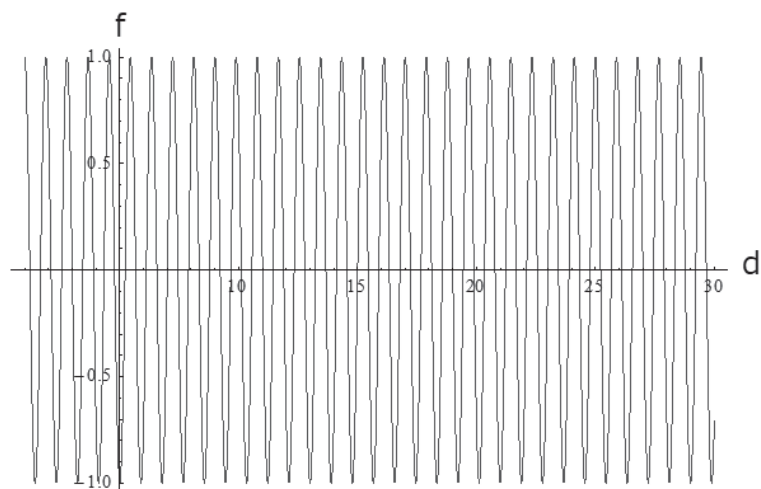


図7 都市人口50万人で距離が30km のケース

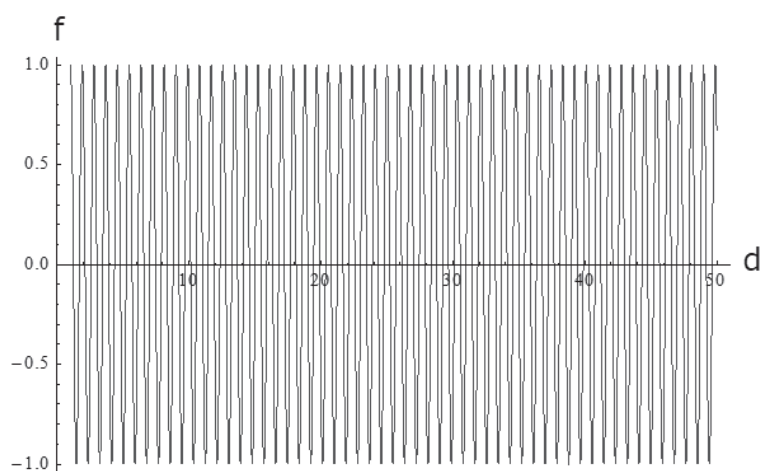


図8 都市人口50万人で距離が50km のケース

なお、ここでは都市圏をイメージし易くするために、それぞれ万人、km の単位を用いている。

整理すると、図6、図7および図8から、都市圏人口および都市圏が空間的に大きいほど、人口変動の波の数が多く、波長が短いことを示唆している。これについては、東京大都市圏に見られるように、人口が多く、空間的な拡がりを持つほど人口の変動が活発であることを物語っている。

III おわりに

ニュートンやアインシュタインの幾何学的な理論よりもボーアやシュレディンガーに代表される量子論は数学的素養がなければ、理解が難しい。量子論の基礎は、確率論的であり、オイラーの虚数や複素数の考え方¹³を学んだ上で、波動関数を理解する必要がある。

本研究は、門外漢の私にとって、物理学者からすれば、奇妙に思われるかもしれないが、重力モデルは社会科学、とりわけ地域科学の分野（地理学、マーケティング、地域経済学など）および都市計画に応用されている。そこで、量子力学における波動関数も社会科学に応用できないかと考え、ここでは、シュレディンガー方程式を都市圏の人口変動に応用した。ただし、難解な数学的处理を排除するために、それぞれの係数を単純化して分析を行っている。

ここでは、現実の世界と虚（イメージ）の世界を区別しても、時間に対してのポテンシャルとしての効用が限界効用逓減の法則に従っている。現実には得られた時間の方が虚の時間よりも2倍大きいことが分かった。そこでは、時計と三角関数時計が共存していることは興味深い。さらに、都心の魅力の高まりは都市圏全体の人口変動を上昇させ、都心からより離れたところで、さらにそれが急増することが分かった。おそらくこれらの内容は実証分析をしても近い結果が得られるものと考ええる。

今後は、複素数の世界について、あらゆる学問の分野から追及して行くことが課題として残される。究極的には、私たちが住んでいる社会は複素数の世界であっても無限からゼロの操作によって、現実の世界か虚の世界のどちらかへも転ぶことを明らかにしたような気がする。

13 これについては、例えば、堀場（1990）、原岡（2013）、吉田（2012）、松岡（2020、第2章、第3章）などは、とても平易に説明されている。

付録

指数関数のべき乗級数を用いると、

$$e^x = \sum_{n=0}^{\infty} \frac{x^n}{n!} = 1 + x + \frac{x^2}{2!} + \frac{x^3}{3!} + \frac{x^4}{4!} \cdots$$

および

$$e^{-x} = \sum_{n=0}^{\infty} \frac{(-x)^n}{n!} = 1 - x + \frac{x^2}{2!} - \frac{x^3}{3!} + \frac{x^4}{4!} \cdots$$

であることから、

$$f = \frac{e^x + e^{-x}}{2} = \frac{\left(1 + x + \frac{x^2}{2!} + \frac{x^3}{3!} + \frac{x^4}{4!} \cdots\right) + \left(1 - x + \frac{x^2}{2!} - \frac{x^3}{3!} + \frac{x^4}{4!} \cdots\right)}{2} = 1 + \frac{1}{2!}x^2 + \frac{1}{4!}x^4 + \cdots$$

で表される。

ここで、 $-1 \leq x \leq 1$ とすると、上式は、

$$f = 1 + \frac{1}{2}x^2$$

によって近似される。

参考文献

- Fujita, M. and Thisse, J.-F. (2013) *Economics of Agglomeration*, Second Edition, Cambridge University Press. (邦訳－徳永澄憲・太田充『集積の経済学』東洋経済新報社、2017年)
- Kozu, H. (2022) *Space and Order of Four Colors*, Book series Vol.57, Institute of Managerial Research, Aichi University.
- Penrose, R. (1997) *The Large, The Small and The Human Mind*, edited by Malcolm Longair, The Press Syndicate of The University of Cambridge (邦訳－中村和幸『心は量子で語れるか』講談社ブルーバックス、2019年)
- 神頭広好 (2016)『宇宙物理学の都市空間への応用』愛知大学経営総合科学研究所叢書48、愛知大学経営総合科学研究所

- 近藤龍一 (2017) 『12歳の少年が書いた量子力学の教科書』 ベレ出版
- 佐藤勝彦 (2006) 『[図解] 相対性理論と量子論』 PHP 研究所
- 示野信一 (2012) 『複素数とはなにか』 講談社ブルーバックス
- 竹内 淳 (2005) 『高校数学でわかるシュレディンガー方程式』 講談社ブルーバックス
- 竹内 薫 (2004) 『世界が変わる現代物理学』 ちくま新書
- 竹内 薫 (2007) 『はじめての数式処理ソフト』 講談社ブルーバックス
- 竹内 薫 (2010) 『量子重力理論とはなにか』 講談社ブルーバックス
- 竹内 薫 (2019) 『「ファインマン物理学」を読むー量子力学と相対性理論を中心としてー』
講談社ブルーバックス
- 竹内 薫 (2020) 『「ファインマン物理学」を読むー力学と熱力学を中心としてー』 講談社ブルー
バックス
- 竹内 薫 (2022) 『ゼロから学ぶ量子力学』 講談社ブルーバックス
- 馬場敬之 (2021) 『改訂4 量子力学 キャンパス・ゼミ』 マセマ出版
- 原岡喜重 (2013) 『オイラーの公式がわかる』 講談社ブルーバックス
- 原岡喜重 (2018) 『はじめての解析学』 講談社ブルーバックス
- 堀場芳数 (1990) 『虚数 の不思議』 講談社ブルーバックス
- 松浦 壮 (2020) 『量子とはなんだろう』 講談社ブルーバックス
- 松岡 学 (2020) 『数の世界』 講談社ブルーバックス
- 矢沢サイエンスオフィス (2018) 『[図解] 相対性理論と量子論』 (株) ワン・パブリッシング
- 吉田信夫 (2012) 『虚数と複素数から見えてくるオイラーの発想』 技術評論社

〔論 説〕

米国における多段階取得の税務一段階取引原理の適用

鈴木 孝 一

はじめに

1. Kimbell-Diamond Milling Co. 判決
2. 1954年内国歳入法 § 334(b)(2) の制定とその問題点
3. § 338の株式取得を資産取得とみなす規定
4. § 368(a) の組織変更の要件
5. 段階取引原理が適用されない事例
6. 段階取引原理が適用される事例

おわりに

はじめに

段階取引原理 (the step transaction doctrine) によると、形式的には別個の一連の段階を、一つにまとめて、あたかも単一の一体取引 (a single integrated transaction) であるかのように扱うことができる¹。

この判例法による原理が適用されると、一連の取引の課税関係は、個別ではなく全体の取引の効果を吟味して決定される。しかし、ある場合には、取引の形式が支配する。いつ、段階取引原理の適用があるかを予測することは困難で

1 Karen C.Burke,Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders(Eighth Edition)(West Academic Publishing,2018),at 28.

ある²。

本稿で検討の対象とする取引は、企業買収における多段階取得（the multi-step acquisitions）である。典型的な取引として、取得会社が売却会社の株式を取得した後、売却会社が取得会社に清算または合併して消滅する取引を取り上げる。第1段階の株式取得と第2段階の清算または合併が個々の取引として尊重されれば、それぞれの取引に基づく課税が行われる。しかし、段階取引原理を適用して、両者が一体となった1つの取引であると考えられるときは、1つの取引としての性格に基づいた課税がなされる。本稿において、「段階取引原理の適用がある。」と表現するときは、後者の段階取引原理を適用した結果、一体取引として課税される場合をいう。また、「段階取引原理の適用がない。」と表現するときは、取引を一体としてみた場合に、一体取引として課税されるのではなく、個別の取引としてそれぞれ課税される場合をいう。

内国歳入庁（Internal Revenue Service 以下 IRS という。）は、いくつかのレベニュー・ルーリング（Revenue Ruling 以下 Rev. Rul. と略記する。）及び財務省規則（Income Tax Regulations）を公表して、多段階取得における段階取引原理の適用に関する見解を明らかにしている。本稿では、これらの見解を検討して、多段階取得の課税上の取扱いを明らかにする³。なお、本稿では、取引の当事者を次の略記号で示す。

P：取得会社

S：取得会社の子会社（S が所得会社になることもある。）

T：売却会社

T株主：売却会社の株主

2 Martin J. McMahon, Jr., Daniel L. Simmons, Charlene D. Luke and Bret Wells, Federal Income Taxation of Business Organizations (Sixth Edition) (Foundation Press, 2020), at 667.

3 本稿は旧稿を全面的に書き改めたものである。改稿に際して、新たな事例とその分析に必要な内国歳入法の規定の説明を追加した。そのうえで、論理の整合性に配慮して全体を見直し、結論を補正した。旧稿とは次をいう。鈴木孝一「米国の組織変更税務における段階取引原理の適用」経営総合科学79号107頁（2002）

1. Kimbell-Diamond Milling Co. 判決⁴

Kimbell-Diamond Milling Co. 事件（1950年）の概要は下記のとおりである⁵。Kimbell-Diamond Milling Co.（以下、Kimbell と略称する。）は、主に、製粉、加工、穀物製品の販売を行っていたが、1942年8月に工場が火災に遭い、製粉設備を焼失した。諸般の事情から、新規設備の取得が困難であったが、Kimbell は Whaley Mill & Elevator Co.（以下、Whaley と略称する。）が同種の設備を所有していることに目をつけ、Whaley の株式を購入する交渉をした。そして、Kimbell の役員会は、Whaley の株式を購入後、速やかに同社が所有するすべての資産、特に、製粉設備を Kimbell に譲渡して完全清算し、同社の株式を消却する手続きを取ることを承認した。1942年12月26日に Kimbell は Whaley の株式100%を \$ 210,000で購入した。そのうち、\$ 118,200.16は火災で受け取った保険金収入から支払った。1942年12月29日に、完全清算の計画書が Kimbell と Whaley の間で締結された。その中で、Kimbell による Whaley の株式の取得は、Whaley が所有する精粉設備を Kimbell が直接に所有できるようにするためのものであり、同設備は完全清算の計画に従って Whaley から Kimbell に譲渡することで両社は合意した。そして、1942年12月31日に清算が完了した。

Kimbell が被災した資産に付していた修正税務基礎価額は \$ 18,921.90（取得価額 \$ 56,771.70－減価償却累計額 \$ 37,849.80）である。また、Kimbell が清算により Whaley から取得した償却資産に Whaley が付していた修正税務基礎価額は \$ 139,521.62である。

Kimbell は、Whaley 株式の取得とそれに続く Whaley の § 112(b)(6) による清算は別個の取引であり、Kimbell が清算により受け取った資産の税務基礎価額は、§ 113(a)(15) により Whaley が付していた税務基礎価額を引き継ぐと主

4 Kimbell-Diamond Milling Co.v.Commissioner,14 T.C.74(1950), *aff'd per curiam*,187 F.2d 718 (1951), *cert.denied*, 342 U.S.827(1951) なお、判決の文中の条文番号は1954年内国歳入法の制定前のものである。

5 事案の概要は Kimbell-Diamond Milling Co.v.Commissioner,14 T.C.at 74-79. による。

張する。しかし、Kimbell が Whaley 株式を取得した目的は、当初より資産の取得にあったことは明らかである。したがって、Whaley 株式の取得とその後の清算は単一の取引、すなわち資産の取得である⁶。取得した資産の税務基礎価額は IRS が主張するように § 113(a)(9) により、\$ 110,721.74（被災した資産の修正税務基礎価額＋支払った対価のうち保険金収入を上回る額）⁷になる。

以上のように、裁判所は、段階取引原理を適用し、2つの取引を1つに統合し、株式の取得を資産の取得であると判示した（この判決を以下に Kimbell-Diamond Doctrine, 略して KD 原理という。）。しかしながら、Kimbell-Diamond における国側の勝利は、ピュロスの勝利（Pyrrhic victory）である⁸。なぜなら、取得会社は、KD原理が自己に都合の良いときはその恩恵にあずかり、そうでないときはそれを無視できた。この原理の他の欠陥は、取得者の「意図（intent）」という、著しく予測の困難な事実認定（fact-driven issue）に基づいて、株式取得を資産取得に転換するということである⁹。

2. 1954年内国歳入法 § 334(b)(2) の制定とその問題点

議会は1954年内国歳入法（Internal Revenue Code of 1954）で KD 原理の分かりにくい意図の基準を客観的な基準に置き換えた¹⁰。内国歳入法 § 334(b)(2)（以下、旧法 § 334(b)(2) のように略記する。）の制定がそれである。

6 *Id.* at 80.

7 *Id.* なお、計算過程は次のとおりである。

被災した資産の修正税務基礎価額 \$ 18,921.90 + 支払った対価のうち保険金収入を上回る額 \$ 91,799.84 = \$ 110,721.74

支払った対価の額 \$ 210,000 - 保険金収入の額 \$ 118,200.16 = \$ 91,799.84

8 Cheryl D.Block, Ari Glogower and Joshua D.Blank, *Corporate Taxation* (Fifth Edition) (Aspen Publishers, 2022) , at 337.

9 Boris I.Bittker & James S.Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders* (Seventh Edition) (Thomson Reuters, 2000) , at 10-103.

10 Stephen Schwalt & Daniel J.Lathrope, *Fundamentals of Corporate Taxation* (Tenth Edition) (Foundation Press, 2019) , at 368.

旧法 § 334(b)(2) によれば、次の場合には、P による T 株式の購入と T の清算は、実質的には、T 資産の購入（資産の税務基礎価額は時価になる。）として扱われる¹¹。

（ i ）P が T 株式の80%以上を「購入（purchase）」（別途に定義する。）により取得し、（ ii ）その購入が12か月の間に行われ、かつ、（ iii ）T が適格な株式取得から2年以内に、§ 332の清算計画に基づいて清算する。

しかし、この取扱いについては以下のような問題点があった¹²。

①清算が遅れると、株式購入後に生じる事象により、資産の税務基礎価額の計算が複雑になる。また、清算の遅れは、株式購入が「実際には（really）」資産の購入であるというKD原理と首尾一貫しない。

②T に資産を購入する意思がなく、株式を購入したい場合でも、機械的にこの扱いが適用される。

③P がT をそのまま存続させたい場合でも、実際に清算しなければならない。そうすると、その資産による会社再設立（reincorporation）には組織変更（reorganization）の規定が適用され、旧法 § 334(b)(2) の適用は排除される可能性がある。

④T 株式の価額、したがってT 資産の価額の決定において、T の偶発債務の取扱いについて混乱がある。

⑤T 株式の価額を営業権のような資産にどのように配分するかが明確でない。

⑥P が株式取得前後における多様な計画手法を用いて、課税関係を選択的に決定する（たとえば、ある資産の税務基礎価額は引き上げ、他の資産については税務上の経歴（tax history）を引き継ぐ。）可能性がある。

議会はこのような批判に応え、1982年に旧法 § 334(b)(2) を改正し、内国歳入法338条（以下 § 338のように略記する。）を制定した。

11 Bittker & Eustice, *supra* note 9. at 10-103.

12 *Id.* at 10-104.

改正の経緯を、上院財政委員会報告書 (Report on the Committee on Finance, United States Senate, on H.R. 4961)¹³は次のように説明する。

「旧法が適用される前の Kimbell-Diamond Milling Co. 事件では、株式取得と直後の資産取得を資産の取得として扱う判断が採用された。このような取扱いが、§ 334(b)(2) の要件を満たさない場合に、依然として適用されるかどうか明らかでない¹⁴。」

「法案は、子会社の取得と清算を資産取得として扱う現行の規定 (§ 334(b)(2)) を廃止する。法案は、K D 原理により、株式取得を資産取得として扱う法令によらない取扱いにも取って代わる¹⁵。」

この報告書は、内国歳入法改正後においては、株式取得で資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができるのは、§ 338の要件を満たす場合のみであることを明言したものである。

3. § 338の株式取得を資産取得とみなす規定

1982年に制定された § 338は、1986年における微細な改正¹⁶を経て現行法¹⁷となった。

§ 338の選択には、次の(1)の通常の § 338の選択 (§ 338(g)の選択という。)

13 S. Rep. No. 97-494, Vol. 1, 97th Cong., 2nd Sess. 191-192 (1982) file:///C:/Users/owner/Documents/srpt97-494(%20the%20senete%20report%20to%20TEFRA,%201982).pdf なお、本編で引用するウェブサイトの最終確認日はいずれも2022年6月21日である。

14 *Id.* at 191.

15 *Id.* at 192.

16 § 338自体の改正は微細なものであるが、1986年に当時の § 337が廃止されたため、Tは資産のみなし売却益に課税されることになった。そのため、§ 338を選択してT資産の税務基礎価額を時価まで引き上げると、T株主とTの双方で課税されることになる。Bittker & Eustice, *supra* note 9 at 10-105–10-106. なお、1986年の内国歳入法改正前の § 337と § 338の規定を適用した場合の当事者の課税については、次の文献を参照のこと。鈴木孝一「米国における企業買収の税務」税経通信534号42頁(1984)

17 現行法とは、この1986年改正の内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) をいう。以下、条文は、特に断りのない限り現行法のものである。

と(2)の§ 338(h)(10)の選択の2つがある。(1)はP単独での選択であり、(2)はPとT株主との共同の選択である。

株式取得が、適格株式取得(qualified stock purchase、以下QSPと略記する。)に該当しても、この選択がなされないと、株式取得が資産取得とみなされることはない。

(1) § 338の選択(§ 338(g)の選択)

§ 338は、PがQSPをした場合に、選択により、Tについて次のような取扱いを認める(§ 338(a))。

①Tは、取得日の終了時に、時価で、単一取引により、Tの資産の全部を売却したものとみなす。ここに、取得日とは、PがT株式についてQSPを行った最初の日をいう(§ 338(h)(2))。

②Tは、取得日の翌日に、上記①の資産の全部を購入した新Tとして扱う。

QSPとは、§ 1504(a)(2)の要件を満たすT株式が、12か月の取得期間内に、他の法人(P)による購入によって取得される取引または一連の取引をいう(§ 338(d)(3))。なお、§ 1504(a)(2)の要件とは、株式の議決権総数の80%以上でかつ、価値総額の80%以上を所有することをいう。

また、購入(purchase)とは、株式の取得をいうが、§ 351,354,355及び356の適用される取引(§ 368(a)の組織変更等 筆者注)で取得されたものは除かれる。(§ 338(h)(3)(ii))。

この§ 338の選択をすると、税務上でのみ、Tを旧Tと新Tに区分し、旧Tから非関係者である第三者にその資産の全部を時価で売却し、新Tはその資産を時価で購入したとみなすのである(Income Tax Regulations § 1.338-1(a)(1)、以下§ 1.338-1(a)(1)のように略記する。)。これにより、Tが所有する資産の税務基礎価額を、T株式の購入価額に基づいて時価まで引き上げることができる(§ 338(b)(1)、(2))。QSPの選択がなされなければ、株式取得が資産取得みなされることはないので、T資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。

なお、§ 338の選択をすると、Tは資産のみなし譲渡に課税され、T株主は株式の譲渡益に課税される。すなわち、TレベルとT株主レベルで二重課税になる。そのため、§ 338の選択は、Tにのみなし譲渡にかかる譲渡益を相殺できる他の欠損金があるか、または繰越欠損金がある場合、ないしはTの税務上の経歴を一掃したいような他の理由がある場合に有利であると考えられる¹⁸。

(2) § 338(h)(10) の選択

議会は、QSP の選択について、§ 338(h)(10) の選択を追加して認め¹⁹、二重課税を排除する措置を講じた。すなわち、P とT株主が共同で § 338(h)(10) の選択をすると、T株主レベルでの課税はないものとされる。

§ 338(h)(10) の選択の要件とその効果は次のとおりである²⁰。

適用対象となる売却会社は、次のいずれかの法人である。

(i) 連結グループの売却会社 (a consolidated target)

取得日に、§ 1.1502-1(h) に規定する売却連結グループ (selling consolidated group) のメンバーである売却会社 (§ 338(h)(10)(A),(B), § 1.338(h)(10) -1(b)(1) ,(2))。

連結グループ (consolidated group) とは、課税年度の連結納税申告書を提出する (または、提出することが必要な) 法人をいう (§ 1.1502-1(h))。

(ii) 関連法人である売却会社 (an affiliated target)

取得日に、米国法人 (domestic corporation) によって § 1504(a)(2) に規定する所定の株式を所有されている米国法人であるが、連結納税申告書を提出しない法人である (§ 1.338(h)(10) -1(b)(3))。

18 Bittker & Eustice, *supra* note 9. at 10-106.

19 *Id.* at 10-129.

20 § 338(h)(10) と同様な効果が得られる § 336(e) の選択については本稿では扱わない。両規定の要件と当事者の課税関係については次の文献参照のこと。鈴木孝一「アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い」愛知経営論集 171号25頁 (2015年)

(iii) S 法人である売却会社 (an S corporation target)

取得日の直前においてサブチャプター S 法人である (§ 1.338(h)(10) – 1(b)(4))。

QSP の要件については上記 (1) の § 338 の選択の場合と同じである。

QSP について、 § 338(h)(10) を選択すると、 T 株主は T 株式の売却について利得を認識せず、代わりに、 T が単一取引で、その資産の全部を売却したものとみして、当該取引について利得・損失を認識する (§ 338(h)(10)(A))。

(3) 多段階取引 (the multi-step transactions) において § 338(h)(10) を選択する場合の特例

P による T 株式の取得が、単独でみれば QSP に該当し、株式取得後に T が P (または、 P を含む関連グループの他のメンバー) に合併するか清算する場合には、段階取引原理を含む関連法規に照らして、 T 株式の取得と T の合併または清算が、 § 368(a) の組織変更に該当するかどうかにかかわらず、 T 株式について § 338(h)(10) を選択できる。 T 株式の取得 (第1段階の取引 筆者注) とその後の T の P へに合併または清算 (第2段階の取引 筆者注) が、 § 368(a) の組織変更に該当する場合に、 § 338(h)(10) を選択すると、連邦所得税の取扱いでは (for all Federal tax purposes)、 P による T 株式の取得は QSP に該当し、 § 368(a) の組織変更の一部としては扱われない (§ 1.338(h)(10)-1(c)(2)、 § 1.338(h)(10)-1(e)(ex. 12))。

この場合に、 § 338(h)(10) の選択をしないと、第1段階と第2段階の一体取引は § 368(a) の組織変更になる (§ 1.338(h)(10)-1(e)(ex. 11))。なお、第1段階が QSP に該当せず、かつ、一体取引が § 368 の組織変更に該当するときは、 § 338(h)(10) の選択はできない (§ 1.338(h)(10)-1(e)(ex. 14))。また、上記において、財務省規則には第1段階について P による単独の § 338 の選択を認める事例は示されていない²¹ので、(T 株主の 著者注) 損害 (potential wiplash) を回避するため、 P 単独での § 338(g) の選択はできないと解され

21 Schwalt & Lathrope, *supra* note 10. at 432.

る²²。

4. § 368(a) の組織変更の要件

取引が § 368(a) の組織変更 (reorganization) に該当すると、当事者の一般的な課税関係は次のようになる²³。

① T株主 (§§ 354, 356) と T (§ 361) の双方は利得・損失を認識しない。

② T株主 (§ 358) 又は P (§ 362) は、交換で受け取った適格資産の税務基礎価額を代替価額 (a substituted basis) とし、その後の課税取引による処分まで課税を繰り延べる。

以下で、§ 368(a) の取得組織変更 (the acquisitive reorganizations) の非課税要件を述べるが、段階取得が、そのいずれかのタイプの組織変更該当すると当事者の課税が繰り延べられる。ここでいう「非課税」とは「課税繰延べ」を意味する。

(1) タイプ A 組織変更 (§ 368(a) (1)(A)) : 制定法による吸収合併・新設合併 (Statutory Merger or Consolidation)

具体的には、州法 (又は外国法) に基づく²⁴吸収合併と新設合併である (§ 1.368-2(b)(1)(ii))。

タイプ A 組織変更においては、議決権株式の交付は要件になっていないが、株主持分の継続性要件²⁵を満たすには、対価の40%以上が P 株式でなければならない (§ 1.368-1(e)(2)(v) Ex. 1, Ex. 2(ii) 参照)。

22 Burke, *supra* note 1. at 331.

23 *Id.* at 275.

24 *Id.* at 276.

25 株主持分の継続性要件は、Tの株主持分 (the proprietary interests) の大部分の価値が、組織変更で保持されなければならないことを要求する (§ 1.368-1(e)(1))。この要件は、Tの個々の株主ごとではなく、T株主全体で判定する。 *Id.* at 279.

(2) 子会社による合併 (Forward Subsidiary Mergers、FSM と略称する。)²⁶：
P 株式の交付による T から S への合併

FSM では、S がタイプ A 組織変更に該当する取引で、T の実質的に全部の資産を取得し、取得対価として P 株式を交付する。

ここでいう「タイプ A 組織変更に該当する」とは、事業目的、事業継続性、持分継続性の要件のようなタイプ A 組織変更の一般的な要件²⁷を満たしていることをいう（§ 1.368-2(b)(2)）。

また、資産の実質的に全部とは、T の純資産の時価の90%以上で、かつ、総資産の時価の70%以上をいう²⁸。

(3) 子会社による逆合併 (Reverse Subsidiary Mergers、RSM と略称する。):
P 議決権株式の交付による S から T への合併

RSM では、S がタイプ A 組織変更に該当する取引で、T に吸収合併され、T が T 資産と S 資産の実質的に全部を保有し、P は、その取引で、P 議決権株式との交換に T の支配を取得する（§ 368(a)(2)(E)）。

S から T への合併が、下記の要件を満たすとき、その合併はタイプ A 組織変更に該当する。

(i) 取引後に、T がその資産と S の資産（その取引で交付された P 株式を除く。）の実質的に全部を保有する（§ 368(a)(2)(E)(i)）。

実質的に全部の要件は、T と S のそれぞれが満たさなければならない。T がその取引で（株式償還等のため 筆者注）、株主に支払った対価は、取引後に T が保有していない資産となる。S に実質的に全部の要件を適用するに際して、組織変更の計画を遂行するために P から S に移転した資産は考慮しない（§ 1.368-2(j)(3)(iii)）。

26 FSM と次の RSM の要件の詳細については、次の文献を参照のこと。鈴木孝一「アメリカにおける三当事者間の組織変更の税務」経営総合科学77号97頁 106-113頁（2001）

27 これらの要件は、タイプ A 組織変更だけでなく、取得組織変更に共通して要求される。McMahon, Jr., Simmons, Luke and Wells, *supra* note 2. at 511.

28 Rev. Proc. 77-37, 1977-2, C .B. 568

(ii) T株主は、所定額のPの議決権株式と、Tを支配するに足る所定額のT株式とを交換する。

支配とは、Tの議決権株式総数の80%以上及び無議決権株式総数の80%以上の株式所有をいう (§ 368(a)(2)(E)(ii)、 § 368(c))。

RSMにおいては、次のタイプB組織変更と異なり、20%の交換差金 (boot : P議決権株式以外の対価) の使用が認められる。

(iii) Pは、取引直後にTを支配しなければならない (ただし、後述の § 1.368-2(k) の適用がある場合を除く。) (§ 1.368-2(j)(3)(ii))。

(4) タイプB組織変更：P議決権株式とT議決権株式の交換

タイプB組織変更は、PによるP株式の全部または一部のみとの交換によるT株式の取得 (取得直前にPがTを支配していたかどうかは問わない。) である (§ 368(a)(1)(B))。

すなわち、Pがその議決権株式をT株主が所有するT議決権株式と交換することをいう。Pは取得直後においてTを支配しなければならない。この支配要件は上記 (3) のRSMの場合と同じである (§ 368(c))。

タイプB組織変更では、P議決権株式のみを使用することができ、交換差金は使用できない。

(5) タイプC組織変更：P議決権株式とTの実質的に全部の資産との交換²⁹

タイプC組織変更は、Pの議決権株式の全部または一部とのみの交換によるTの実質的に全部の資産との交換である (§ 368(a)(1)(C))。Pの議決権株式のみとの交換であるかどうかを判定するに際しては、PによるT債務の引き受けは無視される (§ 368(a)(1)(C))。

PがTの実質的に全部の資産を取得する場合、すなわち、Pが議決権株式に加えて金銭ないしその他の資産を交換し、P議決権株式でT資産の時価の80%

29 タイプC組織変更は「事実上の合併 (De Facto Mergers)」である。Leandra Lederman & Michelle Kwon, Understanding Corporate Taxation (Fourth Edition) (Carolina Academic Press, 2020) , at 267.

以上を取得するときは、当該取得はタイプC組織変更に該当する。この要件を満たすかどうかの決定に際しては、Pが引き受けた債務の額は、対価として支払った金銭に含める（すなわち、交換差金になる。筆者注）(368(a)(2)(B))。

Tは組織変更の一環として清算する（§368(a)(2)(G)）。

(6) タイプD組織変更：取得のタイプD組織変更³⁰

譲渡会社が譲受会社はその資産の全部又は一部を譲渡し、譲渡会社又はその株主が（ないしはその両者）、譲渡直後において譲受会社を支配する（§368(a)(1)(D)）。この場合、譲受会社は、譲渡会社の資産の「実質的に全部」を取得し、かつ、譲渡会社は受け取った株式、証券、その他の資産を組織変更計画に基づいて分配しなければならない（§354(b)(1) なお、鉤括弧による強調は筆者による。）。

タイプD組織変更における支配要件は、タイプB組織変更やRSMとは異なり、議決権株式総数の50%以上ないしはすべての株式の価値総額の50%以上の所有をいう（§368(a)(2)(H)(i)、§304(c)）。

タイプD組織変更では、資産の譲渡直後においてT又はT株主ないしはその両者が、Pを支配することによって株主持分の継続性が保証されている³¹。

上記(1)から(6)までの各タイプの組織変更の非課税要件を一覧表にして示すと次のようになる³²。

30 タイプD組織変更には、取得のタイプD組織変更と分割的タイプD組織変更がある。取得のタイプD組織変更では、譲渡会社が全部の資産を譲渡して、取得した株式を分配した後に清算する。これに対して、分割的タイプD組織変更では、譲渡会社が資産の一部を譲渡して、取得した株式を分配した後に存続する。鈴木孝一「アメリカにおける会社分割の税務—非課税の分割的組織変更」経営総合科学82号51頁 53—54頁（2004）

31 Block, Glogower and Blank, *supra* note 8. at 464.

32 この表は次の文献に記載された一覧表（EXHIBIT 2）から必要な項目を抜粋して作成した。W.Eugene Seago & Edward J.Shnee, Post-Reorganization Transactions and the Step Transaction Doctrine, 128 J Tax'n, 6, 8 (2018) なお、EXHIBIT2を作成する元になった図表が次の文献に掲載されている。Julie Divola, Exit Strategies, Maryland Advanced Tax Institute, November 4, 2003, file:///C:/Users/owner/Documents/Divola, Exit%20Strategies%20(taxfree%20reorg.).pdf

図表1 § 368(a) の取得組織変更の非課税要件一覧表

要件	タイプ A	FSM	RSM	タイプ B	タイプ C	タイプ D
1. 親会社 (P) 株式の交付		✓	✓			
2. P 議決権株式のみの交付				✓	✓	
3. 支配の取得 (存続会社 (T)) の)			✓			
4. 直後の支配 (売却会社 (T)) の)				✓		
5. 共通の支配 (Common Control) (取得会社 (P) の)						✓
6. 実質的に全部の資産の取得		✓	✓		✓	✓

各タイプの組織変更の対価要件を比較すると、その柔軟性には下記のような相違がある³³。

タイプ A 組織変更と FSM において、許容される対価はもっとも広範である。これらの場合の制約は、慣習法による制約だけである。これと対極にあるのはタイプ B 組織変更である。そこでは議決権株式だけが認められる。その中間にタイプ C 組織変更と RSM がある。そこでは § 368(a)(2)(B) により、20% まで交換差金を交付することができる。取得組織タイプ D 組織変更は、譲渡会社の株主が譲受会社を支配をしているか又は支配を取得 (either have or acquire) しなければならないので、他のどのパターンにも当てはまらない。

(7) 取得後の資産と株式の分配・移転と段階取引原理の適用

取引が § 368(a) の組織変更にあたるかどうかを決定するに際しては、その取引は、段階取引原理を含む関連法規の規定に基づいて評価されなければならない (§ 1.368-1(a))。この場合、次のセーフ・ハーバー規定 (the safe harbor)³⁴により、T が § 368(a) に該当する取引で取得した資産を、取引後に

33 Howard E. Abrams & Don A. Leatherman, Federal Corporate Taxation (Eighth Edition) (Foundation Press, 2019), at 304-305.

34 Burke, *supra* note 1. at 284.

株主に分配・移転したとしても、それにより段階取引原理が適用されて取引の性格が変更されることはない。すなわち、段階取引原理の適用は阻止される。

「§ 1.368-1(d) の要件³⁵を満たし、かつ、移転が本条の分配 (distributions) か又はそれ以外の移転 (transfers) に該当する限り、§ 368(a) の要件を満たしていた取引が、その後の資産や株式の1以上の移転（ないしは連続する移転）により、その要件を満たさなくなるとか、性格が変更される (recharacterized) ことはない。」 (§ 1.368-2(k))

しかし、Tが、その分配により連邦所得税法上、清算する場合にはこの規定の適用はない (§ 1.368-2(k)(1)(i)(B)(1))³⁶。すなわち、段階取引原理の適用は阻止されない。

5 段階取引原理が適用されない事例

(1) Rev.Rul.90-95³⁷

1) 事実

T資産を取得するための一つの計画に基づいて、Pはまず、子会社Sを設立し、SがTに合併した。Sは合併に必要な取引以外は行っていない。その合併でT株主はSから現金のみを受け取った。その直後に、TはPに清算し、PはT資産を取得する。

2) 分析結果と判断

この取引は、第1段階はPによるTのQSP、第2段階はTの § 332の清算³⁸と

35 事業継続性要件は、PがTのそれまでの事業を引き継ぐか、または、T資産の大部分を使用することを要求する (§ 1.368-1(d)(1))。

36 例えば、第1段階のFSMに続き、第2段階で、Sがその資産の80%をPに分配する場合は、Sは清算しないのでこの規定の適用がある。しかし、SがT資産も含め、その資産の全部を清算か合併によりPに分配する場合は、この規定の適用はない。Block, Glogower and Blank, *supra* note 8. at 413.

37 Rev.Rul.90-95, 1990-2 C.B. 67

38 子会社Tの完全清算による親会社Pへの資産の分配は、次のように取り扱われる。

して扱われる。

Sは、PがT株式を取得する目的で設立され、株式取得にかかる活動以外を行っていないので、その存在は無視される。そうすると、この取引はPによるT株式の取得になる。株式取得と清算を資産取得として扱うために段階取引原理を適用することはない。§ 338によれば、資産取得の扱いは § 338の選択がなされるかどうかであり、Tを清算して資産を取得するために株式を取得するかどうかではない。T株式のQSPは § 338の選択をするかどうかにかかわらず、Tの清算とは別個の独立した重要性がある。それゆえ、この取引はPによるT株式のQSPとそれに続くTからPへの非課税の清算である。

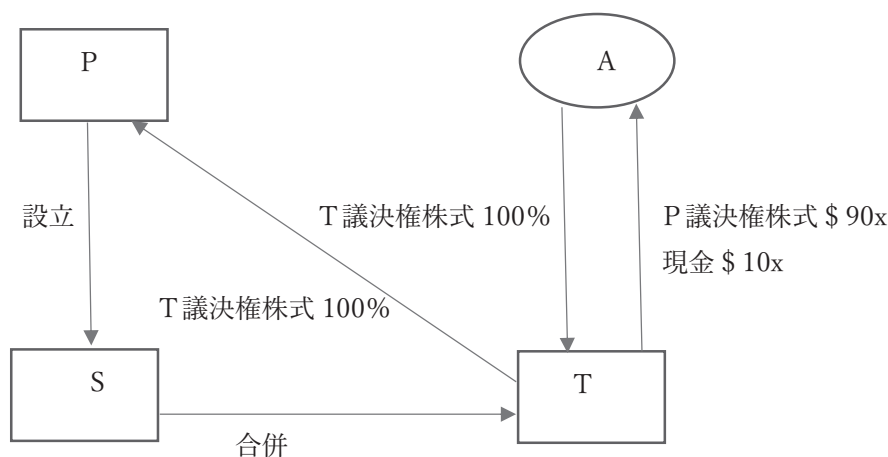
KD原理を適用して、PによるT資産の取得とすることはない。そのように扱うことは、KD原理を廃止して § 338を制定した趣旨に一致しないからである。

(2) Rev.Rul.2008-25³⁹

1) 事実

図表2

< 第1段階 >



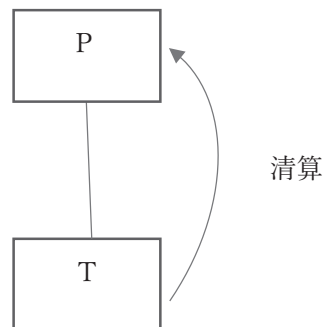
① Tは利得・損失を認識しない (§ 337)。

② Pは利得・損失を認識しない (§ 332)。

③ Pが分配を受けた資産に付すべき税務基礎価額は、Tがその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ (§ 344(b))。

39 Rev.Rul.2008-25, 2008-21 I. R.B. (May 27 2008), https://www.irs.gov/irb/2008-21_IRB#RR-2008-25

< 第2段階 >



<取引の当事者>

Tは個人Aが100%所有する法人である。

Tには \$ 150 x の資産と \$ 50 x の債務がある。

PはA及びTとは関係のない法人である。

Pの資産は債務控除後で \$ 410x である。

<第1段階>

Pは100%所有の子会社Sを設立する。Sは制定法による合併（「取得合併（the Acquisition Merger）」という。）でTに吸収合併される。

取得合併で、PはT株式を全部取得する。AはT株式を \$ 10x の現金と \$ 90 x のP議決権株式と交換する。

<第2段階>

取得合併に引き続き、その合併を含む全体計画の一環として、TはPに完全清算「清算（the Liquidation）という。」する。

清算で、TはPにすべてのT資産を移管し、PはすべてのT債務を引き受ける。

清算は、制定法による合併によるものではない。

清算後、PはTがそれまで行っていた事業を継続して行う。

2) 分析結果と判断

取得合併と清算が、お互いに別個のものとして扱われるなら、取得合併は § 368(a)(1)(A) の組織変更に該当する RSM(§ 368(a)(2)(E)) であり、清算

は § 332 に該当する。しかしながら、§ 1.368-1(a) に規定するように、取引が § 368(a) の組織変更に該当するかどうかを決定するに際しては、その取引は、段階取引原理を含む関連法規の規定に基づいて評価されなければならない。この事例の場合には、T は完全清算するので、段階取引原理を適用を阻止する § 1.368-2(k) のセーフ・ハーバー規定の適用はない（したがって、段階取引原理の適用は阻止されない。筆者注）。それゆえ、取引が § 368(a)(1)(A) の組織変更に該当する RSM に該当するかどうかを決定するためには、取得合併と清算をそれぞれ別個のものと考えすることはできない。かくて、この取引は § 368(a)(1)(A) の組織変更に該当する § RSM には該当しない。なぜなら、取引後に、T は（P への清算により 筆者注）自己の資産と S の資産の実質的に全部を保有しないからである。

取引が組織変更であるかどうかを決定するに際して、Rev.Rul.67-274 と Rev. Rul.2001-46 が採用したアプローチ（後述する。）では、取得合併における P による T 株式の取得を無視して、\$ 10 x の現金と \$ 90 x の P 議決権株式及び T 債務との交換で P が T 資産を直接取得したものとして扱われた。

しかしながら、Rev.Rul.67-274、72-405（S が T を吸収合併した後、P に清算する取引はタイプ C 組織変更になる。筆者注）及び 2001-46 で検討した取引と異なり、本事例の場合には、P による T 資産の直接取得は § 368(a) の組織変更に該当しない。その理由を、それぞれのタイプ毎の組織変更の非課税要件に当てはめて述べると次のようになる。

① P による T 資産の取得は § 368(a)(1)(C) に規定する組織変更に該当しない。なぜなら、支払われた対価は議決権株式だけではなく、また、§ 368(a)(2)(B) の要件（20% まで交換差金の使用が認められる。筆者注）も満たされないからである。すなわち、§ 368(a)(2)(B) によれば、P は T 資産の 40%（引き受けた債務 \$ 50 x + 現金 \$ 10 x = \$ 60 x、これは T 資産 \$ 150 x の 40% に相当する。筆者注）を P 議決権株式以外の対価で取得したことになる。

② P による T 資産の取得は、§ 368(a)(1)(D) に規定する組織変更に該当

しない。なぜなら、TもAも（ないしはその両者の組み合わせでも）譲渡直後において、Pを支配（§ 368(a)(2)(H)(i)）に定義する。）していないからである。

③取引は§ 368(a)(1)(A)の組織変更に該当しない。なぜなら、TはPに州法による合併をしなかったからである。

したがって、一体取引は§ 368(a)に規定する取得組織変更のいずれにも該当しない。

Rev.Rul.90-95と§ 1.338-3(d)⁴⁰はRev.Rul.67-274が採用した段階統合アプローチ(the step integration approach)をとらない。もしそのアプローチをとると、§ 338を選択しないT株式の購入とそれに続くTの清算ないしは合併を、T資産の購入として扱うことになり、資産に§ 1012による時価を付すことになる。Rev.Rul.90-95と§ 1.338-3(d)はT株式の取得をQSPとして扱い、税務基礎価額が引継価額となる別個の取引がこれに続くものとして扱う。これにより、各段階を一体となった資産の購入とする法令によらない取扱いを排除できる。

本事例で、Rev.Rul.67-274で採用されたアプローチを適用すると、T株式の取得をTの清算と統合して、T株式の取得を課税取引によるT資産の購入として扱うことになる。このような取扱いは§ 338の基本方針に反する。株式を購入して資産に時価を付すことができるのは§ 338を選択した場合のみである。したがって、Rev.Rul.90-95で示された分析との整合性を図り、T株式の取得はPによるQSPとなり、それに続く§ 332によるTからPへの清算となる⁴¹。

40 § 1.338-3(d)はQSP後にTが清算する場合、§ 338の選択をしたかどうかにかかわらず、株式取得に独立した重要性が付与されることを確認したものである。この規定は、Rev.Rul.90-95のアプローチを取り込んでいる。Burke, *supra* note 1.at 255.

41 株主Aは、第1段階のRSMで受け取った\$ 10xについてのみ課税されるはずであったが、これにより、あたかも株式を現金で売却したのと同じように、全部の利得に課税される。また、Pは§ 338の選択をしなかったため、Tはその資産について利得を認識せず、Pは資産の税務基礎価額を時価ではなく引継価格とする。Schwalt & Lathrope, *supra* note 10. at 432.

6. 段階取引原理が適用される事例

(1) Rev.Rul.67-274⁴²

組織変更計画 (a plan of reorganization) に基づいて、PはP議決権株式のみとの交換で、T株主からT議決権株式の全部を取得する。次いで、同一の計画の一部としてTをPに完全清算する。その清算で、Tの資産はすべてPに譲渡し、その債務はすべてPに引き継ぐ。

本事例におけるPによるT株式の取得とPによるTの清算は、組織変更の全体計画の一部であり、それぞれがお互いに独立しているとは考えられない。したがって、この取引の実質はT資産の取得であり、タイプB組織変更には該当しない。なぜなら、一体取引としてみた場合、第2段階のTからPへの清算により、第1段階の取引は取得直後にTを支配するというタイプB組織変更の要件を満たさないからである（理由は筆者が補足した。）。

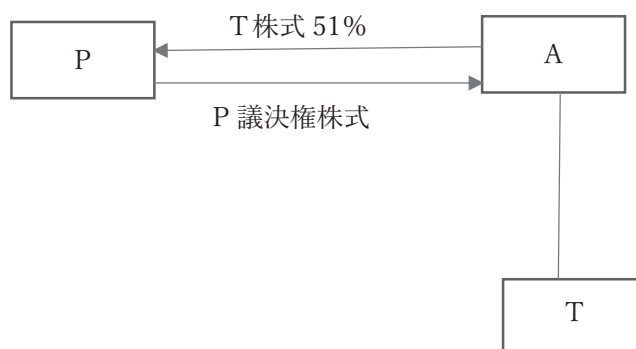
したがって、この資産の取得は、タイプC組織変更である⁴³。

(2) Rev.Rul.2001-26⁴⁴

1) 事実

図表3

< 第1段階 >

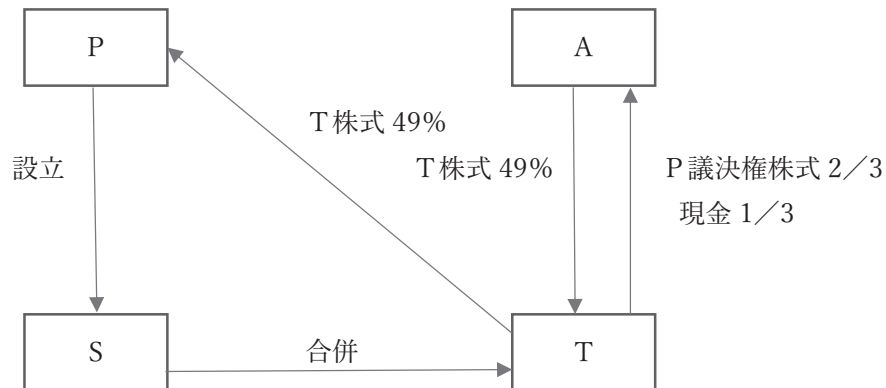


42 Rev.Rul.67-274,1967-2 C.B.141

43 段階取引原理の適用は、当初、非適格であったタイプB組織変更を適格なタイプC組織変更に転換するものである。Block, Glogower and Blank, *supra* note 8. at.388.

44 Rev.Rul. 2001-26, 2001-23 I.R.B. 1297(June 4,2001), <https://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb01-23.pdf>

< 第2段階 >



< 第1段階 >

PはT株式の全部を取得したい。

PはテンダーオファーでT株式の51%をP議決権株式との交換で取得する。

< 第2段階 >

Pは子会社Sを設立してSがTに合併する。

その合併で、残りの49%のT株式を所有する各T株主は、T株式との交換に、2/3をP議決権株式、1/3を現金で受け取る。

Pが所有するS株式はT株式と交換される。

2) 分析結果と判断

第1段階のテンダーオファーは第2段階の合併と統合すると、吸収合併の一部となる。その取引で、T株主はT株式との交換に、80%を超える（51% + 32.67%（49% × 2/3） = 83.67%）P議決権株式を受け取る。

したがって、この取引は統合すると、§ 368(a)(2)(E)のRSM（P議決権株式でTの80%を支配するT株式を取得する。）になる⁴⁵。そのため、P株式のみを受け取ったT株主は§ 354により利得・損失を認識しない。また、P株式と現金を受け取ったT株主は、§ 356により現金部分（交換差金）の受領につ

45 Rev.Rul.2001-26の situation 2によれば、PではなくSが第1段階のテンダーオファーで、T株式の51%をP議決権株式との交換で取得する場合にも、§ 368(a)(2)(E)のRSMに該当する。

いて利得・損失を認識する。

なお、Pが第1段階のテnderオファーで、80%のT株式を取得したとしても、その取引単独ではQSPに該当しない。なぜなら、第1段階のテnderオファーは単独でタイプB組織変更（T株式の80%をP議決権株式で取得する。）の要件を満たすため、「購入」に該当しないからである（§338(h)(3)(A)参照）⁴⁶。

この事例は、取引完結後にTが存続する点で、清算ないし合併でTが消滅する他のレベニュー・ルーリングの事例と異なる。仮に、この取引後にTがPにT資産を分配して完全清算すると、前述した Rev.Rul.2008-25の事例と同じく、第2段階のRSMはこの清算と一体としてみた場合に、Tは「TとSの資産の実質的に全部を保有する。」という非課税要件を満たさなくなる⁴⁷。

(3) Rev.Rul.2001-46⁴⁸

1) 事実

Pは、Sの株式を100%所有している。統合計画(an integrated plan)に基づいて、SがTに合併し、PはT株式の全部を取得する（取得合併(the Acquisition Merger)）。この合併で、T株主は、T株式との交換で70%をP議決権株式、30%を現金で受け取る。その直後に、TはPに制定法による合併をする（親会社への合併(the Upstream Merger)）。

2) 分析結果と判断

20%以上の現金が対価として支払われているため、第1段階は単独でみると§368(a)(1)(A)に該当するRSMにならない。取得合併と親会社への合併が互いに別のものであるとした場合、取得合併はQSPになる。なぜなら、株式は§354又は§356が適用される交換で取得したものではないからである。ま

46 Martin D.Ginsburg & Jack S.Levin, Integrated Acquisitive Reorganizations, 91 Tax Notes 1909, 1910 fn.4. (June 11, 2001)

47 長戸貴之「株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置一段階取引の法理の一側面」税研214号23頁、26-27頁(2020)参照

48 Rev. Rul. 2001-46, 2001-42 I.R.B.321 (October 15, 2001), <https://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb01-42.pdf>

た、親会社への合併は § 332 の清算となる。しかし、段階取引原理を適用して、2つの取引を統合した1つの取引としてみると、T から P へ合併は単独の制定法による合併となってタイプ A 組織変更に該当する⁴⁹。そのため、本事例では § 338 の選択はできない。

このように、段階取引原理を適用して、単一取引による T から P へのタイプ A 組織変更として扱っても、§ 338 の基本方針に反しない。なぜなら P における T 資産の税務基礎価額は § 1012 の時価ではなく、§ 362 の引継価額 (a carryover basis) となるからである。

おわりに

各レベニュー・ルーリングにおける段階取引原理の適用に関する IRS の判断を一覧表にして示すと、図表4のようになる。

図表4 多段階取得への段階取引原理の適用に関する IRS の判断

段階取引原理	多段階取得の事例	各段階の取引形態		IRS の判断 (取引の性格)
		第1段階	第2段階	
適用なし	Rev.Rul. 90-95	S から T への吸収合併。 T 株式との交換に現金のみ交付する。	T から P への清算	第1段階は QSP、 第2段階は § 332 の清算となる。
	Rev.Rul. 2008-25	S から T への吸収合併。 T 株式100%との交換に P 議決権株式90%と現金10%を交付する。	T から P への清算	第1段階は QSP、 第2段階は § 332 の清算となる。
適用あり	Rev.Rul. 67-274	P 議決権株式による T 議決権株式の全部の取得。	T から P への清算	一体取引は、タイプ C 組織変更となる。
	Rev.Rul. 2001-26	テンダーオファーで、P 議決権株式により 51% の T 株式を取得	残り 49% の T 株式を S から T への合併で取得 (P 議決権株式 2/3、現金 1/3 を交付)	一体取引は、タイプ A 組織変更に該当する RSM となる。
	Rev.Rul. 2001-46	S から T への吸収合併。 T 株式との交換に P 議決権株式 70% と現金 30% を交付する。	T から P への吸収合併	一体取引は、タイプ A 組織変更となる。

49 これは、段階取引原理を適用して、当初の適格でない RSM を、適格な二者間のタイプ A 組織変更に転換するものである。Block, Glogower and Blank, *supra* note 8. at 388. fn.56.

まず、第1段階の取引と第2段階の取引を一体としてみた場合に、その一体取引が課税取引となる場合は、段階取引原理は適用されない。

① Rev.Rul.90-95は、第1段階の取引が現金を対価とする RSM による T 株式の取得であり、QSP である。第2段階は、T から P への § 332 の非課税の清算である。さらに第1段階の QSP は、§ 338 の選択をしていないので、株式取得を資産取得とみなして、T の資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。§ 332 の清算の場合には T 資産の税務基礎価額がそのまま引き継がれて P が所有する資産の税務基礎価額となる。第1段階の取引が QSP になるときは、§ 338 の選択をしたかどうかにかかわらず、段階取引原理の適用はなく、第2段階の取引とは別個の取引として扱われる。

② Rev.Rul.2008-25は、第1段階は P 議決権株式と現金を対価とする RSM であり、第2段階は P から T への清算である。第1段階は単独でみると、現金の交付が対価の20%未満であり、§ 368(a)(1)(A) に該当する RSM の要件を満たしているように思われる。しかし、第2段階との一体取引の一部としてみた場合には、第2段階の清算により、T は「T 資産と S 資産の実質的に全部を保有する。」という要件を満たさない。したがって、第1段階は T 議決権株式80%以上を「購入」により取得したことになり、QSP となる。ただし、この場合も § 338 の選択をしていないので T 資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。Rev.Rul.90-95 の事例と同じく、P が所有する T 資産の税務基礎価額は T がその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ。また、第2段階が清算であり、州法による合併ではないので一体としてみた取引はタイプ A 組織変更にならない。また、P が T から引き継いだ債務を含めた交換差金の割合は、P が支払った対価の20%を超えるのでタイプ C 組織変更にも該当しない。したがって、第1段階と第2段階の取引はそれぞれ別個の取引となり、段階取引原理は適用されず、この取引は QSP とそれに続く § 332 の清算となる。

このように、第1段階の株式取得が QSP に該当すると、その取引に独立した重要性が付与される。そのため、段階取引原理を適用して第2段階の取引と一

体として課税することはできない。

ただし、一体取引が § 368(a) の組織変更に該当するかどうかにかかわらず、第1段階が QSP の要件を満たし、かつ、T 株主が所定の法人である場合には、§ 338(h)(10) の選択をすると、その選択が尊重されて、段階取引原理が適用されない。そのため、多段階取得の第1段階の株式取得と第2段階の資産取得はそれぞれ別個の取引として扱われる。しかし、この例外的な取扱いの適用は、P と T による共同の選択である § 338(h)(10) の選択に限られ、P のみの単独による § 338(g) の選択の場合には適用がないことに留意する必要がある。

次に、第1段階の株式取得と第2段階の清算ないし合併を一体となった1つ取引としてみた場合に、それが § 368(a) の組織変更の要件を満たすときは、段階取引原理の適用がある。一体取引としてみた場合の第1段階の取引が、それ単独では § 368(a) の非課税要件を満たさないが、第2段階との一体取引とみるとその要件を満たす場合である。

① Rev.Rul.67-274では、第1段階の株式取得が、「取得直後に T を支配する」というタイプ B 組織変更の要件を満たさない。しかし、第2段階の清算との一体取引としてみると、「P 議決権株式との交換による T の実質的に全部の資産の取得」というタイプ C 組織変更の要件を満たす。したがって、この一体取引は段階取引原理が適用されて、タイプ C 組織変更になる。

② Rev.Rul.2001-26は、第1段階は P 議決権株式のみとの交換による T 株式の 51% の取得であり、第2段階は残り 49% の T 株式を P 議決権株式と現金の組み合わせによって RSM で取得する取引である。一体取引における第1段階は、80% 未満の T 株式の取得であり、「T の支配」という要件を満たさず、タイプ B 組織変更に該当しない。しかし、第2段階の RSM と一体にした取引は、「P 議決権株式との交換による T の支配」という RSM の非課税要件を満たす。したがってこの一体取引は、段階取引原理が適用されて、§ 368(a)(2)(E) の RSM になる。

③ Rev.Rul.2001-46は P 議決権株式と現金の組み合わせによる T 株式の取得

であるが、この取引単独では、「議決権株式のみとの交換によるT株式の取得」というタイプB組織変更の要件を満たさない。しかし、第2段階の合併の一部と考えると、タイプA組織変更の「州法による合併」の要件を満たす。なぜなら、タイプA組織変更における持分継続性の要件は株式の交付が40%以上であればよく、一体取引はこの要件を満たすからである。

以上、いずれの取引も、第1段階の取引は、単独では § 368(a) の非課税要件を満たさないが、第2段階の取引と合わせて一体取引とみることで非課税組織変更になるものである。段階取引原理の適用により、第1段階の取引の性格は、単独取引としては課税取引であったものが、§ 368(a) の非課税組織変更の一部分の取引へと転換される。

§ 368(a) の組織変更のうち、PがT資産を直接取得するタイプの組織変更は、タイプA組織変更とタイプC組織変更である。両者の非課税要件を比較するとタイプA組織変更がタイプC組織変更より緩やかである。すなわち、タイプA組織変更は、「州法に基づく合併」であるほかは、株主持分の継続性要件を満たすかぎり、対価はP株式であればよく、「P議決権株式のみとの交付」や「Tの実質的に全部の資産の取得」というタイプC組織変更で必要となる要件がない。そのため、多段階取得の第1段階の株式取得に続く第2段階の資産取得を州法による合併とすることで、一体取引はタイプA組織変更になる可能性が高くなる。

段階取引原理が適用されるかどうかの判断においては、多段階取得を構成する各取引が一体取引として § 368(a) の非課税要件を満たすかどうかの検討が重要である。

〔論 説〕

西洋式複式簿記の我国帳合法への影響についての一試論

田 中 孝 治

1 は じ め に

周知のように、江戸時代の商人は「帳合法」と呼ばれる我国固有の簿記法によって会計処理を行っていた。豪商の中には、財産計算だけでなく、損益計算も行い、しかもその結果が一致するという決算報告書（「算用帳」・「算用目録」）を作成する者もあった。小倉榮一郎によって、このような簿記を多帳簿制複式決算簿記と名付けられた。西洋式の複式簿記を学習したことがある者が、この**多帳簿制複式決算簿記**の存在を知った時、それは西洋からが伝播したのではないかと考える人が多いのではないかと思う。しかしながら、当時は「鎖国」であり、西洋の言葉はおろか、アルファベットもアラビア数字も解さない我国江戸時代人が、西洋式の複式簿記を理解できるはずはない。したがって、「西洋式の複式簿記は伝播しなかった」というのが通説になっている。

しかしながら、筆者は、最近、西洋式の複式簿記が帳合法に何らかの影響を与えたのではないかと考えるようになった。もちろん、筆者の説、和式簿記の起源は、古代に中国から伝播したものであり、それが仏教などの影響を受けながら我国の風土で発展してきた。その中で江戸時代の帳合法が出来上がっていったという主張は変えるつもりはない。ただ、近世の完成期に至り、何らかの西洋式複式簿記の影響があったのではないかということである。そうでないと、複式決算で期末資本や純利益が一致する算用帳（決算報告書）が生れてき

た説明がつきにくいと思われる。

前稿（田中孝2021）においては、西洋式の複式簿記の我国への伝播ならびに影響について、先人の偉大なる業績について年代を追ってトレースすることによって再考した。また伝播したかどうかについての「岩邊・西川論争」についてもみてきた。基本的には「伝播はなかった」という説が大勢を占めた。ただ完全否定かという、伝播の余地も考えられると取れる見解もみられたのは確かである。

筆者は長年、日本の会計史を研究する中で、日本史そのものの多くの研究に触れ、西洋式の複式簿記が我国江戸時代の帳合法に影響を与えたとしたら、二つの事柄がキーを握るのではないかと考えてきた。一つは、当時の時代状況であり、もう一つは、オランダ商館と「阿蘭陀通詞」という幕府の通訳官（役人）である。もちろん、南蛮貿易、特に堺や博多の商人と南蛮人との関係からも伝播の可能性探ることはロマンを感じるころであるが、近世史料が残る我国とオランダとの関係を中心に考察を進めていきたい。

1543年、種子島にホルトガル人が漂着して以来、鎖国体制が完成する1641年までは多くの異国人が我国で生活をしていた。商売や布教をし、我国の人々との交流も盛んであり婚姻関係を結ぶものもあった。また、オランダ商館は、オランダ連合東インド会社（VOC）の日本支店という存在である。オランダは世界で初めて株式会社というものを作り、しかも複式簿記が近代化した¹といわれている地である。カピタン²と呼ばれる商館長の江戸参府も行われた。これは所用日数平均90日（約3か月）であり（片桐2008，136）、166回行われた。江戸時代における朝鮮通信使の12回、琉球使節の江戸登りの18回に比べて断然に多い（片桐2008，2）。この江戸参府において、オランダ人は、将軍や幕府の役人ばかりでなく、日本の商人や庶民と交流を持っている。その間を取り持つのが阿蘭陀通詞である。

筆者は、西洋式複式簿記が我国の帳合法に影響を与えたとしたら、阿蘭陀通詞の存在があるのではないかと予てから狙いを付けてきた³。なぜなら阿蘭陀

通詞は、オランダと我国を結びつける存在であったからである。あの有名なケンペルの「鎖国論」を翻訳した志筑忠雄は阿蘭陀通詞であり、『ターヘル・アナトミア』の翻訳にも阿蘭陀通詞なくしては達成できなかったであろう。さらに、シーボルト事件にも阿蘭陀通詞が係わっていた。洋学教育史の研究者である田中克佳は、阿蘭陀通詞は『解体新書』発刊以前の日本における、ほとんど唯一の西洋語理解者である（田中克1968，65）と述べている。

以上の事を念頭に置いた上で、本稿では、何も大上段に「伝播した」とまでは言い切らなくとも、西洋式の複式簿記が我国の帳合法に何らかの影響を与えた可能性について考察してみたい。ただ筆者は、我国固有の簿記は中国が起源であり、拙稿（田中孝2019a）での述べたように「中国・東アジア語族」と呼ぶべき簿記であるという考えは少しも揺るぎはない。また前述したように、伝播をしたという歴史的な史料は現在の所、見つかっていない。それを踏まえた上で、それでも何らかの影響を受ける可能性があったのか、また少しは受けたのかについて考えてみたい。まあ、「良い読み物だったね！」と、皮肉を言われないように頑張って書きたいと思う。

それでは、まず西洋諸国と我国の接触から見ていくこととする。

2 鎖国と海禁

いうまでもなく、我国が大航海時代の西洋諸国と接触したのは、天文十二年（1543）にポルトガル人が種子島に漂着し鉄砲を伝来したのが最初である。余談になるが、筆者は子供の時、ポルトガル人はポルトガルの船に乗って漂着したと学校で習った。しかし、今では高校の日本史の教科書⁴はもちろん、中学校の社会の教科書にも、鉄砲を伝えたポルトガル人が乗ってきたのは中国船であり、それも倭寇の船だったことが記されている。高校の学習参考書の類いになると、鉄砲を伝来したポルトガル人が乗ってきた船は、中国の船で、しかも密貿易商人で倭寇の頭目でもあった中国人王直（？～1559）の持ち船であった

(下線引用者、佐藤・五味・高埜・鳥海2013, 223) と倭寇の頭領の名前まで書かれている。しかしながら、例えば昭和62年(1987) 発刊の家永三郎編『日本の歴史』第3巻には、「1543年、ポルトガル船の種子島漂着」(家永1987, 15) と記されている。このことは、会計史の世界においても、日本会計史学会の創設者にして初代会長の小島男佐夫でさえ、「1 隻のポルトガル船が、天文12年(1543), 種子島に漂着」(小島1973, 87) と書いている。歴史は、新たな史料の発見によって書き換わるのである。

いずれにしても、ポルトガル人の後、スペイン人、さらにイギリス人、オランダ人も我国に入って来た。そして、その中には、商売の目的だけでなく、キリスト教の宣教師が多く含まれていたのは周知のことである。なお、ポルトガル人とスペイン人は南蛮人、イギリス人とオランダ人は紅毛人と呼ばれた。

ところで、我国に西洋式複式簿記が伝播しなかった大きな理由と考えられる「鎖国」についての考え方も変わってきている。そこで、まず山本博文による「鎖国令」の説明を見てみたいと思う。

教科書などでは、「鎖国令」は、江戸幕府三代将軍家光が寛永十年(1633) から16年にかけて5度に渡って発布したもので、日本人の渡航禁止・貿易統制・キリシタン禁令の三本の柱からなっており、段階的に厳しくなった、というような説明がなされ、次のような表が付けられることが多い。

① 寛永十年二月二十八日・・・・・・十七か条

奉書船以外の日本人の海外往来禁止・キリスト教禁止・外舶貿易の取締まり。

② 寛永十一年五月二十八日・・・・・・十七か条

①と同じ。

③ 寛永十二年五月二十八日・・・・・・十七か条

①を改訂し、日本人の海外渡航と海外移住の日本人の帰国を禁止。

④ 寛永十三年五月十九日・・・・・・十九か条

③を改訂し、日本人とポルトガル人との混血児を海外に追放。

⑤ 寛永十六年七月五日・・・・・・三か条

キリスト教を広めるポルトガル人の追放。

(下線引用者、山本博1996, 16-17)。

ここで確認しておかなければならないことは、イギリスは元和九年（1623）に経営不振などの理由により平戸の商館を閉鎖し国外に退去しているし、スペインも寛永元年（1624）に幕府から来航を禁止されているということである。したがって、この法令が出された時点で、我国で活動をしていた西洋諸国は、ポルトガルとオランダだけであった。また、海外渡航の禁を破った者には死罪（第二条、第3条）という厳しい処罰が待っていたことにも注意を要する。

幕府は以上の一連の対外措置をもって満足せず、さらに禁教と鎖国令の補強を図り口実を設けて、オランダ人に平戸のオランダ商館の破壊を命じ、寛永十八年（1624）六月、ポルトガル人のために築いた出島に移し行動を厳しく管理統制をするなどの措置をおこなった（岩生1963, 59）。

山本の論を続けると、①から④の「法令」は、江戸幕府年寄（後の老中）連署の下知状での形で出され、長崎奉行宛てだったという。毎年出されているのは、最初から年々厳しくしていこうと考えていた訳ではなく、長崎奉行がその年に長崎に赴任する際、将軍に謁見したからである。寛永十四年、十五年に下知状が渡されなかったのは島原の乱が勃発したからである。⑤のポルトガル船追放は、ひとえにキリスト教の布教を阻止するためであり、さらにいえばヨーロッパ諸国の軍事力と国内のキリシタン勢力の結合を恐れた幕府の対応策であった。島原の乱の衝撃によって、幕府はそれまでの貿易政策を断念した、としている。さらに山本によると、キリシタンの厳禁とともに、もう一つ重要な指示が含まれていたという。それは、ポルトガルやスペインの脅威に対するために、沿岸防備体制の構築を諸大名に命じたことであるという（下線引用者、山本博1996, 16-24）。

以上が幕府によって行われた鎖国体制の完成までの流れになるが、山本は最後に次のような点も指摘している。「鎖国」といわれる体制は、ポルトガルお

よびスペインとの貿易こそ禁止したが、それ以外の国とに通交を禁止したわけではなかった。・・・江戸時代中期以降、日本には非常に国際色豊かな品物が流通していた。このような体制を「鎖国」というのは実態と乖離するということで、最近では「海禁」と呼ぶ研究者が増えている。「海禁」とは、国家の沿岸部に対する出入国管理体制のことで、明・清・朝鮮など前近代のアジア諸国に広く見られ、日本の「鎖国」もそれと同じ性格を持つというものである。実際、「鎖国」という用語は、外国と全くつきあわないかのような誤解を与えるし、その体制は日本独自の発見ではない。このような見直しも、歴史認識上で意味のある事である（下線引用者、山本博1996，24-25）としている。

そこで、改めて「鎖国」について考えてみたいと思うが、ここでは渡邊直樹の論文を頼りにしたい。「鎖国論」の著者であるケンペル（Engelbert Kaempfer,1651- 1715）は、1690年9月から92年10月までオランダ長崎・出島商館医として滞在し5、帰国後、ラテン語で『廻国奇観』（*Amoenitatum exoticarum*,1712）を著した。後年、イギリス人ショイヒツァー（Johann Caspar Scheuchzer,1702- 1729）はこれを英語に翻訳し『日本史』（*The History of Japan*,1727）を発刊した。ショイヒツァーは、『廻国奇観』から「鎖国論」を含め6論文をこの本の付録とした（渡邊直2015，23）。「鎖国論」は『廻国奇観』第2巻14章の論文である（渡邊直2015，23）。前述したように、「鎖国」という日本語は通詞である志筑忠雄が、ケンペルの論文をオランダ語から翻訳するとき初めて用いた。渡邊によると、志筑忠雄は1801年、恐らく平戸藩にあったショイヒツァー英語版のオランダ語訳『日本紀行』第二版（1733）を底本として訳出した。その蘭訳と志筑訳は以下の通りだという。

Onderzoek, of het vanbelang is voor't Ryk van Japan om het zelve geflooten, gelyk het nu is, e naan desfelfs niet toe te laten Koophandel te driven met uytheemsche Natiën't zy binnen of buyten's lands.

「今の日本人全国を鎖して国中国外に限らすあえて異域の人と通商せざらしむること、実に所益なるに与れりや否やの論」（渡邊直2015，25）。

(なお、渡邊論文にはラテン語の原文並びにショイヒツァー英訳も掲載されているので、ご関心のある方は直接、渡邊論文をご覧ください。)

以上のように、志筑忠雄が1801年に「鎖国論」を訳出するまでは、我国に「鎖国」という言葉は無かった訳である。

それでは訳者の志筑忠雄とはどういう人物なのであろうか。渡邊によると、志筑孫次郎の養子として阿蘭陀通詞志筑家八代を継ぎ、安永五年(1776)には教師である稽古通詞となるが、病弱であつたらしく早々に職を辞し、天文・物理学書や地理・旅行記などの翻訳を進めた。通詞はいわば家業であつたとしている(渡邊直2015, 27)。また、大島明秀によると、明治二十八年(1895)六月、狩野亨吉(1865~1942)が賞賛したことにより、爾後、志筑忠雄には日本科学史上の「天才」という評価が定着したとしている(大島2013, 33)。

渡邊によると、平和な元禄時代に日本に滞在したケンペルから見ると、日本は内から「国を閉ざす」ことにより外圧と国防政策上の危機の存在を巧みに回避し、発展と平和を維持できた(渡邊直2015, 27)と、ポジティブに捉えていたという。ところが、近代に入り我国は、富国強兵策を取るに当って「鎖国」を負の遺産として捉えるようになった(下線引用者、柴田2004, 273)、と柴田陽弘は述べている。このようなネガティブな鎖国観は、未だに続いているのは確かである。

さて、志筑の「鎖国論」は上梓されることはなかったが、転写され写本というかたちで一部知識階層に、一部幕閣に浸透していった。写本が40種もあつたという(渡邊直2015, 26)。その写本をした一人に『南総里見八犬伝』で有名な曲亭(滝沢)馬琴(1767~1848)もいるという。大島は、馬琴は高松藩の家老、木村黙老(1774~1856)から「鎖国論」を借り受け、校訂書写したことを日記から読み取っている(大島2014)。この書写の事柄を見ても分かるように、我国には外国のものに対して知識欲や好奇心というものがあつたと考えられる。西洋式複式簿記に対しても同様であつたのではなかろうか。

ここで話を戻して、山本が最後に述べた「鎖国」に対する見直しの議論につ

いて考えてみたい。そこで、山本の著書よりもう少し後年に出された、紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』から、その流れを見ていこうと思う。

まず、木村直也によると、従来の鎖国のイメージに大きく影響を与えたのは、「鎖国」概念を、実証主義的な歴史研究の立場から集大成したのが岩生成一だという。岩生は1963年の「鎖国」と題する論文（『岩波講座日本歴史』10）の中で、「鎖国」とは「キリスト教を徹底的に禁圧するために採用した強力な政策」であり、「対外交通貿易の門戸を長崎一港に限り」、その結果「国際的孤立状況に陥った」もので、ポルトガルの来航を禁じた1639年からペリー来航の1853年までの対外関係を指すとした⁶。このような認識は通説的な地位を占め、学校の教科書などを通じて広く一般に定着し、その影響は現在でも無視できない（下線引用者、木村直2002，2）、と木村は指摘している。

また、紙屋敦之は、岩生に代表されるような「鎖国」についての視座が転換していったのは、まず1970年に岩生の鎖国観を批判し、「東アジア世界」を考慮に入れて鎖国を考える視点を提議した朝尾直弘の「鎖国制の成立」⁷と「東アジアの国際関係の流れの中で幕藩体制の成立を捉える観点」から鎖国を論じた山口啓二の「日本の鎖国」が相次いで発表され、従来の鎖国研究に衝撃を与えたという（紙屋2002，16）。

ここで注目すべきは、朝尾が次のような、「日本国大君」と「日本型華夷意識」という概念を持ち出し東アジアにおける我国の位置づけを説明していることである。朝尾によると、徳川政権が一貫して日本国王の称号を避けている点は注して良いだろう。秀忠は単に「日本国源秀忠」と書き、家光は「日本国主」と記した。「日本国大君」は、将軍にとって唯一の国際的称号であり、幕末、開国に際して、ヨーロッパ諸国との間に結ばれた諸条約にも使用された（下線引用者、朝尾2002，31）という。そして、幕藩制国家は、朝鮮との関係を主軸に、虚構の琉球との関係を副軸に、東アジアにおいて自己を中心とした「国際」秩序を設定し、国内で樹立した権威を「国際」的確認を得ることに成功した（下

線引用者、朝尾2002, 32) としている。この考え方は、後に荒野泰典に影響を与えている。

また、山口は我国の鎖国の成立を、16世紀中葉以降ヨーロッパ重商主義の侵出によって新局面を展開した東アジアの国際関係の中で追及し、鎖国が、幕府権力による貿易の独占、人民に対する外国関係の遮断、そしてキリスト教禁圧を通じての思想統制と人民支配、すなわち幕府権力体制の一環にほかならぬことを論述した（山口啓2009, 190）と述べている。

木村直也は、朝尾・山口ともいわゆる対外関係研究者でなかったから、東アジア国際関係や具体的な対外関係に関しては詳述されていないが、それまで近世史研究で軽視されていた東アジアの視点が強調された意義は大きい（下線引用者、木村直2002, 3）としている。

紙屋によると、田中健夫の論がこれに続くという。田中は、「鎖国について」（1976年）で日本の鎖国は中国・朝鮮の海禁と同様の政策であると指摘し、徳川幕府の対外政策を「海禁」として理解することを提起した（紙屋2002, 16-17）としている。

田中は、明・清では「海禁」という一種の鎖国政策がとられていて、中国人の海外渡航を禁止していたが、日本でも志筑以前はこの「海禁」という言葉を幕府の対外政策をあらわす言葉としていた。・・・江戸幕府が海外諸国に対してとった政策は、いずれも東アジアの国際慣習や制度に根差したものであり、江戸幕府が生み出した独自の体制と捉えるのは行き過ぎではないか（太字下線引用者、田中健2002, 39）と述べている。また田中は、鎖国といわれている体制は、江戸幕府が鎖国しようという決意のもとに作り上げた体制ではなく、幕末の時点で、これまでの幕府の体制をそのように呼んだものであることに注意しなくてはならない。・・・幕末になって、ロシアをはじめヨーロッパ諸国の開国要求が強くなると、幕府はそれを拒むためにいわゆる寛永の鎖国令「祖法」として持ち出し、「祖法之厳」という観念を強調しようとした（田中健2002, 38）、指摘している。

そして上のような議論を基に、その集大成ともいえるべき荒野泰典の説が飛び出してくる。木村によると、とりわけ田中の提議と、朝尾らの議論に強く影響される形で、1980年代になると荒野泰典が、長崎・対馬・薩摩・松前の四つの「口」⁸による東アジアの諸国・諸民族との関係を重視しながら、従来の「鎖国」概念を批判し、近世の対外関係を「海禁」と「華夷秩序」で把握すべきであると主張した。この主張は近世史研究者たちにとって新鮮な問題提議となり、荒野説を支持する研究者も多かった。しかしながら、一方では、海外渡航の禁止など近世の民衆のほとんどが異国・異民族との直接的な接触から阻害されていたことをもって、なお「鎖国」概念の妥当性を主張する研究者もあり、論争が起きた（下線引用者、木村直2002, 3）、としている。この荒野の議論は、おりからの江戸ブーム＝“明るい近世”イメージの風潮に乗って一般の人たちにも影響を与え、荒野本人の意図とは離れて誇張した形でマスコミなどでも取り上げられた。また、時を同じくして、ロナルド＝トビも近世日本が孤立的な「鎖国」だったのではないとし、アジアとの関係を重視して捉えることによって「鎖国史観」から脱却すべきことを唱えている⁹。・・・以上により、1970年代から80年代にかけて新たな視座への転換があったとみてよい。なぜこうした時期に新たな視座への転換がみられ、多くの研究者や一般の人たちに受容されたのは、①「国際化」の時代を迎えたこと、②日本が「経済大国」になり、必ずしも欧米諸国をモデルとしなくなったこと、③冷戦構造の崩壊と民族問題の深刻化、④ポストモダンの思潮の高まりと“明るい近世”イメージが強くなったことである、と木村は指摘している（木村直2002, 3-4）。

荒野は、「従来『鎖国』と呼ばれてきた近世日本の体制は、「海禁」と「華夷秩序」という二つの概念に置きかえることが妥当であると、私は考えている」（荒野1988, vi vii）とし、それぞれについて次のように述べている。「海禁」は「国を閉ざす」ための政策ではなく、その国家が望むような対外関係を実現するための政策であり、それを支えたのは「人民に外交なし」という東アジアの諸国家が伝統的に保持してきたイデオロギーであった。つまり、「海禁」は現代風

にいえば、出入国管理のための政策体系であって、「鎖国」、すなわち「国を閉ざす」こととは、まったく目的を異にしていたのである（荒野1988, iv- v）。また、「人民に外交なし」というような観念を打ち破るよほどの力量を人民が備え、国家権力を背景にしない人びとの国際交流が広範に展開するという状況が生まれることが、一方で強力な国家を成立させる原動力となり、他方ではその国家による「海禁」施行を必然化させるのである。ここには国家と人民の緊張をはらんだ関係がある。そのような状況は元末明初（14世紀後半）の中国周辺、ついで高麗末李氏朝鮮初め（14世紀末から15世紀初め）の朝鮮半島周辺に発生した。日本周辺にも、戦国末から近世初頭（16世紀後半）に発生した（「日本型華夷秩序の形成」）と考えられる（荒野1988, vi）と述べている。

以上、いずれにしても『鎖国』か『海禁』か、ということになると、門外漢の筆者には何とも判断が付け難い。「鎖国」という言葉は依然として使われているし、岩生論文は、昭和の教育を受けた筆者のような者が読むと、学ぶところも多く納得すること多かった。しかしながら、今では高校の教科書にも「四つの口」についての記載があるところを見ると、「海禁」・「四つの口」の説の方が通説になりつつあるのかもしれない。ただ、各資料を提示し、「鎖国があったか、なかったか」を生徒自身に考えさせるような教科書¹⁰も出ていることを付け加えておく。

いずれにしても、「海禁」・「四つの口」という主張が勢いを持ってきたことは確かであり、それは従来から持たれていた「閉ざされた」という「鎖国」観ではなく、もっと開かれた明るいイメージを持たせる考え方であると思われる。荒野泰典も述べているように、「鎖国」が否定的な文脈で使われるのに対して、「海禁」は肯定的な文脈で使われる（荒野1992, 213）ことが多いからであろう。いずれにしても西洋式簿記の我国への伝播云々について肯定しやすい時代状況であったとの見方ができるようになってきたといえるのではなかろうか。そこで、いよいよ次章において影響の可能性について考えていきたい。

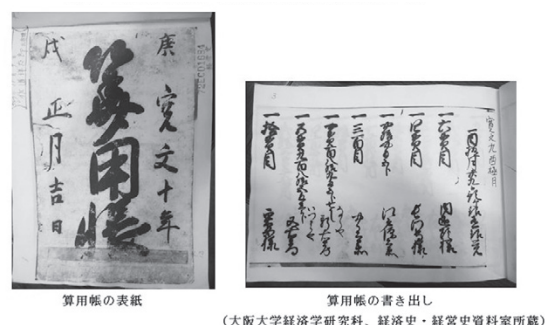
3 我国17世紀前後とフランソワ・カロン

3.1 我国の17世紀前後と複式決算簿記

どうして本節のタイトルを「17世紀前後」と限定したか。なぜなら、現存する我国最古の複式の決算報告書は、寛文十年（1670）の鴻池家の「算用帳」（図表1）であり、次いで伊勢の長谷川家が宝永五年（1708）、さらに三井家の宝永7年（1710）が早い。もし西洋式簿記が我国の帳合法に影響を与えたとしたら、少なくとも17世紀、遅くとも18世紀のごく初期でないと話が合わないからである。

図表2が、鴻池家の算用帳の構造である。

図表1 鴻池家の寛文十年の算用帳面の表紙と書き出しの写真



図表2 鴻池家算用帳の計算構造

期末正味身代計算の第二式						期末正味身代計算の第一式						
⑦ 差引残高 有銀（期末正味身代） 二〇四・三八七・六五	=	⑥Ⅲ 内払方（費用） 六、四四七・九七	-	⑤ 収益 一四、五〇一・二五	+	④Ⅳ 九月元銀（期首正味身代） 一九六、三三四・三七	=	③ 残高 有銀（期末正味身代） 二〇四、三八七・六五	-	②Ⅱ 内負方（期末負債） 合計 一二三、二九九・九六	-	①Ⅰ 預け銀・有銀（期末資産） 合計 三二七、六八七・六一

出典 田中孝2014, 24

前半で算出した期末正味身代（期末純財産、すなわち期末資本）と、後半で求めた期末正味身代が一致する構造になっている。計算式で示すと以下のようになる。

- (1) 期末資産合計－期末負債合計＝期末正味身代（有銀）
- (2) 首正味身代＋当期収益－当期費用＝期末正味身代（有銀）

この鴻池家の期末正味身代（期末資本）の算出方法である（1）式は、当時の商人も実地棚卸も行っていたことであろうし、（2）式の方は、我国古代に中国から招来され正税帳にも用いられた四柱決算法であり、中世寺院の決算報告書にもみられる。

また、長谷川家の場合は、貸借対照表に当たるものは「**店算用目録帳**」であり、損益計算書に当たるものは「**大黒**」または「**利益差引覚**」などと呼ばれている。例えば宝永五年（1708）の「店算用目録帳」（北島1962,174-176）を見ると、期末資産から期末負債を差し引き、期末資本を求め、そこから期首資本（**店元金**）を差し引き当期純利益（**延金**）の算出している。その後、店元金と延金の合計として、再度、期末資本を表示している。「利益差引覚」（北島1962,189）方は、売上総利益（収益）から費用を差し引き当期純利益（**延金**）の算出を行っている。両者の延金は一致している。

さらに三井家の「大元方勘定目録」は、以下のような計算構造になっている。

(1) **（期首資本＋期末負債）－期末資産＝当期純損益**

(2) **利益（収益）－損失（費用）＝当期純損益**

(1) と (2) で算出された当期純損益は一致する。西川登によると、元禄十三年（1700）の下期以降になると完全な複式決算が行われるようになるという（西川登1993, 82）。

以上、鴻池家、長谷川家、三井家については、前著（田中孝2014, 22-31）も参照頂きたい。

ここで決算報告書の様式として、鴻池家や三井家のように一つの決算書で複式決算を行うもの、長谷川家のように貸借対照表に当たるものと、損益計算書に当たるものが別々に作られるところがあることが分かる。また、算出される値についても、西川登によると、純資産（自己資本）を二重計算するものと、純利益を二重に計算するという帳合が多い（西川登1995, 199）という。

いずれにしても、このような複式決算簿記が作り出されるのに西洋式の簿記の影響があるとすれば17世紀前後しか考えられない。そこで次節では、西洋式

簿記の我国への影響の有無を考えるに当って、まず17世紀前半までの状況を見ていきたい。

3.2 フランソワ・カロンの17世紀前半までの状況

なぜ、17世紀前半と区切ったかという点、オランダ東インド会社が平戸のオランダ商館を破壊し、長崎の出島に移され幕府の管理下に入ったのが1641年だからである。その後も少しは、それまでの雰囲気は残るだろうということで大雑把に前半とした。

さて、「17世紀前半のオランダ東インド会社と簿記」と聞いて、まず思い出すのは、1600年代の前半に20年間我国に在留し、最後は平戸と長崎出島のオランダ商館長を務めたフランソワ・カロン（François Caron）が著した『日本大王国志』の一節である。

彼ら（日本人＝引用者）は、「伊太利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で、売買を記帳し、一切が整然として明白である。彼ら（日本人＝引用者）の計算は細い棒の上に円い小玉を刺した板の上で行なわれる（支那人の使用するものと同様であるが、それより大きい）。加減乗除比例まで整数分数とも出来、そうして和蘭におけるよりも、また速算家でない尋常の和蘭人が計算するよりも、一層迅速正確である」（下線引用者、フランソワ・カロン1974,188）。

この文章は、「我国固有の簿記の優秀さを示すものであり、多くの簿記会計史の研究者の著作や論文に引用されてきた。筆者も何度も引用した。」

それはともかくとして、上記カロンの下線部の文章は、次のようにも解釈できる。「確かに日本人は、伊太利流の簿記法を知らなかった」が、それはカロンが来日して、この文章を書いている時までであって、それ以後は分からない。また、カロンはこの文章を書くまでに、日本人の帳簿について見たり聞いたりしたものと考えられるが、常識的に考えても質問された日本人（の商人）の方も、「それではあなたの国の帳簿の付け方はどのようなものですか？」とか、「どのような帳面を使っていますか？」などというということ聞き返すだろう。もちろん

当時の日本人は、西洋式の複式簿記を理解できなかったとは思われるが、それでも何らかの情報が反対給付として日本側に伝えられたのではなかろうか。

ここでカロンの略歴について少し触れておきたい。幸田成友によると、カロンは、1619年に料理方の手伝いとして和蘭東印度会社の船に乗り込み平戸に到着した。1626年2月には商館の助手になっている。カロンの出世の発端となったのは、翌1627年に台湾長官ピーター・ヌイツがバタビヤ総督使節として江戸へ上る時、通弁を勤めたことだという。カロンが日本語に精通したのは特記の価値ありと言わざるを得ない(幸田1974,3)という。また、高橋邦太郎によれば、カロンは、1632年3月には、商館長次席に昇進し、商館長ニコラス・コーケバッケルを助けて、いよいよ才能を発揮した。そして1639年2月には平戸のオランダ商館長に任命される。商館長の任はカロンが日本を去る1641年2月まで続く(高橋1982, 290-297)。

さて、『日本大王国志』は、1636年にバタビヤの新商務総監フィリップス・ルカスゾーンの質問に答える形で執筆したものである(幸田1974,10)。したがって、日本人が西洋式簿記を知らなかったのは、1636年時点のことである。それ以後は知ったかもしれない。また、それはカロンの周囲のこと、カロンが知る範囲のことである。江戸時代はその後200年以上も続く。この文章を執筆した後に、カロンから西洋式簿記の情報が流れていたかもしれない。カロンは「日本語通詞」と呼ばれるくらい(荒野1993, 246、249)日本語が堪能であり日本通でもあった。仕事柄、日本の商人に知り合いも多かったであろう。その上、カロンは江口十左衛門の姉と結婚し、商館に近い日本家屋に住み、障子、畳敷の生活を営み、6人の子女と暖かい家庭生活を送ったという(高橋1982, 291・298)。ただ、「江口十左衛門」については何も分かっていないとである。武士階級なら何らかの史料がありそうなので、無いということは、おそらく商売の関係の仕事をしていた人ではなかろうか。また、カロンの知らないところ、すなわち17世紀の初めまでは南蛮人(特に南蛮商人)やイギリス人が日本の町を闊歩していたのであるから、そこからも情報が流れる可能性はあると思われる。

カロンの他にも日本人女性を妻とした商館長はいる。コルネリス・ファン・ナイエンローデは二人の日本人女性と結婚している。岡部狷介は、ナイエンローデは、十年間平戸に滞在し初めは山崎甚左エ門の姉と結婚して一女ヘルテスを挙げ、後に判田五右エ門の娘スリシャと称する婦人と婚してコルネリヤを生んだ(岡部1962, 104)と記している。また葉山萬次郎によると、ナイエンローデは、元和九年から寛永九年までの十年間、平戸蘭館長として平戸に在住した。判田氏は豪商である(葉山1961, 79) という。

この二人の例だけでなく、婚姻関係を通じて西洋式簿記の情報が流れた可能性が考えられるのではなかろうか。

話をオランダ商館に移すと、長崎の出島に移され幕府の厳しい管理統制下に置かれるまでは、オランダ人は町を自由に歩き回り、地元の人と交流もし、商売もした。日本人も自由に雇用できた。加藤榮一は、平戸商館におけるオランダ人駐在員数の日本人使用人数を揚げているが、1636年は、オランダ人20人に対し、日本人23人、以下、1638年は33人と、29人、1639年は、24人と32人、1640年は28人と35人(加藤榮1998, 395)であるという。つまり半分以上が日本人使用人であるということである。ここら辺りにも情報が流れ出す要素が見て取れる。

オランダ人以外にもイギリス人は1623年、スペイン人は1624年まで、ポルトガル人に至っては、1639年まで闊歩していたわけである。

まず、イギリスについては、小島男佐夫が、イギリス商館長リチャード・コックス(Richard Cocks)は、平戸の本店の外に、大坂支店、江戸支店、対馬支店、さらに直属の長崎代理店を開設し、大坂支店の下には堺代理店、京都代理店、伏見代理店を設け、日本人を雇用していた(小島1973, 114)ということ述べている。

また、イギリス商館と簿記について述べるなら、前稿(田中孝2021)で考察したように、コックスの日記の1616年3月9日條には、ニールソン君に債務者債権者に關する本(a book of forme of debtor and creditor)一冊を貸した、という

記述がみられた。これについて研究をした武藤長藏、西川孝治郎、小島男佐夫らによって、書名までは特定できなかったものの複式簿記の書物であるということが明らかにされている。このことは、日本人に読まれたかどうかは別にして、ともかく1616年に我国に複式簿記の本が日本に入って来ていたことは事実である。また、コックスの日記がイタリア式三帳簿制における複式簿記の日記に当たるのではないかという問題提起に対して、武藤長藏、西川孝治郎らは、おそらくイギリス東インド会社のイギリス商館は三帳簿制を取っていたのであろうと推測していた。これらの事実が我国にどれだけ影響を与えたかは推し量ることは出来ないが、ともかく見逃せない事柄である。

そして、スペイン人やポルトガル人についても次のような事柄が見出せる。すなわち、当時の長崎の状況について古賀十二郎は次のように述べている。

「南蛮船の長崎に渡り来る頃、長崎の市民たちは、小児の時より、葡萄牙語（ポルトガル語＝引用者）¹¹を聞き馴れ、特に吉利支丹などの中で、神学校に入り、学林などで教育を受けた者たちは、皆な葡萄牙語や羅典語を心得、これらの語に熟達してゐた者は、少なくなかった。また、長崎来舶の南蛮人なども、自然日本語、特に長崎方言の知識を持ち、就中、宣教師などは、概ね日本語に通達していた。南蛮人の中には、長崎の市中に雑居し、日本女性と結婚して、家庭をもつ者少からず、また、日本人にして、南蛮の女性を妻とする者さへあつたと思はれるから、いと容易なことであつた。特に、長崎市民は、他地方より臨時に移入する者は別として、悉く吉利支丹であり、会堂に詣り、説教を聴聞し、賛美歌をうたひ、祭典の諸儀式に臨み、行列に参加するのをつねとした。なほ、南蛮貿易に参加し、商品の名称、度量衡、貿易用語などを心得てゐなければならぬのであつた」（下線引用者、古賀1973，41-42）。

また、前述のように寛永十三年（1636）には、日本人とポルトガル人との混血児が海外に追放されているし、さらに、寛永十六年（1639）には、オランダ人・イギリス人混血児とその母の追放が命じられている（山本博1996，83-84）。

追放について法令で出されるほど多くの混血児とその母が存在したというこ

とであり、それだけ西洋人が我国に馴染んで暮らしていた証しであろう。このような交流の中からも、西洋式簿記の何らかの知識が、日本人に伝えられていたということは考えられることである。

さらに葡萄牙語と聞いて思い出すのが、1603年に、日本イエズス会によって刊行された我国初の本格的な外国語の辞書である『日葡辞書』である。当時は、「帳合」という語は未だなかったとみえ掲載はない。しかしながら、「日記」というのはある。「Nicqi. ニッキ（日記）」とは、「毎日記入する帳簿」、「Nicqini noru.（日記に載る）」は、「ある帳簿に記載される」（下線引用者、土井・森田・長南1980, 462）と説明されている。筆者は、日記から帳合法に発展したと考えている（田中孝2014, 第5章、第6章参照）。また、「算用」もある。「Sanyo. サンヨウ（算用）」Cangaye mochijru.（かんがへ用ゐる）計算。例, Sayo suru.（算用する）計算する、あるいは、勘定する（土井・森田・長南1980, 557）と記されている。この語は、和式簿記に関係する語である。日本イエズス会も我国の簿記についても調べているのである。

以上、17世紀前半において商売や婚姻を初めかなり西洋人と我国の交流があったことが分かる。そんな中から西洋式簿記が影響を与える可能性が見て取れるのではなかろうか。

3.3 17世紀後半と我国の商人

1641年、オランダ商館は、長崎の出島に移され、日本人とオランダ人の自由な交流は禁止され、長崎奉行の厳しい監視と規制の下に入った。これに対してオランダの側でも規制の緩和と処遇の改善を要求し、とりわけバタヴィアの東インド政庁は、幕府年寄中に宛てた長文の訴状をしたため、出島のオランダ人の窮状を訴え、処遇の改善を要望したが、認められなかった（加藤榮1994, 340）ということを加藤榮一は説明している。

ただ、これで我国の商人に西洋式簿記の情報が入る望みが完全に断たれたかというところではないと考えられる。オランダと日本は貿易を通じて繋がって

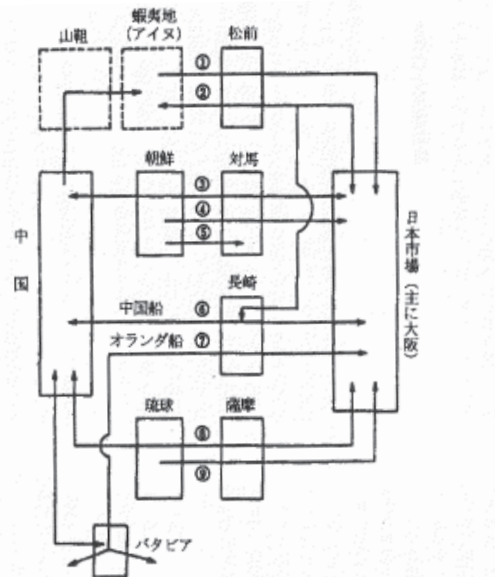
いたのであるから。例えば図表3を
ご覧いただきたい。荒野泰典が描
いた「17世紀後半―19世紀半ばの
東アジア貿易と日本」の図である。
17世紀末からオランダ船によって運
ばれた生糸や絹織物が長崎経由で大
阪市場に流れているのが⑦によって
分かる。この関係の中から、何らか
の情報が入るということはなかった
のだろうか。例えば、複式決算が早
かった前述の鴻池家や三井家はどう
だったのでしょうか。

宮本又次によると、鴻池家は寛永
二年（1625）に始祖新六幸元が海運
業を開始している（下線引用者、宮
本又1958, 47）。両替業は明暦二年
（1656）に初代正成によって開始さ

れている。鴻池家は大名貸を行っており、それが両替商に転ぜしめる契機と
なった（下線引用者、宮本又1958, 56）。元禄年代には三十二藩と取引があり、
その中には薩摩・熊本・柳河など九州の諸大名をはじめ多くの西国諸藩が含ま
れており、特に熊本藩との関係は相当に古い（下線引用者、宮本又1958, 101-
105）という。作道洋太郎も、「鴻池両替商資本と九州諸藩」（作道1985、初出
は1961）という論文を著している。さすがに寛文十年以前の史料は扱ってい
ないが、鴻池両替商資本と九州諸藩の大名貸が古くから行われていたことは
分かる。

また、三井家についても山脇悌二郎が、「三井と京都長崎問屋との因縁は、
三井呉服店が長崎で糸・端物・巻物の直買いを始めた元禄年代からであった。」

図表3 17世紀後半
―19世紀半ばの東アジア貿易と日本



- 【注】(1) 交易品（概略）
①→鷹・金（17世紀半ば）、木材（17世紀末）
②米・日用品など→海産物・毛皮など
③生糸・絹織物→銀（～18世紀初）、薬種・毛皮など→銅（18世紀半ば～）
④人参（～18世紀半ば）、木綿→
⑤米→
⑥生糸・絹織物→銀・銅（～17世紀末）、絹織物・薬種ほか→銅・海産物（18世紀～）
⑦生糸・絹織物→銀（17世紀末）、絹織物→銅（17世紀末～）
⑧生糸・絹織物→（18世紀半ば）、薬種・絹織物ほか→銅・海産物（18世紀半ば～）
⑨砂糖→
(2) 経夷地の重要性は、18世紀に入り、海産物が長崎の中国貿易の主要な輸出入品となり、またそのころ農業における金肥（魚肥）使用が盛んになって、とくに増大。
(3) 琉球は、このほかに1万石余の貢米を上納（薩摩藩へ）。

出典：荒野2009, 97

(下線引用者、山脇1960, 168)と述べているし、元禄年間には店内に「長崎問屋買物」というポストがあった(三井文庫1980, 64)という。

これらのことは、鴻池家・三井家ともに、複式決算の帳合法を考え出すのに必要な情報を得るチャンスはあったということである。作道洋太郎は、「寛文十年に(鴻池家の=引用者)算用帳が創出された理由は、現在のところ必ずしも明確とはいえないが、寛文十年における鴻池の十人両替としての発足に直接的な原因があったものと考えられる」(作道1966, 29)、「鴻池における帳合法の成立は、帳簿組織の体系化は、まさに十人両替への参加によって触発されたものといわざるをえない」(作道1966,30)と述べている。確かにそれが理由だったのかもしれないが、その前に西洋式簿記についての何らかの情報があり、それを元にして考え出されたということは十分考えられることである。

しかしながら、たとえ何らかの情報を掴んでいたとしてもそれは表に出て来ないはずである。なぜなら、杉田玄白も『蘭學事始』の中で、「國初(=徳川の治世のはじめ)より前後、西洋のことにつきてはしかじかのことありて、すべて厳しく御禁制仰せ出されしことゆゑ・・・」(杉田著・緒方校注1980, 12・67)と記しているように幕府の取締まりがあったからである。特に17世紀末から18世紀の初めは厳しかった。例えば、「抜荷」(密貿易)などを疑われると大変である。抜荷に関する罪は、17世紀後半から18世紀初めまでは特に厳しかった。安藤平によると、鎖国下の密貿易に対する取締まり、刑罰は、その都度の「^{ふれがき}触書」(^{さだめがき}定書、^{おぼえがき}覚書)によっており、時期によって寛厳がある。これらの触書は『御触書集成』(寛保、宝暦、天明、天保)として集録されており、その刑罰は、寛文年間(1661～73)から1717年(享保二)までは威嚇刑主義により磔、獄門、死罪、斬罪、追放刑のほか縁坐制、家財闕所、抜荷物没収が付加され、1718年から88年(天明八)の間は、寛刑主義により生命刑が廃止されたが、1789年(寛政一)から幕末までは再び厳刑主義がとられ生命刑が復活したと(安藤平1988, 371)いう。もし、西洋の複式簿記に関心があることが公儀に知られたら大変だと考えていたと思う。だから、西洋簿記の情報は、文字

として残さないのではなかろうか。史料が無いのは当然であろう。

それはひとまず置くこととして、その情報を知っていたと思われる阿蘭陀通詞について次節では考察したい。

4 阿蘭陀通詞と西洋式複式簿記

4.1 阿蘭陀通詞について

阿蘭陀通詞（オランダ通詞）の前に「南蛮通詞」という制度があった。杉本つとむは、長崎通詞¹²の源流を南蛮通詞である（杉本つ1990, 22）と述べている。前節で、古賀十二郎が述べていたように、長崎では葡萄牙語を聞き馴れ、葡萄牙語に熟達してゐた者は、少なくなかった。したがって、長崎人と南蛮人との間の通訳の必要は感じられなかった。しかしながら、慶長十九年（1641）切支丹の大迫害が行われ、多くの熱心なキリシタンや宣教師などがマカオやマニラに追放され、さらに家康が天下を掌握するにいたり切支丹宗門禁圧の政策は、牢として抜く可からざる者となった。そして元和二年（1616）に入って、南蛮通詞が任命されることとなった（古賀1973, 42-43）。このことについて古賀は、南蛮人の宗教を排斥し、南蛮貿易のみを持続する国策を嚴重に実行するために任命するに至ったと考えられる（古賀1973, 43）、と述べている。

詳しいことは省略するが、オランダ商館が出島に移り、それまでオランダ人が雇っていた通詞が幕府の役人となった。古賀によると、伯左衛門、作右衛門、両名は、紅毛人（オランダ人＝引用者）の雇ひと云うのでは無く、改めて、幕府より支給を受け、東印度会社より支給する事は、廃止を命ぜられた。是れ即ち、長崎に於ける阿蘭陀通詞の嚆矢と謂ふべき者である（下線引用者、古賀1973, 46）としている。荒野泰典は、長崎奉行の管轄下で、出島乙名おとなと通詞のペアがオランダ人の支配に当たる体制がとられることになった（ルビ引用者、荒野1993, 255-256）と述べている。

ここで出島乙名とは、町役人の中心であり、出島を築造した時に共同で出資

した25人から選ばれたが、後には町乙名から任命されることとなり、初めは1人であったが、元禄九年（1696）から2人制となった（長崎市史編さん委員会、2012、504）。

なお、肝心の阿蘭陀通詞の構成であるが紙面の都合上、最低限の説明に留める。阿蘭陀通詞の職階¹³には、目付以下、大通詞、小通詞、小通詞^{じょ}助、小通詞^{なみ}並、小通詞^{まっせき}末席、稽古通詞などがあったが、大通詞（4名）、小通詞（4名）、稽古通詞（若干名）が基本構成で、稽古通詞は下級通詞で、大通詞・小通詞の補佐に当った。大通詞と小通詞は毎年交代で1名ずつ年番として通詞詰所で執務を行った（長崎県教育委員会2000、26）。

さて、問題は、阿蘭陀通詞が西洋式簿記の知識を持っていたかどうかである。阿蘭陀通詞の研究において大きな業績を挙げている片桐一男は、安政二年（1855）の『萬記帳』には各種多数の帳簿名や記録帳の名が見えている。いずれも通詞の関わった業務を示しており、奉行所や、町年寄の支配向きに関するもの、長崎奉行所やオランダ商館に関わるものに分類できるとして諸帳簿などを列挙している（片桐2016、172-177）。その中には、「銀請取帳」、「普請帳」など明らかに会計に関するものが含まれている。ただ、この関わり方は、翻訳のみか、自らも記帳に関わるのかは分からない。

次に阿蘭陀通詞の手紙に、帳簿に関わると思われるものが何点か見出せる。例えば、為八郎と甚左衛門が商館長に出した手紙に、「・・・われわれは通詞部屋で会計について夜業をしておりますので。よろしく」（片桐2016、209）というふうに帳簿を付けていただろうということが分かるものが見出せる。さらに忠次郎が出したのものには、「・・・年度会計と日本年の計算を、私は貴下が少しお待ちになって下さるようお願いいたします」（片桐2016、223）という文言が見出せる。これについて片桐は、これは忠次郎が依頼されてしていることで、「年度会計」はオランダ商館の計算書で、「日本年の計算」は日本の年度としての計算書のことであろう。通詞は帳簿付けも大事な仕事であったし、その蘭訳書類の作成も依頼される重要職務であった（片桐2016、223）、としている¹⁴。

ここまでの説明で、阿蘭陀通詞が西洋式簿記の知識を持って可能性を伺える。しかしまだ完全ではないと思うのでもう少し掘り進めたい。

片桐によると、1778年（安永七）2月17日の次席館員ヘルマン・ケイレル（Herman Kohler）の留守日記（商館長が江戸参府のため＝引用者）には次のような記事があるという。

午前、稽古通詞たちが11時少し前に再び乙名^{おとな}の住いに出頭し、予は簿記役（den Boekhouder）¹⁵のファン・フリッシンゲン（van Vlissingen）をして彼等に対する教授に奉仕せしめた（下線引用者、片桐2016、25）。

次の25日の記事には、稽古通詞と内通詞に、補助役のフルーネンベルク（Groenenberg）に教授に当らせたとある（下線引用者、片桐2016、25）ので、わざわざ簿記役としているところを見ると複式簿記の教育と見て間違いないのではなかろうか。西川孝治郎も、阿蘭陀通詞の単語帳にいくつかの簿記用語が見られると（下線引用者、西川孝1972、133）と述べている。

さらに、片桐は別著において阿蘭陀通詞の貿易事務を列挙しているが、その最終に次の二つの業務が見られる。

○本方決算引きあわせのことはオランダ船の出帆前に会所の諸役人が致すことに立ち会い、会所役人とオランダ人とが引合決算を行う。双方の決算書類を和訳・蘭訳する。

○協荷物¹⁶に関する仕払い銀についても、出島出入りの商人とオランダ人との間にたって決算に立ち会い、双方の決算書類を和訳・蘭訳する。

（下線引用者、片桐1985、78）

ここで片桐が依拠する史料は、『長崎縣史』史料編第四、所載の『和蘭通詞勤方書留 壹番』という史料である。これは、天保七年（1837）にオランダ通詞四名が長崎奉行に提出したものと思われる。その「六十」条に次のように記されている。

一本方決算引合之事

阿蘭陀船出帆前、長崎會所役人江申談、日限相極候上、出嶋江會所調役

諸立合、年番町年寄相見江、於かひたん部屋長崎會所役人并阿蘭陀人引合決算仕候、右相濟候上、相違無之旨之決算横文字かひたんを差出申候、右書面和解ニ通詞目付・大小通詞連印仕、差出申候、・・・（下線引用者、長崎縣史1965，857）

この条文は、前述の片桐指摘の初めの方ものと思われる。阿蘭陀人作成の決算書を和解（日本語訳）するのであるから、西洋式複式簿記を理解していないとできないのではなかろうか。また、この条文に引き続き「六十一」条に、「一阿蘭陀人脇荷諸仕拂銀之事」が続く。「本方決算引合之通・・・」（長崎縣史1965，857-858）という文言が入っており、前の条文に倣った手続きをしていたことが分かる。

いろいろと議論もあるかと思われるが、一応、阿蘭陀通詞が複式簿記を理解していただろうという推測は成り立つのではなかろうか。

それでは、果たして西洋式簿記の情報が、阿蘭陀通詞から洩れることはなかったのだろうか。田中深雪によると、阿蘭陀通詞は任命拝命に際して、自らの行いを律して職務に従事する旨、幕府に宣誓していた。しかしながら、そこで誓ったことは必ずしも遵守されていなかったという（下線引用者、田中深2015，68）。田中が指摘している宣誓とは、板沢武雄が紹介する長崎県立図書館所蔵の「阿蘭陀通詞起請文」（板沢1959，137-141）というものである。その起請文は全部で九条よりなり、明和八年（1771）から安政二年（1855）に至る小通詞助拝命の35名の署名、花押血判がある。田中は特に、第三条、第五条、第六条を挙げ、次のように意識している（田中深2018，54、60）。

（第三条）・・・御隠密之儀一切他言仕間舗事、・・・「機密を一切他言しない」

（第五条）・・・並出嶋出入商人と申合手段ケ間舗儀毛頭仕間敷候、・・・「出島に出入する商人と申し合わせをしない」

（第六条）・・・阿蘭陀人申上候儀、不残置可申上候、・・・「オランダ人の言ったことは残すことなく申し伝える」

このうち第三条は「守秘義務」である。田中はこれについて次のような逸脱

行為があったとしている。「通詞たちは業務を通して知り得た情報を売り買いしていた。彼らは海外からの品々だけでなく情報（機密も含む）も売っていた。西国諸藩との『出入り』関係を結び、通詞という役職からのみ得ることができる希少な情報を提供することにより、莫大な見返りを得ていた。現代ならば、このような行為は即刻、違反と見なされるだろう」（田中深2018, 55）。松方冬子も、通詞が握る海外情報は貴重だったから、九州諸藩が通詞からそれらを得ようとする場合も多く、通詞は伝える代わりに金銭的な、あるいはそれ以外の見返りを得ていた。このように、家中に組み込まれるわけではないが、特定の大名と深い関係を持つことを、「出入」、「館入」などという。通詞の個性にもよるのだが、積極的な通詞は複数の大名家に出入りして、微妙に伝える情報に差をつける（例えば、片方には全部教えるが、片方には半分しか教えない）などの技を駆使しながら、握っている情報をなるべく高く「売る」ことを考えていたようだ（松方2018, 198-199）と、同様の主旨を述べている¹⁷。

一方幕府の方も守秘義務を明文化していた。これはもう幕末のことであるが、立石得十郎という阿蘭陀通詞が江戸の江戸で天文方勤務を命ぜられた。その勤務の次第を「諸書留」と題して嘉永三年（1850）から同五年（1852）の記録を残し、それが外務省記録局に伝わっていることを片桐が明らかにしている（片桐1985, 367-381）。その中に天文方勤務規定があり、その第三条が次のような規定になっている。

「一 蛮書和解之品、不依何ニ他見他言之義ハ勿論、若他所_ヲ和解被頼候とも相断可被申、万一無処子細も候ハ、承合之上、勘弁可有之事」（片桐1985, 368-369）。

この条文について片桐は、この条文は守秘義務で、外交文書の翻訳に携わる通訳官としては当然のことである（片桐1985, 370）と述べている。片桐は、この後守秘義務については、老中からかなり強力な達しがあったことを紹介している（片桐1985, 376-377）。

これらの規定については、特に幕末であるので厳しいとは思われるが、平素

から当然として規定されていたのではなかろうか。守秘義務を守らないものがあるから規定されるのである。阿蘭陀通詞の守秘義務違反はすでに見たとおりである。破るものがあるから規則は作られるのである。

事実、片桐によると、国家の最高機密と目される「オランダ風説書」¹⁸さえも阿蘭陀通詞の手により持ち出されていた事実があるという（片桐2008, 127-131）。また、杉田玄白の日記に書き留められている海外情報は、阿蘭陀通詞たちが機密情報としてその訳文を幕府に報告した「オランダ風説書」の主要内容だという（片桐1997, 138）。

これら二つの事柄は、いずれもカピタン（オランダ商館長）の江戸参府は、に関わりがあると考えられる。そこで、次項では出島オランダ商館の最大の行事であるカピタンの江戸参府について見ていきたいと思う。

4.2 カピタンの江戸参府について

片桐一男は、カピタン一行の江戸における宿舎である日本橋の長崎屋（図表4）のことを「異文化交流サロン」（片桐2008, 4）と称しているし、当の長崎屋について著した書物のタイトルを『それでも江戸は鎖国だったのか』と付けている（片桐2008）。

さて、「はじめに」で述べたように、カピタン（オランダ商館長）の江戸参府は、平均所要日数九十日で、166回も行われた。文化十一年（1814）の参府の折には、簿記役ディルク・ホゼマン（Dirk Gozeman）の名が見える（片桐1998b, 137）。

図表4 北斎による長崎屋の情景「画本東都遊」



（国立国会図書館ウェブサイトから転載）
「画本東都遊」下巻, info:ndljp/pid/2533327

江戸参府の目的は、独占的対日貿易の許可・継続に対する「御礼の実行」にあった。その「御礼」は、江戸城本丸の将軍と西の丸の世子に対する「拝礼（＝謁見）」と「献上物」の呈上から構成され、この機会に幕府高官にも「進物」¹⁹が贈られ、御礼の「廻勤」が行われた。また、「御礼」に対して「返礼」があった。「返礼」は、将軍・世子・幕府高官からの「被下物（＝時服）」と「御条目（＝貿易の許可・継続条件五カ条）」の読み聞かせから構成されていた（片桐2008，24）。

江戸参府には、当然、阿蘭陀通詞も付き添った。付き添ったのは、江戸番の大通詞と小通詞が各一人で、見習いとして若年の通詞が従ったことも度々あったという。江戸番通詞は言葉の通じないオランダ使節を案内して、言葉をもって江戸参府に随行しただけに、検使に次いで重要な役職で、日蘭両国人から頼りにされたから、時には一行の内で最も重要な、ある意味では主役のような存在であった。公私にわたる通弁、役所への届け、伺い、伝達、手続書類の作成、宿や部屋の割振り、出納勘定、買い物の値段交渉、訪問客や患者との応対・通弁、見物先での説明、饗応の席における通弁、心付け（チップ）の渡し方にいたるまで、万端にわたって通詞は必要とされたという（片桐1998b，151-152）。

江戸参府旅行は、長崎から下関は陸路（短陸路 Kort landweg）、下関から室（現、兵庫県揖保郡御津町）もしくは兵庫までは水路（Water reis）、大坂・京都を経由して東海道を通過して江戸に至る「大陸路（Lang landweg）から成った（片桐2000，61）。途中、前述の長崎屋のようにカピタン一行が一休みか一泊だけするのではなく数日逗留する定宿が、江戸・京都・大阪・下関・小倉の五カ所にあった。この宿は「阿蘭陀宿」と呼ばれ、江戸の長崎屋源右衛門、京都の海老屋与衛門、大坂の長崎屋五郎兵衛、下関の佐甲三郎右衛門・伊藤奎之丞、小倉の大坂屋善五郎の6軒である（片桐2000，104）。

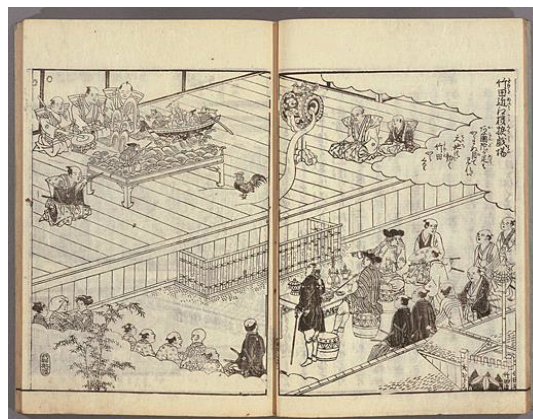
これらの阿蘭陀宿に逗留中に蘭学者や幕府天文方の出入りがあったり、一方カピタンたちも町の見学にも出かけたりしている。図表5は、祇園の二軒茶屋で豆腐切りを見物しているところ（片桐1998b，139-142）であり、図表6は説明にあるように大坂の道頓堀で芝居を見物しているところである。

図表5 祇園見物のオランダ人一行
「拾遺都名所図」



(国立国会図書館ウェブサイトから転載)
都名所圖會 4巻 . [2] info:ndljp/pid/2555339

図表6 道頓堀で芝居を見るオランダ人
「摂津名所図會」



(国立国会図書館ウェブサイトから転載)
攝津名所圖會 . [5] info:ndljp/pid/2563463

商人の出入もある。オランダ人が土産を買うための定式出入商人というのが決められていた。片桐は、江戸長崎屋で27名の商人の屋号を挙げているし（下線太字引用者、片桐2008，90-95）、三年間における京都海老屋で入りの出入商人を分析一覧表を作成し、計36軒の定式出入商人を示している（片桐1998b，97-100）。

また、片桐によると、献上物と進物は必ず残品が生じた。いや、残品が生じるように仕組まれていたという。残品は長崎屋から商人に売り払われた。献上物の残品、幕府高官の受けた進物と調い品（主として反物）は長崎屋から定式出入りの商人の一人越後屋に売り払われた。江戸・京・大阪等の阿蘭陀宿がオランダ人から受けた進物も、江戸の長崎屋から越後屋に売り払われ、越後屋は一手に江戸の市中へ小売した。したがってこのような商行為が、オランダ人にとっても、幕府高官にとっても、各阿蘭陀宿にとっても、越後屋などの定式出入り商人にとっても、すっかり定例となり、制度化したシステムが出来上がっていたことが見て取れる（下線太字引用者、片桐2008，185-186）、としている。

こうしたことから考えても、西洋式簿記の知識が我国商人に流れ出した可能性が指摘できる。特に、越後屋すなわち三井家に情報が伝わった可能性は十分考えられることである。

もちろんオランダ人に対する監視は厳しいものがあつた。長崎奉行所から検使という役人が同行してオランダ人を監視しているし、江戸や大坂の町奉行所も検使を派遣し見張っている。しかしながら片桐は、阿蘭陀宿を舞台として長崎会所の出張役人、定式出入商人らが、カピタンとの間で、じつとりと「癒着」の關係を保っていた様子が見えてくる。となると、阿蘭陀宿そのものも埒外にあつたのでは決してあるまい（下線引用者、片桐1998b, 146）、と述べている。そこに阿蘭陀通詞が囃んでいたとしても間違いなかろう。阿蘭陀宿における通詞の横暴についても記録がある。通詞が定式出入商人以外に、旅の途中で買い物した商人を宿に連れて帰り、見物人までも入交じり混雑し、取締まりができなくなったという宿の主人の訴えがあるという（片桐1998a, 182-183）。このような状況で情報が洩れてもおかしくないのではなかろうか。

日本科学史学会会長と日本数学史学会会長を歴任した小倉金之助は、「日本は、開港（安政五年、1858）以前に於いても、多少は西洋數學を輸入して居たのである。即ち一方では直接オランダ人から、他方では、間接に支那を通じて、ある程度までは、ヨーロッパの數學に接觸して居たのであつた。……18世紀の末葉までに、既に輸入されて居たのである」（傍点引用者、小倉金1971, 241）と述べている。このことからすると、西洋數學だけでなく、西洋式簿記も輸入されていても何の不思議もないといえる。

4.3 内通詞とコンプラ仲間

阿蘭陀通詞には、内通詞と呼ばれる人たちもいた。山脇悌二郎によると、内通詞²⁰は、商館長や船員が行う個人貿易である脇荷（注16参照＝引用者）の取引専従の通詞で、前述した大通詞、小通詞、稽古通詞などは脇荷取引には関与しなかった（山脇1980, 49）という。『新長崎市史』には、内通詞は、オランダ商館の出島移転とともに平戸から移住した通訳や新たに長崎でオランダ語を習得した人たちで、その人数や実態は不明であるが、かなりの人数がいたものと思われる。……通詞と内通詞とでは大きな身分差があり、稽古通詞、さら

にはその上席の小通詞や大通詞などに昇格することなどあり得ないこととされた（長崎市史編さん委員会2012，525-526）。

ケンペルはこの内通詞についての評価は低いが、気になることも書き残している。

内通詞は（ないつうじ Nai Tsjusi）とは、文字の意味からすれば室内通訳ということになるが、彼らは外国人の家に持して務めを果たすのである。彼らは事前に耶蘇教を信仰しないこと、オランダ人とは昵懇の間柄にならぬことを宣誓し、出島乙名が捺印した免許状を貰い、貿易時期だけに限って出入りすることを許される。各オランダ人は、この種の連中を2人以上6人まで通詞の名目で入手できる。彼らは実際、事実上スパイであり、我々の行動の監視人である。10人いても、その中に先ず1人としてオランダ語を話せる者はおらず、わずかにこれまでオランダ人の所で給仕として働いたことのある者たちだけが、多少オランダ語が分かる程度である。この内通詞は、100人以上もおり、大通詞、特に年番大通詞の命令を受ける。・・・

これらの人々の中に、4人の宝役（たからやく Takara jaku）すなわち会計係がいる。宝役は、徴税金の金庫を預り、出納事務を掌る。この他に、2人の筆者（ひっしや Fisja）すなわち書記役がいる。筆者は、彼らの貧しい暮らしの賄料をこの金庫から受け取る。これらの通詞の仲間には、原則として、死去した通詞の息子以外の者はいれない（下線引用者、エンゲルベルト・ケンペル著・今井訳1989，91-92）。

内通詞がオランダ語を話せない云々について永積洋子は、ケンペルの助手今村源右衛門は内通詞出身であり、後に大通詞を勤める家柄の人々もまず内通詞に任命されているので、17世紀後半には、通詞の予備軍として一定の役割を果たしたと思われる（永積1991，10）、と述べている。

なお、宝役（会計係）が洋式簿記を知っていたかどうか気になるところである。ここで永積の論稿に添って、内通詞について見ていきたいと思う。

まず永積は、1641年（寛永十八）8月7日のオランダ商館長マクシミリヤン・

ルメールの日記の「通詞約八十人がポルトガル人時代と同様、使用方を奉行平右衛門に願出たと聞いた」（村上譯1980, 78）という記述を取り上げ、「内通詞」を指すのだろう（永積1991, 9）と述べている。さらに長崎の地誌の類い（『通航一覽』収蔵＝引用者）から次の文書を引用している（永積1991, 9）。

「昔年は内通詞とて、極めて無之口を存候者は、おらんだ商賣の節銘々働を以、おらんだ人共に附添、賣物買物の口錢を取渡世を送候、就夫、於出島毎年附候儀先後を爭不作法に有之、依之、寛文十年戌河野権右衛門支配の節、オランダ口存たる者百六人、方々より訴訟を致すに付、おらんだ内通詞と名つけ相究、此内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞指圖を以、おらんだ人に附、右の内入替の事も通詞乙名伺之究る」（下線引用者、林燿1913, 180）。また、先のルメールの日記から「彼らは皇帝より俸給を受け、会社は今後支給せぬこととなった」（村上譯1980, 86）を引用している。すなわち、寛文十年（1670）にオランダ内通詞という職名が決まり、地役人として正式に認められていたことを示している（永積1991, 9）。

『通航一覽』の引用の中で気になるのは、「おらんだ人共に付添、売物買物」とある箇所である。この売買は協荷だけであろうか。オランダ人の日用品も売り買いしていたのではないかということである。筆者がここで思い出すのは、オランダ商館員の求めに応じて生活用品を調達したコンプラ仲間²¹である。

山脇悌二郎によると、長崎地役人総覧とでもいうべき1701年（元禄十四）の『長崎諸役人付』に、コンプラ仲間十六人を阿蘭陀「内通詞」九十人のうちに入れて数えてある。この点は大いに注意されることであって、つまりコンプラ仲間と内通詞仲間は、身分が同類であること、コンプラ仲間の仕事は協荷取引に限られていたということである（山脇1992, 87）。

一方、永積洋子は『通航一覽』に、内通詞が宝永四年（1707）に廃止されたと注記してあるという（永積1991, 9）。正直な話、筆者は、この注記を見つけられなかったのであるが、永積の指摘の通りなら内通詞という職制は、宝永四年以後は無くなるということになる。それ以後は内口錢を貰いながら存在した

のか、コンプラ仲間に吸収されたのか、門外漢の筆者には分からないところである。しかしながら、内通詞とコンプラ仲間がよく似た類いの仕事をしていたということであり、オランダ人の身近にいたということは確かである。

ここで思い出すのが、武藤長藏の「・・・出島ニ出入セシ所謂「コンプラ」仲間ト稱スル商人ガ蘭人トノ賣買取引上西洋式ノ記帳、又金額記入方法ノ影響ヲ受ケシ乎否乎ニ就テノ研究モ今茲ニ述ブル餘裕ナシ」（下線引用者、武藤1921, 98）という言葉である。この後武藤は、丸カッコ書きで小さく「縣立長崎圖書館長文學博士永山時英氏編對外史料美術大觀第壹輯第四十五圖『コンプラ』仲間ノ直組帳参照」（永山1918, 四五）と追記している。この書物の45番目に「直組帳」の写真が掲載され、前ページには、「四五 直組帳 長崎 川島友一君藏 コンプラ仲間即ち出島蘭館への貨物賣込人等と蘭館長ドーフとの間に文化八年に結ばれたる物品賣買價額契約書なり」と説明が付されている。その直組帳は写真が不鮮明で分かりづらいが、横書きオランダ語とアラビア数字で価格表と思われるものが確認できる。これらのことから武藤は「コンプラ仲間は、西洋式の記帳、又は金額記入方法の知っているのだろうか、どうなんだろうか。今の自分にはそれを調べるだけの余裕はない」と、やるせない気持ちを吐露しているのではないかとと思われる。

いずれにしても、内通詞やコンプラ仲間からも西洋式簿記の情報が流出する可能性も考えられるのではなかろうか。

5 江戸時代の帳合法に対する西洋式複式簿記の影響

5.1 江戸時代の商人と情報

前述したように、フランソワ・カロンの日本人は伊太利流の簿記法を知らないが簿記法の優れていると記していることについて、それはカロンが来日してその文章を書いた1636年までであって、それ以後は分からないと述べた。また、カロンに質問された日本の商人の方も、「それではあなたの国の帳簿の付

け方はどういうものですか？」とか、「どういう帳面を使っていますか？」などというということ聞き返し、何らかの情報が反対給付として日本側に伝えられたのではなかろうかとも書いた。

よく言われているように、我国の商人たちは、自分たちの帳合法が優れているので、それに満足して西洋の簿記法に関心を示さなかったのだろうか。馬琴が「鎖国論」を借り受け、校訂書写したことを採り上げたように、江戸時代人には外国のものに対して知識欲や好奇心というものがあつたのではなかろうか。

思うに今昔を問わず、商人の情報欲求というものは凄まじいと思われる。そして良いものはどんどん取り入れる。情報によって豪商にもなるし、生き残りもする²²。

例えば、伊勢商人の場合、一年に一度か二度行われる目録開き（決算報告会）の他に、江戸店から伊勢の本宅に十日に一回、「本状」というものが送られてくる（下線太字引用者、田中孝2014、50-51）。これは、「江戸店の支配人が決定してほしい事項について書き記し、本家の主人がそれに対して指示を与えるというものである。伊勢商人は情報を迅速にかつ正確に伝えるために様々な手だてを取った。特に近代社会と違って情報の伝達において公的なサービス、すなわち郵便・電信制度がないもとでは商人は自らの力で情報獲得・伝達をしなければならない。そこで利用されるのは、幸便・定飛脚・臨時飛脚・本家手代の派遣・主人の江戸詰めなどである。これらのうち、日常的な業務にかかわる稟議決裁は定飛脚によって行われ、江戸の大火や安政の地震などのような重大事件の際には臨時飛脚が使われた。本家の主人が江戸に対して送った書状は、江戸店からもたらされた商況報告や稟議の内容を記した上で決裁を記している。」（三重県1998、15）。このように、十日に一回、江戸から伊勢まで情報が送られ、それを見て主人が決済することがあれば決済し、支持を出すというシステムになっていた。

本居宣長は『玉勝間』の一節では、「かくて松坂は、ことによき里にて、・・・

富る家おほく、江戸に店といふ物をかまえおきて、手代といふ物をおほくあらせて、あきなひせさせて、あるじは、国にのみ居てあそびをり、うわべはさしもあらで、うちはいたくゆたかにおごりてわたる……」（下線引用者、吉川・佐竹・日野1987，477-478）と記しているが、それは表向きのことである。伊勢商人の研究者、大喜多甫文は、伊勢商人は、決して遊んでばかりいたのではなく、商人達の交流の場が必要となり、それが句会、歌会などの文化的なサークル活動に発展していった。……江戸中期までには

歌会が松坂の商人たちのサロンの場になり、商人同士の交遊や情報交換の場となった（下線引用者、大喜多2017，266-271）と述べている。すなわち文化活動も情報収集のためであったといえる。

また、江戸時代はのんびりしているようでも、情報の伝わるのは速かったようである。例えば、浮世絵にも描かれている『伊勢音頭恋寝刃』という歌舞伎の人気の演目がある（図表7）。これは寛政八年（1796）に伊勢の古市の遊郭、油屋で起こった刃傷事件を題材としているが、事件の起こった二か月後には、近松徳三の手によって大坂で上演されて好評を博していた（伊勢市2013，647-649・694-700、後藤1992，16）。

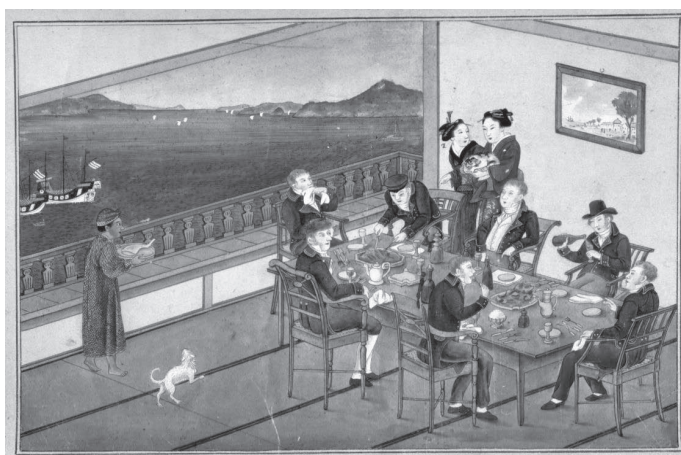
情報にも敏感、情報の伝わる速度も速い。江戸時代の商人はその気になればいくらでも情報を得られたと考えられる。下種の勘繰りといわれるかもしれな

図表7 国周画「伊勢音頭恋寝刃」



出典 伊勢市立郷土資料館2000, 5

図表8 唐蘭館絵巻 宴会図（川原慶賀）



長崎歴史文化博物館所蔵

いが、その気になれば遊女に頼んで情報を得ることだってできたと思う。出島の門外には制札が立てられ、ご禁制の事項が五項目書かれている。その第一番目に「一、傾城之他女人入事、」（村上譯1980, 87）とあった。つまり傾城（遊女）の他は出島に入ることができなかった。確かに出島の錦絵にはオランダ人に寄り添う遊女が描かれているものが多い（図表8）。片桐一男は、『出島遊女と阿蘭陀通詞 一日蘭交流と陰の立役者一』（片桐2018）という書物を著し、商館員と遊女の親密な関係を描いている²³。片桐によると『出島阿蘭陀屋敷景』という出島の全体像を描いた錦絵の中に描かれている人物は、男性22人、女性26人と、女性の方が多く女性は全て遊女だという（片桐2018, 10-11）。そして「遊女の出島か、通詞の出島か」（片桐2018, 143）とも述べている。出島が機能する200年余りには、商人が遊女に頼みごとをし、情報を得ていたこともあるかもしれない。

さらに情報というのは、文字という形をとらなくても過去から現在まで伝えられる。「口伝え」とか、「伝承」というものである。小倉榮一郎は、「芳野国男教授談によれば近江商人の一雄、藤崎惣兵衛家は十一屋を号し、全国に支店を構えること二十有余、その帳合法は裏帳・表帳をもって構成されていた複式簿記であって、これは勘定奉行某々に委託、立案せられたものであるとの口伝が存する由（文責筆者）、幕府の通詞が和蘭簿記法を学んだ事実と一脈通じるものを感じられ、西洋式簿記法が基礎になっているとの想定も故なしとしなが、立証する確実な史料は存しない。芳野教授も口伝をもって西洋式簿記法影響の証であるとしておられるわけではない」（下線引用者、小倉榮1962, 15-16）と述べている。これは小倉が西洋式簿記の伝播を否定するために挙げた例である。しかしながら、口伝えになっているということは、例えば御禁制に触れるということで文字として残せなかったとも考えられる。また、いくら口伝えで史料がないからといって、その事実が無かったとは言い切れない。それはシュリーマンのトロイの遺跡発掘の例を出すまでもなく、口伝えや、伝承、神話が事実であったという発見は他にもある。

和歌森太郎は、史料とは歴史的事実を形象し、歴史的認識の対象を構成する素材である。・・・それ自身個々においてはたしかなる歴史的事象を物語るとはいひ難き数々の史料は、ひろき分野より求められ、互に相補足する用をなす、として次のように分類している（和歌森1980, 18-19）。

(1) 遺文 { 目的記録・偶然記録 } 文献史料

(2) 遺形 { 遺物・遺蹟 } 考古学的史料

(3) 遺習 { 行為伝承・言語伝承・心情伝承 } 民俗学的史料

すなわち(1)を史料として研究するのが歴史学であり、(2)は考古学、そして(3)が民俗学であり、歴史を研究する場合は、それらが互いに補い合つて用をなすということである。

したがって、口伝え（言語伝承）は民族学におけるりっぱな史料であるといえる。ただし、「勘定奉行某々」が西洋式簿記を知っていたということも追及していかなければならない問題であるが、西洋式簿記の我国への影響の可能性が示唆されているのではなかろうか²⁴。

5.2 帳合法と西洋式複式簿記

以上、長々と書いてきたがここまでの事で、我国江戸時代の帳合法に西洋式の複式簿記が影響を与えたという状況証拠は挙がってきたのではないかと思う。ただし、上記以外にもオランダ東インド会社のロゴマークを付した古伊万里をヨーロッパに輸出していた佐賀鍋島藩関係²⁵など、探せば出てくると思われる。

さて、西洋の言葉も解せない、アラビア数字も読めない江戸時代人が西洋式簿記から学ぶとしたら、着想とかアイディア、さらには外形的な事ではなかろうか²⁶。外形的といっても当時は筆墨と和紙で、ペンもなければ洋紙が我国で生産されるのは近代明治に入ってからである。さらに『帳合之法』で使われた漢数字に0（ゼロ）を組み合わせた「位取り記数法」は、オランダ語と英語に精通し、三度の欧米体験があり我国有数の西洋通の知識人であった福沢諭吉を

以てできたことであろう。

それでは帳合法で影響を受けているところはどこか。筆者が考えてみたのは次の三点である。

1. 純利益が一致していることを知っていた。 → 複式決算の着想を得た。
2. 帳簿組織の設計と、大福帳 特に大福帳（売掛帳）を総勘定元帳の働きをさせる着想を得た。
3. 本支店会計の着想をえた。

まず1についてである。オランダの簿記史を紐解くと、17世紀の初めにシモン・ステヴィン（Simon Stevin）が純利益の二重計算について述べている。田中藤一郎によると、ステヴィンは、決算において今日の貸借対照表（“Staet”）と損益計算書（“Staetproof”）によって純損益計算の一致を見ることの必要なことを述べている（田中藤1961, 162）という。図表9がステヴィンの“Staet”と“Staetproof”である²⁷。

図表9 ステヴィンの Staet と Staetproof

“Staet”				“Staetproof”			
A. Jaeobs	51. 8.0	堅 果	60.13.2	営業費	57. 7.0	丁香利益	75. 4.7
純財産	3140. 9.1	胡 椒	20. 0.0	家事費	107.10.0	堅果利益	109. 7.2
合 計	3191.17.1	O.de Swarte	513.12.0	合 計	164.17.0	胡椒利益	18.19.0
		A.de Winter	150. 6.0	純利益	987. 5.5	茗荷利益	41. 8.4
		P.de Wintte	448. 0.0	合 計	1152. 2.5	損 益	907. 3.4
		J.de Sommer	54.18.6			合 計	1152. 2.5
		現 金	1944. 7.5				
		合 計	3191.17.1				

期末資本 3140.9.1 - 期首資本 2153.3.8 = 純利益 987.5.5

出典 田中藤1961, 139

純利益の二重表示こそなされていないが、17世紀初頭にステヴィンは純損益計算の一致を提唱していた。「3.1 我国の17世紀前後と複式決算簿記」で鴻池家、長谷川家、三井家の複式決算の計算式を挙げた。この三家は、複式簿記において純利益が一致するということについて、何らかの情報を得ていたのではなかろうか。もちろん複式簿記について理解できるような環境は無かったわ

けであるので、ヒントになるようなちょっとした情報である。その情報を基にそれぞれの商家の創意工夫に作られたのではなかろうか。鴻池家の場合、実地棚卸によって算出される期末正味身代と、四柱決算法で算出されるそれとが一致することは経験上知っていたと思われる。また、室町期東寺の光明講方算用状では、収支額と貸付額が合致額を二重表示していることが三光寺由実子の研究から明らかになっている（三光寺2014，54）。このような土台に西洋式複式簿記のアイデアを加えることによって鴻池家の算用帳が生れたという考えは成り立つのではないか。鴻池家が純利益ではなく期末身代の二重表示したのは、「家」というものを重んじたからではなかろうか。それが長谷川家、三井家と貨幣経済が進み、西洋式複式簿記の情報が多くなるにつれて純利益の二重表示重視に移っていったとも取れる²⁸。西洋式の複式簿記は、仕訳の段階から複式記入を行っているので、勘定科目の属性分類から考えて財産計算と損益計算が分離しやすい。それに引き替え、我国の帳合法の場合、貸借複記を行っていないのに純利益の二重計算をしているのである。何かヒントが無ければ、こんなに早い段階で純利益の二重計算が創出されないのではないと思われる。いくら経済が発達したからといって考えにくい。やはりそこには複式簿記の情報が作用しているところであろう。

閑話休題、蓋し、この「純利益の二重表示」は、世界で一番早いのではなかろうか。

次に2の「帳簿組織」である。筆者は、中世に「日記」と呼ばれていた帳簿が、江戸時代に目的別に分割され「金銀出入帳」であるとか、「仕入帳」、「売帳」などの諸帳簿に分化していったと考えている（田中孝2014，174）。その帳簿を独立させる場合、西洋式複式簿記の総勘定元帳の勘定科目が参考にならないだろうか。東インド会社オランダ商館では「仕訳帳」と「総勘定元帳」が記帳されていたことは、行武和博（行武1992）を初め多くの研究者が研究をしてきた。どのような目的の帳簿を作るかということは、「総勘定元帳」記載の諸勘定が参考になるのではなかろうか。その極めつけは、総勘定元帳の働きをする大福

帳（売掛帳）である。中井家の大福帳が総勘定元帳の働きをしていることを、初めて世に知らしめたのは小倉榮一郎である。また、三井家の大福帳もそうであるということを西川登が発見した。中井家が大福帳を総勘定元帳の役割を持たせたのは延享三年（1745）から（小倉榮1974，5）だという。また三井家の大坂両替店では宝暦四年（1754）からの分が現存するという（西川登1993，309）。筆者は著書で、「江戸時代の商家（豪商）の帳合法においては、総勘定元帳に当たるものを持たない帳簿組織と、大福帳を総勘定元帳として利用する帳簿組織があったと考えられる。蓋し、商家の中であるものは、大福帳を総勘定元帳に進化（変化）させていったのではなかろうか」（田中孝2014，37）と述べた。この進化（変化）の裏には、オランダ商館関係の情報があった可能性はあると思われる。

次に3の「本支店会計」である。本支店会計も中井家が有名である。この本支店会計についても、オランダ東インド会社が、アジアにおける本拠地であったバタヴィア Batavia 商館を本店とし、アジア各地のオランダ諸商館を支店とした本支店会計のシステムであったことが行武和博の研究（行武2008）で明らかになってきている。そこで思い浮かぶのが、天明八年（1788）8月9日から15日まで、西洋画家で蘭学者でもある司馬江漢が初代中井源左衛門（良祐）宅に滞在し、覗眼鏡や「地球の図」等を見せ、14日には「中井良祐象」（絹本着色）を仕上げている（下線引用者、朝倉・海野・菅野・中山・成瀬編1994，328）ことである（参考＝後年になるが、図表10は寛政6（1794）頃に司馬江漢が描いた我国初の銅版世界地図である）。

小倉榮一郎は、中井家の複式決算簿記法の制度が完成するのは明和二年（1765）と推定している（小

図表10 司馬江漢が描いた我国最初の銅版世界



（国立国会図書館ウェブサイトから転載）
司馬江漢 寫并刻 info:ndljp/pid/3508016

倉榮1974, 6) し、後年の論稿でも二重計算の成立を延享三年（1746）ともしている（小倉榮1979, 262）。これは江漢が滞在するはるか前である。しかしながら、当主中井良祐は、西洋画家で蘭学者でもある江漢を宿泊させ、視眼鏡や「地球の図」を見せてもらっているし、自分の肖像画までも書かせている。これで西洋のことに関心がないといえるであろうか。蓋し、良祐は、以前から西洋のことに関心があり情報を集めていた。だから「中井家帳合の法」が完成できたのではなかろうか。ただし、その情報はあくまでも断片的なもの、或はヒントになるようなもので、後は商家の自助努力であったろう。付言すると、中井家の場合において、上下二段に分かって正負分別する形式で記帳している例は二三にとどまらない（小倉榮1962, 56）という。これなども複式簿記の貸借勘定の情報があって、それをヒントしたのではなかろうか。帳合法は、算用帳を見ても、その計算の過程で足したり、引いたりする。換算をすることもある。しかしながら、計算は「そろばん」でしたので少しも苦にならなかったであろう。したがって加減別々に計算するという発想が、自然に生まれて来たとは考えにくい。

ところで、植村正治は、近藤家という播州の魚問屋の文化六年（1809）の帳合法を分析し複式決算の構造を持っていたことを明らかにしている。植村によると近藤家の文化六年の資産規模は30貫目であり、鴻池家の場合、最低は寛文十年（1670）の327貫目で、最高は明治9年（1876）の8万6492貫目、中井家の仙台元店の享和2年（1802）は4万880貫、三井家の宝永7年（1710）は7639貫目であった。これらの商家と比べて、この魚問屋の規模は極めて小さい。それにもかかわらず複式決算構造であったことは、近世においてこのような帳合法がかなり一般的に行われていたことを推測させる（植村1977, 300）としている。このことから、江戸期も後半になると複式決算を持った帳合法は豪商ばかりでなく、もっと規模の小さい商家にも普及していたと考えられる。

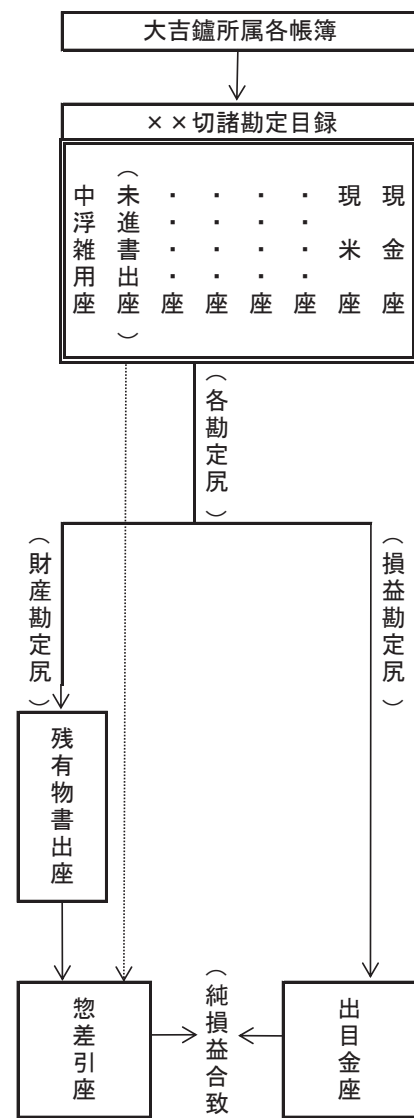
江戸時代後期で触れておきたいことがもう一つある。それは出雲の田部家の帳合法、すなわち「出雲帳合の両面勘定」といわれるもので、多帳簿制複式決

算簿記である。出雲帳合について詳しくは、平井泰太郎稿（平井1936）、山下勝治稿（山下勝1936）、河原一夫著（河原1977）等をごらんいただくとして、ここでは河原が描いた帳簿組織の図（図表11）をご覧ください。まず、1として、大吉鑑の諸取引は、取引内容に応じて、それぞれの帳簿に記録される。2、決算期末に、諸帳簿を整理統合して、「××切諸勘定目録」に各勘定座別にまとめられる。この「諸勘定目録」は、決算報告書綴であって一冊の帳簿をなしている。3、各勘定座の混合勘定を分解して、損益勘定尻と財産勘定尻の二系列に分ける。4、損益勘定尻を「出目金座」へ、財産勘定尻を「惣差引座」へ集合する。

出目金座と、惣差引座の純損益は一致する（河原1977, 150-151）。ここで各帳簿は、一つの勘定と考えたらいと思う。また、「諸勘定目録」は総勘定元帳ともいえる。出目金座は損益計算書、惣差引座は貸借対照表。出雲帳合は、貸借複記もしていないし、複式簿記とはいえない。山下も単式簿記であるとしている（山下1936, 136）。しかしながら、帳簿の流れだけを見たら西洋式複式簿記の流れを意識したものになっているのではなからうか。出雲帳合は享和年間には発見できないが、安政年間には確認し得るという（山下1936, 90）。蓋し、幕末になると西洋式簿記の情報がかなり完全な形で山陰地方にまで届いているといえないだろうか。

帳合法は、その商人の秘伝であり、門外不出の秘法であった。だから家々によってやり方が違う。しかしながら、ある種の共通性もみられる。小倉榮一郎は、学校教育という制度がなく、商業実務

図表11 出雲帳合両面勘定の図解



出典 河原1990, 151

に関する指導書のようなものもなかった江戸時代にあって、一つの方法が地域を超え、時代を超えて伝播する可能性というのは商人が相互に教え合うということであったと思われる。それは丁稚奉公が広範にわたっておこなわれていたこと、婚姻関係²⁹など考えられないことではない（小倉榮1991, 136）と述べている。さらに、情報というのは、なにもオランダ商館経由からばかりではなく、前述の伊勢商人のように横の関係からも入ってくる。時間の経過と共に、いろいろな伝達経路を辿って、断片的かもしれないが西洋式簿記の情報や、それを取り入れた帳合法の情報が徐々に浸透していったのではなかろうか。

しかしながら、その史料はない。それは御禁制であったからだし、そもそも帳合法そのものが門外不出の秘法であったから当然のことであろう。「オランダの仕法を真似た」とか、「通詞に聞いた」などということは文字としては残さないし、残らないだろう。

蓋し、江戸時代の帳合法は、翻訳本や教科書があったというものではなく、また一人乃至はごく少数の者によって成し遂げられたものではない。もし誰か特定の人物によってなされたのなら、帳合法はもっと統一性のある物になっていたはずである。それは、商人の貪欲な情報欲求と、名も知れない商家の奉公人の工夫と努力によって完成されたのではなかろうか。

以上、本稿は、我国が西洋式簿記の影響を受けていたと結論付けた。それでは史料が無いのはどう考えるか³⁰。それは史料がないのではなく、現在残されている複式の決算書（算用帳）や大福帳などの帳簿類、多くの先達が研究した史料そのものが、影響を受けたという一次史料、それも第一級の一次史料であると筆者は解釈したい。

最後に、もし影響を受けているとしたら、前稿（田中孝2021, 124）において、岩邊晃三が帳合法と『中小企業簿記要領』（以下『要領』）の総括表方式が同質であるということを一つの根拠として西洋式複式簿記が我国に伝播したという問題も解決するのではないかということを述べ、本節を終えたい。

つまり、岩邊は『要領』がハプスブルク家の領地であった南ドイツ、オース

トリア地方で用いられた総括表方式を採用せざるを得なかった背景には、帳合法と同質性があったからであるということある（岩邊1989, 27）。

この点については、拙著（田中孝2014, 283-286）でも取り上げてきたし、前稿では三代川正秀の論稿も引用して答えた（三代川2021, 193）。『要領』が我国の伝統的な帳合法を生かしたものにせざるをえなくなったのは、当時の中小商店が未だ帳合法を使っていたからである。明治6年（1873）に『帳合法初篇』と『銀行簿記精法』が出版され³¹、それ以後銀行や大企業などで西洋式複式簿記が導入されていったにも関わらず、帳合法は明治、大正、昭和と第二次大戦後まで生き続けた。それは三代川正秀も述べているように、帳合法が、我国において営々と記録され続けてきた慣習（三代川2006, 73）であり、庶民が馴染んできたもの（三代川2006, 84）であったからである。だから『要領』は帳合法と似たものにせざるを得なかったのである。

しかしながら、本稿で考察してきたように、その「帳合法」そのものが江戸時代の終わりまでに西洋式簿記の影響を受けているとしたら、話は変わってくる。前述したように、複式簿記そのものは伝播しなかったが、帳簿の記載様式や、帳簿組織、さらには純利益の二重計算の着想は取り入れられた。だから『要領』は、その帳合法に合わせるために、オーストリア、南ドイツ式の総括表方式を持ってきたのは自然の成り行きではなかろうか。もっとも岩邊がいうところの「ハプスブルク家とも結託したイエズス会の布教活動」云々ということは分からない、ただ、岩邊の主張にも信憑性が出てくるということになるのであろう。読者の方々はどうか考えられるであろうか。

6 おわりに

以上、本稿では西洋式簿記の我国の帳合法に影響で与えたかについて考察を進めてきた。ただ、その前提として、「伝播したという証拠を示す史料」は残存しないという前提として論を書き始めた。その際、南蛮貿易、特に堺や博多

の商人と南蛮人との関係からも伝播の可能性探ることはロマンを感じるころであるが、近世史料が残る我国とオランダとの関係を中心に考察を進めてきた。

それは、①近世の日本が「鎖国」というイメージではなく海外に向け開かれていた部分もあったということ。②フランソワ・カロンのいうように、日本人が「伊太利流の簿記法を知らなかった」のは、17世紀前半までの事でありそれ以後は、「知った」かもしれないということ。しかしながら、③「知った」としても御禁制のために文字としても残らないだろうということ³²。また、④複式決算をいち早く完成させた鴻池家や三井家などは西洋式簿記についての何らかの情報を得やすい環境にあったこと、そして、なにより⑤「阿蘭陀通詞」が西洋式簿記を理解していたことは大きいと思われる。さらに⑥その情報は漏れやすいことも分かった。それに加え⑦江戸時代の商人の旺盛な情報に対する欲求があった³³。これらのことは全て西洋式簿記が我国の帳合法に影響を与えてもおかしくないという「状況証拠」になると考えられる。

最終的には現存する算用帳や帳簿そのものが、西洋式簿記が我国に影響を与えた何よりの証拠であるという手法で論を展開していった³⁴。

しかしながら、山下勝治も出雲帳合を単式簿記である述べていたように、それ以外の江戸時代の商人の帳合法を見回しても複式簿記といえるものはない。したがって「複式簿記」そのものは「伝播」しなかったといえるだろう。しかしながら、蓋し、着想など何らかの点で、西洋式簿記は我国に影響を与えたのは確かではなかろうか。つまり、西洋の言葉も解せない、アラビア数字も読めない江戸時代人が西洋式簿記から学ぶとしたら、着想とかアイディア、さらには外形的な事ではなかろうか。帳簿の記載様式や、帳簿組織、さらには純利益の二重計算などであったろう。「5.2」でも述べたように、我国の場合、算盤でやるので計算は苦にならない。だから、加減（貸借）別々に計算するという発想は生まれにくい。それよりも西洋式簿記法がまずあって、その影響を受けたと考える方が自然ではなかろうか。

歴史学において、「東アジア世界論」という歴史理論を提唱した西嶋定生は、

「いわゆる日本独自の文化様式というべき諸現象は、日本の歴史の経過の中で後来的に形成されたものであり、中国文化の影響より以前から存在したものではないという点である。それゆえそのような日本独自の文化形成も、日本の歴史を世界史的観点から理解しようとする枠組みの中で、その世界自体の変動と関連して理解されるべきことになるであろう」（西嶋2000, 119）と述べている。この西嶋の考えを考慮に入れるなら、蓋し、我国固有の簿記というものも、中国から将来され、歴史の経過の中で後来的に形成されてきた。それが大航海時代という世界史的な潮流に遭遇したことにより影響を受け完成していったと考えるべきではなかろうか。

筆者は、拙稿（田中孝2019b）の「おわりに」において、リトルトン（A.C. Littleton）の『リトルトン会計発達史』（ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900）の中の「光ははじめ十五世紀に、次いで十九世紀に射したのである」（A.C. Littleton 1933, 368：片野訳1989, 498）という有名な言葉に肖って、和式会計の発達史を次のように表現した。

“光は、我国において大陸から輸入された律令制度が完成する八世紀と、十四世紀から十五世紀の中世の寺院、そして貨幣経済や商品取引が発達する江戸時代の前半、鴻池家が算用帳において複式決算を完成する十七世紀に射した”（田中孝2019b, 145）、といえるかもしれないと述べた。

本稿での考察に照らし合わせるなら、文章の後半は、“・・・貨幣経済や商品取引が発達する江戸時代の前半、西洋式簿記の着想も取り入れることによって十七世紀から十八世紀に射した”と変更することになるだろう。

さて、最後にもう一点だけ追加したい。これも拙稿において、朝鮮と日本の固有簿記は、元々は中国に起源があり、同一グループの属す簿記

図表12 銀洋錢總

銀 洋 錢 總	
三月初三日	收成大 元一百九拾二兩六五
分一	收順豐 洋五百元小洋三角
應 存	收順泰 錢五千八百一十九文
洋 元	洋元一百五十七兩八二分八
小洋	洋五百元
錢	洋五千八百二十九文

註、一、元ハ元寶即チ馬蹄銀ノ略字ナリ
 二、是即チ九八ハ上海ニ用ヒラル、元寶ノ一種類ナリ
 三、洋ハ西洋銀貨幣ノ略字ニシテ墨西哥幣、西班牙幣、香港幣ノ總稱ナリ
 四、小洋トハ小銀貨ニシテ五錢十錢二十錢ノ三種アリ我國銀貨ノ形狀相同ジ弗銀ニ對シテ市價常ニ變動ス故ニ前者ト區別スル必要アリ所謂一角トハ俗稱ニシテ十錢銀貨一個ヲ云フナリ
 五、應存トハ現銀有高ノ義ナリ

出典 根岸信、1906、15-16

であり、東アジア諸国の固有簿記は、西洋式の複式簿記に対して、「**中国・東アジア語族**」といってもいいと思われる（田中孝2019a, 30）と述べた。そこで中国と朝鮮の固有簿記に対する西洋式簿記の影響を短く論じたい（中国と朝鮮の固有簿記について、詳しくは田中孝2017、2019aが参照願いたい）。

筆者は、拙稿で上海の標準的な中国固有の簿記の考察したことがあった。上海にあった東亜同文書院という高等教育機関（旧制の専門学校）の教授、**根岸 侑**が現地の状況を調査して明治39年（1906）に著した『**清國商業綜覧**』という書物の中に中国固有の簿記の記述がみられる。また、翌年の明治40年（1907）には、根岸の指導の下に東亜同文書院の学生が中国各地を調査した結果をまとめた『**支那經濟全書**』**第四輯**にも中国固有の簿記のことが記載されている（田中孝2017）。おそらくこの二冊が、我国の中国固有簿記の研究の嚆矢であると思われる。前者に示された帳簿は上下2欄に分かれ、それぞれに勘定科目と金額を記載するようになっていた（図表12は、銀洋錢總（金銀出納帳））。さらに「月結」という月一回の決算書は、縦書きではあるが貸借対照表を連想させる。また、中国固有の簿記の調査報告書においても、その帳簿組織を西洋式簿記書（おそらくマルシュ（C.C. Marsh））に範を取った組織図が描かれている（田中孝2017, 153、159、164）。西洋式簿記の帳簿組織で帳簿を分類・説明できると自体、西洋式簿記の影響を受けている証拠であると考えられる。当時、東亜同文書院大学の教授で後に神戸大学の学長となる戸田義郎は、中国固有簿記を上海方面で普通に用いられている**寧波系簿記**と、蘭印華僑の用いている**南支系簿記**（**廣東簿記**と**厦門系簿記**）と区別し（戸田1942, 32-33）、南支系簿記については、西洋式簿記影響の懸念がある（戸田1942, 35）と述べている。このことに関連して頭に浮かぶのが、中国史研究の大家、宮崎市定が清代の文化は元代とは異なって、ヨーロッパ文化の影響を強く受けた（宮崎2000, 523）。ただし、乾隆帝に至って、・・・対ヨーロッパ貿易を制限し、沿岸の開港場を取やめ、只広東一港において交易することを認めた（宮崎2000, 527）と述べていたことである。このことから中国南部の沿岸部における西洋式簿記の影響の

可能性を感じるころである。さらに、戦前に南満州鉄道株式会社上海事務所において、中国固有簿記を実地調査した一条雄司も、「中國國有簿記に於て何れが本來的なものであり、何れが複式簿記の影響に依るものであるか、又は兩者とも本來的なものであるかに關する筆者の探究は之を將來に期したい」（一条1943, 135）と戸惑いを見せている。

近年の研究で、西洋式簿記の要素を取り入れた中国の簿記書が出版されたのは20世紀に入ってからである。日清・日露戦争後、アジアでいち早く近代化した日本に学ぶために多くの中国の優秀な若者が留学してきていた。そうした状況の中で、会計の分野でも日本人の著した多くの書物が、中国語に翻訳され出版された。吉田良三の『会计学』や『最新商業簿記』、東夷五郎の『近世簿記法大綱』、太田哲三『会计学概論』、佐野善作の『商業簿記教科書』などである。これらはもちろん、西洋式簿記のことを記述した書物である（田中孝2017, 159-160）。つまり近代中国に日本経由で西洋式簿記が入っていった。

しかしながら、前述したように『清國商業綜覽』と『支那經濟全書』は中国現地で行われていた簿記を調査して作られたものである³⁵。そうしてみると、蓋し、清代末には中国固有の簿記の中には、すでに西洋式簿記の要素が溶け込んでいたのではなかろうか。

次に開城簿記については、神戸高等商業學校（現、神戸大学）の卒業生で後に母校の教授となる須藤生（文吉）が、1917年、同窓会誌に、『高麗之誇＝世界最高開城簿記』というタイトルで、「歐米の何れの國にも先ち今を去る六百年前既に高麗朝時代に複記式簿記の獨創あり」（須藤1917, 4）と開城簿記を絶賛している。また、翌年1918年には、当時朝鮮新聞記者であった田村流水が、『東京經濟雜誌』1911号に「高麗時代に複式簿記あり」という論文を発表し、「伊太利より二百餘年前之を獨創して居つた」（下線引用者、田村流1918, 17）とまで言い切っている。

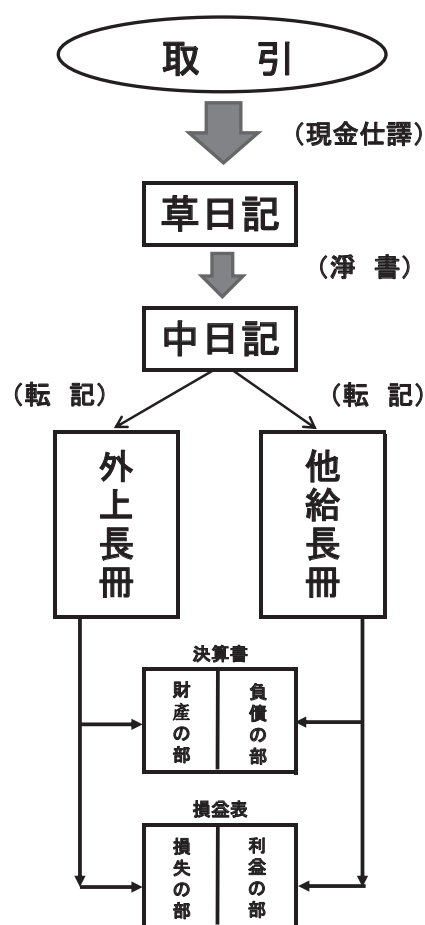
図表13の「開城簿記の帳簿の流れ」と、図表11と見比べてほしい。図表11で最初に記帳されるのは「大吉・鑑所属各帳簿」である。前にも書いたように、江

戸時代の商業帳簿は、「日記」が分化したものである。二番目の「××切諸勘定目録」について、中世室町期において「日記」には、「品物などを記した目録」という意味もあり、実際荘園の決算報告書に「日記」と付したものがある（田中孝2014, 162・177）。このように考えるなら、図表11と図表13は似たような帳簿組織となる。『世界大百科事典』をみると、李朝時代の開城は商業の町として発展をとげた。その担い手は開城商人または松都商人は、旧王朝の遺臣（下線引用者、西谷正1991, 572）であったという。英語の‘Korea’の語源にもなった高麗王朝の官僚であったと考えれば、開城商人は、当然優秀な人材の集合体であったろう。だから、彼らが使った簿記も優れたものであったという伝承があるなら、それはその通りであろう。しかしながら、その簿記が現在研究されている複式決算の開城簿記であった保証はない。

図表13 開城簿記の帳簿の流れ

西洋の複式簿記が朝鮮半島で知られるようになったのは近代に入ってからであろう。実際、最新の研究でも開城簿記の史料が遡れるのは19世紀末までのようである（田中孝2019a 参照）。それを考えるなら開城商人がイタリアより200年も前に複式簿記を完成させていたというのは、「後付」ではなかろうかという推測は成り立つ。

須藤や田村が論文を発表した時期は、「複式簿記」という言葉が、一般にも認知され始めてきた時期でもあり³⁶、「朝鮮半島で欧米より早く複式簿記が発明されていた」などといえ大きな話題になったに違いない。しかしながら、「開城簿記」というものが注目され研究され始めた頃に大森研造が述べた、「開城簿記の如きも矢張一般の學術工藝等と同じく外來的文化（Exotische Kultru(ママ)) であつて、而かも現に残存せる



出典 田中孝2019, 16

古帳から推しても正確なる年代は判明しないが極く最近（大森が本稿を執筆した1922年当時＝引用者）のものであると推断し得るものである」（下線引用者、大森1922、150）が当たっていると思う。すなわち、「開城簿記」も西洋の複式簿記の影響を受けたと考えざるを得ない。

結論的を云うなら、蓋し、東アジア諸国の固有簿記は、中国を源流としながらも、それぞれの国の文化や民族性などに合せて独自の発展を遂げてきたが、大航海時代の西洋諸国との出会いと共に西洋式簿記の影響を受けて発達していったのではなかろうか。

注

- 1 茂木虎雄氏は、「十三・四世紀の北イタリアで成立した複式簿記法は、十七世紀にはオランダにおいて近代化される。期間損益計算、資本の総括計算をなす簿記法となった。株式会社形態をとる個別資本の利潤計算手段となったのである」（茂木1976、25）と述べておられる。また友岡賛氏によると、より多くの資本の必要から組合的な企業が支配的になっていくフィレンツェでは、他人同士からなる企業のメンバーの間でその儲けを厳密に分配する必要が生じ、期間を区切って企業全体の儲けを厳密に把握する期間計算の方法がとられることとなった。ただそこでの期間の区切りは、たとえば誰かが脱退した時にそれまでの儲けの分配ために行われたりしたものであって、非定期的な期間計算であった。定期的な期間計算の成立をみるのは16～17世紀の（現在のベルギーをふくむ）オランダだという（友岡1998、103-104）。また、東インド会社の簿記は複式簿記の伝播について大きな意味をもつともいわれている。継続性の確立は期間損益計算へとつながる。簿記の発展を、中世簿記から近代簿記へ、といったふうにとらえるばあいには、非期間性にもとづく中世簿記が、17世紀に期間性を帯び、近代簿記として成立してゆくといわれる。そして、そこに、東インド会社が株式会社としての形体をととのえてゆくプロセスと、完全な複式簿記をもってゆくプロセスがかさなりあうのである（友岡2005、136）とも説明されておられる。
- 2 カピタンとは、ポルトガル語の *Capiao* に由来し、もとは、船長または船隊司令官の意である。日本人は甲比丹と呼んだが、のちには平戸のイギリス・オランダ商館長もそう呼び、特に鎖国以後は、もっぱら長崎のオランダ商館長をさすことになった（永積1983、504）。
- 3 ただ、先行研究を洗い直していく中で、西川孝治郎氏が阿蘭陀通詞について触れている箇所を見つけた。四半世紀前に筆者は、日本の会計史について関心を持ち、一生懸命に勉強を始めた。その中には、もちろん西川孝治郎氏の著書・論文があった。西川氏が阿蘭陀

通詞について触れている部分は、膨大な研究のごく一部で、しかも否定的に取り扱われていたので、すっかり忘れていた。この研究において自分の直感で「阿蘭陀通詞」の発想が浮かんだと思っていたが、筆者の頭の中に西川氏の研究で読んだことが入っていて潜在意識として残っていたのかもしれない。

- 4 何時から教科書の記載が変わったのか定かではない。今、手元にある2012(平成24)年文部科学省検定済みの教科書、笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『詳説日本史』(山川出版社)には、「1543(天文12)年にポルトガル人を乗せた中国人倭寇の船が、九州南方の種子島に漂着した」(下線引用者、157頁)と書かれている。
- 5 松井洋子氏は、ケンペルの最大の貢献は、後に大通詞に昇進し、出島の実力者となる今村源右衛門を育てたことではなかろうか(松井2017, 21)と述べておられる。
- 6 確かに岩生氏は、「鎖国とは、大体において江戸幕府がその中央集権的な封建支配体制を強化する過程において、当局者がこの方向と相容れない点が多いと考えたキリスト教を徹底的に禁圧するために採用した強力な政策であって、海外交通貿易は極端な制限と取締まりを受け、その結果おのずからわが国が国際的孤立状態に陥ったことを指している。……そして鎖国とは、このような体制が整備された寛永十六(1639)年から嘉永六(1853)年の米艦渡来までの215年間のわが対外関係を指す……」(岩生1963, 59-60)と述べておられる。木村氏が述べられているように、岩生説は、学校の教科書などを通じて広く一般に定着し、通説的な地位を占めてきたと思われる。しかしながら、近年、「海禁」・「四つの口」説にその地位を奪われつつあるのかもしれない。そのことは本文でも述べるが、西洋式簿記の帳合法への影響を考える上で明るい材料となる。
- 7 朝尾氏は、16世紀の日本は孤立して存在していたのではなかった。ヨーロッパ人が来るまでは、それが日本にとっての世界であった東アジア世界に、一定の国際的秩序をもって組み込まれていたのである。東アジア世界を媒介としないで、ヨーロッパと日本の出会いを直接に捉えようとする、鎖国の総体として、しかも具体性を持って把握する上で、大きな困難が生じるように思われる(朝尾2002, 19)とし、鎖国は、勘合貿易制度にかわる新しい国際的・国内的体制の創出として現れざるをえない。それは幕藩制国家の東アジアでの位置づけと、それにもとづく国内支配の権威樹立をふくみ、かかる枠組みのもとで展開した社会的発展のあり方を規定するものとして存在したのである(朝尾2002, 20-21)と「東アジア世界」を考慮にいれた考え方を提示しておられる。
- 8 鶴田啓氏は、「日本」(近世の人々が意識していた日本国)が異国と接触を持つ場所を四カ所に限定し、各「口」での交渉相手も伝統的な関係を有する相手にのみ固定しようとする意識は、近世初期もしくは「海禁(鎖国)」体制成立期から一様に存在していたのではなく、18世紀末から幕末期にかけて、外国からの開国・交易要求を拒否する過程で段階的に整備されたものであった(下線引用者、鶴田1992, 314)という見解を出されている。
- 9 ロナルド・トビ氏は、1630年代の「鎖国の完成」以降を含め、徳川時代全体を通して、

日本は東アジア地域世界と深く一体化していた。これが本書の主張である。その一体化の様式は、政治・外交の領域にとどまらず、思想・文化・学問の領域、さらには国家の安全保障・防衛・情報活動に及び、広義には貿易・経済までに波及していた。加えて、この一体化と連関はこれらの諸領域において相互通行的であった。すなわち、日本と東アジアとはそれぞれが互いに重要であり、そのことは両者の歴史においてとぎれることのない事実であった。したがって、一片の將軍の禁令なり、歴史叙述なりによって、日本をアジアから切り離したり、逆にアジアから日本を除外することはできない（ロナルド・トビ1991, 30）と述べておられる。余談になるが、トビ氏は司馬遼太郎氏との対談の中で、私が研究を始めた頃、日本人に「君、何を研究しているのか」と聞かれ、「江戸時代の外交です」と答えたら笑われました。日本の江戸時代は鎖国をしていたから外交なんてなかったと・・・（司馬1999, 157）というエピソードを紹介されている。これも当時は鎖国というイメージが日本人に沁み込んでいた証拠である。

- 10 東京書籍の『新撰日本史B』（小風秀雅ほか10名、平成29年3月7日検定済）をみると、「江戸時代は『鎖国』をしていたか」（148頁から49頁）という見出しの下、両方の見方を提示し、「さまざまな角度から歴史事象をみてみよう」と、生徒に考えさせるようになっている。
- 11 杉本つとむ氏は、鎖国以前の中心的言葉は、ポルトガル語である。キリシタンもポルトガル語のクリスタン（Christao）の転訛であり、英国をイギリスと呼ぶのも、ポルトガル語（形容詞形）であり、パン、カステラ、カルタ、ピンからキリまでなどの現代語もポルトガル語であり、京都の〈先斗町〉のポルトガル語（英語のポイント）である。ポルトガルの文化や言葉が、日本人の生活や文化に食い込んでいることは説明を要するまい（杉本つ1990, 21-22）と述べておられる。前述のようにカピタン（Capiao）もポルトガル語である。
- 12 杉本つとむ氏は、長崎にはオランダ通詞の他に、中国（当時、清・^{シン}唐・^{トウザン}唐山と呼んだ）語を通訳する〈^{とうつうじ}唐通詞〉も存在した。長崎通詞と呼ぶ時には、蘭と唐の二種が存在することとなる（杉本つ1990, 10）と述べておられる。
- 13 阿蘭陀通詞の職階については、原田博二氏の詳細な研究（原田2003）がある。
- 14 片桐一男氏によると、オランダのハーグにある国立中央文書館の日本商館文書群の中には通詞の作成した会計書類が沢山ある。舶載されたオランダの用紙に記入されたもの、和紙に毛筆で綺麗に記されたもの、いずれも沢山ある（片桐2016, 223）とのことである。
- 15 山脇悌二郎氏は、出島のオランダ商館における会計に係る仕事について次のように紹介している。
「倉庫長」・・・倉庫の管理責任者が Pakhuijsmeester（倉庫長）である。織物の出納は織物倉庫帳、砂糖のような嵩高貨物は嵩高貨物の倉庫帳にいちいち記帳することになっており、それは倉庫長の責任で行う。倉庫長はまた、毎年、10月の会計年度末に在庫商品の棚卸を行い倉庫会計の決算を行う。商館長はこれら二つの帳簿と決算書（「商品有高帳」）を検閲し、在庫品と突合せ、不正がないと認めるなら証明書を倉庫長に与え、商品有高帳に奥書き、署

名をしてバタヴィア本店に送る。

「支出役」・・・商館で、米・小麦粉・魚・野菜など、炊事用薪炭、灯火用燃料・輸出入品の梱包材量などをコンプラ仲間から買い現金で支払う。その他、建物・船の修理代・出島番人・出島金庫番・部屋働きの小者・出島乙名の給料、上記の者たちへの新年心付け、「出島宿賃」、入港船の大砲・弾薬を出港まで保管する稲佐倉庫の借賃なども現金で支払う。これらの現金支出の責任者が dispensier（支出役）である。

「決算役」・・・商館では、11月1日から翌年の10月末日までを一会計期間として決算を行うが、その決算責任者が *negotie boekhouder*（決算役）であって、大槻文庫本『和蘭称謂』の「在館和蘭職掌」に「商売帳面 預、ニゴジ、ブークハウドル」と見えているものである。決算役には商務員補が就任する。人員は1名である。

「書記」・・・決算役・倉庫帳の配下に、取引帳簿・倉庫書類などの記帳をする *boekhouder*（書記）という職掌の事務職員 *kleik* がいる。書記には、通常、商務員補より一階級下の補助員という階級の者である。人数は1～3名ほどであって、貿易の盛衰ないし会社の人員配置の都合で増減があり定数はない。書記の首席を *scriba* といい、スクリバが決算役に昇進する。

（以上、山脇1980，41-44）

16 脇荷とは、本来の東インド会社の貿易（本方貿易）に対して、商館長や船員が行う個人貿易のことであり、永積洋子氏の研究が早いと思われる。永積氏によると、1685（貞享二）年の長崎貿易の改革で、長崎奉行所から公認された（永積1994，1）。また脇荷は、密貿易と不可分に結びついており、脇荷としてもたらされたものの中で、上等なもの、かさばらないものは、密かに取引されていた。通詞は脇荷の取引に17世紀の内通詞の時代からかわっており、仲介人として脇荷貿易に果たした役割は大きかった。一方長崎では、奉行、地役人をはじめ、町全体が外国貿易に依存しており、地元の利益は、17世紀以来主として商館員の個人貿易に頼っていた。オランダ人が利益の無くなった貿易を続けたのは、個人の利益を得るためだったし、日本側は長崎の町や蘭学者はもとより、幕府の首脳もオランダとの関係を維持する必要を完全に理解したのである（永積1994，24-25）、と述べられている。最近の研究では、橋本武久氏の研究がある。橋本氏は、仕訳帳に記載された数値を基に、その支給総額を現在価値で換算し、「私貿易は低い給与のうめ合わせ」とする従来からの見方を裏付けられている（橋本2020，22）。

17 阿蘭陀通詞の犯罪については、いろいろあった。杉本つとむ氏が事件を分かりやすく紹介されておられる（杉本つ1990，38-46）。

18 オランダ風説書については、松方冬子氏による詳細な研究がある。松方氏によると、オランダ人に情報提供を義務付けた「条約」は、1659年に定例化した後、1661年、1666年、1673年の三回拡充され、そのうち1666年令は書面による提出を命じる文言を含んでいた（松方2007，96）という。

- 19 橋本武久氏は、長崎支店の仕訳帳から進物費の計上を抽出・分析し、「進物費に、日蘭貿易を円滑に行うという間接的な効果があったことがある程度推定されるものの、直接的には収益の獲得に貢献しないものであり、本方貿易よりもむしろ脇荷貿易を円滑にするためにのみあったのではないかという仮説」（橋本2020, 23）を立てておられている。
- 20 山脇悌二郎氏は、内通詞は、内仲間であった通詞という意味なのか、内口銭（うちこうせん）を貰っていた通詞という意味なのか。明らかでない。また、内通詞は「下通詞」と呼ばれ。家格の高い「上通詞」の支配下に置かれた（山脇1980, 49-50）と述べておられる。
- 21 『新長崎市史』ではコンプラ仲間のことを仲買人としている。「仲買人（コンプラドール）なども、オランダ商館員の生活を語る上で、重要な役目である。仲買人は出島の対岸の江戸町に詰所を構え、オランダ商館員の求めに応じ、長崎市中から食料や水、生活用具などを準備した。彼らのことをポルトガル語で仲買人を意味するコンプラドールと呼んだ・・・」（長崎市史編さん委員会2012, 506）。
- 22 三井家は維新时期も情報によって生き残った。三好徹氏は、「三井組だけを残した政府」と題して次のような話を書かれている。維新时期に三井、小野、島田の各組が公金を預っていた。三井の番頭の三野村利左衛門は井上馨から「お前のところは小野組といっしょに公金をあずかっているが、小野組は危ないぞ」という話を聞き、全力を挙げて情報を集め助かった（三好1996, 55-56）。三井といえば三野村利左衛門の偉大さは語り草になっていると思うし、この件に関しては三井組だけを残すという政府の意図はあったと思う。しかし三井の情報収集力がいかに優れていたかを表していると考えられる。個人的な話になるが思い出すのは、筆者が、1980年の大学院1年時の「会計学原理」という講義のことである。担当されていたのは、紺野俊雄先生という戦前から戦後にかけて活躍された会計学者である。当時、イラン革命により、イラン・ジャパン石油化学（Iran-Japan petrochemical）に投資をしていた三井物産が大きな損失を出すということが話題になっていた。間違っていたら故人に失礼かと思うが、紺野先生は、「戦前の三井ならもっと情報にお金を懸けていた。こんなバカな投資はしなかったであろう！」と話された。実際、三井が戦前のようにもっと情報にお金を懸けていたらどうなったら結果は変わっていたかどうか分からない。しかし、三井は情報を重視していたからこそ豪商になれたし、激動の明治維新时期を生き抜き大勝ちできたのであろう。この老教授の言葉は、三井がどれだけ情報収集に重きを置いていたかを分らせる言葉である。
- 23 片桐氏は、遊女の揚げ代の請求書として、次のようなものを挙げている。
糸萩 十一日分揚代八拾弍匁五分が一日当り七匁五分で「店」として扱い。
きん事糸萩 九日分の揚代百三拾五匁が一日当り拾五匁で「大夫」として扱い。
（片桐2018, 38）
「糸萩」は遊女のことらしいが、その糸萩の揚げ代を11日分は「店」として扱い、一日当り七匁五分で八拾弍匁五分、9日分は「大夫」として扱い、一日当り拾五匁、揚代百三拾五匁というのはどういうことであろうか。会計学を専攻した者として興味深い。
- 24 この逸話は小倉氏の意図に反して、西洋式簿記の我国への影響の可能性を示していると思われる。しかしながら、小倉氏がこの話を挙げた事は、後の研究の参考になることであり、貴重な話を残していただけたと考える。
- 25 前稿（田中孝2021）において、鍋島公が輸入した簿記書については読まれていなかった

という結論で、その影響については、西川孝治郎氏、小島男佐夫氏、茂木虎雄氏等によって否定されていた。ただ西川孝治郎氏は、徳川幕府や大名の注文によって蘭船が持ってきた簿記書が現存するのに、我国帳合にオランダの影響がなかったと考えるのはいかにも不合理であるが、その影響は明瞭でもないとして、次のような事も書き残されているのを発見したので付け加えておく。日本大学教授佐藤良雄氏の所蔵に「風説雑事」と題する異国に関する聞書きを書いた写本があり、「越前大野の出店番頭は蘭学者にて、諸帳合は蘭算を用ゆると云」。大野藩は蘭学が盛んだったから、藩の経営する函館の店に蘭学の心得のある者がいたのは事実であろう。安政三年八月大野藩から大坂の緒方塾へ入った山崎譲と西川貫蔵の両人は、江戸で蘭算を学んだといわれている。それらの者が函館の店の帳合に、それを用いたということも考えられる。しかし洋式簿記といい得るものではなかろう。アラビア数字さえ使ってなかったのではないかと思う。当時の帳簿は一部を見たにすぎないが、明治以後簿記が実際に導入された時期の状況から、類推してそのように思うのである（西川孝1974, 17-18）と西川氏は述べられている。しかしながら、これらは江戸後期の話である。それが江戸時代前期、しかも民間レベル、商人達の間では分からないのではなかろうか。

- 26 いくら西洋の言葉も解せずアラビア数字も読めなくても、説明を受けさえすれば、商人同士であるのでその帳簿の働きというものは理解したのではなかろうか。よく「会計はビジネスの言語である」といわれる。言語であれば、例えば文の構成要素として主部や術部、品詞としての名詞、動詞など比較できるし翻訳もできる。だから江戸時代の商人も西洋式の帳簿を見て、模倣できるところは模倣し、応用できるところは応用したのではなかろうか。なお、「着想」とか、「アイディア」についての観点は、西川孝治郎氏も次のようなことを記述されていた。出雲帳合や中井家帳合法のような特殊な帳合組織が成立したのは、何か特別の原因がなければならない。本間家帳合については、三代目の久四郎が播州姫路馬場某の下で経理の術を修業したことがわかっており、近江の大商人藤崎家の帳合は某勘定奉行が立案したと伝えられている。外国の影響があったとすれば、このような個人が媒体になっているはずだと思う。そしてそれが伝えたものは、アラビア数字や取引の二重記入—これらは日本に受け入れがむずかしい—等ではなくて、財産法と損益法による損益計算法の如き基本的なアイディアだったと思う。それは優れた商人自身の経験と感覚に基づく着想にも一致し、共感をよんだに相違ない（下線引用者、西川孝1974, 31）。さすが、西川孝治郎氏である。ただ本文でも述べるが、「個人が媒体になっている」という点は筆者と考えの相違がある。

- 27 O. テン・ハーヴェ（O. ten Have）教授は、次のように説明されている。「ステヴィンが帳簿や勘定の締切りと貸借対照表の調整との結びつきを取り除いたおかげで、商人が望む時はいつでも状況表を作成できるようになった。ステヴィンは分離した用紙を使ってする正味財産のこの計算を『staet [財産]』と呼んでいる。このステートは限られた総勘定元帳のすべての項目から成り立っている。支払勘定は借方に、繰越商品、受取勘定それに現金は貸方項目である。その貸方残高が純財産である。前回のステートと比較すると利益が判る。次にステヴィンは『staet proof [財産の証明]』を作成する、それは借方残高のある勘定からすべての経費—財産を減少させる項目—を集め、また『真の損益 (profit and loss

proper)』を含んでいて、財産を増加させる項目である幾つかの勘定の利益を貸方側に配列する。明らかにステート・ブルーフの利益は2枚の「ステート」を対比して把握される利益と一致しなければならない」(O. ten Have, 1986, 65: 三代川訳, 2001, 91)。なお、図表9については、三代川正秀氏が訳書の邦訳注記の中で引用されている(三代川訳, 181-182)。また、茂木虎雄氏は、「スティヒンは二つの計算方式を知っている、ここから二勘定系統説の萌芽があるが、さらに純財産学説(物的二勘定学説)の方向を知る。原始的学説のなかにくくられるよりもっと近代学説に近い理論状況にある」(茂木2001, 294)という評価をされている。

- 28 鴻池家の期末正味身代(期末資産)の算出方法が、中国から招来された四柱決算法に起源があるのではないかということは何度も述べてきた。現存する最古の商業帳簿である伊勢富山家の「足利帳」も元和元年(1615)から寛永十七年(1640)までの正味身代(純財産)の増減を、25年間に渡って記録したものである。それに対し長谷川家や、三井家の場合は純利益の計算に重点が移っている。安藤英義氏は、「資本と利益の区別は企業会計の基本的なテーマである、と長い間いわれてきた」(安藤1998, 1)と述べておられている。このことから西洋式簿記の影響が伺えるのではなかろうか。
- 29 江戸時代後期の商人で且つ文筆家の鈴木牧之が、文政七年(1824)に自身の自伝であり、子孫のために書き残した教訓書でもある『夜職草』(鈴木著・宮校注1978, 305, 325)には、次のような記述がある。「十五七歳前後折節六日街鴻池屋(姉の嫁ぎ先=引用者)へ泊に行き、・・・やがて此の家の仕法記帳、出入勘定、或いは差曳店卸の様子まで大抵逐一に胸中に浮め、十七歳の時はじめて出入帳類、質請長、それより年毎に残らず此の家の格法をもって店卸帳まで巨細にいたし、・・・」(下線引用者、鈴木著・宮校注1978, 195)と、親戚の家で帳合法を学んだことが記述されている。
- 30 佐々木銀弥氏は、本稿の時代より少し古くなるが技術の伝播に関する論稿を著し、史料の有無について次のように述べておられる。中世の支配階級の関心を惹き、彼らの利害に深く関わる技術伝播についての文献史料は豊富に残されるのに対し、文化的・知的な技術部門や、支配階級の関心を惹くことの少ない庶民生活に関する部門等については、比較的残りにくい(佐々木銀1993, 62)。商人の帳合法についての史料も、当然支配階級の関心を惹くことがないので残りにくかったのだろう。
- 31 会計学研究の最高峰である日本会計研究学会は、明治6年(1873)を我国における会計制度近代化の出発点と考え、100年を経過した昭和48年(1973)を「近代会計制度百周年」と定め、会計に関する年史の編纂、会計文献資料の収集整理、出版、記念講演会などの諸事業を企画した(日本会計研究学会1978, (1) - (2))。
- 32 情報を得たとしてもそれは外に漏れなかったと思われる。最近は「公益通報者保護法」ができ内部告発が奨励されているような感も受けるが、近年までは密告とか告げ口といった類はあまり良いことではないという認識があったのではないか。例えば、江戸時代の初

め、寛永10年（1633年）に津島藩の家老・柳川調興が、日本側と李氏朝鮮側の間でやり取りされていた国書が、実は対馬藩によって偽造されていた（国書偽造）ことを幕府に訴え出た、いわゆる「柳川一件（やながわいっけん）」では、対馬藩主の宗義成は無罪、柳川は流罪とされた。幕府の方でも朝鮮との交易を継続したいという事情はあったにせよ、密告した方を処罰しているのは内部告発をよしとしない文化があったからではなかろうか。NHKの番組で、隠れキリシタンが見逃されていたというような放送があった。そういうようなことはあったのではないかと思う。もっとも、シーボルト事件の時は、国を危機にさらすということでシーボルトの国外追放処分と、関係者の処罰がなされた。しかしこの場合も、通報者の間宮林蔵の性格によるのではないか。大分前に読んだので出典は思い出せないが、間宮はすごく嫉妬深い性格で、それまでも二度、密告で上役が処罰されたことがあったというのを読んだ記憶がある。何時頃からか分からないが、少なくとも近世以後は、密告とか告げ口は、悪いことではないが良いことではないというような認識が日本人全般にはあったのではなかろうか。もっともそれは、個人の性格や、野心などによってケース・バイ・ケースであるとは思うが。

- 33 例えば三井家には、『聞書』という史料が残されている（刊行すると全7巻に及ぶようであるが、現在は第1巻のみ発行）。三井の三都の店舗において独自に収集・調査した、寛延年間から明治初年までの情報記録である。これは三井家の奉公人が作成したものであり、対象は、幕府と商業および仲間、訴訟と処罰、一揆と打毀し、火事と対策、気象と自然災害、外国勢力の接近、街談巷説・風説など多岐に渡っている（三井文庫2011, iii）。文化元年九月におけるレザノフ来航の「風説書」などのそのまま書き留められている（三井文庫2011, 250-253）。本文でも述べたように、西洋式簿記が帳合法に影響を与えたとしても文字としては残さないであろうし、また『聞書』の記事は江戸期の後期であるので影響後のことであると思われる。しかしながら、『聞書』は江戸期の商人の旺盛な情報欲求の一端を示すものといえるであろう。

- 34 現在までのところ伝播を示す文字史料は全く残されていないし、簿記書も翻訳本も無かった。「文字として残さない、残せない」とも書いた。しかしながら、絶対はないわけで、新しく史料が出てくる可能性は否定できない。それは国内かもしれないし、海の向こうかもしれない。前稿（田中孝2021, 123）のべたように、「南蛮屏風」の下張り文書の研究が進んでいることでもあるし、ポルトガルや、スペインなどから出るかもしれない。その場合はまた、どういう経路で影響を与えたかということの解明が課題となってくるとは思う。一方、帳合法は我国江戸時代の商人の独自の発明である見方もゼロではないかもしれない。そう願う読者の方もみえるであろう。小倉榮一郎氏は、「商業が発達して企業規模が同程度になると、人智は同じ方法を案出するものである」（小倉榮1974, 3）と述べておられる。近年、K. ポメラantz（Pomerantz）氏は、『大分岐：中国、ヨーロッパ、そして近代世界経済の形成』（K. ポメラantz著・川北監訳2015）という本の中で、16世紀から18世紀までのヨー

ロッパと中国、日本などの東アジアとの最も発展していた地域は、経済的に特別な差はなかった、類似性があったと述べている。したがって、我国オリジナルであるという考えは成り立つ。また、世界で初めて商品先物市場を開き、世界最高水準の数学である和算を持っていた江戸時代の日本人であるから当然発明できるはずであるという考えにも到る。まあ、後世の歴史家に託すしかないだろうが。

- 35 ただ、著者ならび編者の根岸教授は高等商業学校（現、一橋大学）を卒業し西洋式簿記の教育を受けているので若干割り引いて考えなければならないが、その多くが当時中国で行われていた簿記を著していると素直に受け止めていいのではなかろうか。
- 36 日露戦争後に我国も産業革命期を迎え、経理担当者の需要も増えた。地方にも中等商業学校というものがどんどん創立されていった時代である。中等商業学校で簿記教育が行われ、「複式簿記」という名称が、全国的に認知されてきた時期ではないかと考えられる。大都会の大会社や銀行だけのものであった複式簿記というものが、急に身近になった時期である（田中孝2019a, 31-32）。

引用文献

- 朝尾直弘. 2002. 「鎖国制の成立」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』東京堂出版：18-36.（初出『講座日本史』4 東京大学出版、1970年）
- 朝倉治彦・海野一隆・菅野陽・中山茂・成瀬不二雄編. 1994. 『司馬江漢の研究』八坂書房.
- 荒野泰典. 1992. 「海禁と鎖国」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会：191-222.
- 荒野泰典. 1993. 「通説論一序説」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅴ 自意識と相互理解』東京大学出版会：243-263.
- 荒野泰典. 1988. 『近世日本と東アジア』東京大学出版会.
- 荒野泰典. 2009. 「近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）—海禁論の一例証として—」『史苑』70(1)：95-117.
- 安藤平. 1988. 「密貿易」『日本大百科全書』22 小学館：371-372.
- 安藤英義. 1998. 「アメリカで揺らぐ資本概念（資本と利益の区別）」『会計』153(1)：1-13.
- 家永三郎. 1987. 『日本の歴史』3 ほるぷ出版.
- 伊勢市. 2013. 『伊勢市史』第三巻 近世編.
- 伊勢市立郷土資料館. 2000. 『伊勢と錦絵』.
- 一条雄司. 1943. 「杭州に於ける商業帳簿調査（其の1）」『満鐵調査月報』23(3)：103-136.
- 岩生成一. 1963. 「鎖国」『岩波講座 日本歴史』10 近世〔2〕 岩波書店：57-100.
- 岩邊晃三. 1989. 「イタリア式簿記の日本への伝播について」『會計』135(6)：15-29.

- 板沢武雄. 1959. 『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館.
- 植村正治. 1977. 「播州近藤家の魚問屋運営の帳合法」『大阪大学経済学』26(3・4) : 288-301
- エンゲルベルト・ケンペル著・今井正訳. 1989. 『日本誌』下巻 霞ヶ関出版.
- 岡部狷介. 1962. 『史都平戸 年表と史談』松浦史料博物館.
- 大喜多甫文. 2017. 『伊勢商人と江戸店』光出版.
- 大森研造. 1922. 「開城簿記の起源に就いて」『経済論叢』14(1) (京都帝國大學經濟學會) : 236-250.
- 小倉榮一郎. 1962. 『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房.
- 小倉榮一郎. 1974. 「わが国固有の会計法の発達と西洋式簿記法」『會計』105(3) : 1-16.
- 小倉榮一郎. 1979. 「わが国固有の簿記会計法」『体系近代会计学』VI 会計史および会计学史 中央経済社 : 259-283.
- 小倉榮一郎. 1991. 『近江商人の経営管理』中央経済社.
- 小倉金之助. 1971. 『數學史研究』第一輯 岩波書店.
- 大島明秀. 2013. 「志筑忠雄『阿羅祭垂来歴』の訳出とその書誌」『雅俗』12 : 33-47.
- 大島明秀. 2014. 「馬琴と『鎖国論』」『文彩』10 : 21-35.
- 片桐一男. 1985. 『阿蘭陀通詞の研究』吉川弘文館.
- 片桐一男. 1997. 『開かれた鎖国 一長崎出島の人・物・情報』講談社.
- 片桐一男. 1998a. 『阿蘭陀宿海老屋の研究 I 研究篇』思文閣出版.
- 片桐一男. 1998b. 『京のオランダ人 阿蘭陀宿海老屋の実態』吉川弘文館.
- 片桐一男. 2000. 『江戸のオランダ人 一カピタンの江戸参府一』中央公論新社.
- 片桐一男. 2008. 『それでも江戸は鎖国だったのか 阿蘭陀宿 日本橋長崎屋』吉川弘文館.
- 片桐一男. 2016. 『江戸時代の通訳官 阿蘭陀通詞の語学と実務』吉川弘文館.
- 片桐一男. 2018. 『出島遊女と阿蘭陀通詞 一日蘭交流と陰の立役者一』勉誠出版.
- 加藤榮一. 1994. 「出島論」『岩波講座 日本通史』第12巻 近世2 岩波書店 : 329-345.
- 加藤榮一. 1998. 「オランダ商館を取り巻く情勢 一1640・1641年の時代背景一」平戸市史編さん委員会篇『平戸市史』海外史料編Ⅲ : 395-400.
- 紙屋敦之. 2002. 「視座の転換」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』東京堂出版 : 16-17.
- 河原一夫. 1990. 『江戸時代の帳合法』ぎょうせい.
- 北島正元. 1962. 『江戸商業と伊勢店 一木綿問屋長谷川家の経営を中心として一』吉川弘文館.
- 木村直也. 2002. 「総説・海禁と鎖国」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』東京堂出版 : 1-14.
- K. ポメラantz著・川北稔監訳. 2015. 『大分岐 : 中国、ヨーロッパ、そして近代世界経済の形成』名古屋大学出版会.

- 幸田成友. 1974. 「フランソワ・カロンの生涯」フランソワ・カロン著・幸田成友訳. 1974. 『日本大王国志』平凡社：1-63.
- 古賀十二郎. 1973. 長崎学会編『長崎洋学史』上巻 長崎文献社.
- 小島男佐夫. 1973. 『簿記史』森山書店.
- 後藤隆之. 1992. 『伊勢商人の世界』三重県良書出版会.
- 佐々木銀弥. 1993. 「技術の伝播と日本」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史VI 自意識と相互理解』東京大学出版会：33-65.
- 作道洋太郎. 1966. 「鴻池両替店の帳合法」『社会経済史学』32：26-53.
- 作道洋太郎. 1985. 「鴻池両替商資本と九州諸藩 一大名貸と領国経済」『九州と生産・流通』国書刊行会：219-244.
- 佐藤信・五味文彦・高埜利彦・鳥海靖. 2013. 『改訂版 詳説 日本史研究』山川出版社.
- 三光寺由実子. 2014. 「15世紀末東寺百合文書における光明講方算用状の分析」『財務会計研究』8：27-57.
- 司馬遼太郎. 1999. 『対談集 日本人への遺言』朝日新聞社.
- 柴田陽弘. 2004. 「ケンペルの鎖国観」『藝文研究』86（慶應義塾大学藝文学会）：271-289.
- 杉田玄白著・緒方富雄校注. 1980. 『蘭學事始』岩波書店.
- 杉本つとむ. 1990. 『長崎通詞のものがたり 一ことばと文化の翻訳者』創拓社.
- 鈴木牧之著・宮栄二校注. 1978. 『秋山紀行・夜職草』平凡社.
- 須藤生. 1917. 「高麗之誇＝世界最高開城簿記」『學友會報』108（神戸高等商業學校學友會）：4-6.
- 高橋邦太郎. 1982. 『日仏の交流 一友好三百八十年』三修社.
- 田中克佳. 1968. 「『阿蘭陀通詞』の語学学習について（上）：洋学教育史研究のために」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学』8：65-74.
- 田中孝治. 2014. 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店.
- 田中孝治. 2017. 「東亜同文書院と清代末の中国固有の簿記」『産業経理』77(2)：134-165.
- 田中孝治. 2019a. 「前近代における東アジア諸国の固有簿記について」『経営総合科学』110（愛知大学経営総合研究所）：1-38.
- 田中孝治. 2019b. 「室町時代の禅宗寺院会計について 一東班衆と百丈清規を手掛かりとして」『産業経理』79(2)：129-152.
- 田中孝治. 2021. 「我国帳合法と西洋式複式簿記との接触について」『経営総合科学』115（愛知大学経営総合研究所）：61-136.
- 田中健夫. 2002. 「鎖国について」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』東京堂出版：37-40.（初出『歴史と地理』255、1976年）
- 田中藤一郎. 1961. 『複式簿記発展史論』評論社.
- 田中深雪. 2015. 「長崎における阿蘭陀通詞に関する考察 一地役人としての立ち位置とそ

- の評価をめぐって」『通訳翻訳研究』15：55-74.
- 田中深雪. 2018. 「近世のオランダ通詞の「規範」と「倫理観」について：通訳・翻訳研究の視点からの考察」『青山学院大学文学部紀要』(60)：49-61.
- 田村流水. 1918. 「高麗時代に複式簿記あり」『東京経済雑誌』76 (1911)：17-20.
- 鶴田啓. 1992. 「近世日本の四つの口」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会：297-316.
- 土井忠生・森田武・長南実. 1980. 『邦訳 日葡辞書』岩波書店.
- 戸田義郎. 1942. 「南支系中國簿記の研究」『支那研究』61：31-72.
- 友岡賛. 1998. 『株式会社とは何か』講談社.
- 友岡賛. 2005. 『歴史にふれる会計学』有斐閣.
- 長崎縣史編纂委員會. 1965. 『長崎縣史』史料編 第四 吉川弘文館.
- 長崎県教育委員会. 2000. 『長崎とオランダ 一近代日本への歩み一』長崎県文化団体協議会.
- 長崎市史編さん委員会. 2012. 『新長崎市史』第二巻近世編 長崎市.
- 永積洋子. 1983. 「カピタン」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三卷：504.
- 永積洋子. 1991. 「十七世紀後半の情報と通詞」『史学』60(4)：1-23.
- 永積洋子. 1994. 「会社の貿易から個人の貿易へ 一十八世紀日蘭貿易の変貌一」『社会経済史学』60(3)：1-28.
- 永山時英編. 1918. 『對外史料美術大觀 第1輯』尾西久米藏 藤木博英社.
- 西川孝治郎. 1972. 「日本の会計史 平戸と出島から」『企業会計』24(7)：129-133.
- 西川孝治郎. 1974. 『日本簿記史談』同文館.
- 西川登. 1993. 『三井家勘定管見』白桃書房.
- 西川登. 1995. 「会計組織と簿記技法」安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世的経営の展開』岩波書店：197-232.
- 西嶋定生. 2000. 季成市編『古代東アジア世界と日本』岩波書店.
- 西谷正. 1991. 「開城」『世界大百科事典』4 平凡社.
- 日本会計研究学会近代会計制度百周年記念事業編集委員会. 1978. 『近代会計百年 一その歩みと文献目録』日本会計研究学会.
- 根岸佶. 1906. 『清國商業綜覽』第一卷 丸善株式會社.
- 橋本武久. 2020. 「オランダ東インド会社長崎支店をめぐる会計史的課題 一私貿易と進物費（江戸参府費）一」『會計』198(3)15-29.
- 原田博二. 2003. 「阿蘭陀通詞の職階とその変遷について」『情報メディア研究』2(1)：45-55.
- 林圀編. 1913. 『通航一覽』第四 國書刊行會.

- 葉山萬次郎. 1961. 『平戸の対外貿易時代の話』松浦史料博物館.
- 平井泰太郎. 1936. 「出雲帳合の性質」『国民経済雑誌』61 (3) : 1-28.
- フランソワ・カロン著・幸田成友訳. 1974. 『日本大王国志』平凡社.
- 松井洋子. 2017. 『ケンペルとシーボルト 「鎖国」日本を語った異国人たち』山川出版社.
- 松方冬子. 2007. 『オランダ風説書と近世日本』東京大学出版会.
- 松方冬子. 2018. 『オランダ風説書 ―「鎖国」日本に語られた「世界」―』中央公論新社.
- 三重県. 1998. 『三重県史』資料編 近世4 (上) ぎょうせい.
- 三井文庫. 1980. 『三井事業史』本篇第一巻 三井文庫.
- 三井文庫. 2011. 三井文庫史料叢書『大阪両替店「聞書」1』吉川弘文館.
- 宮崎市定. 2000. 『中国史』下 岩波書店.
- 宮本又次. 1958. 『鴻池善右衛門』吉川弘文館.
- 三代川正秀. 2006. 『辺境会計への史的展開』税務経理協会.
- 三代川正秀. 2021. 「道具に制約された会計学的思考」出口正之・藤井秀樹編『会計学と人類学のトランスフォーマティブ研究』清水弘文堂書房 : 176-196.
- 三好徹. 1996. 『近代日本史・陰の主役たち』NHK 出版.
- 武藤長藏. 1921. 「明治以前長崎ニ傳ハリシ蘭文伊太利式(商業)簿記書ニ就テ」『經濟學商業學國民經濟誌』30(1) : 92-103.
- 村上直次郎譯. 1980. 『長崎オランダ商館の日記』第一輯 岩波書店.
- 茂木虎雄. 1976. 「和式帳合と洋式簿記 ―複式簿記法展開の世界史的体系化の問題」『社会経済史学』29(4) : 1-41.
- 茂木虎雄. 2001. 「シモン・ステヒンの簿記思考 ―17世紀初頭のオランダ簿記事情研究の一齣―」『大東文化大学経営論集』1(1) : 285-299.
- 山口啓二. 2009. 「日本の鎖国」山口啓二著作論集第三巻『幕藩制社会の構造』校倉書房 : 154-194.
- 山下勝治. 1936. 「出雲帳合法に於ける両面勘定」『彦根高等商業学校調査課調査研究』50輯 : 89-136.
- 山本博文. 1996. 『鎖国と海禁の時代』校倉書房.
- 山脇悌二郎. 1960. 『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館.
- 山脇悌二郎. 1980. 『長崎のオランダ商館』中央公論社.
- 山脇悌二郎. 1992. 「江戸時代、醤油の海外輸出」『野田市史研究』第三号 : 63-92.
- 行武和博. 1992. 「出島オランダ商館の会計帳簿 : その帳簿分析と日蘭貿易の実態把握」『社会経済史学』57(6) : 59-97.
- 行武和博. 2008. 「オランダ東インド会社の会計帳簿 --17世紀日本商館の『(支店)帳簿』とバタヴィア商館の『(本店)総帳簿』」『会計史学会年報』(26) : 21-40.
- 吉川幸次郎・佐竹昭広・日野龍夫. 1987. 『日本思想大系40 本居宣長』岩波書店.

- ロナルド・トビ著・速水融・永積洋子・川勝平太訳、1991、『近世日本の国家形成と外交』創文社。
- 和歌森太郎、1980、『和歌森太郎著作集』第1巻 弘文堂。
- 渡邊直樹、2015、「ケンペルの『……国を鎖している日本』論 一志筑忠雄訳『鎖国論』と啓蒙主義ヨーロッパ」『宇都宮大学国際学部研究論集』39：23-36。
- A.C. Littleton, 1933, ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900, NEW YORK: RUSSELL & RUSSELL (片野一郎訳、1989、『リトルトン会計発達史(増補版)』同文館出版)。
- O. ten Have, 1986, The history of accountancy, Bay Books Palo Alto, California. (三代川正秀訳、2001, O. テン・ハーヴェ著、『新訳 会計史』税務経理協会)。

(追記：前稿(田中孝2021)と本稿は、近世の西洋式簿記の我国への伝播に関する事柄を扱った。本当のところは、もっと先、研究生生活を終える前ぐらいに取り組むつもりだった。どうしてこのテーマにしたか。実は、その前に書いたのは中世を扱ったのであった。完成に近づいた時に、突然のコロナ禍。図書館という図書館が閉館。これは大変困った。幸い、程なくして公共図書館が機能してくれたので、他の公共図書館からの相互貸借をお願いして何とか完成にこじつけた。次も中世をやろうか、または古代に戻ろうかと漠然と考えていたのであるが、大学図書館は外部者シャットアウト、移動も難しい。地方の在住者としては資料の収集が本当に困難。このような状況の下に於いて一番取り組みやすいのは、手持ちの資料が多い近世である。江戸時代の帳合法に関係した資料は、会計の歴史を研究し始めて以来収集したくさん持っているからである。それで急遽、「西洋式複式簿記が伝播したか否か」の問題について思い切って挑戦してみた。昔、恩師の河合秀敏先生からも、「西洋式簿記と日本の簿記は、きっと関係があるからやってみてはどうですか」というご助言を頂いたことがあった。しかし、その時は、(前稿でも述べたように)「通説では伝播しなかったことになっておりまして……」と固辞させて頂いた。それは、会計史研究の大家の方々が口を揃えて「NO!」と言われているのに、筆者のような者がどうこう言えたものではないと思ったからである。まあ、その頃に比べたら少しはマシな研究者になったのではと思い取り組んでみた。少しでも河合先生のご期待に応えられていれば幸いだと思う。

本稿の結論は、「影響があった」となり、先達の偉大な業績と異なる解釈になった。その先達は、レジェンドと呼ぶにふさわしい方々であり、筆者が、会計の歴史を志して以来、興奮し夢中になって読んだ先行研究ばかりである。「異なる解釈」といっても、完全否定しているわけでもないし、意味のない研究であるなどとは毛頭考えていない。「歴史に学ぶ」というのは、先人の成し遂げた偉業を踏まえた上で事をなすということだと思う。筆者の拙い研究も、先人の大きな仕事の上に成り立ったもので、学恩に感謝せずにはいられない。今後の会計史研究に少しでも役立ってくれればと思う。

なお、本稿の執筆原稿につきましては、投稿前に安藤英義先生が丹念にお読み下さり、貴重なご意見を頂きました。感謝申し上げます。)

〔論 説〕

コロナ禍が労働移動および女性の働き方に 与えた影響に関する一考察

板 倉 文 彦

1. はじめに

筆者は前稿¹にて、新型コロナウイルス感染症による影響（コロナ禍）が、企業および女性の働き方にどのような影響を与えるかについて論考してきた。そこでは、企業が事業運営に影響を与える様々なリスクに対して、BCP（事業継続計画：business continuity plan）によって備えている様相を示してきた。また、2019年末に端を発したと言われているコロナ禍は、企業が想定して練り上げてきたBCPの想定範囲を超える未曾有の出来事であることもあわせて確認してきた。コロナ禍は社会に対して、これまで経験したことのない状況をもたらしてきたのである。

そのようなコロナ禍に対し、日本では2022年3月17日に新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了が公示された。この時点以降においても新型コロナウイルス感染症の変異株に対しての懸念が示されているが、措置の終了を経て全国的に行動制限が大幅に緩和され、学校での対面授業も再開されるという社会活動の正常化へ一歩前進したことから、本稿においてはこの時点をコロナ禍の一区切り²と仮定し論考を進めるものとする。

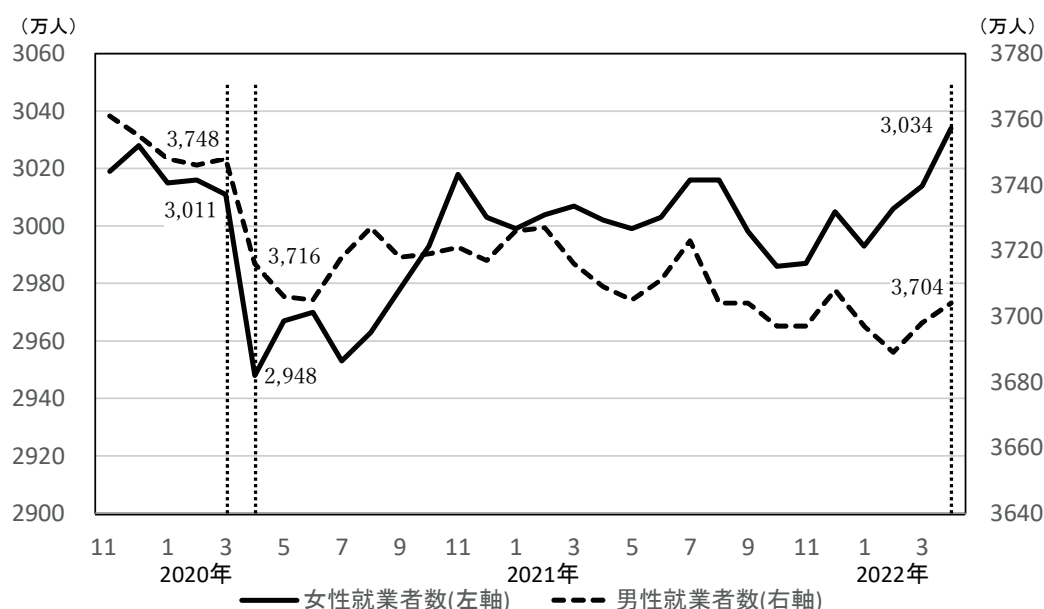
この一区切りまでの2年以上にわたる期間において、企業は突然事業環境が

変容し、それに合わせて就業者も働き方をはじめ様々な変化を余儀なくされた。具体的に、残業が減ったり離職したことにより経済的な問題が生じたり、あるいは幼児教育や初等教育を受けている子供のいる家庭においては、教育機関が閉鎖されて子供の面倒を見る必要が生じたりといった様々な影響を受けてきたのである。

筆者はこれまで女性の働き方と企業の関係について研究してきた。その一環として本稿では、コロナ禍に起因する労働移動が企業に与えた影響、および女性の働き方への影響に主眼を置いて論考を進めるものとする。

2. コロナ禍が就業者に与えた影響

総務省の労働力調査では、日本におけるコロナ禍まん延初期の2020年3月から4月にかけて、女性の就業者数は3,011万人から2,948万人へと63万人減少し、男性の就業者は3,748万人から3,716万人へと32万人減少したことが示されてい



図表 1. 就業者数の推移（季節調整値³⁾）

出所：「平成4年（4月）労働力調査結果」総務省統計局（筆者、グラフ化）
https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_1（2022年6月24日閲覧）

る(図表1参照)。このことはコロナ禍が大量の離職者を生み出したことを物語っており、特に女性の就業に多大な影響を与えたことが分かる。この間の減少は男女いずれも、これまでのコロナ禍期間中最大の下落幅となっている。また、過去にこの下落幅を超えたのは女性、男性共に1954年以降の月次統計において1963年1月のみであり、コロナ禍が雇用全体に与えた影響が深刻であったことがうかがえる。

この期間の増減を雇用形態別に示したものが図表2である。表から分かるように、女性・男性共に正規の職員・従業員は増加しており、非正規の職員・従業員が減少している。その中でも特に女性の非正規の職員・従業員が大量に離職した事実が分かる。

	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
女性	+7万人	-69万人
男性	+12万人	-34万人

図表2. 雇用者⁴数(役員を除く)の増減(2020年3月～4月、季節調整値)

出所:「平成4年(4月)労働力調査結果」総務省統計局(筆者、加工作成)

https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_1 (2022年6月24日閲覧)

その後2022年4月時点では、女性の就業者は3,034万人と、2020年3月の就業者数を上回っており、コロナ禍前の水準に戻ったと言える。一方男性の就業者は3,704万人と、コロナ禍前の水準にはまだ戻っていないことが分かる。いずれにせよ、これらの事実は日本でコロナ禍がまん延し始めた2020年初頭から2年程度の間、「離職－就職」と多くの労働移動(人材移動)が発生したことを示している。

3. 労働移動が企業に与えた影響

コロナ禍前(2019年4月)と一区切り後(2022年4月)の産業別就業者人数の増減を示したものが図表3である。就業者全体で見ると「宿泊業、飲食サービ

ス業」が減少人数・減少率ともに最も大きな値となっている。一方、増加人数では「医療、福祉」が、増加率では「情報通信業」が高くなっていることが分かる。数値の大小はあるが、「宿泊業、飲食サービス業」から「複合サービス事業」までは就業者数が減少し、「サービス業（他に分類されないもの）」から「医療、福祉」までは就業者数が増加している。この産業分類（業界）によって増減が分かれているという現象から、就業者数が減少した業界から増加した業界へある程度の労働移動が起きていたと考えられるのではなかろうか。

（人数：万人）

産業分類	増減人数 （全体）	増減率 （全体）	増減人数 （女性）	増減率 （女性）	増減人数 （男性）	増減率 （男性）
宿泊業、飲食サービス業	-53	-13%	-36	-14%	-17	-11%
卸売業、小売業	-50	-5%	-22	-4%	-28	-5%
製造業	-30	-3%	-21	-7%	-9	-1%
建設業	-25	-5%	3	4%	-28	-7%
生活関連サービス業、娯楽業	-17	-7%	-14	-10%	-3	-3%
金融業、保険業	-15	-9%	0	0%	-15	-19%
農業、林業	-12	-6%	-6	-7%	-6	-5%
複合サービス事業	-1	-2%	0	0%	-1	-3%
サービス業（他に分類されないもの）	8	2%	8	4%	0	0%
不動産業、物品賃貸業	13	10%	7	15%	6	8%
学術研究、専門・技術サービス業	14	6%	13	16%	1	1%
運輸業、郵便業	17	5%	5	7%	12	5%
公務（他に分類されるものを除く）	22	9%	18	28%	4	2%
教育、学習支援業	39	12%	27	15%	12	9%
情報通信業	49	22%	13	21%	36	23%
医療、福祉	105	13%	71	11%	34	17%

図表 3. コロナ禍前（2019年4月）と2022年4月の主な産業別就業者数の増減

出所：「労働力調査結果」総務省統計局（筆者、加工作成）
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index2.html#kekka>（2022年6月24日閲覧）

さらに男女別では、女性については「宿泊業、飲食サービス業」が減少人数・減少率共に最も値が大きく、減少人数では以下「卸売業、小売業」「製造業」「生活関連サービス業、娯楽業」と続いている。一方、増加については率であれば「公務（他に分類されるものを除く）」「情報通信業」が高くなっているが、就

業者数では「医療、福祉」が71万人と圧倒的に多くなっており、以下「教育、学修支援業」「公務（他に分類されるものを除く）」と続いている。なお、女性の就業者数変動が最も多い「宿泊業、飲食サービス業」と「医療、福祉」は、女性の就業比率がそれぞれ61.4%、74.6%と主要産業別の男女比率では最も割合の高い2業種となっている。また男性については、減少率は「金融業、保険業」が最も高く、減少人数では「卸売業、小売業」「建設業」が多くなっており、増加については「情報通信業」「医療、福祉」が人数・率共に大きな値となっている。以上のことから、女性は「宿泊業、飲食サービス業」をはじめとする業界から、「医療、福祉」へ多くの労働移動が起きたと考えられ、男性は「情報通信業」「医療、福祉」へ多くの労働移動が起きたと考えられる。

「情報通信業」はコロナ禍前から慢性的に人材不足が続いている業界である。コロナ禍を機に人材不足業界への労働移動が起きたであろうことは、結果的にこの業界における人材不足問題解決に多少なりとも寄与したと考えられる。また「医療、福祉」関連業界も「情報通信業」と同様に、コロナ禍前から高齢化社会を迎えている日本において人材不足が社会問題となっており、こちらについてもコロナ禍を機に労働移動が起きたことにより問題解決に多少なりとも寄与したと言えるのではなかろうか。しかしその反面「宿泊業、飲食サービス業」や「卸売業、小売業」は大量の人材が離職した現実がある。特に女性については、「宿泊業、飲食サービス業」の離職者がかなり多いため、以降この業界にフォーカスして論考を進めるものとする。

4. コロナ禍が観光業、飲食サービス業に与えた影響

コロナ禍により、宿泊業を含む観光業や飲食サービス業が大きな打撃を受けたことは周知の事実である。またこれら業界は中小企業が多い⁵事に加え、地域に根差した企業も多いため、結果的に地域経済にも大きな影響を与えているのである。そしてこれらの業界はコロナ禍による行動制限によって人の動きが

停滞し、外国人観光客の入国も制限されてしまったため、突然顧客が来なくなるという状況に陥ってしまったのである。

『国土交通白書2021』⁶によると、宿泊業では2020年5月時点において2019年同月比で宿泊予約が7割以上減少したと返答した事業者は89% まで上昇しており、その後「GoTo トラベル事業」が実施され、同11月には6% と回復したが、2021年1月に緊急事態宣言が発出され、2月には52% まで急上昇するという状況であったことが示されている。また、同白書では旅行業についても同様の増減があったことが示されている。元来、安倍元首相が「観光立国」の推進を表明⁷し、それ以降菅元首相、岸田首相と引き継がれ現在も進められる中で、宿泊業を始めとした観光業はそれを担う重要な存在となっている。しかし日本における今後の経済発展および地域経済発展の一翼を担うこの業界が、実際にはコロナ禍に翻弄されていた状況が浮かび上がる。コロナ禍の状況下で影響を受けたこれら業界を含む、幅広い業種の事業者に対しては、雇用調整助成金、持続化給付金・補助金等の様々な制度（以下、雇用調整助成金等）による援助がなされコロナ禍を凌ぐ状況が続いてきた。しかし、現実問題として顧客はほとんど来ない、または大幅に減少した状況下で事業者が就業者を雇用し続けることは困難で、コロナ禍による景気低迷とあいまって、前項で示したように観光業や飲食サービス業をはじめ様々な業界で就業者が離職していったのである。

本稿執筆時点では、2022年7月には日本政府が新たな観光喚起策に乗り出すという方針であることが報じられている。これは、2022年度に入って各地で実施されている「県民割」を全国の旅行を対象とした制度に切り替えるというものであり、観光地への集客や宿泊設備の稼働率向上、飲食店や小売業の売り上げ向上を目的としている。また、外国人の入国制限も徐々に緩和されつつあり、本稿執筆時点においても外国人観光客が徐々に日本を訪れるようになってきている。コロナ禍が今後順調に収束していった場合、社会全体は徐々にコロナ禍前の状態に戻っていくであろう。その過程では一気に街や観光地に人があふれることが想定される。宿泊業や飲食サービス業界にとっては待ちに待った解禁

とも捉えられるが、この時人材不足が深刻な問題として浮上することが想定される。中小の事業者が多く経済的にも疲弊している状況下で今後新たな人材獲得を行うことには困難が予想され、結果的に現場を支える人材が不足するという課題が生じていくと思われる。コロナ禍が一区切りしたとはいえ、人材が流出した宿泊業、飲食サービス業において急激に新たな就業者が流入するといった状況になる可能性は以下の3つの理由により低いと考えられる。

1つ目は、宿泊業、飲食サービス業での就業に対する不安である。コロナ禍による影響は、ほとんど想定不能な未曾有の出来事であったと言える。そしてその影響により一気に売り上げを無くし、雇用にも大きな影響を与えたのである。コロナ禍が収束しても、人材（特に宿泊業、飲食サービス業で就業していた人材）は、今後コロナ禍のようなパンデミックが発生した場合、再度雇用が不安定となることが起こるのではないかという不安を感じるであろう。

2つ目は、離職率の高さである。厚生労働省の雇用動向調査⁸によると、2009年から2020年の離職率は主要全産業の平均値が15.0%となっているのに対し、宿泊業、飲食サービス業は29.3%と最高値となっている（ちなみに医療、福祉は14.9%である）。離職率が高いことは求職者に対して不人気業種と映るため、かなりの人材流動化が期待できないとこの業界に人材は集まらないと考えられる。

3つ目は、正規／非正規就業の問題である。「2.」項でコロナ禍が広がり始めた2020年3月から4月にかけて、非正規就業者が減少して正規就業者が増加したことを示したが、他業界に正規就業した人材については、状況の変化に応じて直ぐに安定した正規就業の身分から再移動（他業界に転職）するとは考えづらい。

実際に業界別の人手不足割合を示したものが図表4、5である。2022年4月の調査時点では「飲食店」「旅館・ホテル」は正社員においては6位と9位、非正社員では1位・2位となっている。また正社員においては、「情報サービス」が最も深刻な状況となっていることが分かる。しかし、2021年と2022年の差分

を算出してみると、「飲食店」「旅館・ホテル」が正社員・非正社員ともに1位・2位となっており、やはりこれら業界は深刻な人手不足となっていることが分かる。

(%)

	業種	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2021年と 2022年の差分
1	情報サービス	44.6	54.1	64.6	10.5
2	メンテナンス・警備・検査	46.5	55.6	60.1	4.5
3	建設	48.2	54.5	59.4	4.9
4	自動車・同部品小売	33	50	58.4	8.4
5	人材派遣・紹介	26.9	37.1	58	20.9
6	飲食店	14.3	27.6	56.9	29.3
7	農・林・水産	48.2	53.5	55.7	2.2
8	放送	40	46.7	55.6	8.9
9	旅館・ホテル	12.5	23.5	52.4	28.9
10	運輸・倉庫	41.1	42.3	52.2	9.9

図表4. 正社員の人手不足割合（上位10業種）

出所:「人手不足に対する企業の動向調査(2022年4月)」株式会社 帝国データバンク（筆者、加工作成）
<https://www.tdb-di.com/special-planning-survey/sp20220526.php>（2022年7月1日閲覧）

(%)

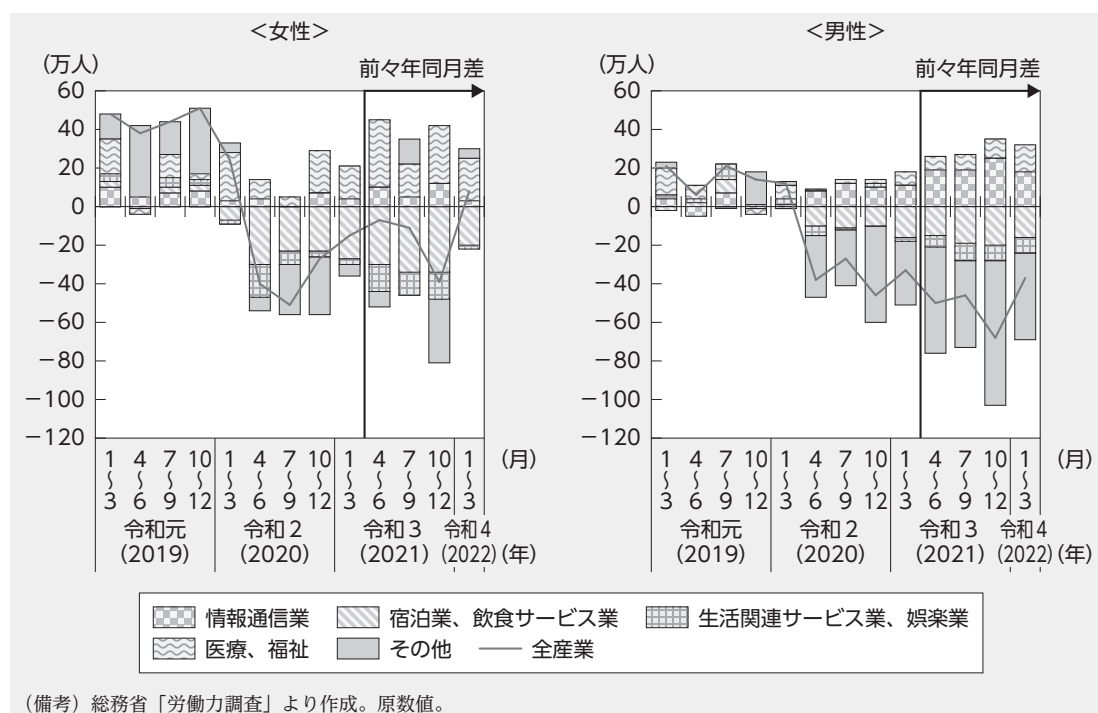
	業種	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2021年と 2022年の差分
1	飲食店	16.4	50	77.3	27.3
2	旅館・ホテル	6.9	27.3	56.1	28.8
3	人材派遣・紹介	26.3	37	53.6	16.6
4	各種商品小売	55.3	45.2	52.3	7.1
5	飲食料品小売	32.4	38.8	48.7	9.9
6	メンテナンス・警備・検査	35.2	42.8	43.9	1.1
7	農・林・水産	38.5	37.9	43.3	5.4
8	繊維・繊維製品・服飾品小売	28.1	17.9	42.9	25
9	娯楽サービス	23.6	33.3	42.6	9.3
10	教育サービス	25	46.2	41.7	-4.5

図表5. 非正社員の人手不足割合（上位10業種）

出所:「人手不足に対する企業の動向調査(2022年4月)」株式会社 帝国データバンク（筆者、加工作成）
<https://www.tdb-di.com/special-planning-survey/sp20220526.php>（2022年7月1日閲覧）

5. コロナ禍が女性就業者に与えた影響

図表6は、コロナ禍の状況下での3ヶ月毎の就業者数の増減（コロナ禍前と比較）を示したデータである。コロナ禍の期間中、女性の就業者で最も減少した「宿泊業、飲食サービス業」については2020年4月～6月に就業者数が大きく減少し、2021年に入りさらに減少幅を広げ、結果的に2019年4月と比較して2022年4月時点で36万人が離職したのである（図表3参照）。一方、女性就業者数の増加に関しては「医療、福祉」が最も多く、同期間で71万人の増加となっている。



図表6. 産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移

出所：『男女共同参画白書（令和4年版）』内閣府男女共同参画局,4頁。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/index.html（2022年6月26日閲覧）

なお、総務省の労働力調査（2022年4月分）の詳細データによると、2020年時点の「宿泊業、飲食サービス業」での就業状況は、女性雇用労働者について

は正規就業（役員を除く）が15%、非正規就業が85% となっている。一方、「医療，福祉」の女性雇用労働者は、正規就業（役員を除く）が57%、非正規就業が43% となっており、他業界と比較して正規雇用率が高くなっていることが示されている。この事実から、「宿泊業，飲食サービス業」から「医療，福祉」に向けての労働移動があった場合、雇用形態が非正規から正規へと変化した要員が多く存在することが想定される。しかしこれは一部であって、全産業で見ると女性就業者においては、未だ非正規就業が過半を占めているのが現状である（図表7参照）。このことは、前田（2000）、山口（2017）、平澤・中村（2017）をはじめとする多くの先行研究にて指摘されている、家族的責任（family responsibilities：家庭内の育児、介護等に対する責任）を女性の方が多く負担しているという状況が、男性の在宅時間が増えたはずのコロナ禍の期間中においてもさほど変化していないためと考えられる。

	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
女性	1,288万人	1,406万人
男性	2,363万人	664万人

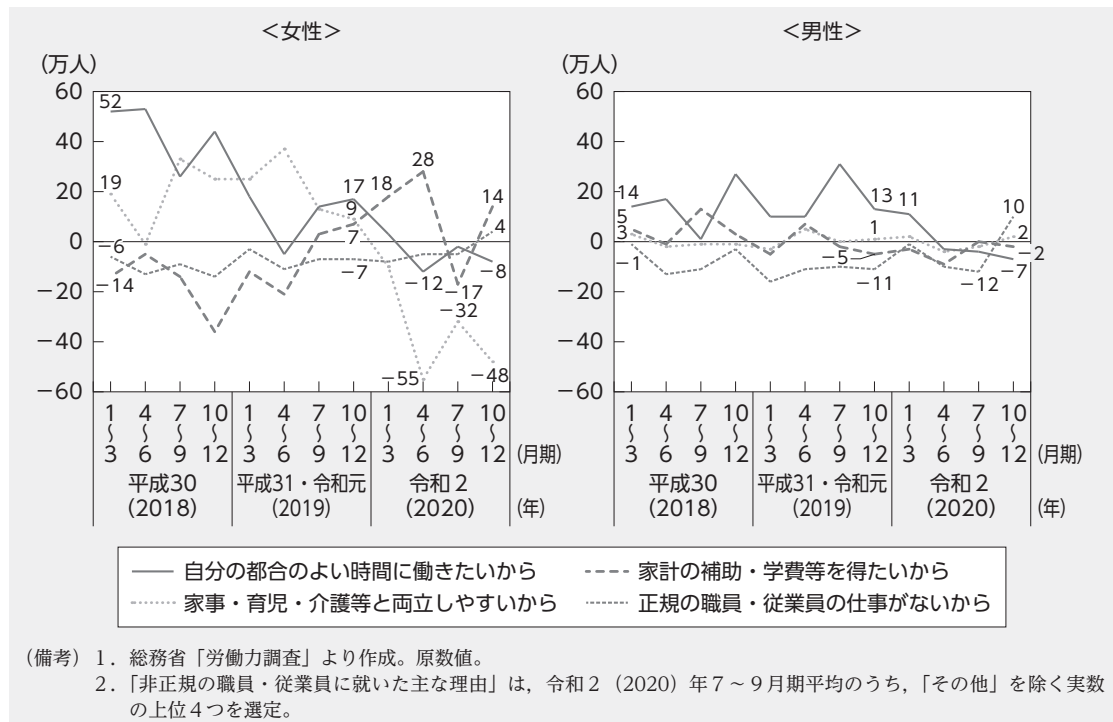
図表7. 雇用者⁹数（役員を除く、季節調整値）

出所：「平成4年（4月）労働力調査結果」総務省統計局（筆者、加工作成）
https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_1（2022年6月24日閲覧）

実際に、非正規就業者がその雇用形態を選んだ理由を示したものが図表8である。男性については「自分の都合のよい時間に働きたいから」という理由がコロナ禍前は多かったが、コロナ禍以降は減少していき、これと対照的に「正規の職員・従業員の仕事がないから」が増加している。コロナ禍の景気低迷で、思うように職を選べなかったことが要因であると考えられる。一方女性については、コロナ禍前は「自分の都合のよい時間に働きたいから」と「家事・育児・介護等と両立しやすいから」がかなり多かったが、コロナ禍が広がる過程では「家計の補助・学費等を得たいから」が多くなっていった。連合の調査によると、非正規雇用で働く女性の生活意識で「経済的なゆとりがない」と返答した者は

コロナ禍が労働移動および女性の働き方に与えた影響に関する一考察

66.9%にのぼり、こちらについても男性と同様、やはりコロナ禍の景気低迷が家計に影響を与え、それを解消するためにこういった理由が増えていったと考えられる。



図表8. 非正規の職員・従業員に就いた主な理由の前年同期差の推移

出所：『男女共同参画白書（令和3年版）』内閣府男女共同参画局，14頁。
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>（2022年6月26日閲覧）

それでは、今後コロナ禍が収束していくことを想定した場合、女性の労働はどう変化していくのでしょうか。本稿ではこれまで女性就業者について、宿泊業、飲食サービス業界から医療、福祉業界に向けてある程度の労働移動が起きた可能性があることを論じてきた。医療、福祉業界は正規雇用率が高いため、移動に合わせて正規雇用者として就業した女性も多いと思われる。一般的に非正規雇用より正規雇用の方が安定度が高く離職の可能性が低いため、コロナ禍収束後に直ちに医療、福祉業界から女性が離職することは考えづらい。しかし現時点で様々な業種に非正規就業している女性については、コロナ禍が収束して社会が安定を取り戻し、生活様式がコロナ禍前に戻った時、改めて働き方に

について再考する可能性があると思われる。

筆者は前掲拙稿にて、働き方の変化の一例としてコロナ禍の中急速に広まったテレワークについて論じてきた。しかしそこには課題もあり、今後テレワークを含めた新しい働き方が急速に広がり、就業を含めた生活様式が一気に変化するとは考えていない（中・長期的にはあり得ると考えている）¹¹。当面は変化するものと、コロナ禍前の働き方や考え方に戻っていくものが混在するのではないかと考えている。その時非正規就業の女性は、就業の理由として図表8で示されたコロナ禍前の「自分の都合のよい時間に働きたいから」と「家事・育児・介護等と両立しやすいから」といった状態を再び求めるようになり、コロナ禍の中での「家計の補助・学費等を得たいから」といった理由で就業した業界から離れることを考える就業者も出てくるであろう。その場合、「家計の補助・学費等を得たいから」といった理由で（特に非正規の）就業者が増加した業界は人材流出が起こることが懸念される。しかしこの時、コロナ禍の中人材流出が激しかった宿泊業、飲食サービス業に人材が戻るのであれば、ある意味コロナ禍前の状態に戻りバランスが取れるといった判断もできるかもしれない。しかし今後コロナ禍が収束していった場合、宿泊業、飲食サービス業に人材が戻るかという点、「4.」項で示した懸念が解消されない限りその可能性は低いのではなかろうか。

6. コロナ禍後を見据えて

政府はコロナ禍で大きなダメージを受けてきた宿泊業、飲食サービス業へのテコ入れのために、コロナ禍の中実施してきた「Go To ～（Eat、トラベル事業等）」等の施策を今後もしばらくは実施していくであろう。人々も2年にわたり我慢していた旅行や外食を自由に行うようになり、インバウンドも増加していくと思われる。具体的にインバウンドの実績を見てみると、旅行収支¹²で見た場合2019年はプラス2.7兆円であったが、2020年には5,552億円、2021年には2,084

億円と大きく落ち込んでいる。また訪日外国人旅行者数¹³については、2019年に3,188万人であったものが、2020年には412万人、2021年には25万人と1/127にまで激減している。今後コロナ禍が順調に収束していき、ひとまず2019年の数値に戻っていくと仮定した場合、収縮した市場が一気に膨らんでいくこととなる。

しかし、その時現実問題として浮上するのは「4.」項で論じた深刻な人材不足である。宿泊業、飲食サービス業の営業が正常に戻っていき顧客が訪れるようになって、就業者が不足していれば顧客のニーズに応える十分な事業活動は出来ない。そのため、就業者が不足している分は営業範囲を狭めざるを得なくなる。さらに事業者側は「Go To 〜」等の諸施策は一時的なもので、終了後には需要が一旦落ち着くことを想定するであろう。そもそも宿泊業や飲食サービス業は人手を要する業界であり、しかもパンデミック、災害、風評、景気等に左右されやすい面を持ち合わせているであろうことが今回のコロナ禍でさらに明確となった。その上地域に根差した中小企業も多いため、何かが起こるとたちまち経営が窮する環境に身を置いている。そう考えると、企業はむやみに人材を抱えるというリスクを回避する行動をとることが想定される。また就業者側も「4.」項で示した通り、これら業界で就業することを躊躇する可能性がある。このような状況となった場合、宿泊業、飲食サービス業はコロナ禍前の状態にまで戻ることが出来ず、その結果日本政府が進める観光の振興、ひいては日本経済の進展にまで影響を与えることになり得るのである。宿泊業、飲食サービス業は女性の就業率が高い業界であり長期的には需要も見込めるため、今後は就業に対する不安を払しょくして人材確保を可能とすることが肝要となる。

では宿泊業、飲食サービス業の就業に対する不安を払拭し、人材確保を可能とするにはどうすれば良いのであろうか。実際にコロナ禍の状況下で実施された企業支援策には以下のものがある。

＜コロナ禍における主な企業支援策＞

- ・各種助成金
- ・資金繰り支援
- ・税負担の軽減・延長措置
- ・ハンズオンによる経営支援（専門家派遣）
- ・Go To ～ 等

これらの支援策は、今後コロナ禍が再燃した場合必要に応じて同様な支援がされていくであろう。しかしこれらは全て期間限定のもので、さらに現場で問題となる人材確保に直接的に寄与するものが見当たらないという問題点を有している。筆者の調べたところでは、京都府がコロナ禍における人材確保策として企業説明会を開催した事例があった。しかし企業説明会に類するものは以前から幅広く行われており、結局そこでは人気のある業界・企業に人が殺到してしまい、求職者が不安を感じる業界には人が集まらないことが多々発生する。そのため効果のほどは不明だが、経済面を中心とした支援策があふれる中、実際に企業が困っていると思われる人材確保に対して具体的に取組んだことは評価されるべきことと言える。

筆者は長期的に就業に対する不安を払しょくさせるためには、労働者数を増やすこととジョブ型雇用のある程度の定着が効果をもたらすと考えている。まず労働者数の増加についてだが、日本は少子化により人口減少が続き、就業者もそれに合わせて減少していくことが明確となっている。そうすると、限られた労働者を企業が取り合う状況となり、人手を必要とする宿泊業、飲食サービス業は他業界と比較して人材獲得が困難となることが予想される。労働者数減少の対策としては、現在定年延長や女性の働き方改革¹⁴による就業者数の増加が進められている。しかし、母数である日本国民の数が減少していく中ではその効果には限りがある。そのため、これらに加えて外国人の雇用を早急に増加させることが肝要となる。これについては在留資格に対する制限を実態に合わせて早急に緩和していく必要がある。主要先進国の中では日本をはじめイタリア、ドイツなどで今後人口減が続いていくことが想定されており、日本と同様

の課題を抱えている。これらの国々は、その解決策の一つとして外国人労働者に目を向けるであろう。そういった中で、他国より入国制限が厳しいと外国人労働者に選んでももらえないこととなってしまう。この課題を早急に解決することで外国人労働者の確保に向かい、結果的に本稿で論じている宿泊業、飲食サービス業の人材不足解消にもつなげていく必要があるのではなかろうか。

一方のジョブ型雇用は昨今注目を集めているが、現在日本で主流となっている就社イメージのメンバーシップ型雇用が、一気にジョブ型雇用に置き換わることは筆者は現時点では考えていない。しかし実際に導入する企業も出始めており、今後はジョブ型雇用に移行または併用（一部職種に対応させる）する企業や、メンバーシップ型雇用であってもジョブ・ディスクリプション（職務記述書）のみを導入するといった、ジョブ型雇用の一部の要素を組み入れる企業は増えていくと思われる。いずれの場合もジョブ・ディスクリプションをベースとして運用されることになるため、より個人の持つ経験やスキルを採用者／被採用者が今よりも明確に意識するようになるであろう。

そしてこの運用が定着すれば、雇用の流動性が高まる可能性が見えてくるのである。日本の雇用形態の特徴として終身雇用的な特徴があげられ、現状では流動性は高いとは言えない。このままでも企業が競争環境で勝ち抜けるのであれば良いのだが、現代の経営においてはそれが足かせになることも指摘されてきている。雇用の流動性が高まれば、自身のスキルや取り巻く環境、ライフステージの変化に合わせて仕事を選ぶことが可能となる。そうすれば業界に対して就業したいが多少の不安があるという状況下でも、社会全体が今より雇用流動性が高まっているのであれば、まずはその世界に飛び込むという決断も可能となる。そうすると、例えばコロナ禍の状況下で宿泊業、飲食サービス業から他業種に転職した人材が再度宿泊業、飲食サービス業に戻ることを考えたり、新たに就業を考える人が出てくるといった可能性が増え、結果的に職業選択の幅が広がっていくことが考えられるのではなかろうか。

以上の2項目については、宿泊業、飲食サービス業のみにでなく、産業界全

体に関わる内容である。しかし職業選択の自由が憲法にて保証されており、就業者自体が減少しつつある日本においては、今回のコロナ禍をはじめとする様々な要因によって人手が集まらない業界がどうしても出てしまう。そういった中で必要な施策を考えた場合、長期的視点では個別の支援策に加えて日本の産業界全体を見渡したものが有効となってくるのではなかろうか。女性の就業率が高い宿泊業、飲食サービス業の不安が払しょくされていくことは、結果的に女性の職業選択の可能性を広げることとなり得るのである。

7. おわりに

本稿では、2022年3月時点でコロナ禍が一区切りしたと仮定し、コロナウイルスまん延以降の2年を超える期間において、企業や女性労働者がどのような影響を受けているかを分析し、最終的に今後コロナ禍が収束していくことを想定して、長期的にどうすれば良いかを考察してきた。

コロナ禍の初期（2020年3月～4月）に、日本では多くの就業者が一気に離職した。またその内訳は女性の非正規の職員・従業員が最も多く、身分の不安定さを露呈することとなった。さらに詳細なデータからは、業界毎では減少したところと増加したところが見受けられた。しかもその数値は偏ったものとなっており、そのことから、就業者が減少した業界から増加した業界へある程度の労働移動が起こっていたことが想定される。就業者の減少が多かった「宿泊業、飲食サービス業」は、コロナ禍の影響を大きく受けた業界であることは周知の事実であり、就業者の減少はやむを得ない感がある。また、増加した「情報通信業」「医療、福祉」はコロナ禍前から慢性的な人材不足が伝えられている業界で、コロナ禍を機に就業者を増やしたことは人材不足解消の一助となったものと思われる。

女性に多い非正規就業者は、コロナ禍の影響を受け就業理由が大きく変化していることが分かった。女性の場合コロナ禍前は「自分の都合のよい時間に働

きたいから」と「家事・育児・介護等と両立しやすいから」といった理由がかなり多かったが、コロナ禍後は一変して「家計の補助・学費等を得たいから」といった理由が伸びていった。このことから、コロナ禍で経済的に困窮していった姿が浮かび上がった。

そういった中、まだ予断を許さない状況ではあるが政府の宣言の元、社会は少しずつ平常を取り戻しつつある。そうすると就業者が流出した「宿泊業、飲食サービス業」はたちまち人材不足に陥ることが懸念される。仮にこの業界に戻りたいと考えた労働者が居た場合、今後今回のコロナ禍と似たような状況が起こるかもしれないと考えれば就業を躊躇するであろう。そうすると業界に顧客が戻っても対応しきれないという状況に陥る可能性がある。

このように苦境に陥った企業を支援するものとして、これまでも実施されてきた雇用調整助成金等の各種施策があるが、それらは現場の人材確保にまで踏み込めていないという問題を抱えている。そのため筆者は人材確保がより長期的に期待できる方策として、日本におけるジョブ型雇用のある程度の普及と労働者数の増加の必要性を提起した。労働者数増加の切り札は外国人労働者の増加にあると言え、この問題はコロナ禍前からの課題でもあり、早急な取り組みが求められる。一方、ジョブ型雇用については日本においてはまだ導入する企業は少ない。しかしこの形態は日本の雇用形態が抱える課題を解決する可能性も秘めていると筆者は考えている。しかしながら、ジョブ型雇用は日本企業にどのように適合していくのかは未知の状態なため、今後研究課題の一つとして探求していきたいと考えている。また、コロナ禍は一区切りしたとはいえ、収束にはまだ時間がかかると思われ、その間企業や就業者、特に女性就業者には更なる影響が及ぶ可能性がある。この点についても引き続き研究を進めていく所存である。

注

- 1 板倉文彦著「働く女性を取り巻く環境変化とその課題に関する一考察」実践女子短期大学部『紀要』, 第43号, 2022年3月, 1-14頁。
- 2 収束した訳ではなく、コロナ禍の中で生活様式が変化したという概念である。
- 3 総務省統計局では、季節的な変動要因（農林業就業者が春から夏にかけて増加し、秋以降減少していく等）で毎年同じような動きをするものを「季節変動」と呼んでいる。月次統計分析を行う場合、「原数値」とそこから季節変動を除去した「季節調整値」の両方が公表されている。
- 4 雇用者は、就業者から自営業主および家族従業者を除いた者である。
- 5 中小企業庁の「中小企業実態基本調査 令和3年速報（令和2年度決算実績）」によると、「宿泊業、飲食サービス業」の就業者が50人以下の割合は98.7%となっている。
- 6 『国土交通白書2021』国土交通省,
<https://www.mlit.go.jp/statistics/hakusyo.mlit.r3.html> (2022年6月26日閲覧)
- 7 「観光立国推進基本計画」として2017年に閣議決定された。
- 8 「雇用動向調査 2020年（年自別推移）」厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/9-23-1.html> (2022年7月5日閲覧)
- 9 雇用者は、就業者から自営業主および家族従業者を除いた者である。
- 10 「非正規雇用で働く女性に関する調査2022」日本労働者組合総連合会（連合）,
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20220331.pdf?4668> (2022年7月5日閲覧)
- 11 前掲拙稿にて、テレワーク普及の課題としてその生産性比率がパーソル総合研究所の調査（2020年11月）で84.1%（出社時の生産性を100%として）と、出社時と比較して生産性が落ちる点を課題として指摘してきた。パーソル総合研究所による最新の調査結果（2022年2月）においても生産性比率は84.2%でほぼ横ばいとなっており、コロナ禍の2年間でテレワークに順応したにも関わらず生産性比率が上昇しないことは、テレワーク自身およびその運用方法が未成熟な状況にあることを示唆しているのではなかろうか。従って、コロナ禍を機に急速にテレワークが普及する可能性は低いと想定する。同様に、コロナ禍の状況下での働き方は、正常状態に戻るに従いその方法も戻っていくものが多く存在すると考えられる。また、安藤はテレワークにより働きすぎやそれによる健康障害の問題が懸念されることを示している。テレワークで業務量100%をこなそうとした場合、生産性比率が84%だとすると1.19倍の時間が必要となる。このことが安藤の示す問題につながっていく可能性があるのではなかろうか。安藤史江著『コア・テキスト人的資源管理』新世社, 2008年11月, 174頁。
- 12 「国際収支の推移」財務相,
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm (2022

コロナ禍が労働移動および女性の働き方に与えた影響に関する一考察

年7月2日閲覧)

- 13 「訪日外客数・出国日本人数データ」日本政府観光局,
https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html (2022年7月2日閲覧)
- 14 2017年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律として「女性活躍推進法」が国会で成立し、その後改正も行われている。

<参考文献>

- 浅川賢司、栗山昭久著「コロナ禍の状況を踏まえたテレワークの継続的な実施可能性の検討」『環境経済・政策研究』14巻1号, 36-40, 2021年
- 阿部正浩・山本勲編『多様化する日本人の働き方』慶應義塾大学出版会, 2018年1月
- 安藤史江著『コア・テキスト人的資源管理』新世社, 2008年11月
- 石田雅彦著『企業価値を高める組織・人材マネジメントの思考と実践』(一社) 金融財政事情研究会, 2021年9月
- 伊丹敬之著『日本企業の復活力 コロナショックを超えて』文藝春秋, 2021年1月
- 乙部由子著『女性のキャリア継続』勁草書房, 2010年12月
- 河合雅司著『コロナ後を生きる逆転戦略 縮小ニッポンで勝つための30カ条』文藝春秋, 2021年6月
- 基礎経済科学研究所編『日本型企业社会と女性』青木書店, 1995年10月
- 熊沢誠著『女性労働と企業社会』岩波書店, 2000年10月
- 熊沢誠著『格差社会ニッポンで働くということ』岩波書店, 2007年6月
- 熊沢誠著『私の労働研究』堀之内出版, 2014年12月
- 今野晴貴『賃労働の系譜学』青土社, 2021年11月
- 清家篤、濱口桂一郎他著『ジョブ型 vs メンバーシップ型』中央経済社, 2022年4月
- 日本婦人団体連合会編『女性白書 2021』ほるぷ出版, 2021年8月
- 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会編著『女性と労働』旬法社, 2017年4月
- 原田曜平、小祝誉士夫著『アフターコロナのニュービジネス大全』ディスカヴァー・トゥエンティワン, 2021年7月
- 濱口桂一朗著『働く女子の運命』文藝春秋, 2015年12月
- 濱口桂一朗、海老原嗣生著『働き方改革の世界史』筑摩書房, 2020年9月
- 濱口桂一朗著『ジョブ型雇用社会とは何かー正社員体制の矛盾と転機』岩波書店, 2021年9月
- 樋口美雄、労働政策研究・研修機構編『コロナ禍における個人と企業の変容ー働き方・生活・格差と支援策』慶應義塾大学出版会, 2021年11月

平澤克彦、中村艶子編著『ワーク・ライフ・バランスと経営学』ミネルヴァ書房，2017年11月

藤井治枝、渡辺峻編著『日本企業の働く女性たち』ミネルヴァ書房，1998年9月

前田信彦著『仕事と家庭生活の調和－日本・オランダ・アメリカの国際比較』日本労働研究機構，2000年6月

宮川努編著『コロナショックの経済学』中央経済社，2021年4月

山口一男著『働き方の男女不平等 理論と実証分析』日本経済新聞出版社，2017年5月

山口幹幸、高見沢実著、編『Before/With コロナに生きる社会をみつめる』ロギカ書房，2021年3月

脇阪明著『女性労働に関する基礎的研究』日本評論社，2018年8月

和田肇編著『コロナ禍に立ち向かう働き方と法』日本評論社，2021年1月

〔論 説〕

自立的小企業と発展 —自由と創造性—

野 末 英 俊

はじめに

1. 需要の役割
2. 大企業と官僚制
3. 自立的小企業と革新

むすび

はじめに

企業に求められているのは、発展である。単に、量的拡大のみでなく、質的向上が必要である。交換の均衡水準の向上において、注目されるのが、一部の革新的な小企業である。企業の競争力は、企業規模だけでは決定されない。一部の企業家精神旺盛な小企業が、急成長する事例が、しばしばみられる。このような小企業は、一般に、独立的である。

資本主義においては、商品（貨幣）経済が一般化する⁽¹⁾が、この枠内において、企業を中心とする多元的な組織が成長⁽²⁾する。そして、組織の基礎は、知識⁽³⁾である。科学的管理は、職務に「科学」を適用して、生産性の向上を図る。大企業においては、合理的経営⁽⁴⁾が行われ、高い労働生産性を実現する。

現代の資本主義においては、商品（貨幣）経済を枠組みとしながらも、貨幣以外の経営資源（とりわけ知識・情報）の役割が高まっている。

こうした社会においては、小企業であっても、発展の可能性が存在する。革新的な小企業は、一般に、自立的である。大企業や政府に依存せずに、自らの力によって、独自の発展を試みる。他方、大部分の中小企業は、大企業に対して従属的である。大企業や政府に従属・依存することによって、一時的な安定が得られることがある。しかし、特定の枠組みの中で動く依存・従属型の小企業に、発展を期待することは困難である。革新的な小企業は、困難を乗り越えようとして、逆境の中で積極的なイノベーションを試みる。⁽⁵⁾ 一部の自主・独立の精神をもつ小企業によって、活発な革新が行われる。

資本主義の発展とともに企業規模の拡大が進展⁽⁶⁾した。そして、その最高形態は、株式会社であった。ここで、企業規模の拡大に、重要な役割を担ったのは、株式会社制度の普及⁽⁷⁾であった。株式会社制度は、社会の隅々に存在する零細な資本の集中を可能とし、大企業の形成を可能にした。

19世紀には、欧米資本主義国において、株式会社制度が、広く普及し始め、とりわけ、国家を（再）統一したアメリカ・ドイツにおいて、大企業が急速に成長し、独占が形成された。経済が静態的である状況下においては、独占の力は、強大である。独占企業は、巨大な資本、生産設備、高度な専門能力をもつ人材、信用力、豊富な知識・情報を保有している。しかし、一度、独占が形成されると、独占企業は、独占（超過）利潤を長期的に維持しようとする。独占は現状維持的であり、競争を制限し、イノベーションは停滞する。企業は、内向きとなり、技術革新に取り組むことよりも M & A（合併・買収）によって、競争相手を買収して、競争を回避しようとする。

大企業の出現は、市場における競争を通して、多くの中小企業を淘汰した。独占・寡占は、利潤の獲得が可能であり、独占・寡占企業は、利潤を維持するために、自由の制限を図るようになる。この結果、M & A は活発化したが、イノベーションは停滞することになった。

イノベーションには、競争が必要であり、この中で、急速に発展を遂げたのは、一部の革新的な小企業であった。この革新的小企業は、一般的に自立があるので、この範疇の企業を自立的小企業と名付けることにする。自立的小企業の起源は、中世ヨーロッパの小経営に見出すことができる。中世ヨーロッパの末期に、農村工業において、小経営（小商品生産者）が自由な経済活動を展開するようになると、土地を基礎とする封建体制は、徐々に解体し、資本主義経済が形成された。⁽⁸⁾ このように、封建体制の枠内に農村（毛織物）工業が成長し、局地的に、小経営による自由な経済活動が活発化し、この動きが拡大して、封建体制を解体していった。⁽⁹⁾ 他方、中世の港湾都市などに集住していた高利貸しや、暴利・冒険的な中世商人は、営利精神を有していたが、資本主義における推進力となることはできなかった。資本主義を先導したのは、中世商人ではなく、工業であり、堅実な生産者であった。封建体制末期に一般的であった農村工業（毛織物）の小経営（小商品生産者）は、資本主義の時代に入ると、自由競争の中で淘汰され、資本家と転落した大多数の労働者に二極分解した。以後、資本主義は、産業資本（工業）が中心となって、先導されることになった。資本主義の発展とともに、資本の集積・集中によって企業規模が拡大したが、他方、労働者の自主・独立の精神は、衰退した。資本主義の発展と共に、生産性が向上し、労働者の生活は向上し始めたが、労働に対する主体性を失い、資本の一手段に転落した。

しかし、資本主義は、発展によって生産性を高める。20世紀初頭に F.W. テイラーによって創始された科学的管理は、管理に「科学」を適用⁽¹⁰⁾して、生産性の向上を図ろうとするものであった。近年は、社会における知識の役割が高まっている。資本主義は、商品（貨幣）経済が一般化する体制であるが、この枠内において、企業を中心とする多様な組織が成長し、知識が重要な役割を担うようになる。こうして、組織社会、知識社会が出現する。⁽¹¹⁾ 現代は、寡占企業を中心とする経済体制が形成されている。寡占企業においては、合理的経営が行われ、高い労働生産性を実現する。しかし、企業規模によってのみ

では、企業の競争力は決定されない。寡占企業においては、官僚制⁽¹²⁾が形成され、従業員が、巨大な組織の歯車と化し、労働者としての主体性を喪失し、一般に、組織に対して受動的である。寡占企業の労働者は、企業組織の一部として、生活の安定と引き換えに、賃金労働者として、資本に包摂されている。労働が、人間の本質であるのにも拘わらず、労働によって、自己を発現することが困難である。寡占企業の労働者は、生活が安定するが、労働の成果（生産物）は自らのものではなく、労働者は、創造の喜びを感じることができず、職務能力を高めることも困難である。また、企業規模が大きくなるほど、企業内分業が進展し、職務が細分化される。労働者の職務は、マニュアル化し、熟練労働は解体され解体され、不要となる。労働者は、代替が可能な組織の一部品となる。

現代は、商品（貨幣）経済の枠組みの中で、企業をはじめとする多様な組織が成長し、貨幣は、必ずしも企業の競争力の決定要因ではなくなっている。今日、企業にとって、貨幣は必要条件であるが、十分条件ではない。社会の中の知識・情報の役割が高まり、企業規模（資金量）だけでは、競争力は決定されない。独占企業は、独占（超過）利潤によって、内部留保を蓄積し、金融支配を断ち切った。⁽¹³⁾

大企業は、豊富な研究開発費によって、技術水準を高める。しかし、官僚化されて組織の中で、労働者の工夫は、無視されることが多い。しかし、イノベーションは、最初は、小さな工夫から、大きな変化が創出される。市場におけるニッチな分野で、このような小さな革新を、事業化するのに大きな役割を担っているのが、自立的小経営である。しかし、独占・寡占企業が、内部に、豊富な資金、技術集約的な設備、優れた人材、豊富で高度な知識・情報を保有しながら、その現状維持的な文化によって、過去の伝統・価値観・成功体験から脱却できずに、衰退する事例をしばしば見つけることができる。

他方、従来とは全く異なる新しい視点と方法で、顧客の支持を得て、急速に発展する一部の自立的小企業が存在する。ここで、自立的小企業は、単に、利

潤だけではなく、社会貢献の精神を強く有している。これらの自立的小企業は、特定の大企業に従属することなく、自主・独立の精神をもち、特定の分野において、限られた経営資源を、集中的に活用して、市場において、独自に位置を獲得し、新市場を切り開く。企業内における経営資源が、イノベーションを生み出す原資である。しかし、その潜在性を引き出すのは、ヒトであり、起業家精神や自由の精神である。今日の産業構造を変革する一つの重要な要因は、自立的小企業による革新である。一部の自立的小企業は、従来とは、全く新しい視点から、大企業に挑戦する。こうして、市場の中の競争が活性化し、経済の発展が進展することになる。本稿では、自立的小企業のもつ特徴について、分析を試みることにする。

1. 需要の役割

企業の存立にとって、市場における需要の存在が最も重要である。15世紀後半以降の大航海時代による販路の出現が、中世ヨーロッパの経済社会に大きな影響を及ぼした。新航路の発見によって、新大陸やアジアの巨大な市場が出現した。当時のヨーロッパの主要な工業製品は、毛織物であったが、突然出現した巨大な新市場における需要に応えるためには、製品を一つ一つ製造する中世ギルドにみられた職人的な生産方法では無理であり、また、封建制による抑圧は、自由な経済活動の桎梏となった。

新しい販路の出現によって、中世末期の商人が支配する問屋制家内工業からマニファクチュア（1550～1770年）、機械制大工場（1770年～）へと分業・機械化が進展した。他方、木綿製品の市場が急拡大し、木綿工業を基軸として、次々に技術革新を生み出した。1733年のジョン・ケイの飛び杼の発明は、第一次産業革命における技術革新の進展の連鎖を誘発する最初の梃子であった。

このように、イノベーションによる新しい販路（需要）の出現が、新たなイノベーションを導いた。企業は、市場における需要の上に存立している。企業

にとって、顧客を確保できるかどうかは、死活問題である。商品の貨幣への転換の過程を、マルクスは、「命がけの飛躍⁽¹⁴⁾」とよび、P.F. ドラッカーは、「顧客の創造⁽¹⁵⁾」と呼んだ。ここで、「顧客の創造」は、マーケティングとイノベーションによって可能となる。「顧客の創造」は、利潤のみでなく社会貢献を重視する革新によって生み出される。M.E. ポーターは、『国の競争優位』（1990）で、国の経済発展における4要因、要素、需要、企業の戦略、構造およびライバル間競争・戦略、関連・支援産業と主要4要因と、チャンス、政府の役割の補完的な2要因をあげた（ダイヤモンド理論⁽¹⁶⁾）が、とりわけ、需要の役割は、企業の存立にとって、利潤を獲得するという意味において、決定的である。

資本主義においては、技術革新によって、産業構造が急速に変化し、消費者欲求が高度化・多様化する。しかし、大企業は、概して、現状維持的である。大企業は、いくつかの基幹商品をもっている場合があり、これを収益の源泉とし、ここで得られた利潤を基礎として、他の分野に多角化していくことがある。しかし、大企業は、現有の設備を生かす視点から、多角化する場合であっても、基軸事業から大きく逸脱することに対しては、慎重になる場合が多い。現代においては、市場（需要）環境は、急速に変化している。かつて、中心であった市場が縮小し、新市場が拡大している時、企業は、自己の基軸事業を移行する必要がある。「大工業は、…ますます大規模に生産することを強いられ、…もはや、需要の出現を待っていることはできない⁽¹⁷⁾」大企業は、技術革新の推進、新製品の開発、広告等によって、新しい市場を開拓⁽¹⁸⁾しようとする。しかし、熾烈な市場における競争の中で、このような大企業の努力によっても、長期的存続・発展は容易ではない。

2. 大企業と官僚制

1602設立のオランダ東インド会社は、出資者全員が有限責任社員となって、株式会社の起源となった。株式会社は、社会に存在する零細な資金をも集中し、

大企業の設立を可能にした。今日の資本主義の中心に位置しているのは、巨大な寡占企業である。

しかし、発展は、自立的小企業において、しばしば遂行される。多くのイノベーションの芽は、自立的小企業によって育てられる。しばしば、巨大な、寡占的大企業が、後発の革新的な中小企業からの挑戦に敗北する。これは、1980年代以降の ICT 産業の中での IBM とマイクロ・ソフトの競争⁽¹⁹⁾などに典型的に、その事例を見ることができる。経済が静態的であれば、競争力は、企業規模（資本量）によって決定される。ここでは、巨大な資金をもつ大企業が、コストの削減を実現し、中小企業は淘汰される。一か所ないし数か所に、巨大な生産設備を集中した大企業に対して、標準的な生産手段で生産を行う中小企業が対抗することは困難である。

M.E. ポーターは、『競争の戦略』において、三つの基本戦略を提示した。①コスト・リーダーシップ、②集中戦略、③差別化戦略である。企業にとって、コストの削減は、最も基本的な戦略⁽²⁰⁾である。①のコスト・リーダーシップは、大企業にとって有利であり、「規模の経済」や、一つ生産手段を共用する「範囲の経済」、大量流通の出現にともなう「速度の経済⁽²¹⁾」などによって、実現される。大企業は、巨額の研究開発費を用い、新製品の開発、広告による需要の喚起を積極的に行う。市場における競争は、資本の集積・集中によって、独占・寡占に転化し、最終的に、寡占企業間の競争を基軸とする寡占経済が形成された。

マックス・ウェーバーは、正統的支配の三つの純粋型があるとした。すなわち、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配⁽²²⁾である。伝統的支配は、慣習的なものであり、カリスマ的支配は、個人の資質による。近代社会は、法治国家であり、合法的支配が行われることになる。ここで、官僚制は合法的支配にあたる。官僚制は、政府や大企業において、典型的に形成される。官僚制においては、労働者は、組織の一手段に転化する。大企業の労働者は、官僚制（鉄の檻⁽²³⁾）を生活の安定と引き換えに、受け入れることになる。他方、マ

ルクスは、資本主義においては、貨幣が物神（偶像）として機能し、すべてのことがらが転倒⁽²⁴⁾するとした。その交換力によって、貨幣が「目に見える神」となり、生産手段・組織が目的化し、労働者が手段化する。この結果、多くの労働者は、人間の本質である労働⁽²⁵⁾によって、喜びを感じるができない。（労働疎外⁽²⁶⁾）大企業が出現によって、集権的な官僚制が一般化する。同時に、労働者は、官僚制のもとで、組織の一部となり、その主体性を喪失することになる。

経済が静態的であれば、官僚制は優れた組織である。官僚制の下では、企業は、合理的な経営が行われ、組織は、機械体系化し、高い生産性が可能になる。官僚制は、専門化と統合によって成り立ち、労働者は、細分化された職務において、専門的役割を担う。しかし、大企業において、労働者は、組織の一手段として機能する。労働者は、受動的となり、創造性の欠如が問題となる。官僚制のもとでは、伝統や先例が優先され、変革に対して、慎重になる。大企業は、労働者の高賃金を保障することが可能である。しかし、官僚制の下では、労働者の職務は細分化し、労働者は、専門的な能力を高めることが困難な場合が多い。労働者は、マニュアル化された職務の分担を担い、全体に対する視点を見失い、この結果、生産的ではあるが、労働者の自由や創造性は抑制される。

時間の経過とともに、大企業は成熟化し、巨大な生産設備の維持に大きな努力を強いられるようになる。過去の成功体験と長い時間をかけて形成された価値観によって、大企業は、新しい事業への取り組みに慎重になる。他方、労働者は、ますます細分化された職務に専念し、セクショナリズムに陥り、全体的な視点を失い前例を重視し、機械体系化された組織の一部として機能する。官僚制のもとでは、組織内のコミュニケーションは失われ、企業環境の変化に対応することが困難となる。文書主義やマニュアル主義によって、労働者は、ますます組織の一手段としての役割を担うようになる。このような集権化の問題に対して、大企業は、事業部制⁽²⁷⁾の導入を試みることがある。

資本主義においては、全てのことがらが転倒⁽²⁸⁾する。商品（貨幣）経済

の一般化とともに、貨幣・商品が物神化し、目的達成の手段である組織⁽²⁹⁾が目的化（労働者の支配者）し、労働者は、一手段に転落する。官僚制から、創造的なイノベーションを期待することは困難である。このように、資本主義発展の結果としての大企業は、それ自体が問題をもつ存在である。発展のためには、柔軟性・創造性が必要となる。E.T. ペンローズは、「会社がいかに大きくとも、与えられた期間に果たしうる拡張の量には限度がある。だから大企業グループがみずから経済界に作り出した有利な投資機会を一つ残らず有効に利用しうる、と仮定する理由はまったくない。かれらがみずからを競争から守る力を手放すまいと固執することは考えられるが、生産し、技術革新し、消費者を吸引する卓越した能力以外の手段で、このような保護を手に入れるかぎり、経済の間隙は、“人為的”に削減され、かれらの支配的地位が維持されるばかりでなく、経営自体の成長も抑制されてしまうのである。大企業および、ビッグ・ビジネス間競争の擁護論が有力なものであるとしても、それによって立つ条件は放任しても永続する性質のものではなく、なれ合いや、資金的統制の拡張や、経済組織の矛盾を解決しようとする闘争によって破壊されてしまう性格のものである。この経済組織では、競争が神であると同時に悪魔でもあり、会社の成長は効率よく行われるが、それによって規模はそれ自体では非能率とはいえないにせよ、やがてはみずからの成長を阻害するに至る産業構造を生み出してしまうものである⁽³⁰⁾」と述べている。このように、多くの大企業の経営は、安定的ではあっても、概して、現状維持的であり、急激な市場環境の中をブレイク・スルーすることが、困難な場合が、しばしばみられる。他方、一部の自立的小企業の中に、発展を可能にする文化が、内包されている。

3. 自立的小企業と革新

「鉄道を建設したものは、一般に、駅馬車の持ち主ではなかった⁽³¹⁾」ように、画期的な革新は、従来、産業を支配していた大企業から生まれることは稀であ

る。最も動態的な資本主義国家であるアメリカにおいては、新産業の創出が活発であり、一部の自立的小企業が、新技術やビジネス・モデルを用いて、市場を切り開き、大企業に成長する一方、かつての巨大企業が成熟化し、衰退することが、しばしばみられる。

今日、企業の競争力は、企業規模のみでは、決定されない。商品（貨幣）経済が一般化する中で、資金（貨幣）の保有は、有利な条件であるが、資金をもたない一部の自立的小企業が成長して、大企業に挑戦し、新産業の創造を先導するのを、しばしばみることができる。静態的な経済においては、巨額の資金をもつ大企業が、圧倒的に有利である。しかし、現実には、資本（資金量）のみで、企業の競争力が決定される訳ではない。長い歴史をもつ大企業が、成熟化し、市場の変化に対応ができずに衰退する。企業が、長期間かけて形成された伝統や価値観から脱却することは容易ではない。独占企業のように競争を制限し、独占（超過）利潤の上に、イノベーションを怠った企業は、長期的には、その革新的性格を喪失し、自由競争の中で鍛えられた自立的小企業に敗北する。

他方、一部の自立的小企業は、狭い分野において、新しい視点や価値観から独自の領域を切り開き、独自に行動する。これに加えて、その企業に存在する自由な精神が、企業の存続・発展に大きな影響を及ぼす。自立的小企業は、経営資源において、大企業に対して劣位であるが、大企業にみられる官僚制を排しており、自由の精神は、全く新しい発想によるイノベーションを可能とする。また、一部の自立的小企業は、社会貢献の精神を強く持ち、狭い分野において革新を繰り返し、ついには、市場における顧客の支持を取り付け、急速に成長する。このような小企業は、自主・独立の精神を有している。

資本主義の発展は、自由の拡大と密接な関連をもつ。政府の介入を排除し、企業は、絶えざるイノベーションによって、常に、新機軸を求め、均衡を高めようとする。ここで、必要なものは、経営資源であるが、企業は、カネ（貨幣）以外にも多様な経営資源の集合体であり、近年は、知識・情報の役割が高まっている。しかし、経営資源の潜在力を引き出すのは、ヒトであり、組織の持つ

自由の精神である。独占は、変革に対して抑制的に作用する。大企業は、しばしば、伝統的な企業文化⁽³²⁾や価値観からの脱却が困難となる。大企業においては、多くの高度な専門知識をもつ人材を抱えながら、官僚制によって、労働者は、その一部品となり、自由が制約される。労働者のアイデアは、変革に対して消極的な文化によって、取り上げられないことが多い。自らのアイデア・技術を活かすことができず、不満をもつ従業員は、スピン・アウトして、近隣で起業することがしばしばみられる。こうして出現した自立的小企業が、活発なイノベーションを創出し発展する。従来の経済構造を変革している要因の一つは、大企業や政府に従属・依存しない自立的小企業の役割である。このような小企業の経営理念は、隣人愛や社会貢献など、マックス・ウェーバーの「近代資本主義の精神」と共通性⁽³³⁾をもつことが多い。資本主義は動態的であり、企業は、新機軸を求めて、事業の高度化を図る。企業は、常に、新商品を投入していく。企業は、産業の競争関係を活性化し、均衡の水準を高める。自立的小企業の自主・独立の意識、自由の精神に、イノベーション創出の源泉を見出すことができる。

むすび

資本主義は、商品（貨幣）経済の枠組みの中で機能している。商品経済は、社会の隅々にまで浸透し、社会的サービスの商品化が進行し、社会の中の共同体は、解体が進行している。こうして、個人は、ますます孤立化する。初期資本主義においては、企業にとって資本（貨幣）の役割が決定的であったが、今日、企業の競争力は、必ずしも資本量によってのみ決定されず、他の経営資源、とりわけ知識・情報の役割が高まっている。したがって、知識の創出が必要となる。これらの資源の潜在力を引き出すのは、ヒトである。

他方、大企業においては、労働者は、高度な専門知識を保有しているが、官僚制のもとで、その自由は、大きく制約を受けている。⁽³⁴⁾官僚制は、合理的

ではあるが、現状維持的であり、大きな方向転換が困難である。独占・寡占企業においては、巨額の研究開発費によって、現有の技術を深めることはできても、新しい視点によるイノベーションの創出において、困難な場面がしばしばみられる。資本・技術集約的な大企業では、生産性は高まるが、労働者の自由や創造性は、抑制される。こうして「労働の人間化」が必要となる。官僚制によって、組織が柔軟性や創造性を喪失し、事業部制などの分権化の試みがなされる。しかし、このような試みによっても、大企業が、その問題を全て解決することは困難な場合が多くみられる。

他方において、限られた経営資源を活用して、急成長する一部の自立的小企業が存在する。これらの企業は、大企業や政府に対して自立的であり、ここで、重要な意味をもつのは、組織内の自由である。現代の経済の基軸に位置するのは、巨大な寡占企業である。グローバル市場における寡占企業間の競争によって、世界経済が展開されている。今日では、市場における競争が重視されるようになり、独占企業が分割され、寡占企業を中心とする経済が形成されている。これらの寡占企業は、超過利潤を獲得し、巨額の研究開発費によって、先端的な技術革新を進展させる。

寡占企業においても、官僚制の克服は重要な課題である。官僚制は、労働者の自由を抑圧し、内部に生じた新しい技術・発想を、しばしば抑止する。大企業は、巨額の資金・設備・豊富な専門知識を有する人材を保有しているが、一部の自立的小企業に敗北する。他方、従来とは異なる新しい視点によるアイデアや新技術は、しばしば自立的小経営によって生み出される。自立的小企業は、営利性と同時に、強い社会貢献の意識をもち、市場における狭い分野で革新を繰り返し、顧客の支持を獲得して、大企業に挑戦し、急速に成長する。経済社会の変革要因として、自主・独立の意識、自由の精神をもつ自立的小企業の役割が期待されるようになる。静態的な経済においては、貨幣の役割が決定的であり、巨大な資本を保有する大企業に対抗して、小企業が打ち勝つことは困難である。しかし、企業は、競争の中で、新機軸を求めて、絶えず均衡の水

準を高める。一部の自立的小企業は、狭い分野に経営資源を集中し、技術革新を繰り返し、競争力をつくりだして、急成長する。自立的小企業によるイノベーションが、従来の産業構造を変革する一要因である。現代は、巨大なグローバル企業間の競争を軸に経済が展開されている。熾烈な競争の中で、グローバル企業においても、市場は、安定的なものではなく、存続するために、絶えざる革新の必要に迫られている。産業構造は、急速に変化し、企業環境は、急速に変化している。資本主義の発展と共に、企業は、大規模化するが、同時に、官僚化する。官僚化した組織は、集権的・合理的で、高い労働生産性を実現するが、現状維持的である。ここで、労働者は、組織の一手段となる。

イノベーションの創出のためには、自由の精神と強い社会貢献意識をもった自立的小企業の役割が重要である。狭い分野で、技術革新を繰り返す企業の活動が、経済活性化の重要な要因となりうる。自立的小企業は、従来の枠組みにとらわれず、新しい視点から、技術革新やシステムの創出を図ることが可能である。今日、求められているのは、経営者・労働者共に、自主・独立と自由な精神であり、新しい視点を事業化することである。自立的小企業の役割が再認識されるべきと考えられる。

(注)

- (1) 「資本主義的生産様式の支配的である社会の富は、『巨大なる商品集積』として現われ、個々の商品はこの富の成素形態として現れる」 エンゲルス編、向坂逸郎訳『マルクス 資本論(一)』岩波書店、67頁。
- (2) P.F. ドラッカー、上田惇生訳『(新版)断絶の時代』ダイヤモンド社、1999年、185頁。
- (3) 三戸公『ドラッカー、その思想』文眞堂、2011年、72頁。また、野中郁次郎らによる知識創造についての研究がみられる。野中郁次郎『知識創造の経営』日本経済新聞社、1990年、野中郁次郎・紺野登『知識創造の方法論－ナレッジワーカーの作法－』東洋経済新報社、2003年、ゲオルク・フォン・クロー、一條和生・野中郁次郎『ナレッジ・イネープリングー知識創造企業への五つの実践－』東洋経済新報社、2001年、参照。
- (4) 中世以前においては、「僥倖目当ての投機的・非合理的な冒険の性質をおびた商人の営み」

がみられた。大塚久雄『社会科学における人間』岩波書店、1997年、50頁。しかし、資本主義においては、「合理的な簿記、とくに正確な原価計算、それによる結果の合理的な予測、そういうものを踏まえた産業経営を不可欠な土台としている」大塚久雄『社会科学における人間』岩波書店、1997年、53頁。また、片岡信之は、管理者のコツ・カンから、管理技術が用いられるようになったとしている。片岡信之『現代企業の所有と支配－株式所有論から管理的所有論へ－』白桃書房、1992年、39頁。

- (5) M.E. ポーターは、イノベーションが、「プレッシャーと挑戦によって起こる」とした。M.E. ポーター、土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫・戸成富美子訳『国の競争優位（上）』ダイヤモンド社、1992年、2頁。P.F. ドラッカーは、イノベーションとは、「体系的廃棄」P.F. ドラッカー、小林宏治監訳、上田惇生・佐々木実智男訳『イノベーションと企業家精神－実践と原理－』ダイヤモンド社、1985年、264頁。GM の A.P. スローンは、「創造という仕事はどこまでも続く」A.P. スローン ,Jr.、田中融二・狩野貞子・石川博友訳『GM とともに－世界最大企業の経営哲学と成長戦略－』ダイヤモンド社、1967年、566頁。GE のジャック・ウェルチは、「ナンバーワン アンド ナンバーツー戦略」を唱えている。ジャック・ウェルチ、ジョン・A・バーン、宮本喜一訳『ジャック・ウェルチ わが経営（上）』日本経済新聞社、2001年、174頁。
- (6) 「企業制度は、企業規模拡大の歴史」であった。小松章『（第三版）企業形態論』新世社、2006年、13頁。
- (7) 1602年に設立されたオランダ東インド会社は、「全社員（出資者）の有限責任制」をもって、株式会社の起源となった。大塚久雄『株式会社発生史論（大塚久雄著作集 第一巻）』岩波書店、1969年、144頁。
- (8) マルクスは、「労働者の自己の生産手段にたいする私有は、小経営の基礎である。小経営は、社会的生産と労働者自身の個性の発展のためには、一つの必要条件である」エンゲルス編、マルクス、向坂逸郎訳『資本論（三）』岩波書店、1969年、413頁。
- (9) 「封建的な古い社会諸制度の支配の下で、それに抗しつつ、『農村』を基盤に新たな生産諸力の発達（＝局地的市場圏の形成と農村工業の展開）がおこなわれ、その担い手として多かれ少なかれ事実上独立自由な『中産的生産者層』（＝小商品生産者としての農民および職人）が姿をあらわす。…そしてこの『中産的生産者層』の両極分解（＝資本家と賃金労働者への階級分化）の形で「産業資本」がしだいに形成される。ところで、「産業資本」は…古い封建的な社会諸制度を掘りくずしながら進展し、ついに古い生産様式としての封建制とそれにもとづく社会構成を揚棄して、新しい、自己の生産様式たる資本主義とそれにもとづく社会構成を勝利せしめるに至った」大塚久雄『欧州経済史』岩波書店、1973年、144頁。
- (10) F.W. テイラー、上野陽一訳『（新版）科学的管理法』産能大学出版部、1969年、225頁。
- (11) P.F. ドラッカー、上田惇生・佐々木実智男・田代正美訳『ポスト資本主義社会－21世

紀の組織と人間はどう変わるかー』ダイヤモンド社、1993年、354頁。

- (12) 官僚制について、論じたのは、マックス・ウェーバーであった。「官僚制的組織が進出するための決定的な根拠は、以前から、それが他のいかなる形態よりも純技術的に優越しているということであった。完全に発達した官僚制機構の、他の形態に対する関係は、ちょうど機械の非機械的な財貨生産様式に対する関係に似ている。適格、迅速、一義性、文書に対する精通、持続性、慎重、統一性、厳格な服従、摩擦の除去、物的および人的な費用の節約—これらは、厳格に官僚制的な、とくに訓練を受けた個々の官吏による単一支配的な行政においては、あらゆる合議的なまたは名誉職的、兼職的な形態に比べて、最適まで高められている」マックス・ウェーバー、阿閉吉男・脇圭平訳『官僚制』恒星社厚生閣、1987年、33頁。
- (13) P. バラン、P. スウィージー、小原敬士訳『独占資本』岩波書店、1967年、23頁。
- (14) マルクス、武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳『経済学批判』岩波書店、1956年、110頁。
- (15) P.F. ドラッカー、上田惇生訳『（新訳）創造する経営者』ダイヤモンド社、1995年、127頁。
- (16) 『国の競争優位（上）』106－107頁。
- (17) カール・マルクス、山村喬訳『哲学の貧困』岩波書店、1950年、62頁。
- (18) J.K. ガルブレイスは、「社会がゆたかになるにつれて、欲望を満足させる過程が同時に欲望をつくり出していく程度が大きくなる。これが受動的におこなわれることもある。すなわち、生産の増大に対応する消費の増大は、示唆や見栄を通じて欲望をつくり出すように作用する。高い水準が達成されるとともに期待も大きくなる。あるいはまた、生産者が積極的に、宣伝や販売術によって欲望をつくり出そうとすることもある。このようにして欲望は生産に依存するようになる。専門的な用語で表現すれば、全般的な生産水準が低い場合よりも高い場合の方が福祉はより大きい、という仮定はもはや妥当しない。どちらの場合でも同じなのかもしれない。高水準の生産は、欲望創出の程度が高いというだけのことである。欲望は欲望を満足させる過程に依存するということについて今後もふれる機会があると思うので、それを依存効果（Dependence Effect）と呼ぶのが便利であろう」と述べている。J.K. ガルブレイス、鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会』岩波書店、2006年、206－207頁。
- (19) ビル・ゲイツ、西和彦訳『ビル・ゲイツ 未来を語る』アスキー、1995年、102頁。
- (20) 「コスト削減をがむしゃらに追及し、コストおよび間接諸経費の管理をきびしく行ない、零細顧客との取引を避け、R & D やサービス、セールスマン、広告のような面でのコストを最小に切りつめることが必要である。この目的を達成するには、経営者が、コスト統制に万全の注意を払う必要がある。品質、サービスその他の面をまったくおろそかにするわけにはゆかないにしても、『同業者よりも低コストを実現しよう』というのが、この戦略の一貫したテーマなのである。低コストの地位を占めると、業界内に強力な競争要因

- があらわれても、平均以上の収益を生むことができる」M.E. ポーター、土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳『競争の戦略』ダイヤモンド社、1982年、56-57頁。
- (21) A.D. チャンドラー ,Jr.、鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代ーアメリカ産業における近代企業の成立ー(上)』東洋経済新報社、1979年、413頁。
- (22) マックス・ウェーバー、濱島朗訳『権力と支配』有斐閣、1967年、5頁。
- (23) マックス・ウェーバー、大塚久雄訳『(改訳)プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、1989年、366頁。
- (24) 「市場経済は商品経済であり、商品世界は貨幣によって全てのものが商品として生産され消費せられ、貨幣を神として貨幣信仰によってのみ人間の生を維持する不可思議な世界である、と言ったマルクスの指摘は未だ誰によっても乗り越えられてはおらず、マルクスの物神性論はいよいよその現実性をまして来つつある」三戸公『科学的管理の未来ーマルクス、ウェーバーを超えてー』未来社、2000年、148頁。
- (25) 「この人間労働の有する人間の主体的、意識的、合目的な活動が、また人間それ自身を成長させ、他の動物とは異なる高度に発達した人類社会を生み出してきているのである。この人間労働の持っている人間とその社会を発展させる働きは、労働の有する生活資料生産の機能と並んで、人間労働の基本的機能をなしている。そういう意味では、労働は、人間にとって主体的、意識的行為であり、それ自体、人間の人格的発現形態として展開されるといえる」井上宏『知的創造の経営学』八千代出版、2001年、3頁。
- (26) マルクスは、疎外について論じた。労働者は、自己の持つ唯一の商品である労働力を市場(労働市場)において、売却し、それに対して賃金を獲得する。しかし、労働者の生産した生産物は、労働者のものとならずに、資本の側が取得するため、労働者にとって、生産物は、自らの成果と実感することができずに、労働に対して苦痛を感じるようになる。労働が、人間の本質であるのも拘わらず、労働の成果が労働者本人のものにならないことは、疎外を生み出す。「労働が労働者にとって外的であること、すなわち、労働が労働者の本質に属していないこと、そのため、彼は自分の労働において肯定されないで、かえって否定され、幸福と感ぜずにかえって不幸と感じ、自由な肉体的および精神的エネルギーがまったく発展させられずに、かえって彼の肉体は消耗し、彼の精神は頹廢化する」マルクス、城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波書店、1964年、9頁。
- (27) A.D. チャンドラー ,Jr.、三菱経済研究所訳『経営戦略と組織ー米国企業の事業部制成立史ー』実業之日本社、1967年、56頁。
- (28) 「労働する人間を『労働力』・『生産の一要素』・『資本の一手段』に転化する」H. ブレイヴァマン、富沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店、1978年、157頁。
- (29) 三戸公『ドラッカーー自由・社会・管理ー』未来社、1971年、180頁。
- (30) E.T. ペンローズ、末松玄六訳『(第二版)会社成長の理論』ダイヤモンド社、1980年、334頁。

自立的小企業と発展

- (3 1) シュムペーター、塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論(上)』岩波書店、1977年、184頁。
- (3 2) E.H. シャイン、金井壽宏監訳、尾川丈一・片山佳代子訳『企業文化ー生き残りの指針ー』白桃書房、2004年、17-21頁。
- (3 3) 「ピューリタニズムは、現世において神の栄光をあげ、隣人愛を実践する手段として営利活動を是認したばかりではなく、その目的に合致するかぎりでは、かえってそれに高い倫理的な価値をあたえ、それを使命として遂行することを命じた」大塚久雄『社会科学の方法ーヴェーバーとマルクスー』岩波書店、1966年、180頁。
- (3 4) 「こうした文化発展の最後に現れる『末人たち』にとっては、次の言葉が真理となるのではなかろうか。「精神のない専門人、心情のない享楽人。この無のものは、人間性のかつて達したことの無い段階にまですでに登りつめた、と自惚れるだろう」『(改訳)プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』366頁。

〔論 説〕

ソフトウェアの要求引き出しにおける ステークホルダーの特定

名児耶富美子

1. 序論
2. 基本概念の比較
3. ステークホルダーの特定技術
4. 関連研究
5. 結論

1. 序論

ステークホルダーは、経営戦略、企業統治、企業の社会的責任などの幅広い分野で利害関係者を意味する言葉として使用されている。ステークホルダーの概念が Edward Freeman によって整理されたのは1984年のことである。Edward Freeman は、ステークホルダーとは企業の目標の達成するために影響を与えうる、または影響を受けるグループまたは個人を指し、具体的には、従業員、顧客、供給業者、株主、銀行、環境保護論者、政府、その他の企業に対して利益を与えるか、もしくは害をもたらすグループが含まれる [Freeman2010] と定義している。ソフトウェア開発においてステークホルダーの特定は、ソフトウェア開発を行う技術者は誰と仕事をするのかを意味し、いかなるシステムも、正確、

かつ、完全にすべての可能性のあるステークホルダーをタイプ別に特定し、それらの利益と責任を管理することは非常に重要である [Laplante&Kassab2022]。

ソフトウェア開発にかかわる研究者や技術者は、ステークホルダーは誰なのか、どの範囲まで含めるべきかについて、再考すべき時に来ているようだ。Ingo Müller ら [Müller et al., 2022] は、アメリカのデトロイト警察が採用した顔認識システムが人種的な多様性に欠如した画像データを機械学習に使用したことにより無実の男性が逮捕された事件を挙げ、特定のソフトウェアのユーザーではない人々、または、そのソフトウェアの存在すら知らないにもかかわらず操作により影響をうける可能性がある人々を間接的なステークホルダーと呼び、間接的なステークホルダーを見落とすことでソフトウェアが深刻な事態を引き起こすと我々に警告する。ソフトウェアの専門家が使っている国際標準や知識体系がソフトウェアの要求開発の段階で間接的なステークホルダーを特定する具体的なガイダンスを提供していないこと、ならびに、ステークホルダーの要求を満たすために企業が実施する仕事のやり方が社会的および社会的影響への配慮に欠けていることを間接的なステークホルダーを見落とす原因として挙げている。

前者の「国際標準や知識体系が間接的なステークホルダーを特定するガイダンスを提供していない」という指摘については、機械学習で使用する訓練データまでをステークホルダーに含むとする規定が存在しない可能性が考えられる。ソフトウェア開発を行う技術者は、システムやソフトウェア開発における技術的な問題を解決する際に彼らの判断を支える根拠、または、専門家同士のコミュニケーションに齟齬がないようにする用語の定義として国際標準 ISO/IEC/IEEE24765 (Systems and software engineering – Vocabulary) [IEEE2017]、知識体系ガイド SWEBOK (Guide to the Software Engineering Body of Knowledge) [SWEBOK2014] などを利用する。国際標準 ISO/IEC/IEEE24765 [IEEE2017] は、システムとソフトウェア工学に関する共通の語彙の提供を意図している。SWEBOK [SWEBOK2014] は、IEEE Computer Society が後援して編集されたソ

ソフトウェア知識体系ガイドである。筆者は、ソフトウェアの要求開発における基本概念を対象に、国際標準 [IEEE2017]、知識体系 [SWEBOK2014]、関連研究 [Wieggers2013] を用いた比較と分析を実施している [名見耶2022]。その研究において、ソフトウェアの要求開発、つまり、引き出し、分析、仕様作成、妥当性確認の際に使用する基本概念を比較したところ、要求、フィーチャー、制約条件では抽象度が高い記述が求められていること、並びに、システム要求に関わる人的な対象をシステムの顧客またはエンドユーザーに限定せず、ステークホルダーを含み、さらに個人が識別可能な情報源以外の幅広い人的情報源にまで及んでいると判明した。残念ながら、ステークホルダー、顧客、エンドユーザーに関する詳細な分析は、その時点で実施できていなかった。

Ingo Müller らが言及した後者の「ステークホルダーの要求を満たすために企業が実施する仕事のやり方が社会的および社会的影響への配慮に欠けている」という指摘については、ソフトウェア開発を行う対象の周辺環境の変化が影響していると考える。アジャイルソフトウェア開発宣言 [AgileManifesto2001] で素早く変化に対応することを理念として掲げているアジャイル型開発の現場であっても、ソフトウェアの要求開発時に顧客が意図した用途を完成した成果物であるソフトウェアが満たしていない事態が残念ながら発生する。顧客の意図していないソフトウェアが最終成果物として顧客に提供される理由の1つは、ソフトウェアの要求開発の段階で Pamela Zave [Zave1997] と Michael Jackson [Jackson2000] が指摘した「システムが動作する世界 (W) とマシン (M) を混合」が発生していることがある。ステークホルダーの要求は、どのような機能やサービスが提供されるかというシステムの振る舞いに関するものが主であるが、プロジェクトで設計する必要があるのはシステムが動作する世界 (W) の振る舞いではなく、プログラミングによって作られるマシン (M) の振る舞いである。ソフトウェア開発を行う技術者は、ステークホルダーの期待や関心を正確に把握し、プログラムが提供する振る舞いについてステークホルダーと認識の違いが発生しないように努める必要がある。

そこで、本稿は、ステークホルダーの特定について、概念の定義、実務で広く使われている技術、最新のレビュー研究で判明している内容に焦点を当て、検討を行うことにする。最初に、国際標準や知識体系がソフトウェアの要求開発で人的な基本概念である、ステークホルダー、ユーザー、顧客をどのように定義しているかを比較する。次に、システム開発の現場で広く実務家に使われているステークホルダーを特定する技術について言及する。その上で、ソフトウェア開発のステークホルダーの特定に関する研究をレビューするために学術論文データベースからキーワードをもとに対象を抽出し分類する最新の研究に着目し、それらの分析手法とステークホルダーを特定する要素や手順から、ステークホルダーの特定について考察を行う。

2. 基本概念の比較

前述したように、著者は国際標準 [IEEE2017]、知識体系 [SWEBOK2014]、関連研究 [Wieggers2013] を使って、要求、フィーチャー、制約条件、ユーザーストーリー、ユースケース、シナリオ、システム要求、機能要求、非機能要求の分析と比較を既に行っているため、本研究では、対象システムの要求と環境から仕様書で定義すべき人的な要素として誰を抽出すべきなのかを考察することから始めたい。使用する国際標準 [IEEE2017]、知識体系 [SWEBOK2014]、関連研究 [Wieggers2013] に関しては、原文からの翻訳は著者が直接行い、比較対象に一致する用語がない場合には、著者がもっとも近い表現であると考えた用語を選んでいる。

2.1 ステークホルダー

- ・ ステークホルダー [IEEE2017]

①システムに対して、またはシステムが有するニーズや期待に見合う特性に対して、権利、共有、要求、または関心を持つ個人や組織。②プロジェクト

の決定、活動、または成果物に影響を与えうる、影響を受ける、あるいは影響を受けることを認めている一個人、グループ、または組織。③システムに関心を持つ個人、チーム、組織、または、それらに関するクラス。リスクに影響を与える、影響を受ける、あるいは影響を受けることを認めている個人、グループ、または組織。

- ステークホルダー [SWEBOK2014]

ステークホルダーはプロジェクトによって変わるが、ユーザー / オペレーターと顧客（同じである必要はないが）は常に含まれる。ソフトウェアのステークホルダーの典型例は、次のとおりである（ただし、これらに限定はされない）：ユーザー、顧客、規制当局、ソフトウェアエンジニアら。

- ステークホルダー [Wieggers2014]

プロジェクトに積極的に関わっている、プロジェクトのプロセスや成果物の影響を受ける、あるいは、それらに影響を及ぼす可能性がある個人、グループや組織。

コメント：[IEEE2017] のステークホルダーの定義は、「影響を与えうる、影響を受ける、あるいは影響を受けることを認めている」となっていることから極めて広い範囲が想定されていることが分かる。しかしながら、このような肥大化した定義は必要ないとの批判 [Meyer et al.,2019] も存在する。[IEEE2017] と [Wieggers2014] におけるステークホルダーの定義は抽象的である。一方、[SWEBOK2014] ではステークホルダーの典型例はこれらに限定されないと言いつつも、具体的に、ユーザー、顧客、規制当局、ソフトウェアエンジニアを挙げている。なお、[SWEBOK2014] の原文ではステークホルダーは複数形になっている。

2.2 ユーザー

- ユーザー [IEEE2017]

①システムと相互作用する、またはシステムの使用中にシステムから利益を

受ける個人やグループ。②システム、製品、またはサービスと相互作用する人。③ソフトウェアと対話、または相互作用するあらゆる人や物。④システムの使用中に、システムから利益を受ける個人やグループ。⑤ソフトウェアを使って1つ以上のタスクを実行する人、特定の聴衆のメンバー。⑥ターミナル経由（または同等のユーザーインターフェイス）で、タスクを送信して計算された結果を受け取るによりコンピュータベースのソフトウェアシステムの機能を使う人（またはインスタンス）。⑦ CASE（コンピュータ支援ソフトウェア工学）ツールとの相互作用を通じてエンジニアリングの価値を引き出す人。⑧特定の機能を実行するためにシステムやソフトウェアを使う個人や組織。⑨ソフトウェア製品の使用中に、その製品からすぐに利益を受ける個人やグループ。

- ユーザー [SWEBOK2014]

ユーザーのグループは、ソフトウェアを操作する者によって構成される。異なる役割と要求を持つ人々を含む混成のグループであることが多い。

- ユーザー [Wiegers2014]

直接または間接（システムからの出力を使うが、その出力を自ら生成はしない）でシステムと相互作用すると思われる顧客。エンドユーザーと呼ぶこともある。

コメント：[IEEE2017] と [Wiegers2014] におけるユーザーの定義には「相互作用する」という言葉が含まれている。[SWEBOK2014] では混成のグループとすることから、ユーザー同士、またはユーザーと関連を持つ対象との関係性をさらに分析することが必要と考える。[SWEBOK2014] の原文ではユーザーは複数形になっている。

2.3 顧客

- 顧客 [IEEE2017]

①製品やサービスを受け取る組織、または人。②プロジェクトの製品、サー

ビス、あるいは結果を利用する人、または組織。③アプリケーション管理組織の1つまたは複数のサービス、あるいは製品を受け取る組織または組織の一部、または人。④製品やサービスを受け取ることができたであろう、または受け取る人や組織で、製品やサービスが対象としている、あるいはこれを要求した人や組織。

- 顧客 [SWEBOK2014]

顧客のグループは、ソフトウェアを委託した者、またはソフトウェアがターゲットにしている市場を代表する者によって構成される。

- 顧客 [Wiegers2014]

製品から直接または間接に利益を得る個人、あるいは組織。ソフトウェアの顧客は、ソフトウェア製品が生成する出力を要求し、代金を支払い、選択し、指定し、利用し、または受け取る。

コメント：[IEEE2017] と [Wiegers2014] における顧客の定義には「受け取る」という言葉が入っている。つまり、製品やサービスから便益を得る対象を指しているが、両者の違いは [Wiegers2014] は間接的に利益を得る個人や組織を明示していることである。[SWEBOK2014] の原文では顧客は複数形になっているためにグループという表現になっている。

2.4 考察

ステークホルダー、ユーザー、顧客に関する国際標準 [IEEE2017]、知識体系 [SWEBOK2014]、関連研究 [Wiegers2013] における定義の比較を行ったが、ステークホルダーを識別するためのテクニックや手法についての記述はない。そこで、ソフトウェアの要求引き出し時においてステークホルダーの特定するために実務家が用いている技術について BABOK ガイドを使って考察を行う。

3. ステークホルダーの特定技術

ここでは、ビジネスアナリシスに関する知識体系である BABOK ガイド (A Guide to the Business Analysis Body of Knowledge version 3.0) [BABOK2015] と、BABOK ガイドを日本語に翻訳した [BABOK2015J] を参考にして、ステークホルダーを特定するために開発現場で実務家が用いている実践的な技術に注目する。BABOK ガイドは、2003年に設立された国際的に活動する非営利団体 IIBA (International Institute of Business Analysis) が発行するグローバルなビジネスアナリシス・コミュニティの知見を集めた技術と知識体系である。

3.1 ビジネスアナリシスの本質

BABOK ガイドは、ビジネスアナリシスを「ニーズを定義し、ステークホルダーに価値を提供するソリューションを推奨することにより、エンタープライズにおけるチェンジを引き起こすことを可能にする専門活動」と定義している [BABOK2015J]。この定義に使われている概念:チェンジ、ニーズ、ソリューション、ステークホルダー、価値、コンテキストをビジネスアナリシスに関する6つのコア・コンセプトと明記している。つまり、ビジネスアナリシスとは、組織をとりまく状況において問題やビジネスの機会を定義し、ステークホルダーに価値を提供する具体的な方法を推奨することによって、変革を可能にするための活動と言い換えることができる。

ビジネスアナリシスを実行するための個別の作業をタスクと呼び、それぞれのタスクは、目的、概説、インプット、要素、ガイドラインとツール、テクニック、ステークホルダー、アウトプットが記述されている。ただし、タスクを実行するプロセスや順番については規定していないと BABOK ガイドは述べている。要するに、BABOK ガイドの本質はタスクという要素で構成された集合であり、タスクの属性としてのステークホルダー、テクニックやツールは記述されているが、ステークホルダー自体を特定する手順は含まれていないと考える。

3.2 ステークホルダーの定義と役割

BABOK ガイドは、前述したように、最初にビジネスアナリシスの6つのコア・コンセプトを定義している。その1つにステークホルダーがある。ステークホルダーとは、「ビジネスアナリスト（タスクを実施する人）が直接または間接に関係する可能性が高い個人またはグループである」と規定している。

次に、コア・コンセプトごとに解説があり、ステークホルダーの項目において、すべてのステークホルダーを網羅することは意図していないとしつつも、一般的なステークホルダーの役割をあげて、それぞれの役割の持つ責任について言及している。図1はBABOK ガイドが一般的なステークホルダーの役割として例に掲げた個人またはグループを著者がオニオン図に表したものである。

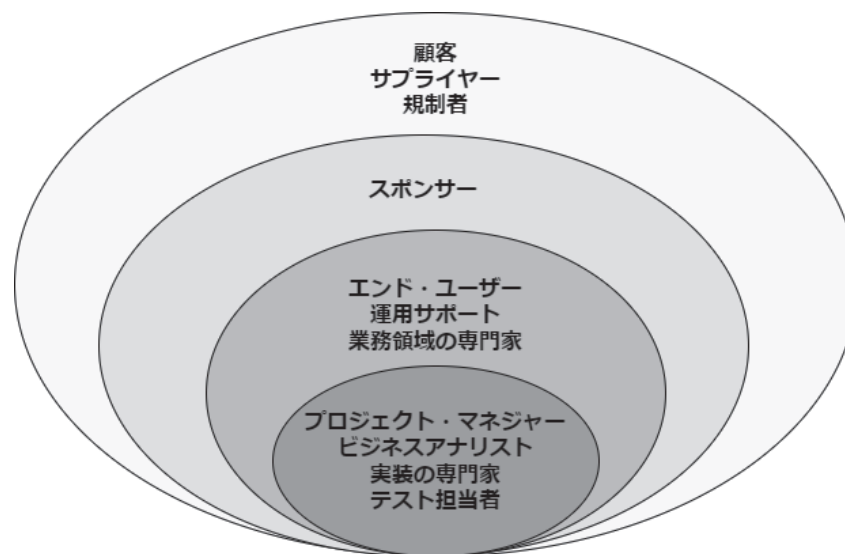


図1：ステークホルダーの役割に関するオニオン図

最後に、BABOK ガイドの構成要素である個々のタスクの中で、ステークホルダー・リストを提示し、ステークホルダーの役割ごとに説明を加えている。たとえば、ステークホルダー分析を実施するという要素を持つ「ステークホルダー・エンゲージメントを計画する」タスクにおいて、ステークホルダー・リストに「プロジェクト・マネジャー」、「エンドユーザー」、「業務領域の専門家」、

「スポンサー」、「顧客」、「サプライヤー」、「規制者」を列挙し、それぞれのステークホルダーの役割を簡潔に説明している。

3.3 ステークホルダーの特定技術

BABOK ガイドは、個々のタスクにおいて、タスクの目的、概説、インプット、要素、ガイドラインとツール、ステークホルダー、アウトプットとともに、ステークホルダーは誰かを特定するテクニックを記述している。先ほど例に挙げた「ステークホルダー・エンゲージメントを計画する」タスクは、「ステークホルダー分析を実施」、「ステークホルダーとのコラボレーションを定義」、「ステークホルダーのコミュニケーションのニーズ（考慮事項の評価）」の3つの要素で構成されている。これらの要素を実践するためのテクニックとして、ステークホルダー・リスト、マップ、ペルソナをはじめとして、11の手法が提案されている。

ステークホルダー・リスト、マップ、ペルソナの具体的な内容は、BABOK ガイドの後半部分で、コミュニティで最もよく知られ、広く活用されているビジネスアナリシスのためのテクニックとして50に及ぶ手法の内容の中で詳しく紹介されている。たとえば、ステークホルダー・リスト、マップ、ペルソナのうち、マップ（ステークホルダー・マップ）は、ステークホルダー・マトリクスやオニオン図の2つの代表的な図を描画し、内容を説明している。ただし、タスクを実施する者は自分の経験と考察に基づいて状況に応じてテクニックを選択し活用するとしているため、ステークホルダーを特定するためのテクニックの組み合わせやステークホルダーの特定するための手順についての言及はない。そこで、定量的な視点から文献レビューを行っている研究を用いて、ステークホルダーを特定する要素や手順に注目して内容の検討を行う。

4. 関連研究

ソフトウェアの要求引き出し時におけるステークホルダーの特定に関して、学術論文のデータベースからキーワードで抽出して該当すると思われる研究を収集し、かつ、タイトルや要約から判断して研究上の問い（リサーチクエスチョン）に沿って内容を分類するデータ駆動型アプローチをとっている3つの研究を対象に、それらの研究手法とともに研究結果について観察する。

[Pacheco&Garcia2012] は、系統的文献レビュー（Systematic Literature Review [Kitchenham2004]）の手法を使って1984年から2011年に発表されたソフトウェアの要求引き出しにおけるステークホルダーの特定に関する研究を ACM Digital Library, IEEE Xplore, Springer Verlag などのデータベースを使い980本以上の研究論文を抽出し、タイトルや要約から判断して彼らのリサーチクエスチョンに関連すると予想される245本の論文を実際に読んで、その中から47本の研究を選択している。選択した研究論文を分析し、ステークホルダーの分類、プロジェクトにおける利益の優先順位、スキルや望ましい属性、ステークホルダー間の関係性分析、特定方法の実践、問題点をリサーチクエスチョンの観点から報告している。

[Zhao&Zhao2018] は、過去に発表されたソフトウェアの要求引き出しにおけるステークホルダーの特定に関する研究論文を対象にして、Systematic Mapping Studies [Petersen et al.,2008] という手法を使って抽出・分類した後に、リサーチクエスチョンに沿った分析を行っている。702本の研究論文を Scopus をはじめとする7種類のデータベースからキーワードを使って抽出し、最終的に26本の論文に絞り込みを行っている。26の研究におけるステークホルダーの特定に関する技術について概要を記載した上で、役割、知識、影響などの観点から分類して、ソフトウェア開発のための体系的なステークホルダー選択モデルを確立するための影響要因を提示している。影響要因として、(1) プロジェクトの範囲を決定し、プロジェクトのすべてのステークホルダーを特定す

る、(2) ステークホルダーの役割、知識、プロジェクトへの影響を指定する、(3) ステークホルダー間の関係を分析する、(4) ステークホルダーのタイプを指定する、(5) プロジェクトに対するステークホルダーの影響と関心を分析する、(6) ステークホルダーのスキルを分析するといった6つの手順を明示している。

[Lewellen2020] は、アプリケーションソフトウェア、データベースソフトウェア、その他の関連する複数のソフトウェアシステムを考慮した環境として定義されるソフトウェアエコシステムに焦点を当て、ステークホルダーの特定に関する研究を行っている。系統的文献レビューの手法を用いて288本の研究論文を抽出し、そこから73本を選択し、そのうち28本の研究を取り上げ、2つのリサーチクエスションに基づいた分析を実施している。第一のリサーチクエスションはステークホルダーの特定プロセスに関する質問で、15本の論文がステークホルダーの特定にかかわるプロセス、方法、フレームワークに関して言及しているとして、それらを使ってステークホルダーの特定する方法を導出している。第2のリサーチクエスションはステークホルダーの属性に関する質問で、20本の論文がステークホルダーの属性について言及しているとし、それらの属性について特徴を抽出して4つの次元（タイプ、役割、関係、価値）でグループ化し、階層的な構造を持つタクソノミーとして属性の関係性を明示している。

5. 結論

本稿では、ステークホルダーの特定について、最初に、国際標準 [IEEE2017]、知識体系 [SWEBOK2014]、関連研究 [Wiegers2013] におけるステークホルダー、ユーザー、顧客といった基本概念の定義を比較した。国際標準 [IEEE2017] は、プロジェクトの決定、活動、または成果物に影響を与えうる、影響を受ける、あるいは影響を受けることを認めている個人、グループ、または組織をステークホルダーに含めるとしており、極めて広い範囲でステークホルダーを規定し

ている。しかしながら、ステークホルダーを識別するためのテクニックや手法についての記述はないことが分かった。次に、広く実務家に用いられている BABOK ガイドで、ステークホルダーの定義と役割、ステークホルダー特定のテクニックについて観察を行った。ビジネスアナリシスを実行するための個別の作業（タスク）で、ステークホルダー・リストやテクニックの詳細は明記されていたが、ステークホルダーは誰かを特定する技術を用いる際の手順や組み合わせについてはビジネスアナリシスを実施する人々の裁量に任されていると推察された。最後に、ソフトウェアの要求引き出しにおけるステークホルダーの特定に関する 3 つのレビュー研究を検討した結果、これらの研究ではステークホルダーを特定する手順の導出や、ステークホルダーの特定に影響を与える要因、ステークホルダーの属性分析を試みていることが分かった。

今後は、ステークホルダーは誰かを特定する技術について、社会科学の分野でどのような手法が用いられているかを検討するとともに、データ解釈のゆがみに配慮したデータ駆動型のレビュー研究を実践することを予定している。これらの研究を通じて、急激に変化する周辺環境の下でステークホルダーをどのように特定するかを明確にすることにより、ソフトウェアの開発を行っている技術者に少しでも貢献したいと考える。

参考文献

[AgileManifesto2001] アジャイルソフトウェア開発宣言 .

<https://agilemanifesto.org/iso/ja/manifesto.html>

[BABOK2015] IIBA: A Guide to the Business Analysis Body of Knowledge. Lightning Source Inc, 2015.

[BABOK2015J] IIBA 日本支部 BABOKv3 翻訳プロジェクト: 『ビジネスアナリシス知識体系ガイド (BABOK® ガイド) Version 3.0 (pdf 版)』, IIBA® 日本支部, 2015.

[Freeman2010] R Edward Freeman, Strategic management: a Stakeholder Approach. Cambridge University Press, 2010.

[IEEE2017] ISO/IEC/IEEE 24765:2017: Systems and software engineering – Vocabulary. <https://>

- ieeexplore.ieee.org/document/8016712, 2017.
- [Jackson2000] Michael Jackson: Problem frames: analyzing and structuring software development problems. Addison-Wesley Longman Publishing Co., Inc., 2000.
- [Kitchenham2004] Barbara Kitchenham: Procedures for Performing Systematic Reviews. Keele, UK, Keele University, vol 33, 2004.
- [Laplante&Kassab2022] Phillip A. Laplante, Mohamad H. Kassab: Requirements Engineering for Software and Systems. Auerbach Publications; 第4版, 2022.
- [Lewellen2020] Stephanie Lewellen: Identifying Key Stakeholders as Part of Requirements Elicitation in Software Ecosystems. In Proceedings of the 24th ACM International Systems and Software Product Line Conference - Volume B (SPLC '20). Association for Computing Machinery, New York, NY, USA, 88–95, 2020.
- [Meyer et al.,2019] Bertrand Meyer, Jean-Michel Bruel, Sophie Ebersold, Florian Galinier, and Alexandr Naumchev: Towards an Anatomy of Software Requirements. In Software Technology: Methods and Tools: 51st International Conference, TOOLS 2019, Innopolis, Russia, October 15–17, 2019, Proceedings. Springer-Verlag, Berlin, Heidelberg, 10–40. 2019.
- [Müller et al.,2022] Ingo Müller, Bran Selic, and Philippe Kruchten: Stakeholders: Going Beyond Just “End Users” IEEE Softw. 39, 1 (Jan.-Feb. 2022), 112–113. 2022.
- [名見耶2022] 名見耶富美子:「ソフトウェアの要求開発における基本概念の考察」、経営総合科学（経営総合科学研究所紀要）116号 pp89-108、2022年2月。
- [Pacheco&Garcia2012] Carla Pacheco and Ivan Garcia: A systematic literature review of stakeholder identification methods in requirements elicitation. J. Syst. Softw. 85, 9, 2171–2181, 2012.
- [Petersen2008] Kai Petersen, Robert Feldt, Shahid Mujtaba, and Michael Mattsson: Systematic mapping studies in software engineering. In Proceedings of the 12th international conference on Evaluation and Assessment in Software Engineering (EASE'08). BCS Learning & Development Ltd., Swindon, GBR, 68–77, 2008.
- [SWEBOK2014] P. Bourque and R.E. Fairley, eds.: Guide to the Software Engineering Body of Knowledge, Version 3.0. IEEE Computer Society, www.swebok.org, 2014.
- [Wiegiers2013] Karl E Wiegiers and Joy Beatty: Software Requirements 3. Microsoft Press, 2013.
- [Zave1997] Pamela Zave, Michael Jackson: Four dark corners of requirements engineering. ACM Transactions on Software Engineering and Methodology, Volume 6, pp. 1-30, 1997.
- [Zhao&Zhao2018] Junwen Zhao and Yuemin Zhao: A Systematic Stakeholder Selection Model in Requirements Elicitation for Software Projects: A Systematic Mapping Study. Master's thesis. Blekinge Institute of Technology, Karlskrona, Sweden, 2018.

〔論 説〕

アセアン4か国における会計教育の研究

松 田 修

1 はじめに

アセアンにおける会計制度は、コロニアルパワーの視点から見た場合、インドネシアではオランダ植民地支配の影響、マレーシアおよびシンガポールではイギリス植民地支配の影響、ベトナムではフランス植民地支配の影響を受けている。また、アセアンにおける法律制度では、インドネシアはオランダ商法典の影響、マレーシアおよびシンガポールはイギリス会社法およびオーストラリア会社法の影響、ベトナムは19世紀初頭まで中国（漢・明・唐）の法律、その後はフランス商法典の影響を受けている。

さらに、カルチャーファクターの視点から見た場合、インドネシアおよびマレーシアでは、ムスリムの人口が多いため、イスラム会計基準またはイスラム・テクニカルリリースが公表されている。シンガポールおよびベトナムでは、会計における文化・宗教による影響はあまり見られない。国際会計基準との差異を比較した場合、マレーシアおよびシンガポールでは、自国の会計基準が国際会計基準と完全に一致しており、インドネシアおよびベトナムでは、自国の会計基準は、一部の項目で若干の差異はみられるが、国際会計基準とほぼ同等の会計基準となっていることがこれまでの研究で明らかになった¹。

本稿では、アセアン4か国（インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム）における会計教育、特に、会計学及び監査を開講している大学学部の

カリキュラムについて検討を行う。調査対象として、2017年9月から2020年3月にかけて訪問したアセアン4か国の国立大学（表1-1）における会計学プログラム等について、コロニアルパワーとカルチャーファクターの視点から比較検討を行っていく。

表1-1 アセアン4か国における訪問大学

大学名	所在地	訪問年月
インドネシア大学 (Universitas Indonesia, Bachelor of Economics in UI)	デボック (Indonesia Depok)	2018/3 & 2019/9
ガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada, Bachelor in Accounting in UGM)	ジョグジャカルタ (Indonesia Yogyakarta)	2019/8
アイルランガ大学 (Universitas Airlangga, Bachelor of Accountancy in UNAIR)	スラバヤ (Indonesia Surabaya)	2019/8
インドネシアイスラム大学 (Universitas Islam Indonesia, UII)	ジョグジャカルタ (Indonesia Yogyakarta)	2019/8
マラヤ大学 (Universiti Malaya, Bachelor of Accounting in UM)	クアラルンプール (Malaysia Kuala Lumpur)	2017/9 & 2019/3
マラ工科大学 (Universiti Teknologi MARA, Bachelor of Accountancy in UiTM)	シャーラム (Malaysia Shah Alam)	2017/9 & 2019/3
マレーシアイスラム科学大学 (Universiti Sains Islam Malaysia, USIM)	ニライ (Malaysia Nilai)	2017/9
サバマレーシア大学 (Universiti Malaysia Sabah, UMS)	コタキナバル (Malaysia Kota Kinabalu)	2019/3
マレーシア科学大学 (Universiti Sains Malaysia, USM)	ペナン (Malaysia Penang)	2019/3
マラ工科大学ケダ校 (Universiti Teknologi MARA Cawangan Kedah, UiTM Kedah)	メルボック (Malaysia Merbok)	2019/3
マラ工科大学サバ校 (Universiti Teknologi MARA Cawangan Sabah, UiTM Sabah)	コタキナバル (Malaysia Kota Kinabalu)	2019/3
マレーシア技術大学ジョホール校 (Universiti Teknologi Malaysia Johor Bahru, UTM)	ジョホール (Malaysia Johor)	2020/2
マレーシアプトラ大学 (Universiti Putra Malaysia, Bachelor of Accounting in UPM)	セランゴール (Malaysia Selangor)	2020/3 訪問中止
シンガポール国立大学 (National University of Singapore, Bachelor of Business Administration (Accountancy) in NUS)	シンガポール (Singapore)	2017/9 & 2020/2
ナンヤン工科大学 (Nanyang Technological University, Bachelor of Accountancy in NTU)	シンガポール (Singapore)	2017/9 & 2020/2
シンガポール経営大学 (Singapore Management University, Bachelor of Accountancy in SMU)	シンガポール (Singapore)	2017/9 & 2020/2
ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi, Bachelor of Business in VNU-Hanoi)	ハノイ (Vietnam Hanoi)	2018/8
ホーチミン市国家大学 (Vietnam National University Ho Chi Minh, Bachelor of Economics, Management, and Law in VNU-HCM)	ホーチミン (Vietnam Ho Chi Minh City)	2018/8
ハノイ経済大学 (National Economic University Hanoi, Bachelor of Business Administration in NEU)	ハノイ (Vietnam Hanoi)	2018/8

(資料) 基盤研究(C) 課題番号17K0407「アセアン会計におけるコロニアルパワーとカルチャーファクターの研究」(2017年度～2022年度)により訪問したアセアン4か国(インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム)の国立大学ホームページ等により作成。

2 インドネシアの会計教育

インドネシアでは、オランダ東インド会社（1602-1799）およびオランダ領東インド（1800-1949）として、長期間にわたるオランダ植民地支配が行われた。オランダ東インド会社は、世界で初めての株式会社形態の組織であり、東インドの交易拠点（香料取引等）およびその周辺の統治権も有していた。インドネシアでは、民族的・宗教的多様性を反映して、アダット法と呼ばれる慣習法とイスラム法などの宗教法が存在しており、現在の法制度の枠内においても国家法と併存し、多元的法体系を形成している。オランダは、植民地統治にあたり、植民地住人を人種集団に分類し、それぞれに異なった法体系を適用することとし、ヨーロッパ人にはオランダ本国法に準拠する制定法を、原住民にはアダット法を、中国系・アラブ系・インド系などの外来東洋人にはそれぞれのアダット法に加え、一部に制定法を適用した。その後、公法分野では、1848年刑事訴訟法および1915年刑法が統一されたが、司法分野では、たびたび統一民法典案が提起されたが実現されなかった。日本による東インド占領中、ヨーロッパ人に適用される司法制度が廃止され、原住民を対象とする司法制度において適用されていた簡略な訴訟法である改正インドネシア規則に統一され、戦後もそれが継続した。また、インドネシア独立後、1945年インドネシア共和国憲法の経過規定第1号において、「既存のすべての法令は、本憲法にもとづき新たに定めがあるまで引き続き有効とする」と定め、オランダ植民地法がそのまま継承された。インドネシア主要法典のうち、1981年刑事訴訟法を除けば、刑法典および民商法典はオランダ語を正文とする植民地法典が現在も有効となっている²。

オランダがインドネシアの教育に関与したのは、1871年基本教育令以降である。基本教育令では、学校の設立と維持に関する保護と責任は政府にあり、インドネシア人のための学校教育は地方語で行うという原則が掲げられた。ただし、20世紀に入るまでは、オランダ語を教授用語とする学校への入学は、ヨーロッパ人、ユーラシアン（欧亜混血）、非ヨーロッパ人上流階級の子弟に限られ、

入学には、オランダ語能力が求められるため、原住民が入学するためには、家庭教師による準備教育が必要であった。新しく設立された医学校、農学校、工学校には、オランダ植民地全体から学生が集まり、中央集権化された厳格なオランダ型の教育が行われた³。

1945年の独立宣言後、インドネシアでは、3つの高等教育機関が設立された。ジョグジャカルタでは、ガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada) とインドネシアイスラム大学 (Universitas Islam Indonesia)、ジャカルタでは、インドネシア大学 (Universitas Indonesia) が設立された。ガジャマダ大学は、1946年、ジョグジャカルタのスルタン・ハメングブウォノ3世を理事、初代教育大臣を務めたキ・ハジャル・デワンタラを副理事とし、文学部と法学部を擁する私立大学として設立された。その後、オランダによる再占領のため、ジャカルタから移転してきた複数の学部とともに、1949年、医学・歯学・薬学部、法・社会・政治学部、工学部、文学・哲学部、農学部から構成された国立ガジャマダ大学となった⁴。

インドネシアイスラム大学は、複数のイスラム組織の指導者らが結成したイスラム団体ミアイ⁵によって創設されたイスラム高等学院が前身であり、1945年にジャカルタで創設された後、1948年、宗教学部、法学部、教育学部、経済学部からなる私立大学としてのインドネシアイスラム大学となった。イスラム高等学院創設時の理事長は、インドネシア共和国副大統領のハッタであった。1951年に、インドネシアイスラム大学の教育学部が国立移管され、ガジャマダ大学の文学・教育・哲学部となった。オランダ領東インド時代、オランダは、ジャワを中心に西歐式の学校を設立し、ジョグジャカルタにも師範学校が開設されていたが、ガジャマダ大学は、教育に関する学部開設において、植民地期にオランダが創設した師範学校をモデルにせず、プリブミが創設したインドネシアイスラム大学教育学部の国立移管を受け入れた。インドネシアイスラム大学は、1960年に国立インドネシア宗教大学となり、2000年以降、全国に設置された大学が順次総合大学化され、国立インドネシアイスラム大学となった⁶。

インドネシア大学は、1945年のオランダによるジャカルタ再占領時に、教育の分野において、オランダ植民地時代の旧支配構造を再構築するため、1946年、古い高等教育機関の施設を利用したインドネシア臨時大学を創設し、1947年、インドネシア大学と改称し、ジャカルタに医学・法学・文学・哲学・農学の学部、バンドンに工学・理学の学部、ボゴールに獣医学部、スラバヤに医学部、マカッサルに経済学部を設置した。教員はすべてオランダ人とし、講義もオランダ語で行われ、オランダ本国と同じ高等教育が維持された。設立年度には、103人のオランダ人、98人の中国人、9人のインドネシア人が在籍しており、1949年においても、大学に在籍するインドネシア人は100人にも満たなかった。その後、インドネシア共和国政府は、インドネシア第2の国立大学として接收し、オランダ人スタッフとの契約を尊重しつつ、大学をインドネシア化するため、1950年国立インドネシア大学を設立した⁷。1954年には、スカルノ大統領が、インドネシア大学のスラバヤ分校であった大学を独立し、アイルランガ大学 (Universitas Airlangga) を設立した。設立当初は、医学部 (Faculty of Medicine)、歯学部 (Faculty of Dental Medicine)、法学部 (Faculty of Law)、教育学部 (Faculty of Teacher Training and Education)、文学部 (Faculty of Letters) の5学部であったが、1961年に、経済ビジネス学部 (Faculty of Economics and Business; FEB) を加えた⁸。

以下では、インドネシア大学、ガジャマダ大学、アイルランガ大学の会計学カリキュラム (表2-1) について検討を行う。インドネシア大学では、経済ビジネス学部会計学科 (Fakultas Ekonomi dan Bisnis, Departemen Akuntansi) において会計学及び監査関連科目を学ぶことができる。インドネシア大学の会計学プログラム (表2-1) では、初級会計学、財務会計1、原価計算、財務分析・財務報告、経営分析、会計監査・監査保証などの会計および監査関連科目が配置されている。インドネシア大学の特徴的な科目として、1セメスターに、宗教プログラムと英語プログラム、8セメスターに、卒業論文、最終プロジェクト・インターン、自主研究が配置されている。これらすべての科目を履修すること

により、経済学学士 (Bachelor of Economics) を取得することができる。



インドネシア大学キャンパス (2019年9月撮影)

インドネシア大学が設立した当初は、オランダ植民地支配の影響が多くみられたのであるが、現在では、食品や建築をのぞき、オランダの影響はほとんどみられない。特に、会計学の分野では、USAスタイルやオーストラリア・スタイルの講義形式を採用しており、採用テキストにおいても、アメリカやオーストラリアの影響が大きくなっている。インドネシア大学における会計学の講義では、Accounting: Indonesia Adaptation を講義テキストとして採用しており、インドネシア人の会計教員2名とアメリカ人の会計教員3名が共同執筆している。インドネシア人教員の1名は、Ph.D. in University of Melbourne(オーストラリア)、もう1名は、Master Degree of in University of Hawaii(アメリカ)の学位を取得しており、アメリカ人の3人は、University of Georgia(USA)、University of Tennessee (USA)、Wake Forest University(USA)の教員である。テキストの内容は、インドネシアの会計初学者向けに、1 Introduction to Accounting and Business、2 Analyzing Transaction、3 The Adjusting Process、4 Completing the Accounting Cycle、5 Accounting Systems、6 Accounting for Merchandising Businesses、7 Inventories、8 Internal Control and Cash、9 Receivables、10 Fixed Assets and Intangible Assets、11 Current Liabilities and Payroll、12 Accounting for Partnership、13 Corporation: Organization, Stock Transactions, and Dividends、14 Long-Term Liabilities: Bonds and Notes、15 Investments and Fair Value Accounting、16 Statement of Cash Flows、

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表2-1 インドネシア大会計学プログラム

科目コード	科目名	単位
Semester 1		
UIGE600004	宗教プログラム MPK Agama	2
UIGE600003	英語プログラム MPK Bahasa Inggris	2
ECEU600103	初級経済学 1 Pengantar Ekonomi 1	3
ECEU600001	基本経済ビジネス数学 Matematika Dasar untuk Ekonomi dan Bisnis	3
ECMU601001	初級ビジネス Pengantar Bisnis	2
ECFE600003	ビジネス経済人 Manusia Sebagai Pelaku Ekonomi dan Bisnis	2
ECAU601104	初級会計学 Pengantar Akuntansi	3
ECFE600002	協同組合 Koperasi	2
Semester 2		
UIGE600006	統合プログラム MPK Terintegrasi	5
ECEU600203	初級経済学 2 Pengantar Ekonomi 2	3
ECAU601201	財務会計 1 Akuntansi Keuangan 1	3
ECMU601090	初級経営学 Pengantar Manajemen	2
ECEU601200	経済ビジネス統計 Statistika Ekonomi & Bisnis	3
ECFE600005	イングリッシュ・リテラシー Literasi dalam Bahasa Inggris	2
ECAU601001	金融数学 Matematika Keuangan	2
Semester 3		
ECAU602101	原価計算 Akuntansi Biaya	3
ECMU601085	初級オペレーション・マネジメント Pengantar Manajemen Operasi	2
ECEU600101	ミクロ経済学 1 Mikroekonomi 1	3
ECMU601086	初級マーケティング Pengantar Manajemen Pemasaran	2
ECMU602004	財務管理 Manajemen Keuangan	3
ECMU604101	組織構造 Struktur, Proses, dan Perilaku Organisasi	2
Semester 4		
ECAU604104	監査保証 1 Pengaudition dan Asurans 1	3
ECAU602103	管理会計 Akuntansi Manajemen	3
ECAU607202	会計情報システム Sistem Informasi Akuntansi	3
ECAU601301	上級財務会計 Akuntansi Keuangan Lanjutan	3
ECAU603209	デジタル税 Perpajakan 1 Digital	3
ECAU601106	ビジネス法と規制 Hukum dan Regulasi Bisnis	2
Semester 5		
ECAU609117	財務分析・財務報告 Analisis dan Pelaporan Keuangan	2
ECAU609103	経営分析 Analitik Bisnis	2
ECAU604105	会計監査・監査保証 2 Pengauditan dan Asurans 2	3
ECAU603105	租税論 2 Perpajakan 2	3
ECAU601048	組織パフォーマンス戦略管理 Strategi & Manajemen Kinerja Organisasi	3
ECAU609119	投資・資本市場 Investasi dan Pasar Modal	3
ECAU609108	金融モデル・ビジネスシミュレーション Pemodelan Keuangan dan Simulasi Bisnis	2
ECFE600007	リーダーシップ Kepemimpinan*	2
ECFE600008	起業家活動 Kewirausahaan*	
	*(Pilih salah satu MK)	
Semester 6		
ECAU601107	専門職の価値観・倫理・態度 Nilai, Etika dan Sikap Profesional	2
ECAU609104	国際ビジネス Bisnis Global	2
	選択科目 MK Pilihan	17
Semester 7		
	選択科目 MK Pilihan	20
Semester 8		
ECAU609301	卒業論文 Skripsi*	6
ECAU609201	最終プロジェクト・インターン Magang Tugas Akhir*	
ECAU609302	自主研究 Studi Mandiri (plus 1 Mata Kuliah Pilihan Bebas)*	
	*(Pilih salah satu MK)	

(出典) Undergraduate Program in Accounting of Universitas Indonesia, Bachelor of Economics (BEc) Indonesian, <https://www.feb.ui.ac.id/en/accounting/>

1 7 Financial Statement Analysis、の構成になっている⁹。

ガジャマダ大学では、経済ビジネス学部 (Faculty of Economics and Business) において会計学及び監査関連科目を学ぶことができる。ガジャマダ大学の会計学プログラム (表2-2) では、初級会計学、初級会計学チュートリアル、中級会計学Ⅰ、原価計算、中級会計学Ⅱ、管理会計、上級会計学、監査論Ⅰ、会計の職業訓練、会計学特殊講義、監査論Ⅱ、公共部門会計、会計理論、情報システム監査、会計研究方法論、政府会計、財務諸表分析、内部監査、情報システム監査、法廷会計・不正調査、シャリア金融機関の監査・ガバナンス、会計のデータベース、戦略原価計算、財務会計アカウンタビリティ、シャリア会計、会計ゼミナール、などの多くの会計および監査関連科目が配置されている。ガジャマダ大学の会計学プログラムで特徴的な科目は、1セメスターで、宗教教育Ⅰ、パンチャラ教育 (インドネシア建国五原則教育)、2セメスターで、公民教育、4セメスターで、宗教 (イスラム) Ⅱ、宗教 (キリスト) Ⅱ、宗教 (カトリック) Ⅱ、宗教 (ブッダ) Ⅱ、宗教 (ヒンズー)、7セメスターで、卒業論文、社会奉仕活動プログラムなどが配置されており、これらの科目を履修することにより、会計学学士 (Bachelor in Accounting) を取得することができる。



ガジャマダ大学キャンパス (2019年8月撮影)

アイルランガ大学では、経済ビジネス学部会計学科 (Departemen Akuntansi Fakultas Ekonomi Dan Bisnis) において会計学及び監査関連科目を学ぶことができる。アイルランガ大学の会計学プログラム (表2-3) では、基礎会計学、会

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表2-2 ガジャマダ大会計学プログラム No.1

科目コード	科目名	単位
Semester 1		
AKU1601	初級会計学 Akuntansi Pengantar	3
AKU1601a	初級会計学チュートリアル Tutorial Akuntansi Pengantar	0
BDU1106	英語 I Bahasa Inggris I	2
EKO1101	初級経済学 I Ekonomika Pengantar I	3
EKO1104	経済数学 I Matematika Ekonomi I	3
EKO1108	経済統計学 I Statistika Ekonomi I	3
MAN1501	初級ビジネス Bisnis Pengantar	3
UNU1000	宗教教育 I Pendidikan Agama I	2
UNU1100	パンチャラ教育 Pendidikan Pancasila	2
Semester 2		
AKU2101	中級会計学 I Akuntansi Menengah I	3
AKU2201	原価計算 Akuntansi Biaya	3
AKU2402	情報システム Sistem dan Teknologi Informasi	3
BDU1105	インドネシア語 Bahasa Indonesia	2
EKO1102	初級経済学 II Ekonomika Pengantar II	3
MAN1502	経営学 Manajemen	3
MAN1603	英語 II Bahasa Inggris II	2
MAN2604	ビジネス法 Hukum Bisnis	2
UNU3000	公民教育 Pendidikan Kewarganegaraan	2
Semester 3		
AKU2102	中級会計学 II Akuntansi Menengah II	3
AKU2202	管理会計 Akuntansi Manajemen	3
AKU2403	システム分析デザイン Sistem Informasi Akuntansi	3
EKO2102	経済統計学 II Statistika Ekonomi II	3
MAN1602	基礎心理学 Psikologi Dasar	3
MAN2101	財務管理 I Manajemen Keuangan I	3
MAN4512	ビジネスコミュニケーション Komunikasi Bisnis dan Negosiasi	3
Semester 4		
AKU3105	上級会計学 Akuntansi Lanjutan	3
AKU3301	監査論 I Pengauditan I	3
AKU3404	システム分析 Analisis dan Disain Sistem	3
AKU3603	会計の職業訓練 Praktikum Akuntansi	1
AKU3605	宗教（イスラム）II Agama Islam II	2
AKU3606	宗教（キリスト）II Agama Kristen II	2
AKU3607	宗教（カトリック）II Agama Katholik II	2
AKU3608	宗教（ブッダ）II Agama Budha II	2
AKU3609	宗教（ヒンズー）II Agama Hindu II	2
AKU4613	会計学特殊講義 Topik Khusus dalam Akuntansi	3
EKO3104	インドネシア経済 Perekonomian Indonesia	3
MAN2102	財務管理 II Manajemen Keuangan II	3
SPD1303	社会学・政治学 Sosiologi dan Politik	2
Semester 5		
AKU3203	マネジメントコントロールシステム Sistem Pengendalian Manajemen	3
AKU3302	監査論 II Pengauditan II	3
AKU3502	公共部門会計 Akuntansi Sektor Publik	3
AKU3610	ビジネス職業倫理 Etika Bisnis dan Profesi	3
AKU4105	会計理論 Teori Akuntansi	3
AKU4408	デジタルビジネス Digital Business	3

表2-2 ガジャマダ大学会計学プログラム No.2

科目コード	科目名	単位
Semester 6		
AKU3304	情報システム監査 Pengauditan Sistem Informasi	3
AKU3501	租税論 Perpajakan	3
AKU3604	会計研究方法論 Metodologi Penelitian Akuntansi	3
AKU4507	政府会計 Akuntansi Pemerintahan	3
Semester 7		
AKU4611	卒業論文 Skripsi	6
UNU6000	社会奉仕活動プログラム Kuliah Kerja Nyata	3
選択科目 Daftar Mata Kuliah Pilihan		
1 AKU3106	財務諸表分析 Analisis Laporan Keuangan	3
2 AKU3303	内部監査 Pengauditan Internal	3
3 AKU3304	情報システム監査 Pengauditan Sistem Informasi	3
4 AKU3305	法廷会計・不正調査 Forensic Accounting and Fraud Investigation	3
5 AKU3306	シャリア金融機関の監査・ガバナンス Audit dan Tata Kelola Lembaga Keuangan Syariah	3
6 AKU4405	データベース経営システム Sistem Manajemen Basis Data	3
7 AKU4406	意思決定サポートシステム Sistem Penunjang Keputusan	3
8 AKU4409	会計のデータ分析 Data Analytics for Accounting	3
9 AKU4410	戦略原価計算 Akuntansi Kos Strategik	3
10 AKU4503	財務会計アカウンタビリティ Akuntansi dan Akuntabilitas Keuangan	3
11 AKU4504	タックスプランニング Perencanaan Pajak	3
12 AKU4505	国際税務 International Taxation	3
13 AKU4506	公共財務管理 Manajemen Keuangan Publik	3
14 AKU4612	ポートフォリオ投資分析 Portfolio and Investment Analysis	3
15 AKU4614	シャリア会計 Akuntansi Syariah	3
16 AKU4615	コーポレートガバナンス Corporate Governance	3
17 AKU4616	会計ゼミナール Accounting Seminar	3
18 EKO2112	計量経済学 I Ekonometrika I	3
19 EKO2154	経済ビジネス法学 Fikih Ekonomika dan Bisnis	2
20 EKO2301	国際経済 I Ekonomika Internasional I	3
21 EKO2401	貨幣経済学 I Ekonomika Moneter I	3
22 EKO2601	開発経済学 I Ekonomika Pembangunan I	3
23 EKO3112	イスラム経済 Ekonomika Islam	3
24 EKO4401	銀行・金融機関 Bank dan Lembaga Keuangan	3
25 EKO4404	組織行動論 Pasar dan Lembaga Keuangan Syariah	3
26 MAN1401	意思決定定量法 Metoda Kuantitatif untuk Pengambilan Keputusan	3
27 MAN2201	基本マーケティング論 Dasar-dasar Pemasaran	3
28 MAN2203	基本イスラム金融論 Dasar-dasar Keuangan Islam	3
29 MAN2301	組織行動論 Perilaku Organisasional	3
30 MAN2303	イスラムビジネス Bisnis Islam	3
31 MAN2402	オペレーション・マネジメント Manajemen Operasi	3
32 MAN3105	国際財務管理 Manajemen Keuangan Internasional	3
33 MAN3305	戦略経営 Manajemen Strategik	3
34 MAN3506	国際ビジネス Bisnis Internasional	3
35 MAN3508	管理経済学 Ekonomika Manajerial	3
36 MAN3510	起業家活動 Kewirausahaan	3

(出典) Bachelor in Accounting (Sarjana Ekonomi/S.E.) Undergraduate Program Faculty of Economics and Business of UGM

<https://feb.ugm.ac.id/en/education/study-programs/undergraduate-program/curriculum-for-accounting>

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表2-3 アイルランガ大学会計学プログラム No.1

科目コード	科目名	単位
Semester 1		
1.1 AGI101	宗教（イスラム）I Agama Islam I	2
1.2 AGP101	宗教（プロテスタント）I Agama Protestan I	2
1.3 AGK101	宗教（カトリック）I Agama Katolik I	2
1.4 AGH101	宗教（ヒンズー）I Agama Hindu I	2
1.5 AGB101	宗教（ブッダ）I Agama Budha I	2
2 NOP103	パンチャラ教育 Pancasila	2
3 BAI101	インドネシア語 Bahasa Indonesia	2
4 NOP104	公民教育 Pendidikan Kewarganegaraan	2
5 SIP107	データ・図書館 Data dan Pustaka	2
6 MNU101	初級ビジネス Pengantar Bisnis	3
7 EKT109	初級経済理論 Pengantar Teori Ekonomi	3
8 AKK106	基礎会计学 Akuntansi Dasar	3
Semester 2		
9 PHP103	論理・批判的思考 Logika dan Pemikiran Kritis	2
10 MNM107	初級科学的コラボレーション Pengantar Kolaborasi Keilmuan	2
11 MNM106	コミュニケーション・自己啓発 Komunikasi dan Pengembangan Diri	2
12 MNU108	初級経営学 Pengantar Manajemen	3
13 MAS122	会計士の統計学 Statistik untuk Akuntan	3
14 AKA103	会計士の倫理・職業スキル Etika dan Keterampilan Profesional untuk Akuntan	2
15 MNK102	財務管理 Manajemen Keuangan	3
16 AKK201	中級財務会計 I Akuntansi Keuangan Menengah I	3
Semester 3		
17 PJK201	租税論 I Perpajakan I	3
18 AKK202	中級財務会計 II Akuntansi Keuangan Menengah II	3
19 AKK203	公共部門会计学 Akuntansi Sektor Publik	3
20 SII306	会計情報システム Sistem Informasi Akuntansi	3
21 AKA201	リスクベース監査 Pengauditan Berbasis Risiko I	3
22 AKM201	原価計算 Akuntansi Biaya	3
23 MNK314	初級資本市場 Pengantar Pasar Modal	3
Semester 4		
24 PJK301	租税論 II Perpajakan II	3
25 AKK207	中級財務会計 II Akuntansi Keuangan Menengah III	3
26 AKM301	管理会計 Akuntansi Manajemen	3
27 SII203	経営情報システム Sistem Informasi Manajemen	3
28 AKA304	内部監査 Internal Audit	3
29 AKA202	リスクベース監査 II Pengauditan Berbasis Risiko II	3
30 HKT215	ビジネス・企業法 Hukum Bisnis dan Perusahaan	2
Semester 5		
31 PJK302	租税実務 Praktik Perpajakan	3
32 AKK304	上級財務会計 II Akuntansi Keuangan Lanjutan I: Konsep dan Penerapan	3
33 AKK401	会計理論 Teori Akuntansi	3
34 MNU307	戦略経営 Manajemen Strategik	3
35 AKA306	初級監査実務 Pengantar Praktik Pengauditan	3
36 AKS301	会計データ分析 Accounting Data Analytics	3
37 PNE402	会計研究方法 Metode Penelitian Akuntansi	3

表2-3 アイルランガ大学会計学プログラム No.2

科目コード	科目名	単位
Semester 6		
38 AKK305	上級財務会計 II Akuntansi Keuangan Lanjutan II: Konsep dan Penerapan	3
39 AKM326	コーポレートガバナンス会計 Peran Akuntansi dalam Tata Kelola Perusahaan	3
40 AKM327	サステナブルビジネス実務報告 Praktik & Pelaporan Bisnis Berkelanjutan	3
41 AKM323	経営分析 Analisis Bisnis	2
42 PNE499	卒業論文 Skripsi*	6
43 SII324	会計におけるデジタル技術 Digital Technologies in Accounting	3
Semester 7		
44 MNW201	起業家活動 Kewirausahaan	3
45 AGI401	宗教（イスラム）II Agama Islam II	2
46	選択科目 1 Mata Kuliah Pilihan 1	3
47	選択科目 2 Mata Kuliah Pilihan 2	3
48	選択科目 3 Mata Kuliah Pilihan 3	3
Semester 8		
49 KKN441	KKN	3
50	選択科目 4 Mata Kuliah Pilihan 4	3
51	選択科目 5 Mata Kuliah Pilihan 5	3
研究プログラム科目 Jumlah Beban Studi Prodi		
51 AKK253	資産評価 Penilaian Aset	3
52 AKS302	上級会計データ分析 Advanced Accounting Data Analytics	3
53 AKM328	デジタル予算 Penganggaran Digital	3
54 AKS401	会計情報システムデザイン Desain Sistem Informasi Akuntansi	3
55 AKA321	法定監査 Audit Forensik	3
56 AKK306	政府財務管理 Pengelolaan Keuangan Pemerintah	3
57 SII404	情報システム監査 Audit Sistem Informasi	3
58 AKM329	リスク分析 Pelaporan dan Analisis Risiko	3
59 MNU325	戦略イノベーション Strategi dan Inovasi	3
60 AKK251	シャリア会計 Akuntansi Syariah	3
61 PJK401	タックスプランニング Perencanaan Pajak	3
62 AKP401	税務会計 Akuntansi Perpajakan	3
63 MNU326	会計実務におけるパフォーマンス・マネジメント Manajemen Kinerja dalam Praktik Akuntansi	3
64 MNU302	ビジネス実現可能性研究 Studi Kelayakan Bisnis	3
65 PSI311	組織行動・リーダーシップ Perilaku Keorganisasian dan Kepemimpinan	3
66 MNK330	イスラムマイクロファイナンス・社会経営 Manajemen Keuangan Mikro dan Sosial Islam	3
67 EKS210	イスラム経済・ビジネス・ファイナンス Ekonomi, Bisnis dan Keuangan dalam Perspektif Islam	3
68 EKP203	インドネシア経済 Perekonomian Indonesia	3
69 EKP202	銀行・金融機関 Bank dan Lembaga Keuangan Lainnya	3
70 SOK334	ビジネス・コミュニケーション Komunikasi Bisnis	3
71 MNP201	マーケティング・マネジメント Manajemen Pemasaran	3
31 PJK302	租税実務 Praktik Perpajakan	3
32 AKK304	上級財務会計 II Akuntansi Keuangan Lanjutan I: Konsep dan Penerapan	3
33 AKK401	会計理論 Teori Akuntansi	3
34 MNU307	戦略経営 Manajemen Strategik	3
35 AKA306	初級監査実務 Pengantar Praktik Pengauditan	3
36 AKS301	会計データ分析 Accounting Data Analytics	3
37 PNE402	会計研究方法 Metode Penelitian Akuntansi	3

(出典) Faculty of Economics and Business Airlangga University, Bachelor degree in Accountancy
<https://akuntansi.feb.unair.ac.id/program/program-sarjana/s1-akuntansi/kurikulum.html>

計士の統計学、会計士の倫理・職業スキル、中級財務会計Ⅰ、中級財務会計Ⅱ、公共部門会計学、会計情報システム、リスクベース監査、原価計算、中級財務会計Ⅱ、管理会計、経営情報システム、内部監査、リスクベース監査、上級財務会計Ⅱ、会計理論、初級監査実務、会計データ分析、会計研究方法、上級財務会計Ⅱ、コー粉レートガバナンス会計、会計におけるデジタル技術、上級会計データ分析Ⅱ、会計情報システムデザイン、法定監査、情報システム監査、シャリア会計、税務会計、会計実務におけるパフォーマンス・マネジメントなど、多くの会計および監査関連科目を配置している。アイルランガ大学の会計学プログラムで特徴的な部分は、1セメスターで、宗教（イスラム）Ⅰ、宗教（プロテスタント）Ⅰ、宗教（カトリック）Ⅰ、宗教（ヒンズー）Ⅰ、宗教（ブッダ）Ⅰ、パンチャラ教育、公民教育、2セメスターで、論理・批判的思考、初級科学的コラボレーション、コミュニケーション・自己啓発、7セメスターで、起業家活動、宗教（イスラム）、選択科目として、シャリア会計、イスラムミクロファイナンス・社会経営、イスラム経済・ビジネス・ファイナンス、インドネシア経済などの科目が配置されている点である。



アイルランガ大学キャンパス (2019年8月撮影)

3 マレーシアの会計教育

マレーシアにおいて、近代的な教育が最初に行われたのは、イギリス植民地時代にイギリス国教会が設立した Penang Free School(1816) であり、民族・宗教の区別なく、英語・マレー語・タミール語による教育が行われた。その後、英語学校として、タイピンの King Edward VII School(1883)、クアラルンプー

ルの Victoria Institute(1893)、マレー系住民のための学校として、Malay College Kuala Kangsar(1905)、Sultan Idris Training College(1922) が設立された¹⁰。

マレーシアの高等教育は、イギリスによる植民地統治時代に、イギリスモデルが移植されたものである。その代表的な高等教育機関が、キング・エドワーズ7世医学カレッジ(1921)とラッフルズ・カレッジ(1929)である。キング・エドワーズ7世医学カレッジは、政府の財政援助と管理のもと、高い学術的・専門的水準の高等教育機関となった。ラッフルズ・カレッジは、シンガポール建設100周年を記念し、英語を教授用語とするイギリスモデルに基づいて設立された高等教育機関である。ラッフルズ・カレッジでは、英語・歴史・数学・物理・化学・生物・地理の各科目が開設されたが、イギリスの講義要綱・参考文献・試験制度等の慣行が踏襲され、マレーシアの学生の経済的・政治的・社会的・文化的環境とはかけ離れたヨーロッパ中心的な教育であった。ラッフルズ・カレッジの卒業生は、マレーシアの都市に設置された英語を教授用語とする学校教員になり、ごく少数のマレー人卒業生は、ヨーロッパ人が独占していたマラヤ行政官に採用された¹¹。

1957年に公表された「ラザク報告」では、マレー語を国語とし、すべての民族の子供に国語を教授用語とする国民教育を受けさせることを目標として掲げた。同報告では、マレー語を教授用語とする学校を「標準学校(のちの国民学校)」、マレー語以外を教授用語とする学校を「標準型学校(のちの国民型学校)」として区別し、教授用語の違いにかかわらず、すべての初等学校で共通の教授要目を採用し、マレー語および英語の必修化を提案した。この内容は、1957年教育令として法制化された。さらに、1960年に公表された「ラーマン・タリブ報告」では、国家政策の枠内では、多様な文化・言語集団の個々の要求をすべて満たすことは不可能であり、国民意識の形成のために中等段階以上では、言語や民族の相違を排除すべきであるという考え方から、政府立の中等学校では、マレー語か英語を教授用語とし、それ以外の言語を教授用語とする中等学校には政府補助を与えないことを提案し、1961年教育法にその内容を含めた。さら

に、1969年の人種暴動を機に、ブミプトラ優遇政策が採用され、1970年に英語を教授用語とする政府立の初等学校と中等学校の教授用語を、英語からマレー語に転換することが決定した。1983年以降、マレーシアでは、初等教育段階では、3種類の言語別学校が認められているが、中等教育段階以上では、すべての学校でマレー語が教授用語となっている¹²。

マレーシアの高等教育では、1959年に、シンガポールとクアラルンプールの両地域に同格の自治権をもつ大学を設置する法律が施行され、シンガポールおよびクアラルンプールのマラヤ大学分校は、それぞれ校長、分校理事会、分校評議会を持つことになった。1960年、マラヤ連邦政府は、自らの領土内に完全な国立大学をもつ必要性があると考え、自治権を持つマラヤ大学クアラルンプール分校をマラヤ大学 (Universiti Malaya) とすることを決定した。また、シンガポール共和国政府は、マラヤ大学シンガポール分校をシンガポール国立大学 (National University of Singapore) とすることを決定した。1962年、2つに分離した大学の設置を認可するための法律が施行され、イギリスパターンの教育・研究管理運営を維持した大学がシンガポールとマレーシアに設置された¹³。

マレーシア連邦政府の高等教育計画委員会は、1967年に高等教育に関する勧告を公表し、①工学カレッジを設置し、工学・建築・測量・都市農村計画分野の専門人材の養成、②農学部拡張、③ペナンに大学の設置、④英語を教授用語とする授業に加えて、文理・工学分野で国語 (マレー語) を教授用語とする授業を、総合大学・単科大学の双方に設置、⑤会計学・図書館学・獣医学・林学・水産技術・ジャーナリズムの専門人材の養成などを、勧告している¹⁴。

マレーシア会計士法 (Accountants Act 1967 FIRST SCHEDULE) の規定により、マラヤ大学の会計学学士、マラ工科大学の会計学学士、マレーシアプトラ大学会計学学士を取得した場合、マレーシア会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants) のメンバーとなり、勅許会計士 (Chartered Accountant) の資格が認められることになった¹⁵。マレーシア会計士法で認めた勅許会計士の資格取得が可能な大学は以下の通りである¹⁶。

- (a) the final examination of the University of Malaya for the Diploma Perakaunan (Diploma in Accounting)
- (b) the final examination of the University of Malaya for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Degree of Bachelor of Accounting)
- (c) the final examination of the Universiti Kebangsaan Malaysia for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (d) the final examination of the MARA Institute of Technology for the Diploma Lanjutan Perakaunan (Advanced Diploma in Accountancy)
- (e) the final examination of the Universiti Teknologi MARA for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Degree of Bachelor of Accounting)
- (f) the final examination of the Universiti Utara Malaysia for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (g) the final examination of the Universiti Pertanian Malaysia for the Ijazah Bachelor Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (h) the final examination of the Universiti Putra Malaysia for the Ijazah Bachelor Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (i) the final examination of the Universiti Islam Antarabangsa for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (j) the final examination of the Universiti Sains Malaysia for the Ijazah Sarjana Muda Perakaunan (Kepujian) (Degree of Bachelor of Accounting (Honours))
- (k) the final examination of the Universiti Utara Malaysia for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours) (Information System)
- (l) the final examination of the Universiti Tenaga Nasional for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours), the academic programme for which first commenced from the academic year 2002/2003 onwards
- (m) the final examination of the Universiti Multimedia for the Degree of Bachelor

of Accounting (Honours), the academic programme for which first commenced from the academic year 2002/2003 onwards

- (n) the final examination of the Kolej Universiti Sains dan Teknologi Malaysia for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (o) the final examination of the Universiti Malaysia Sabah for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (p) the final examination of the Universiti Industri Selangor for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (q) the final examination of the Universiti Sultan Zainal Abidin for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (r) the final examination of the Universiti Sains Islam Malaysia for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (s) the final examination of the Universiti Tunku Abdul Rahman for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (t) the final examination of the INTI International University for the Degree of Bachelor of Accounting (Honours)
- (u) the final examination of the Management and Science University for the Degree of Bachelor in Accountancy (Honours), the academic programme for which first commenced with the academic session November 2010 onwards

さらに、マレーシア会計士法では、以下の会計士に対して、マレーシア会計士協会のメンバーとなり、勅許会計士の資格を認めている¹⁷。

- (a) Malaysian Association of Certified Public Accountants
- (b) Institute of Chartered Accountants of Scotland
- (c) Institute of Chartered Accountants in England and Wales
- (d) Institute of Chartered Accountants in Ireland
- (e) Association of Chartered Certified Accountants (United Kingdom)
- (f) Institute of Chartered Accountants in Australia

- (g) Australian Society of Certified Practising Accountants
- (h) New Zealand Chartered Accountants
- (i) Canadian Institute of Chartered Accountants
- (j) Institute of Chartered Accountants of India
- (k) Chartered Institute of Management Accountants (United Kingdom)



マラヤ大学キャンパス (2017年9月および2019年3月撮影)

以下では、マラヤ大学、マラ工科大学、マレーシアプトラ大学の会計学カリキュラムについて検討を行う。マラヤ大学のビジネス会計学部会計学プログラム（表3-1）では、プログラムのコア科目として、初級財務会計・財務報告、中級財務会計・財務報告、原価計算、上級財務会計・財務報告、会計情報システム、監査実務、企業会計、上級会計情報システム、会計理論・会計実務、管理会計セミナー、情報テクノロジー・IT監査、アカウントビリティと監査、選択科目として、初級会計、イスラム金融取引会計、公共部門会計、内部監査、法廷会計・不正調査、管理会計・計画とコンプライアンス、上級監査など、多くの会計および監査関連科目が配置されている。

マラヤ大学において特徴的な科目は、大学入学当初の必修科目として、英語I、哲学と現状課題、基礎マレー語、倫理と文明、学生の潜在能力を発展させる選択科目として、シンキングマター・心と知性、感情的・精神的インテリジェンス、グローバル問題・コミュニティ持続可能性、テクノロジー・人工知能とデータ分析、6セメスターに、産業訓練などの科目をあり、これらすべての科

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表3-1 マラヤ大会計学プログラム No.1

科目コード	科目名	単位	履修必須条件
UNIVERSITY COURSES			
GLTXXXX	英語 I English Language Course1 (required for all students)	4	
	Co-curriculum 2		
GIG1012	哲学と現状課題 Philosophy and Current Issues (required for Malaysian students)	2	
GLT1017	基礎マレー語 Basic Malay Language (required for International Students)	2	
GIG1013	倫理と文明 Appreciation of Ethics and Civilizations	2	
FACULTY CORE COURSES			
CIB1001	経営学 Management	3	
CIB3010	ビジネス倫理とコーポレートガバナンス Business Ethics & Corporate Governance	3	
CID1001	経営情報システム Management Information Systems	3	
CIX1001	ミクロ経済学 Principles of Microeconomics	3	
CIX1002	マクロ経済学 Principles of Macroeconomics	3	
CIX1003	ビジネス統計 Business Statistics	3	
CIX2001	財務管理 Financial Management	3	
CIX2005	起業家活動 Entrepreneurship	3	
CIX2007	商法 Commercial Law	3	
PROGRAMME CORE COURSES			
CIA1002	初級財務会計・財務報告 Foundations in Financial Accounting and Reporting	3	
CIA1003	中級財務会計・財務報告 Intermediate Financial Accounting and Reporting	3	
CIA1004	原価計算 Cost Accounting	3	
CIA2001	上級財務会計・財務報告 Advanced Financial Accounting and Reporting	3	Pass CIA1002
CIA2002	会計情報システム Accounting Information Systems	3	
CIA2003	意思決定コントロール会計 Accounting for Decision Making and Control	3	Pass CIA1004
CIA2011	監査実務 Auditing Practices	3	
CIA2012	租税原理 Principle of Taxation	3	
CIA2013	タックスコンプライアンス Tax Compliance	3	Pass CIA2012
CIA2008	会社法 Company Law	3	
CIA3001	企業会計 Corporate Accounting	3	Pass CIA1003
CIA3002	上級会計情報システム Advanced Accounting Information System	3	
CIA3003	会計理論・会計実務 Accounting Theory and Practice	3	Pass CIA1003
CIA3004	管理会計セミナー Seminar in Management Accounting	3	
CIA3008	情報テクノロジー・IT 監査 Information Technology (IT) Auditing	3	Pass CIA2011
CIA3014	銀行業務・報告3 Banking Operations and Reporting 3	3	
CIA3015	アカウンタビリティと監査 Accountability and Auditing	3	Pass CIA2011
CIA4001	統合ケーススタディ Integrated Case Study	3	Pass CIA2001
CIB3002	戦略経営 Strategic Management	4	
CIC2011	コーポレートファイナンス Corporate Finance	3	
CIX1005	ビジネスコミュニケーション Business Communication: A Critical Thinking Approach	3	

目を学んだ後に、会計学学士 (Bachelor of Accounting) を取得することができる。

マラ工科大学の会計学部会計学プログラム (表3-2y) では、財務会計・財務報告 I、財務会計・財務報告 II、原価計算・管理会計、財務会計・財務報告 III、管理会計、財務会計・財務報告 IV、会計情報システム、監査論 I、連結財務諸表、会計システム分析・デザイン、会計理論と直面する課題、管理会計セミナー、会計監査・監査保証、財務諸表分析、イスラム金融取引会計、ザカート会計、

表3-1 マラヤ大会計学プログラム No.2

科目コード	科目名	単位	履修必須条件
PROGRAMME ELECTIVE COURSES			
Student Holistic Empowerment (SHE)			
Cluster 1	シンキングマター・心と知性 Thinking Matters: Mind and Intellect	2	
Cluster 2	感情的・精神的インテリジェンス Emotional and Spiritual Intelligence: Heart and Soul	2	
Cluster 3	グローバル問題・コミュニティ持続可能性 Global Issue and Community Sustainability: Making the World a Better Place	2	
Cluster 4	テクノロジー・人工知能とデータ分析 Technology / Artificial Intelligence & Data Analytics: I-Techie	2	
CIA1001	初級会計 Introductory Accounting (COMPULSORY for students without accounting background but NOT ALLOWED for students with accounting background)	3	
CIA3007	イスラム金融取引の会計 Accounting for Islamic Financial Transactions	3	Pass CIA1002
CIA3010	公共部門会計 Public Sector Accounting	3	Pass CIA1003
CIA3011	内部監査 Internal Auditing	3	Pass CIA2011
CIA3012	法廷会計・不正調査 Forensic Accounting and Fraud Examination	3	Pass CIA2011
CIA3013	上級租税論 Advanced Taxation: Planning and Compliance	3	Pass CIA2013
CIA3016	管理会計・計画とコンプライアンス Management Accounting and Applied Finance	3	Pass CIA3004
CIA3017	上級監査 Advanced Applications of Auditing	3	Pass CIA3015
CIA3018	プロフェッショナルコーポレートレポーティング Professional Corporate Reporting	3	Pass CIA3001
CIB1002	人的資源管理 Human Resource Management	3	
CIB2001	組織行動 Organizational Behaviour	3	
CIC2003	イスラム金融システム Islamic Financial System	3	
CIC2004	投資マネジメント Investment Management	3	
CIC2006	グローバルファイナンス Global Finance	3	
CIC2007	貨幣と銀行 Money and Banking	3	
CIC2009	資金管理 Treasury Management	3	
CID2001	業務管理 Operations Management	3	
CID2002	E コマース E-Commerce	3	
CID2004	ビジネスデータ管理 Business Data Management	3	
CIF1001	マーケティング Principles of Marketing	3	
CIX1004	ビジネスの定量分析 Quantitative Analysis for Business	3	
CIX2004	ビジネスアプリケーション開発 Business Application Development	3	
INDUSTRIAL TRAINING			
CIA3006	産業訓練 Industrial Training	12	CIA1004
	May be taken in Semester 6 (Year 3)		CIA2012

(出典) Faculty of Business and Accountancy,Universiti Malaya, Bachelor of Accounting programme
<https://fpe.um.edu.my/bachelor-of-accounting-bacc>

公共部門会計、上級会計監査・監査保証Ⅰ、上級会計監査・監査保証Ⅱ、内部監査などの会計および監査関連科目を配置している。また、マラ工科大学会計学部会計学プログラムには、ナショナル・クシャトリア（愛国心・規律形成の体力トレーニング）、イスラム金融、イスラム会計、初級アラビア語、イスラム金融機関のシャリア監査とガバナンスなど、ムスリムのための大学であるため、マラ工科大学独自の科目が多く存在している。

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表3-2 マラエ科大学会計学プログラム No.1

科目コード	科目名	単位	履修必須条件
Semester 1			
FAR410	財務会計・財務報告 I Financial Accounting And Reporting I	3	
LAW446	初級商法 Introduction To Commercial Law	3	
TAX467	租税論 I Taxation I	3	
MGT400	初級経営学 Introduction To Management	3	
HBUI11	ナショナル・クシャトリア I National Kesatria I	1	
Semester 2			
FAR460	財務会計・財務報告 II Financial Accounting And Reporting II	3	Pass CIA1002
MAF451	原価計算・管理会計 Cost And Management Accounting	3	Pass CIA1003
MAF503	財務管理 Financial Management	3	Pass CIA2011
ECO415	経済学 Economics	3	Pass CIA2011
TAX517	租税論 II Taxation II	3	Pass CIA2013
HBUI121	ナショナル・クシャトリアクシャトリア II National Kesatria II	1	Pass CIA3004
Semester 3			
FAR510	財務会計・財務報告 III Financial Accounting And Reporting III	3	Pass CIA3015
TAC401	初級アラビア語レベル I Introductory Arabic (Level I)	2	Pass CIA3001
TAX667	上級租税論 Advanced Taxation	3	
MAF551	管理会計 Management Accounting And Control	3	
LAW485	会社法 Corporate Law	3	
ELC501	アカデミックリーディング英語 English For Critical Academic Reading	2	
HBUI131	ナショナル・クシャトリアクシャトリア III National Kesatria III	1	
CTU552	哲学と現状課題 Philosophy And Current Issues	2	
Semester 4			
FAR570	財務会計・財務報告 IV Financial Accounting And Reporting IV	3	
MAF603	コーポレートファイナンス Corporate Finance	3	
TAC451	初級アラビア語レベル II Introductory Arabic (Level II)	2	
AIS615	会計情報システム Accounting Information System	3	
ELC650	専門家との交流英語 English For Professional Interaction	2	
ENT530	起業家活動 Principles Of Entrepreneurship	3	
AUD589	監査論 I Auditing I	3	CIA1004
Semester 5			
FAR620	連結財務諸表 Consolidated Financial Statement	3	CIA2012
AIS655	会計システム分析・デザイン Accounting System Analysis And Design	3	
MAF653	金融市場 Financial Markets	3	
MGT430	初級組織行動 Introduction To Organisational Behaviour	3	
EWC662	ビジネス通信の英語 English For Business Correspondence	2	
TAC501	初級アラビア語レベル III Introductory Arabic (Level III)	2	
STA404	ビジネス・社会科学の統計学 Statistics For Business And Social Science	3	
Semester 6			
FAR661	会計理論と直面する課題 Accounting: Theory And Emerging Issues	3	
CRG650	ビジネス倫理・コーポレートガバナンス Business Ethics And Corporate Governance	3	
MAF651	管理会計セミナー Seminar In Management Accounting	3	
AUD689	会計監査・監査保証 Audit And Assurance Services	3	
MAF661	戦略経営 Strategic Management	3	
MAF671	統合ケーススタディ Integrated Case Study	3	
CTU554	価値観・文明 Values And Civilization II	2	
EET699	英語終了試験 English Exit Test	0	

表3-2 マラエ科大学会計学プログラム No.2

科目コード	科目名	単位	履修必須条件
Semester 7			
Elective 1 (List of Elective 1)		3	
Normal Track			
Multidisciplinary course			
Professional Pathway			
Multidisciplinary Course			
Elective 2 (List of Elective 2)		3	
Normal Track			Pass CIA1002
ITT422	初級サイバーセキュリティ Introduction To Cyber Security For Non-Computing Science		Pass CIA1003
UCS557	初級ビジネスインテリジェンス Introduction To Business Intelligence		Pass CIA2011
ITT433	初級ブロックチェーン Introduction To Blockchain		Pass CIA2011
ICT652	倫理社会・ICT Ethical Social And Professional Issues In ICT		Pass CIA2013
FAR670	財務諸表分析 Financial Statement Analysis		Pass CIA3004
FAR618	イスラム金融取引会計 Accounting For Islamic Financial Transactions		Pass CIA3015
Professional Pathway			Pass CIA3001
FAR695	ビジネスレポーティング Business Reporting		
Elective 3 (List of Elective 3)		3	
Normal Track			
FAR658	ザカ - ト会計 Zakat Accounting		
CRG660	会社秘書実務 Company Secretarial Practice		
PSA662	公共部門会計 Public Sector Accounting		
TAX695	上級租税論 I Advanced Taxation For Professional 1		
Professional Pathway			
TAX695	上級租税論 I Advanced Taxation For Professional 1		
MAF695	上級パフォーマンスマネジメント I Advanced Performance Management 1		
AUD695	上級会計監査・監査保証 I Advanced Audit And Assurance 1		
Elective 4 (List of Elective 4)		3	
Normal Track			
MAF663	イスラム金融 Islamic Finance		
MAF682	リスクマネジメント・コントロール Risk Management And Control		CIA1004
Professional Pathway			CIA2012
TAX696	上級租税論 II Advanced Taxation For Professional 2		
MAF696	上級パフォーマンスマネジメント II Advanced Performance Management 2		
AUD696	上級会計監査・監査保証 II Advanced Audit And Assurance 2		
Elective 5 (List of Elective 5)		3	
Elective 5 (List of Elective 5)			
Normal Track			
AUD679	内部監査 Internal Auditing		
AUD699	イスラム金融機関のシャリヤ監査とガバナンス Shariah Audit And Government Of Islamic Financial Institutions		
Professional Pathway			
FAR696	上級ビジネスレポーティング Advanced Business Reporting		
Students must select 2 electives in Semester 7 (1 elective from each elective group)			
Industry mode			
Elective 1 (List of Elective 1)		8	
FAR698	企業財務報告 Corporate Financial Reporting		
Elective 2 (List of Elective 2)		7	
TAX698	上級租税論 Advanced Taxation For Professional		
MAF698	上級パフォーマンスマネジメント Advanced Performance Management		
AUD698	上級会計監査・監査保証 Advanced Audit And Assurance		
Semester 8			
PAC671	産業プロジェクト Industrial Project	12	

(出典) Undergraduate Programme Faculty of Accountancy UiTM, AC220-Bachelor of Accountancy (Hons.)
<https://accountancy.uitm.edu.my/index.php/en/component/content/article/19-programme/undergraduate/bachelor/32-ac220-bachelor-of-accountancy-hons?Itemid=101>

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表3-3 マレーシアプトラ大会計プログラム

科目コード	科目名	単位	履修必須条件
ACT2111	初級財務情報のプランニングと利用 Introduction to Planning and Use of Financial Information	3(3+0)	None
ACT2112	会計入門 Introductory Accounting	4(3+1)	None
ACT2113	初級会計学 Introduction to Accounting	3(2+1)	None
ACT2131	原価計算・管理会計 Cost and Management Accounting	3(3+0)	ACT2112
ACT2170	コンピュータテクノロジー Computer Technology in Business	3(2+1)	None
ACT3111	会計ファイナンス統計学 Statistics for Accounting and Finance or pass a C+ in Mathematics at STPM, Matriculation or Diploma	3(3+0)	MTH3004
ACT3120F	財務会計 Financial Accounting	4(3+1)	ACT2112
ACT3121	中級財務会計 I Intermediate Financial Accounting I	3(3+0)	ACT3123
ACT3122	中級財務会計 II Intermediate Financial Accounting II	3(3+0)	ACT3121
ACT3126	上級財務会計 I Advanced Financial Accounting I	3(3+0)	ACT3122
ACT3127	上級財務会計 II Advanced Financial Accounting II	3(3+0)	ACT3126
ACT3131	管理会計 I Management Accounting I	3(3+0)	ACT2112 & ACT2113
ACT3132	管理会計 II Management Accounting II	3(3+0)	ACT3131
ACT3141	監査論 I Audit I	3(3+0)	ACT3121
ACT3142	監査論 II Audit II	3(3+0)	ACT3141
ACT3151	租税論 I Taxation I	3(3+0)	ACT3121
ACT3152	租税論 II Taxation II	3(3+0)	ACT3151
ACT3172	会計情報システム I Accounting Information Systems I	3(3+0)	ACT3131 & ACT3122
ACT3173	会計情報システム II Accounting Information Systems II	3(3+0)	ACT3172
ACT3211	財務管理 Financial Management	3(3+0)	ACT2112 or ACT2113
ACT4111	会計ファイナンス研究方法論 Research Methods in Accounting and Finance	3(3+0)	ACT3122 & ACT3211
ACT4121	会計学特殊講義 Specialized Accounting	3(3+0)	ACT3126
ACT4131	管理会計 III Management Accounting III	3(3+0)	ACT3132
ACT4151	租税論特殊講義 Specialized Taxation	3(3+0)	ACT3152
ACT4161	公共部門会計 I Public Sector Accounting I	3(3+0)	ACT3123
ACT4162	公共部門会計 II Public Sector Accounting II	3(3+0)	ACT4161
ACT4181	ビジネス倫理・コーポレートガバナンス Business Ethics and Corporate Governance	3(3+0)	ACT3142
ACT4191	会計理論・会計実務 Accounting Theory and Practice	3(3+0)	ACT3122
ACT4197	統合ケーススタディ Integrated Case Study	3(3+0)	ACT3126, ACT3142, ACT3152, ACT4131, ACT4211 and MGM4139
ACT4211	コーポレートファイナンス Corporate Finance	3(3+0)	ACT3211
ACT4214	イスラム金融マネジメント Islamic Financial Management	3(3+0)	ACT3211
ACT4215	国際金融 International Finance	3(3+0)	ACT3211
ACT4216	マレーシア財務マーケットシステムと構造 Malaysian Financial Market System and Structure	3(3+0)	ACT3211
ACT4221	投資分析 Investment Analysis	3(3+0)	ACT3211
ACT4231	銀行マネジメント Bank Management	3(3+0)	ACT3211
ACT4232	インターナショナルバンキング International Banking	3(3+0)	ACT3211
ACT4233	金融サービス特殊講義 Specialized Financial Services	3(3+0)	ACT3211
ACT4241	金融デリバティブ Financial Derivatives	3(3+0)	ACT3211
ACT4901	実習トレーニング Practical Training	12(0+12)	ACT3122, ACT3131, ACT3141, ACT3152
ACT4999	最終年プロジェクト Final Year Project	4(0+4)	ACT4111
CRG650	ビジネス倫理・コーポレートガバナンス Business Ethics And Corporate Governance	3	
MAF651	管理会計セミナー Seminar In Management Accounting	3	
AUD689	会計監査・監査保証 Audit And Assurance Services	3	
MAF661	戦略経営 Strategic Management	3	
MAF671	統合ケーススタディ Integrated Case Study	3	
CTU554	価値観・文明 Values And Civilization II	2	
EET699	英語終了試験 English Exit Test	0	

(出典) UNIVERSITI PUTRA MALAYSIA Bachelor of Accounting (Honours, COURSE SYNOPSIS Department of Accounting and Finance
https://econ.upm.edu.my/programme/undergraduate/bachelor_of_accounting_honours-64272



マラ工科大学キャンパス (2017年9月および2019年3月撮影)

マラ工科大学では、会計教育に力を入れており、学部プログラム (Undergraduate Programme) では、AC220-Bachelor of Accountancy (Hons.)、AC110-Diploma in Accountancy、AC120-Diploma in Accounting Information System を提供しており、大学院プログラム (Postgraduate Programme) では、AC950-Doctor of Philosophy (Accounting)、AC700-Master of Accountancy (by Coursework)、AC703-Master in Forensic Accounting & Financial Criminology (by Coursework)、AC704-Master in Strategic Management Accounting、AC750-Master of Science (Accountancy) を提供している。さらに、職業教育プログラム (Professional Programme) では、AC551-The Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)(UK)、AC151-Foundation in Accountancy (ACCA FIA) を提供している¹⁸。

マラ工科大学の職業教育プログラムは、イギリスの勅許会計士協会 (Association of Chartered Certified Accountants) がプラチナ・パートナーとして承認した2つのラーニング・プログラムが存在する。1つ目は、ACCA 勅許会計士プログラム (AC551) であり、2つめは、ACCA 会計士基礎プログラム (AC151) である。ACCA 勅許会計士プログラムのカリキュラムでは、ナレッジ分野 (KNOWLEDGE EXAMS) では、ビジネス・テクノロジー (BT-Business and Technology)、管理会計 (MA-Management Accounting)、財務会計 (FA-Financial Accounting)、スキル分野 (SKILLS EXAMS) では、企業法・ビジネス法 (LW-Corporate and Business Law)、パフォーマンス・マネジメント (PM-Performance Management)、租税論 (TX-Taxation)、財務報告 (FR-Financial Reporting)、会計監査・監査保証 (AA-Audit and Assurance)、財務管

理 (FM-Financial Management)、プロフェッショナル分野 (PROFESSIONAL EXAMS) では、戦略ビジネスリーダー (SBL-Strategic Business Leader)、戦略ビジネスレポート (SBR- Strategic Business Reporting)、オプション分野 (TWO OF THE FOLLOWING OPTIONS) では、上級財務管理 (AFM-Advanced Financial Management)、上級パフォーマンス・マネジメント (APM-Advanced Performance Management)、上級租税論 (ATX-Advanced Taxation)、上級会計監査・監査保証 (AAA-Advanced Audit and Assurance) などの科目が提供されており、これらの科目を終了すると、ACCA の勅許会計士の資格を得ることができる¹⁹。

さらに、マラ工科大学では、マレーシアでのハイレベルな高等教育機関 (Higher Institutions' Centre of Excellence; HICoE) として認められた会計研究組織として A R I (Accounting Research Institute) が存在している。A R I では、イスラム金融の研究を中心とした大学院プログラムとして、AR751 - Master of Science (Islamic Finance & Muamalat)、AR752 - Master of Science (Financial Criminology)、AR951 - Doctor of Philosophy (Islamic Finance & Muamalat)、AR952 - Doctor of Philosophy (Financial Criminology) が提供されている²⁰。

マレーシアプトラ大学の会計ファイナンス学部会計プログラム (表3-3) では、会計入門、初級会計学、原価計算・管理会計、会計ファイナンス統計学、財務会計、中級財務会計Ⅰ、中級財務会計Ⅱ、上級財務会計Ⅰ、上級財務会計Ⅱ、管理会計Ⅰ、管理会計Ⅱ、監査論Ⅰ、監査論Ⅱ、租税論Ⅰ、租税論Ⅱ。会計情報システムⅠ、会計情報システムⅡ、会計ファイナンス研究方法論、会計学特殊講義、管理会計Ⅲ、公共部門会計Ⅰ、公共部門会計Ⅱ、会計理論・会計実務など、多くの会計および監査関連科目を配置している。

4 シンガポールの会計教育

イギリスの植民地行政長官ラッフルズがシンガポールに上陸した1819年当時、シンガポール島には、マレー人120人、中国人30人ほどが住む小さな漁村にすぎなかったが、正式にイギリスの植民地となった1824年にはおよそ1万人を超え、多くの言語の学校（福建語校、広東語校、英語校など）が建設された。当初、イギリス植民地当局はこのような現地の教育活動に関心を示さなかったが、19世紀後半になると、経営課の産業・労働体制に現地マレー住民を組み込もうと、マレー語初等学校を設置し、商業取引に関わるカリキュラムを取り入れた²¹。

20世紀前半になると、イギリスの教育制度を参考として、1902年キナーズレイ報告書、1919年レモン報告書、1925年ウィンステッド報告書が公表された。キナーズレイ報告書では、海峡植民地における工業学校・商業学校における英語教育システムが提案され、レモン報告書では、シンガポールを含むマラヤでの工業教育・産業教育の必要性から、貿易学校・工業学校・農業学校の設立が検討された。キナーズレイ報告書では、シンガポール・マレーシアの地元住民に対する教育の検討が行われた。これらの報告書以降、数学・物理・化学・機械工学・建築・デザインなどに重点が置かれた学校（シンガポールポリテクニク、南洋大学など）が設立された²²。

シンガポールの独立後、これまでのマレー語重視の二・三言語教育から英語と各種族語を柱とする二言語教育へと転換した。具体的には、選択第二言語が、1966年から小学校の卒業試験科目に、1969年から中学校の卒業試験科目に加えられた。1968年以降、種族語を教授用語とする非英語系小学校で英語による理科・算数の授業、英語を教授用語とする英語学校では、種族語による公民・歴史の授業が行われた。シンガポールでは、マレー語は形式的な地位へと追いやられ、代わって民族中立的で、科学技術の導入や経済活動に有利であるという見地から、英語が重視されることになった。このように、シンガポール社会全

体の英語指向が強まる中、1976年にマレー語学校、1982年にタミール語学校への入学者が途絶えた。1980年には、華語の最高学府であった南洋大学がシンガポール国立大学に吸収されて消滅した²³。

南洋大学は華語を教授用語とする高等教育機関であり、シンガポール植民地当局が、土着語による教育に対して関心がなく、財源も欠いていたことから、中国からの政治的亡命者や社会改革派が教職員となって成長している。1953年、会社条例に基づいた1つの会社組織として、中国以外の場所に華語による大学を設立するという目的で、中国人学者リン・ユータンを学長とする大学である。ただし、南洋大学法がシンガポール議会を通過し、大学の地位を獲得するのは1959年になってからであり、南洋大学の学位が承認されたのは、1969年に在籍者数が2千人を超えてからである。南洋大学は、イギリスで教育を受けたエリートが戦後のシンガポールで成し遂げつつあった団結の過程を、根本から脅かす存在であった。これに対して、シンガポール国立大学は、1980年に国立大学として設立された西洋モデルの大学である。シンガポール国立大学は、1986年度から1987年度にかけて、35人の教員を世界トップレベル大学の大学院教育に派遣し、1980年以降、外国人教員比率が20から25%を超えており、一部の学科では50%にものぼっている。さらに、カリキュラム編成や業績評価手段として研究や成果の出版を重視している点すべてが、伝統的なイギリス流の西洋モデル大学となっている²⁴。

シンガポールでは、シンガポール勅許会計士協会（Institute of Singapore Chartered Accountants）が大学の会計学学士や会計学修士を取得した学生に対して、勅許会計士（Chartered Accountant）の資格を認めている。その内容は以下の通りである²⁵。

- (a) ナンヤン工科大学：Nanyang Technological University; MBA (Accountancy) & Bachelor of Accountancy
- (b) シンガポール経営大学：Singapore Management University; Master of Professional Accounting & Bachelor of Accountancy

- (c) シンガポール国立大学 : National University of Singapore; Bachelor of Business Administration (Accountancy)
- (d) シンガポール社会科学大学 Singapore University of Social Sciences; Bachelor of Accountancy
- (e) シンガポール工科大学 : Singapore Institute of Technology; Bachelor of Accountancy

また、その他の専門職団体として、以下の期間に対して、勅許会計士の資格を認めている。

- (a) the Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS)
- (b) the Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)
- (c) Chartered Accountants Ireland (formerly known as the Institute of Chartered Accountants in Ireland)
- (d) Chartered Accountants Australia and New Zealand (CAANZ) (formerly known as the New Zealand Institute of Chartered Accountants and the Institute of Chartered Accountants in Australia)
- (e) the Association of Chartered Certified Accountants (ACCA) (formerly known as the Chartered Association of Certified Accountants);
- (f) CPA Australia (formerly known as the Australian Society of Certified Practising Accountants);
- (g) the Chartered Professional Accountants of Canada (CPA Canada) (formerly known as the Canadian Institute of Chartered Accountants)
- (h) the American Institute of Certified Public Accountants (AICPA);
- (i) the Chartered Institute of Management Accountants of the United Kingdom (CIMA)

以下では、シンガポール国立大学、ナンヤン工科大学、シンガポール経営大学の会計学カリキュラムについて検討を行う。

アセアン 4 か国における会計教育の研究



シンガポール国立大学キャンパス (2017年9月および2020年 2 月撮影)

シンガポール国立大学の会計学プログラム (表4-1) では、意思決定会計、管理会計、企業会計・財務報告 I、企業会計・財務報告 II、会計情報システム、

表4-1 シンガポール国立大会計学プログラム No.1

科目コード	科目名
Academic Orientation Modules:	
BPM1701	微積分・統計 Calculus & Statistics
BPM1702	ビジネスエクセル・パワーポイント Microsoft Excel and PowerPoint for Business
Intensive 1st-year primer module:	
BPM1705	ビジネスの仕組み Understanding How Business Works
Career Creation Starter Modules	
STR1000	キャリアクリエーション・ワークショップ Career Creation Starter Workshops
STR2000	キャリアクリエーション・クリニック Career Creation Starter Clinics
Core Modules (Analytical Core)	
DAO1704	意思決定分析 Decision Analytics using Spreadsheets
DAO2702	ビジネス・プログラミング Programming for Business Analytics
BSP1707	経営経済学 Managerial Economics: Exposure (2 MCs)
BSP2701	世界経済 Global Economy (2 MCs)
Core Modules (Functional Core)	
ACC1701	意思決定会計 Accounting for Decision Makers
BSP1702	ビジネス法環境 Legal Environment of Business
MKT1705	マーケティング原理 Principles of Marketing
Accounting Modules	
ACC2706	管理会計 Managerial Accounting
ACC2707	企業会計・財務報告 I Corporate Accounting & Reporting I
ACC2708	企業会計・財務報告 II Corporate Accounting & Reporting II
ACC2709	会計情報システム Accounting Information Systems
ACC3701	監査保証・監査証明 Assurance and Attestation
ACC3702	会社法・証券法 Corporate and Securities Law
ACC3703	租税論 Taxation
ACC3704	上級企業会計・財務報告 Advanced Corporate Accounting and Reporting
ACC3705	企業評価 Valuation
ACC3706	コーポレートガバナンス・リスクマネジメント Corporate Governance and Risk Management
ACC3707	統合会計・ビジネス Integrated Perspectives in Accounting and Business

表4-1 シンガポール国立大会計学プログラム No.2

科目コード	科目名
Accountancy elective modules	
ACC3711	経営計画・経営管理 Managerial Planning and Control
ACC4711	上級租税論 Advanced Taxation
ACC4712	法廷会計 Forensic Accounting
ACC4713	金融機関監査コンプライアンス Financial Institution Audit and Compliance
ACC4714	上級監査保証・監査証明 Advanced Assurance and Attestation
ACC4715	会計理論 Accounting Theory
ACC4751	上級会計自主研究 Advanced Independent Study in Accounting
ACC4752	上級会計自主研究 2 Advanced Independent Study in Accounting (2 MCs)
ACC4761	会計ゼミナール Seminars in Accounting
ACC4761A	内部監査ゼミナール Seminars in Accounting: Internal Audit
ACC4761C	上級会計理論ゼミナール Seminars in Accounting: Advanced Accounting Theory
ACC4761D	リスクマネジメント・ゼミナール Seminars in Accounting: Risk Management Technology
ACC4761E	公共部門監査ゼミナール Seminars in Accounting: Public Sector Audit
ACC4761F	上級コーポレートガバナンス・ゼミナール Seminars in Accounting: Advanced Corporate Governance
ACC4761G	上級リスクマネジメント・ゼミナール Seminars in Accounting: Advanced Risk Management
ACC4761H	銀行の会計・事業分析ゼミナール Seminars in Accounting: Accounting & Business Analysis for Banks

(出典) NSU Bachelor of Business Administration (Accountancy) Curriculum AY2021/2022 Onwards

<https://bba.nus.edu.sg/academic-programmes/bba-accountancy-programme/bbaacc-curriculum-ay2021-2022-onward/>

監査保証・監査証明、上級企業会計・財務報告、企業評価、統合会計・ビジネス、法廷会計、会計理論、上級会計自主研究、上級会計自主研究 2、会計ゼミナール、内部監査ゼミナール、上級会計理論ゼミナール、公共部門監査ゼミナール、銀行の会計・事業分析ゼミナールなどの会計および監査関連科目が配置されている。

ナンヤン工科大学の会計学プログラム（表4-2）では、会計学Ⅰ、会計学Ⅱ、会計の認識測定、監査保証・会計監査、意思決定会計、会計情報システム、会計分析・会計評価、リスクマネジメント・上級会計などの会計および監査関連科目が配置されている。



ナンヤン工科大学キャンパス (2017年9月および2020年2月撮影)

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表4-2 ナンヤン工科大学会計学プログラム

科目コード	科目名
Core Courses	
AC1101	会計学 I Accounting I
AC1102	会計学 II Accounting II
AB1201	財務管理 Financial Management
AB1301	ビジネス法 Business Law
AB1202	統計学 Statistics & Analysis
AB1501	マーケティング Marketing
AB1601	組織行動・デザイン Organisational Behaviour and Design
AB3601	戦略経営学 Strategic Management
	ビジネスプロセスマネジメント Business Operations & Process
	中級エクセル Intermediate Excel
Interdisciplinary Collaborative Core (Common Core)	
	健康生活・メンタルヘルス Healthy Living and Mental Wellbeing
	持続可能社会・経済・環境 Sustainability: Society, Economy & Environment
	人類のための科学技術 Science and Technology for Humanity
	キャリア・起業家活動 Career & Entrepreneurial Development for the Future World
	多文化世界倫理社会 Ethics & Civics in a Multi-Cultural World
	デジタル世界ナビゲート Navigating the Digital World
	学際的世界の探究・コミュニケーション Inquiry and Communication in the Interdisciplinary World
Interdisciplinary Collaborative Core (Foundational Core)	
	キャリア II Careers II
	プログラミング・分析による意思決定 Decision Making with Programming & Analytics
	プロフェッショナルアタッチメント Professional Attachment
	コミュニケーション経営戦略 Communication Management Strategies
Broadening and Deepening Electives (Five Courses)	
Specialisation Component (Accountancy Courses - Nine courses)	
AC2101	会計の認識測定 Accounting Recognition & Measurement
AC2104	監査保証・会計監査 Assurance & Auditing
AC2105	意思決定会計 Accounting for Decision-making & Control
AC2301	租税原理 Principles of Taxation
AC2302	会社法・コーポレートガバナンス Company Law & Corporate Governance
AC2401	会計情報システム Accounting Information Systems
AC3102	リスク報告・分析 Risk Reporting & Analysis
AC3103	会計分析・会計評価 Accounting Analysis & Valuation
AC3104	リスクマネジメント・上級会計 Risk Management & Advanced Accounting

(出典) Nanyang Technological University, Bachelor of Accountancy

<https://www.ntu.edu.sg/business/education/undergraduate-programme/bachelor-of-accountancy#curriculum>

表4-3 シンガポール経営大会計学プログラム No.1

ACCOUNTING CORE	
Accounting Subjects 11 courses	
1	会計情報システム Accounting Information Systems
2	会計思想・ガバナンス Accounting Thought and Governance
3	上級財務会計 Advanced Financial Accounting
4	会計監査・監査保証 Audit and Assurance
5	財務会計 Financial Accounting
6	財務報告・財務分析 Financial Reporting and Analysis
7	中級財務会計 Intermediate Financial Accounting
8	管理会計 Management Accounting
9	統計プログラミング Statistical Programming
10	租税論 Taxation
11	企業評価 Valuation
Business Subjects 7 courses	
1	ビジネス法 Business Law
2	会社法 Company Law
3	ファイナンス Finance
4	金融市場と投資 Financial Markets and Investments
5	初級統計学 Introductory Statistics
6	人的資源管理 Management of People at Work
7	経営戦略 Strategy
SMU CORE CURRICULUM	
Capabilities 6 courses	
Numeracy (1 CU)	
1	微積分 Calculus
Modes of Thinking (1 CU) - Choose 1 Course	
2	批判的思考 Critical Thinking in the Real World
3	コンピュテーショナルシンキング Computational Thinking
4	VUCA の経営管理 Managing in a VUCA Context
Managing (2 CU)	
1	経営コミュニケーション Management Communication
Choose 1 Course from the following examples:	
2	ビジネス・政府・社会 Business, Government and Society
3	スプレッドシートモデリング分析 Spreadsheet Modelling and Analytics
4	中国資本市場 Capital Markets in China
5	リーダーシップ・チームビルディング Leadership and Team Building
Writing and Reasoning (1 CU)	
1	ライティング・推論 Writing and Reasoning
Internship (1 CU)	
1	インターンシップ Internship

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表4-3 シンガポール経営大会計学プログラム No.2

ACCOUNTING CORE	
Communities 4 courses	
Economics and Society (1 CU)	
1	経済学と社会 Economics and Society
Technology and Society (1 CU) - Choose 1 Course from the following examples:	
1	デジタルカルチャー Digital Cultures
2	科学・環境・帝国 Science, Environment, and Empire
3	テクノロジーと世界変化 Technology and World Change
4	気候変動 Climate Change: Global and Local Solutions
5	科学技術研究 Science and Technology Studies: Where Science Meets Society
Cultures of the Modern World (1 CU) - Choose 1 Course from the following examples:	
1	都市文化 Urban Cultures
2	東南アジア映画 Film in Southeast Asia
3	シンガポール今後 50 年 Singapore: Imagining the Next 50 Years
4	東南アジア政治 Politics of South-East Asia
5	外国語 Foreign Language
Community Service (1 CU)	
1	地域ボランティア Community Service
ACCOUNTING CORE	
Civilisations 2 courses	
Ethics and Social / Corporate Responsibility (1 CU)	
1	会計倫理・社会的責任 Ethics and Social Responsibility for Accounting
Big Questions (1 CU)	
2	ビッグクエスチョン Big Questions
Global Exposure (Non-credit Bearing)	
3	グローバルエクスポージャー Global Exposure
ELECTIVES	
Accounting Electives Choose 3 courses:	
1	会計分析キャップストーン Accounting Analytics Capstone (SMU-X)
2	会計データ分析 Accounting Data and Analytics Work-Study Elective
3	上級会計監査・監査保証 Advanced Audit and Assurance
4	上級租税論 Advanced Taxation
5	投資価値分析 Analytics for Value Investing
6	ファイナンス不動産分析 Analytics in Finance and Real Estate
7	監査分析 Audit Analytics (SMU-X)
8	会計監査・監査保証ワークスタディ Audit and Assurance Work-Study Elective
9	公共部門監査 Auditing for the Public Sector
10	監査情報システム Auditing Information Systems (SMU-X)
11	金融サービスブロックチェーン Blockchain Applications in Financial Services
12	ビジネスデータマネジメント Business Data Management
13	コーポレートバンキングテクノロジー Corporate Banking Technology
14	コーポレートファイナンシャルマネジメント Corporate Financial Management
15	サイバーリスク・裁判ワークスタディ Cyber Risk and Forensics Work-Study
Elective	
16	データマネジメント Data Management
17	データモデリング・視覚化 Data Modelling and Visualisation
18	専門家の紛争解決 Dispute Resolution: The Role of Experts
19	財務分析 Financial Analytics
20	金融犯罪 Financial Crime
21	予測・裁判分析 Forensic Analytics
22	法廷会計 Forensic Accounting and Investigation
23	サイバーセキュリティの基礎 Foundations of Cybersecurity
24	倒産・リストラ Insolvency and Restructuring
25	内部監査 Internal Audit (SMU-X)
26	初級プログラミング Introduction to Programming
27	証拠法 Law of Evidence
28	不動産評価・課税 Real Estate Valuation and Taxation
29	戦略マネジメント会計 Strategic Management Accounting
選択科目 Free Electives 3 courses	
Free Electives encourage students to take any courses to broaden their knowledge in fields beyond their primary major. Students may take any SMU course (including Accounting Electives) to fulfil the Free Electives component.	

(出典) Singapore Management University Bachelor of Accountancy

<https://accountancy.smu.edu.sg/bachelor-accountancy/curriculum/course-structure>



シンガポール経営大学キャンパス (2017年2月および2020年2月撮影)

シンガポール経営大学の会計学プログラム(表4-3)では、会計情報システム、会計思想・ガバナンス、上級財務会計、会計監査・監査保証、財務会計、財務報告・財務分析、中級財務会計、管理会計、企業評価、会計倫理・社会的責任、会計分析キャップストーン、会計データ分析、上級会計監査・監査保証、監査分析、会計監査・監査保証ワークスタディ、公共部門監査、監査情報システム、財務分析、法廷会計、内部監査、戦略マネジメント会計などの会計および監査関連科目が配置されている。

シンガポール経営大学では、USAスタイルの講義形式を採用しており、採用テキストにおいても、アメリカまたはオーストラリアの影響が大きくなっている。シンガポール経営大学における会計学の講義では、Financial Accounting: International Financial Reporting Standards を講義テキストとして採用しており、シンガポール人の会計教員1名とアメリカ人の会計教員3名が共同執筆している。シンガポール人教員の1名は、Ph.D. in Monash University(オーストラリア)の学位を取得しており、アメリカ人教員3人はそれぞれ、Ph.D. in Michigan State University(USA)、Ph.D. in University of Chicago (USA)、Ph.D. in University of Texas at Austin(USA)の学位を取得しており、テキストの内容はアメリカの大学で使用されている会計学テキストと同様の構成である。その内容は、1 Conceptual Framework and Financial Statements、2 Recording Business Transactions、3 Accrual Accounting、4 Presentation of Financial Statements、5 Internal Control, Cash, and Receivables、6 Inventory and Merchandizing Operations、7 PPE and Intangibles、8 Investments and International

Operations、 9 Liabilities、 1 0 Shareholders' Equity、 1 1 The Statement of Cash Flows、 1 2 Financial Statement Analysis、となっている (Walter,2014,Brief Contents)。

5 ベトナムの会計教育

ベトナムは1883年の第1フェ条約および第2フェ条約により、フランスの支配を受ける保護国となり、フランス領インドシナ連邦の一部を形成することとなった。フランスは、ベトナムをその一部とするフランス領インドシナ連邦の諸民族を分断・対立させることを植民地政策の基本としたため、ベトナムに対しては、懐柔・弾圧。排除の間を行き来する植民地教育を行った。さらに、20世紀初め頃から漢字やチュノム(ベトナム独自の民族文字)の使用を推奨せず、クオック・グー(ベトナム語のローマ字表記法)に改めていく政策を推進した²⁶。

1918年に、インドシナに高等教育に関する法律が公布され、医科薬科大学、教員養成大学、獣医大学、法律行政大学、農林大学、工業大学、美術建築大学、文科大学、実験科学大学が設立され、教員のほとんどは、フランスの大学で教育を受けたフランス人であった。第一次インドシナ戦争(1945-1954)の期間、ベトナムは、フランス管理区(南部)と解放区(北部)の2つのエリアに分割され、フランス管理区では、フランス植民地時代と同じ高等教育が行われ、解放区では、ベトナム戦争抵抗政府は、越南国家大学(のちのハノイ国家大学)を設立した²⁷。

1954年、ベトナムは、北のベトナム民主共和国と南のベトナム共和国に分割され、北のベトナム関氏共和国では、ソビエトモデルの高等教育が開発され、南のベトナム共和国では、アメリカモデルの高等教育が開発された。ベトナム戦争(1955-1975)および第二次インドシナ戦争(1960-1975)期間中、多くの高等教育機関は小さな大学へと分割され、農村地域へと再配置された。ベトナム

戦争終了後の1975年、ベトナムすべての大学は、ソビエトモデルに従った高等教育システムに統一された²⁸。

その後、1987年のドイモイ政策以後、ベトナムの高等教育システムは大きく変換した。ベトナムでは、高度な運営自主権を有する大学創設のための改革が行われ、1993年には、ハノイ総合大学、ハノイ師範大学、ハノイ外国語師範大学が母体となり再編成されたハノイ国家大学が創設された。ハノイ国家大学では、法人格を有し、教育課程の策定や学位授与に関する自主権が認められている。または、1995年には、ホーチミン市に存在するホーチミホーチミン市国家大学科学大学、ホーチミン市農林大学を統合したホーチミン市国家大学が設立された。ホーチミン市国家大学は、ハノイ国家大学と同様に、法人格を有し、高度な自主権を認められた大学となった。国家大学の大きな特徴として、第1に、国家大学は高い自主性と専門性を備える複数の大学（国家大学構成員大学）からなり、大学機構ないし大学複合体としての性格を持っている点であり、第2に、国家大学は体制移行の過程において、構成員大学を通じて、実験的・自主的な教育・研究を展開している点などがあげられる²⁹。

本章の以下では、ハノイ国家大学、ホーチミン市国家大学、ハノイ経済大学の会計学関連カリキュラムについて検討を行う。ハノイ国家大学経済プログラム（表5-1）では、会計および監査関連科目で配置されている科目は、財務会計と管理会計のみで、経済学や経営学関連の科目配置が中心となっている。



ハノイ国家大学キャンパス (2018年8月撮影)

アセアン 4 か国における会計教育の研究

表5-1 ハノイ国家大学ビジネスプログラム

科目コード	単位	セメスター	科目名
1 INT1004-E	3	I	基本情報学 Basic Informatics
2 MAT1092-E	4	I	上級数学 Advanced Mathematics
3 THL1057-E	2	I	入門州・法律 Introduction to State and Law
4 MAT1101-E	3	I	ビジネス統計・確率 Probability and Statistics for Business
5 INE1050-E	3	I	ミクロ経済学 Microeconomics
6 BSA1054-E	2	II	チームワークスキル Teamwork Skills
7 INE3223-E	3	II	文化・国境を越えた国際経営 International Management: Managing Across Cultures and Borders
8 MAT1005-E	3	II	エコノミストの数学 Mathematics for Economists
9 INE1051-E	3	II	マクロ経済学 Macroeconomics
10 BSA1057-E	3	II	芸術と人間性 Art and Humanity
11 BSA1056-E	3	I	ビジネスコミュニケーション Business Communication
12 BSA1055-E	3	II	21世紀の開発トレンド Development Trends in 21 Century
13 BSA1056-E	3	I	行動と社会調査 Behaviour and Social Research
14 BSA2005-E	3	I	戦略経営 Strategic Management
15 BSA2023-E	3	II	ファイナンス Finance
16 BSA2006-E	3	I	人的資源管理 Human Resource Management
17 BSA2024-E	3	I	マーケティング Marketing
18 BSA2019-E	3	I	財務会計 Financial Accounting
19 MNS3010-E	3	I	組織行動 Organizational Behaviour
20 BSA3031-1-E	3	I	起業家活動 Entrepreneurship
21 INE2008-1-E	3	II	国際ビジネス International Business
22 BSA2014-E	3	I	オペレーションマネジメント Operations Management
23 BSA3013-E	3	II	消費者行動 Consumer Behavior
24 BSA2022-E	3	II	リーダーシップ Leadership
25 BSA3013-E	3	II	意思決定モデル Decision Making models
26 BSA3038-E	2	I	ビジネス法 Business Law
27 BSA3029-E	2	I	イノベーションと変化の経営学 Management of Innovation and Change
28 BSA3028-E	3	I	交渉と紛争処理 Negotiation and Conflict Resolution
29 BSA3027-E	2	I	企業文化とガバナンス Corporate Culture and Governance
30 BSA3007-E	3	I	管理会計 Managerial Accounting
31 FIB3032-E	3	I	コーポレートファイナンス Corporate Finance
32 INE3058-E	3	I	Eコマース E-Commercial
33 INE3058-E	2	I	オペレーション特殊講義 Special Topics on Operations
34 INE 2008E	5	Summer	国際ビジネス International Business
35 INE 2332E	3	Summer	文化・国境を越えた国際経営 International Management: Managing across Cultures and Borders
36 INE3004-E	2	I	電子商取引 Electronic Commerce
37 INE3003-E	3	I	国際金融 International Finance
38 INE3001-E	3	I	国際貿易 International Trade
39 INE2120-E	4	I	国際経済学 International Economics

(出典) Undergraduate English Program of VNU University of Economics and Business, Bachelor of Business
<https://vnu.edu.vn/eng/?C2501>

ハノイ国家大学は複数分野の大学とスクールで構成されている。その中の1つがVNU 経済ビジネス大学 University of Economics & Business (VNU-UEB)であり、その他に、VNU 学際研究大学 School of Interdisciplinary studies (VNU-SIS)、VNU 科学大学 University of Science (VNU-HUS)、VNU 社会科学人文科学大学 University of Social Sciences & Humanities (VNU-USSH)、VNU 言語国際研究大学 University of Languages & International Studies (VNU-ULIS)、VNU 工学技術大学 University of Engineering & Technology (VNU-UET)、VNU 教育大学 University of Education (VNU-UEd)、VNU 日越大学 Vietnam - Japan University (VNU-VJU)、VNU ロースクール School of Law (VNU-LS)、VNU ビジネスマネジメントスクール School of Business and Management (VNU-HSB)、VNU インターナショナルスクール International School (VNU-IS)、VNU 医学薬学大学 University of Medicine & Pharmacy (VNU-UMP) など多くの大学およびスクールで構成されている³⁰。

VNU インターナショナルスクールは、2002年7月に設立されたスクールであり、当初はロシアの大学と共同開発したロシア語コースのみが行われていた。その後、トランスナショナルな高等教育のマレーシアモデルを採用し、マレーシアの私立大学であるヘルプ大学 (Help University) と提携したカリキュラムを開始した。マレーシアモデルを採用した理由は、第1に、ベトナムは、イギリスやオーストラリアなど大学とのつながりがなかったこと、第2に、ベトナムとマレーシアでは、発展の段階があまり変わらないため、マレーシアモデルをそのまま採用することができた。第3に、欧米の大学と連携した場合に比べて、マレーシアの国際プログラムの価格が安かったことなどがあげられる³¹。

ヘルプ大学とのジョイント・トレーニング・プログラム (Joint training programs) には、Business (Accounting) (Honours), joint training program with HELP University、Master of Business Administration, joint training program with HELP University などがある。また、現在、その他海外の大学とのジョイント・トレーニング・プログラムとして、Accounting and Finance, joint training program with

表5-2 ホーチミン市国家大学経済法律プログラム No.1

科目コード	科目名
ベトナム語コース Vietnamese track	
Official programs	
401	経済学 Economics
402	国際経済関係 International Economic Relations
403	経済学と公共経営 Economics and Public Management
404	銀行ファイナンス Finance – Banking
405	会計学 Accounting
406	経営情報システム Management Information System
407	経営管理 Business Administration
408	国際ビジネス International Business
409	監査論 Auditing
410	マーケティング Marketing
411	E コマース E-commerce
412	ツーリズム・トラベルマネジメント Tourism and Travel Management
413	数理経済学 Economic Mathematics
414C	金融テクノロジー Financial Technology
416C	デザインビジネス・人工知能 Digital Business and Artificial Intelligence
501	経済法 Economic Law
502	国際貿易法 International Trade Law
503	市民法 Civil Law
504	銀行法ファイナンス Finance – Banking Law
504C	銀行法ファイナンス (フランス語) Finance – Banking Law (supported in French)
英語コース English track	
Official programs	
402CA	国際経済 International Economics
404CA	銀行ファイナンス Finance – Banking
405CA	会計学 Accounting
407CA	経営管理 Business Administration
408CA	国際ビジネス International Business
502CA	国際貿易法 International Trade Law
503CA	市民法 Civil Law
410CA	マーケティング Marketing
411CA	E コマース E-commerce
413CA	経済数学 Economic Mathematics

表5-2 ホーチミン市国家大学経済法律プログラム No.2

フランス語コース French track	
Official programs	
504CP	銀行法ファイナンス Finance – Banking Law (supported in French)
海外転入学プログラム International Programs - Articulation Programs	
1	Bournemouth University - Dorset, UK
2	Birmingham City University - Birmingham, UK
3	University of Gloucestershire - Cheltenham, UK
4	Webster University - Webster Groves, America
5	Benedictine University - Chicago, America
6	Swinburne University of Technology - Melbourne, Australia
7	ESDES School of Business and Management - Lyon, France
8	La Rochelle Business School - La Rochelle, France
インターナショナル・プログラム International Programs	
ダブルディグリープログラム Double Degree Programs	
1	ESDES School of Business and Management - Lyon
2	La Rochelle Business School - La Rochelle, France
ジョイントディグリープログラム Joint Programs - Bachelor Programs	
University of Gloucestershire - UK	
1	Bachelor of Business administration
2	Bachelor of International business
3	Bachelor of Financial accountant
Birmingham City University - UK	
4	Bachelor of International business
5	Bachelor of International Finance

(出典) Undergraduate Program of University of Economics and Law, VNU Ho Chi Minh City

<https://en.uel.edu.vn/vietnamese-track/vietnamese-track-4>

<https://en.uel.edu.vn/english-track/english-track-3>

<https://en.uel.edu.vn/french-track/french-track-2>

<https://en.uel.edu.vn/articulation-programs/articulation-programs-2>

<https://en.uel.edu.vn/double-degree-programs/double-degree-programs-2>

<https://en.uel.edu.vn/bachelor-programs-2/bachelor-programs-3>

University of East London(イギリス), Management, Joint training program with Keuka College(アメリカ), Hospitality, Sport and Tourism Administration, joint training program with Troy University(アメリカ), Master of Finance, Banking and Insurance(South East Asia), joint training program with the University of Nantes(フランス), Master of Marketing & Prospective, joint training program with the

表5-3 ハノイ経済大学経営管理プログラム

科目名
一般モジュール General modules マルクス・レーニン主義基本原則 Basic Principles of Marxism-Leninism 数理経済学 Mathematical Economics ビジネス英語 Business English ミクロ経済学 Microeconomics マクロ経済学 Macroeconomics 一般法 General Law
特別モジュール Specialist Module 1-5
1 経営学 General Management course 経営管理 Principles of Business Administration 戦略経営 Strategic Management 国際ビジネス International Bussiness 起業論 Business Start-up ビジネス法 Business Law 創造性と革新 Creativity and Innovation ビジネスネゴシエーション Business Negotiation 批判的思考 Critical Thinking チェンジマネジメント Change Management
2 会計ファイナンス Accounting and Finance 会計原則 Accounting Principles 管理会計 Management Accounting 財務会計 Financial Accounting 金融機関とマーケット Financial Institutions and Markets 国際金融 International Finance 金融投資 Financial Investment.
3 マーケティング Marketing マーケティング原則 Marketing Principles マーケティングサービス Marketing Service デジタルマーケティング Digital Marketing 消費者行動 Consumer Behavior 販売管理 Sales Administration Eコマース Ecommerce.
4 人的資源管理 Human Resource Management 組織行動 Organisational Behaviour 人的資源管理 Human Resource Management ワークリザルト管理 Work Results Management
5 オペレーショナルマネジメント Operational Management オペレーショナルマネジメント Operational Management プロジェクトマネジメント Project Management クオリティマネジメント Quality Management サプライチェーンマネジメント Supply Chain Management
Optional Modules 1-5 1 Specialist modules of General Management course 2 Specialist modules of Human Resource Management course 3 Specialist modules of Marketing course 4 Specialist modules of Opeartional Management course 5 Specialist modules of Accounting and Finance course

(出典) National Economics University Hanoi, Bachelor Program of Business Administration, E-BBA PROGRAM

<https://bsneu.neu.edu.vn/en/program/e-bba-program/>

University of Nantes(フ ラ ン ス)、Executive Master of Business Administration, joint training program with Lunghwa University of Science and Technology(台 湾)、Master of Science in Information Management, joint training program with Lunghwa University of Science and Technology(台 湾)などが実施されている³²。

次に、ホーチミン市国家大学経済法律プログラム（表5-2）では、ベトナム語コース、英語コース、フランス語コースが設置されているが、会計および監査関連科目では、会計学と監査論のみで、経済学および法律学を中心とした科目配置となっている。ホーチミン市国家大学の経済法律プログラムでは、フランス、イギリス、オーストラリア、アメリカの大学と連携した、海外転入学プログラム、ダブルデグリープログラム、ジョイントでグリープログラムが用意されている。



ホーチミン市国家大学キャンパス (2018年8月撮影)

ハノイ経済大学経営管理プログラム（表5-3）では、ハノイ経済大学の特徴的なカリキュラムとして、一般モジュールでは、マルクス・レーニン主義基本原則、特別モジュールでは、経営学、会計・ファイナンス、マーケティング、人的資源管理、オペレーショナルマネジメントのコースに分かれており、会計ファイナンスコースの中に、会計原則、管理会計、財務会計が会計および監査関連科目として配置されている。

6 おわりに

アセアン4か国の教育機関は、独立前後においては、植民地支配を受けた国の影響を強く受けている。インドネシアでは、オランダ植民地支配からの独立後、オランダ植民地期の言語別・民族別の学校体系が廃止された。1994年国民教育制度法以降、学校体系は、基礎教育（小学校、中学校）9年、中等教育（高校、職業高校）3年、高等教育（大学、ポリテクニク）の3つに分けられた。インドネシアでは、基礎教育後、高校と職業高校に分かれ、高等教育として、大学（S1、S2、S3）またはポリテクニクに進学する。

マレーシアでは、イギリス植民地支配からの独立後、1961年教育法および1971年ブミプト政策により、言語・文化・宗教により異なっていた学校をマレー語中心の教育に統一し、学校体系は、初等教育（国民学校）、前期中等教育（前期中等学校）、後期中等教育（後期中等学校、中等技術学校）、高等教育（大学、カレッジ、ポリテクニク）の4つに分けられた。大学進学の場合は、さらに、大学準備教育課程（Pre-University Education）、大学S1（Bachelor）、大学S2（Master）、大学S3（Doctor）に区分される。

シンガポールでは、イギリスおよびマレーシアからの独立後、学校体系は、初等教育、中等教育（中等学校、技術教育学院）、高等教育（大学、ポリテクニク）の3つに分けられた。シンガポールの初等教育と中等教育では、能力別に振り分ける Streaming（トラッキング制度）が導入されている³³。初等教育において、小学校4年生における Primary 4 Streaming（英語、母語、数学）では、児童を上位から、EM1、EM2、EM3に振り分け、小学校卒業時における Primary School Learning Examination（英語、母語、数学、理科）では、児童を上位から、特別コース（Special Course）、急行コース（Express Course）、普通学術コース（Normal Academic）Course、普通技術ケース（Normal Technical Course）に振り分ける。中学校4年生修了時における GCE・O（Ordinary）レベル試験を受けるのは、特別コースと急行コースの生徒であり、GCE・N

表6-1 アセアン4 か国における学校体系と取得学位

	初等教育		前期中等教育		後期中等教育			高等教育		
インドネシア	小学校	国家試験	中学校	前期中等教育修了証	高校	後期中等教育修了証	国家修了証	大学 S1 (4年)	大学 S2 (2年以上)	大学 S3 (3年)
	7-12(歳)	12	13-16	16 前期中等教育修了証 16	17-19 職業高校 17-19	19 後期中等教育修了証 19	19 国家修了証 19	ポリテクニックDID2 D3または 大学S1 19-22	23-24	25-27 koton
マレーシア	国民学校	国民学校卒業証書	前期中等学校	前期中等学校卒業証書 14 前期中等学校卒業証書 14	後期中等学校	マレーシア教育修了証	大学準備教育課程 17-18	大学学士 (3-5年)	大学修士 (2年)	大学博士 (3年以上)
	6-11(歳)	11	12-14	14	15-16 中等技術学校 15-16	16 マレーシア教育修了証 16	17-18 マレーシアポリテクニック 17-18	ディプロマ (3年)	高度ディプロマ (2年)	25-27
シンガポール	初等学校	Primary Streaming	中等学校	GCE・O レベル 15 GCE・O レベル 15 GCE・N レベル 14-15	中等学校 / ジュニア・カレッジ / 中央教育学院 16-17 中等学校 16-17 技術教育校 ITE 16-18	GCE・A レベル 17 ポリテクニック 17-19 ITE全国サーティフィケート 18	→	大学学士 (3-5年)	大学修士 (1-3年)	大学博士 (2年以上)
	6-11(歳)	9 ↓ Primary School Learning Examination 11	12-15	14-15	16-17 技術教育校 ITE 16-18	17-19	17-19	ディプロマ (2-3年)	上級ディプロマ 20	25-26
ベトナム	初等学校	初等教育課程修了証	下級中等学校	前期中等教育修了証 14 前期中等教育修了証 14 職業訓練 11-13	上級中等学校 15-17 中等技術職業学校 15-17	後期中等教育修了証 17 中等技術教育修了証 17 ジュニア・カレッジ 18-19	→	大学学士 (4-6年)	大学修士 (2年)	大学博士 (2-3年)
	6-10(歳)	10	11-14	13	15-17	17	18-19	18-21 カレッジ職業訓練修了ディプロマ(2-3年) 19	22-23	24-26

(資料) 文部科学省生涯学習政策局 (2017)『世界の学校体系』ぎょうせい、などにより筆者が作成。

(Normal) レベル試験を受けるのは、普通学術コースと普通技術コースである。Nレベルの試験しか受験できない生徒は、ジュニア・カレッジやポリテックには進学できず、技術教育校 ITE が唯一の進学先となる。

ベトナムでは、第2次世界大戦終了後、北部には、独立したベトナム民主共和国が存在し、南部には、フランスおよびアメリカの影響下にある南ベトナム

共和国が存在し、北部では、10年制の学校制度（幼稚園1 + 4 + 3 + 3）が採用され、南部では、12年制の学校制度（5 + 4 + 3）が採用された。1976年のベトナム統一後、学校体系は、初等教育（初等学校）、前期中等教育（下級中等学校、職業訓練学校）、後期中等教育（上級中等学校、中等技術職業学校）、高等教育（大学、ジュニア・カレッジ）の4つに分けられた。

次に、高等教育機関であるアセアン4か国の大学の会計教育を比較すると、インドネシアでは、オランダからの独立後、ジョグジャカルタのガジャマダ大学（1949）とインドネシア・イスラム大学（1948）、ジャカルタのインドネシア大学（1950）が設立され、その後、インドネシア大学の分校であった、スラバヤのアイランガ大学（1954）が設立された。インドネシア大学は、オランダ植民地時代の高等教育機関の施設を利用して設置された大学であり、当初、オランダ人によるオランダ語の専門教育を行う大学であった。ガジャマダ大学は、設立当初から、インドネシア語を教授用語とし、オランダ語を禁止し、経済学部などの社会科学系の学部では、カリキュラムの教育内容をインドネシア風へと再編を行った（アルトバック, 1993, pp.199-230）。会計学プログラムの検討を行ったインドネシア3大学を比較した場合、インドネシア大学が6科目、ガジャマダ大学が25科目、アイランガ大学が29科目、会計および監査関連科目を開講しており、カリキュラムへの影響として、アメリカ式講義の導入およびイスラム金融の科目配置があげられる。

マレーシアでは、イギリスからの独立後、クアラルンプールにマラヤ大学（1962）、シャーラムにマラ工科大学（1965）、セランゴールにマレーシアプトラ大学（1971）など多くの国立大学が設立された。会計学プログラムの検討を行ったマレーシア3大学を比較した場合、マラヤ大学が19科目、マラ工科大学が22科目、マレーシアプトラ大学が21科目、会計および監査関連科目を開講している。特に、マラ工科大学の会計教育では、イギリスのACCAが提供するラーニング・プログラムを全面的に導入している。カリキュラムへの影響として、イギリス式またはオーストラリア式講義の導入およびイスラム金融の科目

表6-2 アセアン4か国のコロニアルパワーとカルチャーファクター

	インドネシア	マレーシア	シンガポール	ベトナム
植民地支配国	オランダ	イギリス	イギリス	ベトナム
民族構成	ジャワ36.4% スンダ13.7% マレー9.4% マドラス7.2% 中華系4%	マレー68.6% 中華系23.4% インド系7.0%	中華系74.3% マレー13.4% インド系9.1%	キン86% タイー2% ターイ2%
宗教構成	イスラム77% キリスト13.2% ヒンドゥー3.2%	イスラム60.4% 仏教19.2% イスラム9.1% ヒンドゥー6%	仏教・道教51% イスラム14.9% キリスト14.6%	仏教48% 新興宗教11% 伝統的宗教10% カトリック7%
政治体制	複数政党 闘争民主党	複数政党 統一マレー国民組織	一党支配 人民行動党	一党支配 ベトナム共産党
政治体制	複数政党 闘争民主党	複数政党 統一マレー国民組織	一党支配 人民行動党	一党支配 ベトナム共産党
経済規模 (1人あたり GNI 2019年)	4,050ドル	11,200ドル	59,590ドル	2,540ドル
法律制度の影響	オランダ	イギリス オーストラリア	イギリス オーストラリア	フランス 中国(明・漢・唐)
会計制度の影響	オランダ東インド会社 アメリカ	イギリス オーストラリア	イギリス オーストラリア	フランス 旧ソ連
会計教育の影響	オランダ アメリカ	イギリス オーストラリア	イギリス オーストラリア 香港 アメリカ	フランス 旧ソ連 東欧諸国
会計教育の重視 (会計・監査科目数)	UI: 6科目 UGM: 25科目 UNAIR: 29科目	UM: 19科目 UiTM: 22科目 UPM: 21科目	NUS: 20科目 NTU: 8科目 SMU: 22科目	VNU-Hanoi: 2科目 VNU-HCM: 2科目 NEU: 3科目
カリキュラムの影響	アメリカ イスラム	A C C A イスラム	アメリカ オーストラリア	アメリカ マレーシア

(資料) 帝国書院編集部編(2021)『地理データファイル2021年度版』帝国書院、大越俊也(2019)『地理統計要覧2019年度版』二宮書店などの資料をもとに筆者が作成。

配置があげられる。

シンガポールでは、イギリスおよびマレーシアからの独立後、シンガポール国立大学(1980)、ナンヤン工科大学(1981)、シンガポール経営大学(2000)などの国立大学が設立された。会計学プログラムの検討を行ったシンガポール3大学を比較した場合、シンガポール国立大学が20科目、ナンヤン工科大学が8科目、シンガポール経営大学が22科目、会計および監査関連科目を開講してい

る。カリキュラムへの影響として、アメリカ式またはオーストラリア式講義の導入があげられる。

ベトナムでは、北部と南部のベトナムが統一後、ハノイ国家大学(1993)、ホーチミン市国家大学(1995)、ハノイ経済大学(1985)が設立された。経済経営プログラムの検討を行ったベトナム3大学を比較した場合、ハノイ国家大学が2科目、ホーチミン市国家大学が2科目、ハノイ経済大学が3科目、会計および監査関連科目を開講している。カリキュラムへの影響として、アメリカ式講義の導入およびマレーシアのジョイント・トレーニング・プログラムの導入があげられる。

参考文献

- 鮎京正訓編(2009)『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会。
- 穴沢眞(2010)『発展途上国の工業化と多国籍企業—マレーシアにおけるリンケージの形成—』文眞堂。
- 有本章編(2020)『大学教授職の国際比較—世界・アジア・日本』東信堂。
- 鐘ヶ江弓子(2002)「マレーシアの教育政策と学校教育制度」『共栄大学研究論集』No.1,pp.80-105。
- 北村友人・杉村美紀編(2012)『激動するアジアの大学改革—グローバル人材を育成するために—』上智大学出版。
- 桐山昇・栗原浩英・根本敬他(2003)『東南アジアの歴史』有斐閣アルマ。
- 黒田一雄編(2013)『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房。
- 自治体国際化協会シンガポール事務所(2001)『マレーシアの教育 CLAIR REPORT NUMBER 217』自治体国際化協会。
- シム・チュン・キャット(2009)『シンガポールの教育とメリトラクシーに関する比較社会学的研究』東洋館出版社。
- 馬越徹編(1996)『現代アジアの教育—その伝統と革新—』東信堂。
- 大越俊也編(2019)『地理統計要覧2019年度版』二宮書店。
- 斎藤雅子他(2015)『インドネシアの会計教育』中央経済社。
- 関口洋平(2019)『現在ベトナム高等教育の構造—国家の管理と党の領導—』東信堂。
- 帝国書院編集部編(2021)『地理データファイル2021年度版』帝国書院。

- 中田有紀 (2022) 『インドネシアのイスラーム基礎学習の組織的展開ー学習テキストの創案と普及ー』 東信堂。
- 鍋倉聰 (2011) 『シンガポール「多人種主義」の社会学ー団地社会のエスニシティー』 世界思想社。
- 橋本雄一 (2005) 『マレーシアの経済発展とアジア通貨危機』 古今書院。
- 松田修 (2018) 「シンガポールにおける国立大学の会計教育」『(愛知大学) 経営総合科学第109号』 pp.111-135。
- 松田修 (2019) 「マレーシアにおける国立大学の会計教育」『(愛知大学) 経営総合科学第110号』 pp.73-104。
- 松田修 (2020) 「アセアン4か国における会計制度の研究」『(愛知大学) 経営総合科学第112号』 pp.43-83。
- 松田修 (2021) 「インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計」『(愛知大学) 経営総合科学第114号』 pp.49-105。
- 三木敏夫 (2005) 『A S E A N先進経済論序説ーマレーシア先進国への道ー』 現代図書。
- 村田翼夫編 (2001) 『東南アジア諸国の国民統合と教育ー多民族社会における葛藤』 東信堂。
- 文部科学省生涯学習政策局 (2017) 『世界の学校体系』 ぎょうせい。
- 安田信之 (2000) 『東南アジア法』 日本評論社。
- 矢野暢 (1992) 『東南アジア世界の構図ー政治的生態史観の立場から』 日本放送出版協会。
- 吉野耕作 (2014) 『英語化するアジア』 名古屋大学出版会。
- Altbach, P.G. and Selvaratnam, V. (1989) *From Dependence to Autonomy: The Development of Asian Universities*, Springer, 馬越徹・大塚豊監訳 (1993) 『アジアの大学ー従属から自立へー』 玉川大学出版部。
- Education Destination Malaysia (2015), *Guide to International & Private Schools 2015-16 Edition*, Education Destination Malaysia.
- Harrison, W.T. et al. (2014) *Financial Accounting International Financial Reporting Standards*, Pearson.
- MPM (2014), *Malaysia's Outstanding Universities/Colleges 2014*, MPH.
- Goodwin A.L. et al. (2017) *Empowered Educators in Singapore*, Jossey-Bass.
- Gopinathan, S. (2015) *Singapore Chronicles Education*, Straits Times Press.
- Pak, T. N. (2017) *Learning from Singapore the Power of Paradoxes*, Routledge.
- StudyMalaysia (2014), *Study in Malaysia Handbook 9th International Edition 2014/2015*, Challenger Concept.
- StudyMalaysia (2018), *Study in Malaysia Handbook 10th Edition*, Challenger Concept.
- Tan, J. (2012) *Education in Singapore taking Stock Looking Forward*, Pearson.
- Varaprasad, n. (2015) *50 Years of Technical Education in Singapore*, World Scientific.

アセアン 4 か国における会計教育の研究

Waren,C.S. et al.(2017) *Accounting Indonesia Adaption volume 1*, Penerbit Salemba Empat.
Waren,C.S. et al.(2014) *Accounting Indonesia Adaption volume 2*, Penerbit Salemba Empat.
Yonezawa,A. et al. ed.(2014), *Emerging International Dimensions in East Asian Higher Education*, Springer.
本研究は2022年度 JSPS 科研費 JP17K04079の助成を受けたものです。

注

- 1 松田修 , 2020,pp.43-83.
- 2 鮎京正訓 , 2009,pp.132-134.
- 3 村田翼夫 , 2001,pp.57-58.
- 4 中田有紀 , 2022,pp.43-44.
- 5 ミアイ (MIAI) は、インドネシア・イスラム大会議 (Majlis Islamil A'laa Indonesia) であり、オランダ植民地末期に成立したイスラム諸団体の連合組織。
- 6 中田有紀 , 2022,pp.45-49.
- 7 馬越徹 , 1995,pp.212-214.
- 8 <https://www.unair.ac.id/en/about-unair-history/>
- 9 Warren, 2017,Contents.
- 10 馬越徹 , 1993,pp.196-199.
- 11 アルトバック , 1993,pp.262-265.
- 12 村田翼夫 , 2001,pp.74-75.
- 13 アルトバック , 1993,pp.265-266.
- 14 同上 , pp.266-267.
- 15 https://www.mia.org.my/v2/Membership/services/legislation_details_new.aspx?ID=L13406407G
- 16 同上 .
- 17 https://www.mia.org.my/v2/Membership/services/legislation_details_new.aspx?ID=L13406407G
- 18 <https://accountancy.uitm.edu.my/index.php/en/programme/professional>
- 19 <https://accountancy.uitm.edu.my/index.php/en/component/content/article/15-programme/professional/35-association-of-chartered-certified-accountants-acca?Itemid=101joukyuu>
- 20 <https://ipsis.uitm.edu.my/index.php/bm/42-ari>
- 21 村田翼夫 , 2001,pp.87-88.
- 22 Varaprasad, 2015,pp.1-8.
- 23 村田翼夫 , 2001,pp.90-91.
- 24 アルトバック , 1993,pp.209-308.
- 25 <https://isca.org.sg/membership/become-a-member/associate-pathway/recognised-qualifications->

for-admission-as-associate-(isca)

- 26 村田翼夫 , 2001,pp.120-121.
- 27 有本章 , 2020,pp.166-167.
- 28 同上 , pp.167-168.
- 29 関口洋平 , 2019,pp.147-148.
- 30 <https://vnu.edu.vn/eng/?C2246>
- 31 吉野耕作 , 2014,pp.154-159.
- 32 [https://vnu.edu.vn/eng/?C2246/N14000/International-School-\(VNU-IS\).htm](https://vnu.edu.vn/eng/?C2246/N14000/International-School-(VNU-IS).htm)
- 33 シム , 2009,pp39-48.

〔論 説〕

労働分配率と経済成長率の好循環モデル及び悪循環モデル

藤 原 秀 夫

I. 序

本稿の目的は、労働分配率と経済成長率（マクロ産出高成長率）に関するケインズ派の理論の本質について再度検討することにある。2022年9月下旬現在、成長と分配の好循環を中心的政策課題とする政権が登場してほぼ一年が過ぎ去ろうとしている。経済学が蓄積してきた叡智が多くの人々によって明らかにされその一助となることが望ましい事態となった。だが、早くも分配問題への取り組みは後退を余儀なくされた感がある。その淵源にある理論的理由を、単純なモデルで明確にすることが必要とされている。

II. ケインズ派・モデル

ケインズ派の成長理論の基本的前提は、セイ法則の否定にある。この法則の否定には二つの意味がある。1つは、マクロ貯蓄の動向を決定するのは有効需要であり、その有効需要の中心は、企業部門の純投資と裁量的支出のカテゴリーに属する政策的政府支出である。2つには、財の生産に関する短期（需要）予想が実現しないことによる需給不一致である。最初のセイ法則の否定は、ケイ

ンズ派の理論の核心に位置する。後者の短期予想が実現するか実現しないかは、いずれも有効需要の理論、すなわちセイ法則の否定と矛盾はしない（一般的には需給不均衡である）。ケインズ派の理論的中心は独立した投資関数の存在にあり、これによりセイ法則は否定される。

戦後のケインズ派の理論では、マクロ財市場の均衡は一般的には保証されないと認識されている（したがって、労働市場も不均衡が常態である）。その需給調整は（生産）数量調整によってなされ、価格調整は否定される。その理論は、次のような単純な微分方程式によって表される。

$$(1) \quad dY/dt = \chi (I + G + cRN - Y), \quad \chi > 0, 0 < c < 1$$

ここで、Y：生産量（実質所得）、I：実質投資需要、N：雇用、K：資本ストック、G：実質政府支出、R：実質賃金率、c：消費性向、とする。

サプライサイドの条件である労働生産性と資本係数の定義式は、次の通りである。

$$(2) \quad Y = nN, \quad K = \delta Y, \quad n, \delta > 0$$

(1) 式の両辺をYで除して、以下のように変形し、それをケインズ派の基本方程式と呼ぶことにしよう。まず、定義式を明らかにしておく。

$$(3) \quad y = (dY/dt) / Y, \quad 1 > \alpha = R/n > 0, \quad g = I/K, \\ \Omega = G/Y$$

下記の方程式が、経済成長率と労働分配率の基本方程式である。

$$(1)' \quad y = \chi [\delta g + \Omega - (1 - c\alpha)]$$

ここで、 y ：生産量成長率（経済成長率）、 g ：資本蓄積率、 α ：労働分配率、 Ω ：実質政府支出 / 実質所得・比率、とする。 Ω は財政政策変数とする。

基本方程式で、ケインズ派にとり重要な問題は、資本蓄積率関数が独立な関数で、その性質を明らかにしなければならない点である。本稿では、あくまで単純化のために、資本蓄積率は経常利潤率の増加関数と仮定する。利潤率（ Π ）は次のように変形することによって、労働分配率の減少関数、資本係数の減少関数となることがわかる。このモデルでは、資本係数の上昇は、資本生産性の下落と同意である。

$$(4) \quad \Pi = (Y - RN) / K = (1 - \alpha) / \delta, \quad g = g(\Pi), \quad g' > 0$$

したがって、基本方程式は、下記のようなになる。

$$(1) \quad y = \chi [\delta g((1 - \alpha) / \delta) + \Omega - (1 - c \alpha)]$$

基本方程式では、経済成長率と労働分配率の関係性は一義的には決まらない。

$$(5) \quad \partial y / \partial \alpha = \chi (-g' + c) \leq 0$$

基本方程式では、生産量成長率と労働分配率の関係は、資本蓄積率の利潤率感応性と消費性向の大小関係で決定される。前者が後者より大きければ、二つの関係はトレードオフ関係となる。後者が前者より大きければ、二つは同方向に変動する。

新古典派と異なり¹、政府支出の対所得シェアの上昇は生産量成長率を引き上

1. 拙稿「短期と長期における労働分配率と経済成長率の好循環及び悪循環のマクロ・モデルについて」『企業研究』（中央大学企業研究所）第41号、2022年8月。

げる。

$$(6) \quad \partial y / \partial \Omega = \chi > 0$$

資本係数と生産量成長率の関係は、少し複雑である。

$$(7) \quad \partial y / \partial \delta = \chi [g + \delta g' (1 - \alpha) (-1 / \delta^2)]$$

この関係は、資本蓄積率の資本係数弾力性に依存していることは明らかである。

$$(8) \quad 1 > (\delta / g) g' (1 - \alpha) (1 / \delta^2) = \theta > 0$$

この仮定により、資本係数と経済成長率の関係が一義的に決まる。弾力性が1より小さければ、両者には正の関係が存在する。

$$(9) \quad \partial y / \partial \delta = \chi g (1 - \theta) \geq 0, \quad \theta \leq 1$$

筆者の新古典派モデルの場合と同様に²、労働生産性は、資本蓄積率の増加関数と仮定する。つまり、資本蓄積のかなりの部分が、資本労働比率を引上げ労働生産性の改善と関係していると認識している。

$$(10) \quad (dn / dt) / n = \Psi(g), \quad \Psi' > 0$$

企業部門は、実質賃金率の伸び率を労働生産性上昇率の範囲内に収めようとして、名目賃金率をコントロールする。労働者側も要求実質賃金率を実現しよう

2. 前掲拙稿、参照。

うとして名目賃金率の動向に影響を及ぼそうとする。実質賃金率を決定するもう一つの要素である物価はマクロ経済状態の動向で決定されるので、いずれが実現するかは確定しない。成長と分配の好循環モデル、悪循環モデルにとって、重要な論点は、実質賃金率と労働生産性の関係である。この関係について、企業部門は上記の事を求めている。つまり、それは労働分配率の動向に影響を及ぼそうとしていることを意味する。この関係が、定常均衡の安定性にどのような影響を及ぼすのかが焦点である。三つの場合について検討する。

$$(11) \quad (dR/dt)/R = \phi((dn/dt)/n), \\ \phi' > 1, \quad \phi' = 1, \quad 1 > \phi' > 0$$

資本係数と労働分配率の動学方程式によって、筆者のケインズ派のマクロ・モデルは、構成される。それは次のような連立微分方程式で表される。

$$(12) \quad d\alpha/dt = \alpha [\phi \{ \Psi(g((1-\alpha)/\delta)) \} \\ - \Psi \{ g((1-\alpha)/\delta) \}] \\ d\delta/dt = \delta [g((1-\alpha)/\delta) - \chi \{ \delta g((1-\alpha)/\delta) \\ + \Omega - (1 - c\alpha) \}]$$

この動学モデルの定常均衡では、次の条件が成立している。

$$(13) \quad (dR/dt)/R = (dn/dt)/n, \\ g = y$$

定常均衡では、労働分配率が一定であるので、実質賃金率の伸び率が労働生産性の上昇率に一致する。資本係数が一定となるので、資本蓄積率が、経済成長率、つまり生産量成長率に一致する。これらの条件を充たすように、労働分

配率と資本係数の均衡値が決定される。

次に、定常均衡の安定性とその性質について分析する。その分析を通じて、経済成長率と労働分配率の好循環、悪循環を、基本的な問題として分析することができると、本稿では考えている。

Ⅲ．好循環及び悪循環と定常均衡の安定性

短期的な有効需要の生産量決定理論は、中長期的には、生産物市場（財市場）の需給不均衡の生産量調整理論に置き換えられる。投資による生産能力拡大の効果を意味する資本蓄積の過程で生産量成長率も変化する。労働分配率と生産量成長率の関係は一義的には決まらない。労働分配率が上昇した場合、資本蓄積率は減少して経済成長率を引き下げる効果をもたらす。他方、消費率が上昇し貯蓄率が下落するので、経済成長率を引き上げる。前者の効果が後者の効果を上回れば、経済成長率は労働分配率の減少関数となり、後者の効果が前者の効果を上回れば、経済成長率は労働分配率の増加関数となる。経済成長率と労働分配率のトレードオフ関係（悪循環）が一義的であった新古典派と比較して、ケインズ派の見解ではそれは一義的ではない。好循環、つまり同方向への変動があり得るのである。ただし、ケインズ派のモデルでは資本係数が与えられたとすればの結論であることに注意しなければならない。投資／実質所得・比率は、資本係数・資本蓄積率、であるから、前述のケインズ派の議論は、資本係数が与えられていることが前提となっていることがわかる。したがって、資本係数（逆数は資本生産性）が供給サイドの変数として内生化されなければ、理論が完結しないことが分かる。

上記の議論は、労働分配率の変化が外生的に仮定されて論理が展開されている。ところが、労働分配率は内生変数であって、実質賃金率／労働生産性である。したがって、この二つの変数の内生的な変化によって労働分配率の変化が決まるのである。ここで、新古典派モデルの場合の仮定と同一の仮定で理論を

比較することが重要である。それは、実質賃金率が労働生産性の増加関数であり、労働生産性が資本蓄積率の増加関数であるという仮定である。

つまり、理論の比較は、（政府支出 / 実質所得・比率を考慮した）マクロ貯蓄率によって資本蓄積率が決まるとする（新古典派モデル）か、資本蓄積率と政府支出 / 実質所得・比率がマクロ貯蓄率を決定するとする（ケインズ派モデル）か、の本質的な相違が、経済成長率と労働分配率の関係性にどのような相違をもたらすか、これが論争の中心となる。

この二つの関係性を明らかにしているのが、不均衡における生産量調整の基本方程式であった。この基本方程式を理解するためにも、ケインズ派の主張を理解するためにも、もう一度、モデルを記しておこう。

α : 労働分配率、 δ : 資本 / 生産量・比率、 g : 資本蓄積率、 c : 消費性向、 Y : 生産量（実質所得）、 N : 雇用、 R : 実質賃金率、 n : 労働生産性、 C : 消費需要、 K : 資本ストック、 G : 実質政府支出。

$$\begin{aligned}
 (14) \quad & \alpha = R / n, \quad \delta = K / Y, \quad C = c R N, \quad (d K / d t) / K = g, \\
 & g = g((1 - \alpha) / \delta), \quad g' > 0 \\
 & (d R / d t) / R = \phi((d n / d t) / n), \quad \phi' > 0 \\
 & (d n / d t) / n = \Psi(g), \quad \Psi' > 0 \\
 & G / Y = \Omega = \text{一定}, \quad y = (d Y / d t) / Y, \quad 1 > \chi > 0, \\
 & y = \chi \{ \delta g + \Omega - (1 - c \alpha) \}, \\
 & (d \alpha / d t) / \alpha = (d R / d t) / R - (d n / d t) / n \\
 & (d \delta / d t) / \delta = g - y
 \end{aligned}$$

$$(15) \quad d Y / d t = \chi [c R N + I + G - Y], \quad 1 > \chi > 0$$

生産量調整方程式で、生産量成長率と労働分配率の関係性が明らかとなる。両辺を生産量 Y で除して、(1)式の定義を参照すれば、次の方程式を得る。

$$(16) \quad y = \chi \{ \delta g ((1 - \alpha) / \delta) + \Omega - (1 - c \alpha) \}$$

資本（ストック）/生産量・比率が固定しているか変動が小さく無視できるものであるとする。労働分配率と生産量成長率の関係性は、次のようになる。

$$(17) \quad \partial y / \partial \alpha = \chi (-g' + c)$$

条件付きで、労働分配率と経済成長率の同方向への変動、つまり、好循環が生じる鍵は、ケインズ派の場合、やはり有効需要の構造的特徴にある。消費性向が資本蓄積率の利潤率に対する感応性より大きい構造が好循環の基礎にある。このことは有効需要の原理からして概ね推測のつくことである。

それでは、資本/生産量・比率が生産量成長率に与える影響を見ておこう。そのためには、次の弾力性概念が必須である。

$$(18) \quad 1 > \theta = (\delta / g) \{ g' (1 - \alpha) / (\delta^2) \} > 0$$

$$(19) \quad \partial y / \partial \delta = \chi g (1 - \theta)$$

$$\text{if } \theta = 1, \text{ then, } \partial y / \partial \delta = 0$$

$$\text{if } 0 < \theta < 1, \text{ then, } \partial y / \partial \delta > 0$$

弾力性が、1であれば、資本/生産量・比率は生産量成長率に影響を及ぼさない。したがって、近似的に1に近い値を仮定すれば、事実上この影響を取り除くことができる。経済成長率に影響を及ぼすのは、労働分配率のみとなる。

労働分配率の変化率は、実質賃金率の変化率から労働生産性の変化率を引いた差に一致するので、次のように表すことができる。(14)式に表されているように、前者は後者の増加関数である。

$$(20) \quad d\alpha/dt = \alpha [\phi((dn/dt)/n) - (dn/dt)/n]$$

労働生産性の伸び率は資本蓄積率の増加関数であるので、これを考慮すると、ケインズ派の成長と分配の基本モデルは、最も単純化された場合には、次のように構成することができる。

$$(21) \quad y = \chi \{ \delta g((1-\alpha)/\delta) + \Omega - (1-c_\alpha) \}$$

$$d\alpha/dt = \alpha [\phi(\Psi(g((1-\alpha)/\delta))) - \Psi(g((1-\alpha)/\delta))]$$

この単純なモデルの定常均衡では、 $d\alpha/dt = 0$ 、であり、労働分配率が定常値をとり、したがって、それに依存する生産量成長率も定常値をとる。

定常均衡の条件は、次の通りである。定常値には、*、をつけて表す。

$$(22) \quad \delta g((1-\alpha^*)/\delta) + \Omega - (1-c_\alpha) = (1/\chi) y^*$$

$$\phi(\Psi(g((1-\alpha^*)/\delta))) - \Psi(g((1-\alpha^*)/\delta)) = 0$$

この定常均衡が安定であるためには、次の条件が成立する必要がある。

$$(23) \quad d(d\alpha/dt)/d\alpha = \alpha(\phi' - 1)(\Psi'g'(-1/\delta)) < 0$$

この条件が成立するためには、次の条件が必要であり、この条件が安定条件となる。

$$(24) \quad \phi' > 1$$

この条件は、労働生産性の伸び率が大きくなったときに、実質賃金率上昇率

はこれを上回ることを意味している。これは、通常の実質賃金率変化を生産性上昇率の範囲内に収めるというガイドライン、 $\phi' \leq 1$ 、に反している。つまり、カウンター・ガイドラインが成立することが、このモデルの定常均衡が安定であることの条件である。

次の条件が、成立している場合は、前述したように、経済成長率、つまり生産量成長率は労働分配率の増加関数である。

$$(25) \quad c > g'$$

定常均衡が安定で、労働分配率と経済成長率が同方向に変動する好循環モデルとなる。

経済成長率が労働分配率とトレードオフ関係となる条件は、次の通りである。

$$(26) \quad c < g'$$

(24) 式の安定条件が成立し、(26) 式がする場合、経済成長率と労働分配率は逆方向に変動する悪循環モデルとなる。

定常均衡が不安定となるモデルでも、好循環モデル、悪循環モデルの両方がありうるが、定常均衡値が成立することはない。

不安定で好循環モデルの条件は、次の通りである。

$$(27) \quad \phi' < 1, \quad c > g'$$

不安定で悪循環モデルの条件は、次の通りである。

$$(28) \quad \phi' < 1, \quad c < g'$$

IV．図解

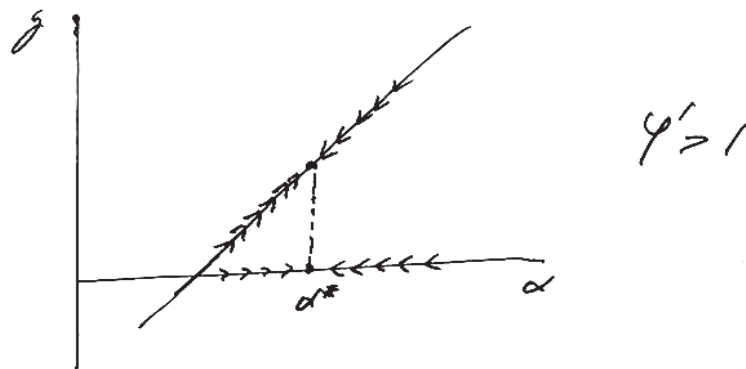
ケインズ派の最も重要な理論は、言うまでもなく、有効需要の理論である。成長と分配の問題についても、この理論が活躍することは言うまでもない。経済成長率（それは付加価値生産量の成長率で示される）と労働分配率の好循環か悪循環かを決めているのは、資本蓄積率の利潤率に対する感応性と労働者の消費性向の大小関係である。前者の方が後者よりも大きければ、経済成長率と労働分配率は逆方向に変動する。本稿では、これを悪循環と定義している。後者の方が前者よりも大きければ、経済成長率と労働分配率は同方向に変動する。本稿では、これを好循環と定義している。

資本ストック / 生産量・比率は、利潤率に影響及ぼすことを通じて資本蓄積率に影響を及ぼす。資本蓄積率のこの比率に対する弾力性が1に等しいかその近傍であるならば、この比率が経済成長率に影響を及ぼさないか及ぼしても無視できるほど小さい。このことが、前述の命題の成立の前提条件となっている。

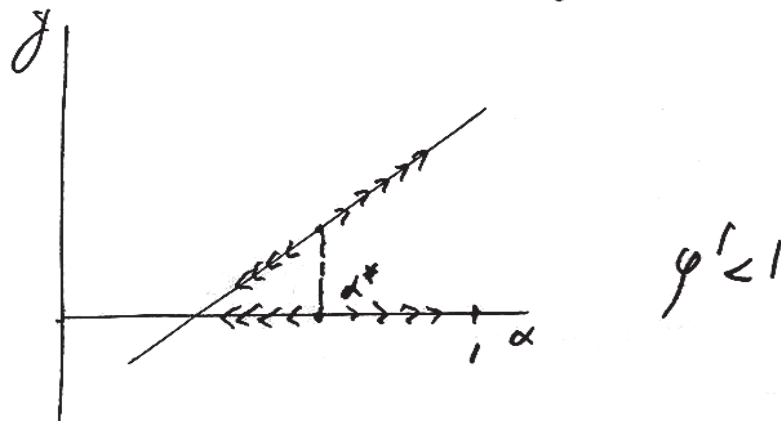
この仮定の下で、ケインズ派の理論では、経済構造次第では悪循環も成立するし好循環も成立する。経済成長率と労働分配率の好循環を成立させるためには、消費性向が資本蓄積率の利潤率に対する感応性よりも大きいことが必要であった。

好循環が成立する傾向があっても、それがサステナブルでなければならない。それを保証するのが、定常均衡の安定性である。定常均衡とは、経済成長率と労働分配率が定常値に収束することを意味する。この安定条件は、実質賃金率が上昇する場合、それが労働生産性の上昇率を超えることを意味する。通常、実質賃金率の上昇率に等しいかそれ以下に抑えることが望ましいとされる。これが賃上げのガイドラインとなる。ケインズ派の好循環モデルがサステナブルであるためには、いわばカウンター・ガイドラインが賃上げの基準とならなければならない。これが結論である。

さてここでは、以上の分析を図解しておこう。好循環で安定な場合である。



α と y は同方向に増える
好循環



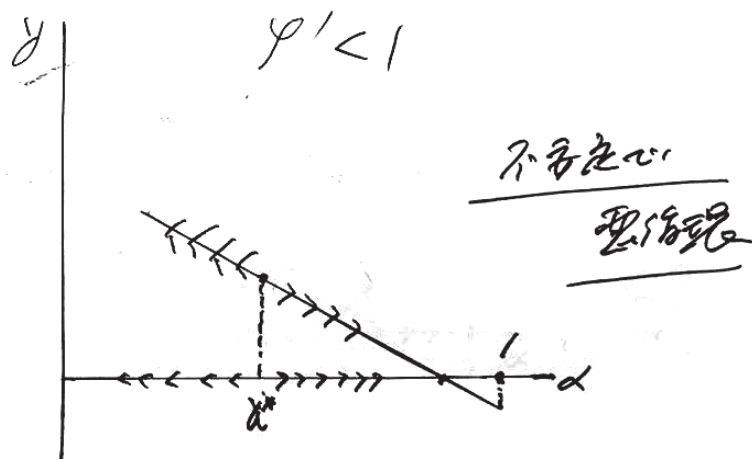
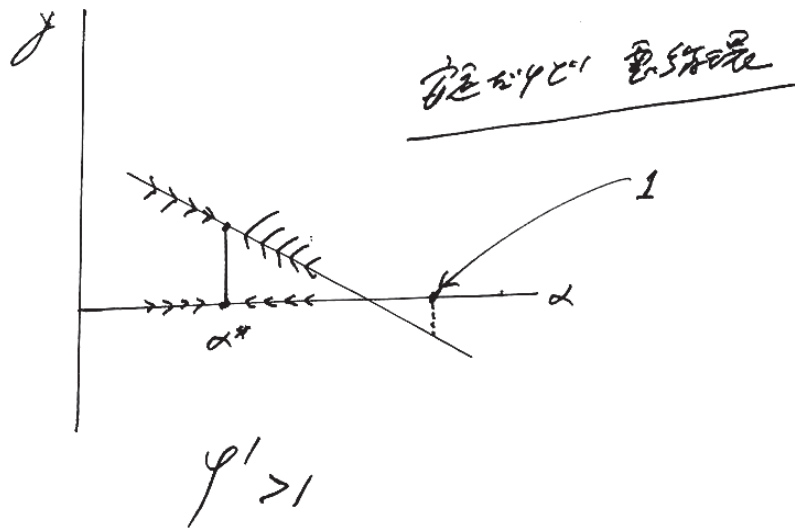
好循環を収束させる

消費性向 > 資本蓄積の利潤率 2022年4月30日作成

実質賃金率と労働生産性の関係がガイドライン通りであれば、好循環は不安定である。好循環モデルは、安定な場合と不安定な場合とに分かれる

上記の図は経済成長率と労働分配率という変数の二次元平面である。右上がりの曲線は、経済成長率が労働分配率の増加関数であることを意味している。最初の図が好循環で定常均衡値に労働分配率は収束する。そのプロセスでは、労働分配率と経済成長率は同方向に変動する。後者の図は、経済成長率と労働分配率は同方向に変動するが、定常値に収束することはない。つまり、不安定

労働分配率と経済成長率の好循環モデル及び悪循環モデル



消費性向 < 資本蓄積率の利潤率感応性

である。好循環はサステイナブルではない。ただし、労働分配率は定義によって1を超えない範囲内での変動である。矢印でもって、経済の動きを示している。当該経済は、描かれている右上がりの曲線状を移動する。

上記の図は悪循環モデルを図示している。安定な場合も、不安定な場合も、労働分配率と経済成長率は逆方向に変動する。つまり、労働分配率が上昇していく場合、経済成長率は低下していく。逆に、前者が下落していく場合、後者は上昇していく。悪循環モデルの場合は安定条件は成立しない。

V . 一般的な場合

ここで再度、生産量成長率と資本 / 生産量・比率の関係を確認しておこう。この論点は、既に詳述されているので、戻って、参照されたい。生産量成長率と労働分配率の関係を表す基本方程式には、下記に示されているように、資本 / 生産量・比率も含まれていて、生産量成長率に影響を及ぼす。

$$(1)'' \quad y = \chi \{ \delta g ((1 - \alpha) / \delta) + \Omega - (1 - c \alpha) \}$$

資本 (ストック) / 生産量・比率が固定しているか変動が小さく無視できるものであるとすれば、労働分配率と生産量成長率の関係性は、次の通りであった。

$$(5) \quad \partial y / \partial \alpha = \chi (c - g') \geq 0$$

ケインズ派の理論では消費性向が資本蓄積率の利潤率に対する感応性より大きい構造が好循環の基礎にある。このことは有効需要の原理からして概ね推測のつくことである。

それでは、資本 / 生産量・比率が生産量成長率に与える影響を見ておこう。そのためには、資本蓄積率の利潤率弾力性概念が必須であった。

$$(18) \quad 1 > \theta = (\delta / g) \{ g' (1 - \alpha) / (\delta^2) \} > 0$$

$$(19) \quad \partial y / \partial \delta = \chi g (1 - \theta)$$

$$\text{if } \theta = 1, \text{ then } \partial y / \partial \delta = 0$$

$$\text{if } 0 < \theta < 1, \text{ then } \partial y / \partial \delta > 0$$

「弾力性が、1 であれば、資本 / 生産量・比率は生産量成長率に影響を及ぼ

さない。したがって、近似的に1に近い値を仮定すれば、事実上この影響を取り除くことができる。経済成長率に影響を及ぼすのは、労働分配率のみとなる」。このことを前提に、経済成長率と労働分配率の好循環及び悪循環について分析してきたのが、これまでの分析であった。今回は、この弾力性が1より小さくて、資本 / 生産量・比率の上昇が経済成長率を上昇させる一般的な場合を分析する。

労働分配率と資本 / 生産量・比率の動学方程式によって、一般的なケインズ派のマクロ・モデルは構成され、それは、以下の連立微分方程式で表される。

$$\begin{aligned}
 (12) \quad d\alpha / dt &= \alpha [\phi \{ \Psi (g((1-\alpha)/\delta)) \} \\
 &\quad - \Psi \{ g((1-\alpha)/\delta) \} \\
 d\delta / dt &= \delta [g((1-\alpha)/\delta) - \chi \{ \delta g((1-\alpha)/\delta) \\
 &\quad + \Omega - (1 - c\alpha) \}]
 \end{aligned}$$

この動学モデルの定常均衡では、次の条件が成立している。

$$\begin{aligned}
 (13) \quad (dR/dt) / R &= (dn/dt) / n \\
 g &= y
 \end{aligned}$$

定常均衡では、実質賃金率の変化率は労働生産性の変化率に一致し、資本蓄積率と生産量成長率も一致する。労働分配率と資本 / 生産量・比率は、次の条件で決定される。これらの変数の定常値は*をつけて表す。

$$\begin{aligned}
 (29) \quad &(\phi \{ \Psi (g((1-\alpha^*)/\delta^*)) \} \\
 &\quad - \Psi (g((1-\alpha^*)/\delta^*)) = 0, \\
 &g((1-\alpha^*)/\delta^*) - \chi \{ \delta g((1-\alpha^*)/\delta^*) \\
 &\quad + \Omega - (1 - c\alpha^*) = 0
 \end{aligned}$$

この定常均衡の近傍で、(12)式の連立微分方程式を線型近似し、その係数行列 $[A_{ij}]$, $i=1,2, j=1,2$ 、を求める。 i は行、 j は列をそれぞれ表す。偏微分係数は定常均衡近傍で評価されている。ただし、 $0 < \theta < 1$ 。

$$\begin{aligned}
 (30) \quad d(d\alpha/dt)/d\alpha &= \alpha^* [(\phi' - 1) \{\Psi' g' (-1/\delta^*)\}] \\
 &= A_{1,1} \leq 0 \\
 d(d\alpha/dt)/d\delta &= \alpha^* [(\phi' - 1) \{\Psi' g' (-(1 - \alpha^*)) \\
 &\quad / (\delta^{*2})\}] = A_{1,2} \leq 0 \\
 d(d\delta/dt)/d\alpha &= \delta^* [g' (-1/\delta^*) - \chi (c - g')] \\
 &= A_{2,1} \leq 0 \\
 d(d\delta/dt)/d\delta &= \delta^* [g' (1 - \alpha^*) (-1/(\delta^{*2})) \\
 &\quad - \chi \{g + \delta^* g' (1 - \alpha^*) (-1/(\delta^{*2}))\}] \\
 &= \delta^* [-g' (1 - \alpha^*) (1/\delta^{*2}) - \chi g (1 - \theta)] = A_{2,2} < 0
 \end{aligned}$$

定常均衡が安定である必要十分条件は、係数行列の2次の特性方程式の根が負であることである。その条件は、次の通りである。

$$(31) \quad A_{1,1} + A_{2,2} < 0, \quad A_{1,1}A_{2,2} - A_{1,2}A_{2,1} > 0$$

定常均衡が安定である必要十分条件を充たす、1つの十分条件は、次の通りである。

$$(32) \quad \phi' > 1 \text{ (therefore, } A_{1,1} < 0, A_{1,2} < 0), \quad A_{2,1} > 0$$

$\phi' > 1$ であれば、これまで詳述してきたように、労働分配率の自律的運動は安定的である。この条件があれば、安定であるための必要条件は充たされる

ことになる。また、この条件は下記の条件も同時に意味している。

$$(33) \quad \text{sign } A_{1,1} = \text{sign } A_{1,2} < 0$$

つまり、実質賃金率の変化率と労働生産性の変化率の関係が、労働分配率の変動を決定している。後者よりも前者が大きければ、実質賃金率の生産性ガイドラインは成立しないが、それが労働分配率の変動の安定性をもたらしている。それは、資本 / 生産量・比率の影響についても同じである。

そうであるならば、(32) 式の2番目の条件 ($A_{2,1} > 0$) が、安定性のためには必要となる。この条件は、労働分配率の資本 / 生産量・比率の変動に与える影響である。

労働分配率の生産高成長率に与える影響については、下記の条件が決定していることは既に分析されている。

$$(34) \quad c > g'$$

消費性向が資本蓄積率の利潤率感応性よりも大きい、この条件があれば、労働分配率の上昇は生産量成長率を上昇させる。他方、労働分配率の上昇は資本蓄積率を減少させるので、この条件の下では、必ず、労働分配率の上昇は資本 / 生産量・比率を低下させる。つまり、下記の符号条件の成立を意味する。

$$(35) \quad A_{2,1} < 0$$

(34) 式の条件に、 $\phi' > 1$ の条件を加えれば、下記の条件が成立する、

$$(36) \quad \phi' > 1 \quad (A_{1,1} < 0, \quad A_{1,2} < 0), \quad A_{2,1} < 0$$

この条件は、定常均衡が不安定になる可能性を示している。

$$(37) \quad A_{1,1} + A_{2,2} < 0, \quad A_{1,1}A_{2,2} - A_{1,2}A_{2,1} \leq 0$$

この場合、定常均衡が安定であるための十分条件は、資本蓄積率の利潤率感応性が十分に大きくなければならないことである。

$$(38) \quad A_{2,1} = \delta^* \chi (g' - c) - g' = (\delta^* \chi - 1) g' - \delta^* \chi c$$

さらに、次の条件が必要となる。

$$(39) \quad \delta^* \chi > 1$$

生産物市場の調整スピード χ は、1より小さいので、均衡近傍における資本/生産量・比率、 $\delta^* = K^*/Y^* > 1$ が成立し、相対的に十分に大きくなければならない。また、生産物市場の調整スピードが相対的に大きいほどこれらの条件は充たされやすい。

定常均衡安定のための十分条件が充たされている場合の、定常均衡の性質について、分析することにする。労働分配率、 α 、資本/生産量・比率、 δ が一定となる定常均衡は、上記のモデルから、以下の連立方程式で表されることは明らかである。

$$(40) \quad \phi \{ \Psi (g((1 - \alpha^*) / \delta^*)) \} \\ - \Psi (g((1 - \alpha^*) / \delta^*)) = 0,$$

$$g((1 - \alpha^*) / \delta^*) - \chi \{ \delta g((1 - \alpha^*) / \delta^*) \\ + \Omega - (1 - c \alpha^*) \} = 0$$

最初の式は、実質賃金率の変化率と労働差生産性の変化率が一致し、労働分配率が一定となる均衡条件である。二番目の条件は、資本蓄積率と生産量成長率が一致する均衡を表し、資本 / 生産量・比率が一定となる均衡条件である。この連立微分方程式の全微分方程式は、次のように導出される。

$$(41) \quad (A_{1,1}/\alpha^*) d\alpha^* + (A_{1,2}/\alpha^*) d\delta^* = 0, \\ (A_{2,1}/\delta^*) d\alpha^* + (A_{2,2}/\delta^*) d\delta^* = -d\Omega$$

$$(42) \quad \alpha^* [(\phi' - 1) \{\Psi' g' (-1/\delta^*)\}] \\ = A_{1,1} < 0, \\ \alpha^* [(\phi' - 1) \{\Psi' g' (-1/(1 - \alpha^*)) \\ / (\delta^{*2})\}] = A_{1,2} < 0, \\ \delta^* [g' (-1/\delta^*) - \chi (c - g)] \\ = A_{2,1} \leq 0, \\ \delta^* [g' (1 - \alpha^*) (-1/(\delta^{*2})) \\ - \chi \{g + \delta^* g (1 - \alpha^*) (-1/(\delta^{*2}))\}] \\ = \delta^* [-g' (1 - \alpha^*) (1/\delta^{*2}) - \chi g^* (1 - \theta)] = A_{2,2} < 0$$

通常の仮定以外に、定常均衡が安定となるための十分条件は、次の通りであった。

$$(43) \quad (B1) \quad \phi' > 1, A_{2,1} > 0 \\ (B2) \quad \phi' > 1, A_{2,1} < 0, A_{1,1}A_{2,2} - A_{1,2}A_{2,1} > 0$$

このいずれかが満たされていると仮定するので、定常均衡は安定である。

(41) 式の全微分方程式の係数行列の determinant (Δ) は次のように表すこ

とができる。

$$(44) \quad \Delta = (A_{1,1}A_{2,2} - A_{1,2}A_{2,1}) / (\alpha^* \delta^*) > 0$$

いずれかの十分条件が充たされれば、定常均衡は安定であり、財政政策として操作できる実質政府支出 / 実質所得・比率の効果を確認しておこう。

$$(45) \quad d\alpha^* / d\Omega = (A_{1,2} / \alpha^*) / \Delta < 0$$
$$d\delta^* / d\Omega = (-A_{1,1} / \alpha^*) / \Delta > 0$$

(45) 式は、次の事を意味している。実質政府支出 / 実質所得・比率が上昇すれば労働分配率は下落し、資本 / 生産量・比率は上昇する。前者は概ね経験知と一致すると思われる。では、実質政府支出の実質所得に占める割合が財政政策として操作できるとした場合、労働分配率が上昇するケースはどんな場合なのか、これを明らかにしなければならない。

それは、次のようなケースで、この場合、定常均衡は不安定となる。

$$(44) (B3) \quad \phi' > 1, \quad \Delta < 0$$

このケースの場合、

$$(46) \quad A_{1,1} + A_{2,2} < 0,$$

であるから、定常均衡はサドル・ポイントとなる。1本の定常均衡を通過する経路が存在し、そこでは、この財政政策が採られれば、労働分配率は上昇する（資本 / 生産量・比率は低下する）。

財政政策は、定常均衡が安定な場合、実質政府支出が実質所得に占める割合を低めるように操作されれば、労働分配率を上昇させることができる。その場合、経済成長率が上昇する場合は、(B 1) である。この場合では、有効需要の構造的条件が、次の性質を持たなければならない。

$$(47) \quad c > g'$$

つまり、労働分配率と生産量成長率の好循環が実現しそれがサステイナブルであるためには、定常均衡が安定であり、かつ、消費性向が資本蓄積率の利潤率感応性よりも大でなければならない。(47) 式が充たされていれば、

$$(48) \quad A_{2,1} < 0,$$

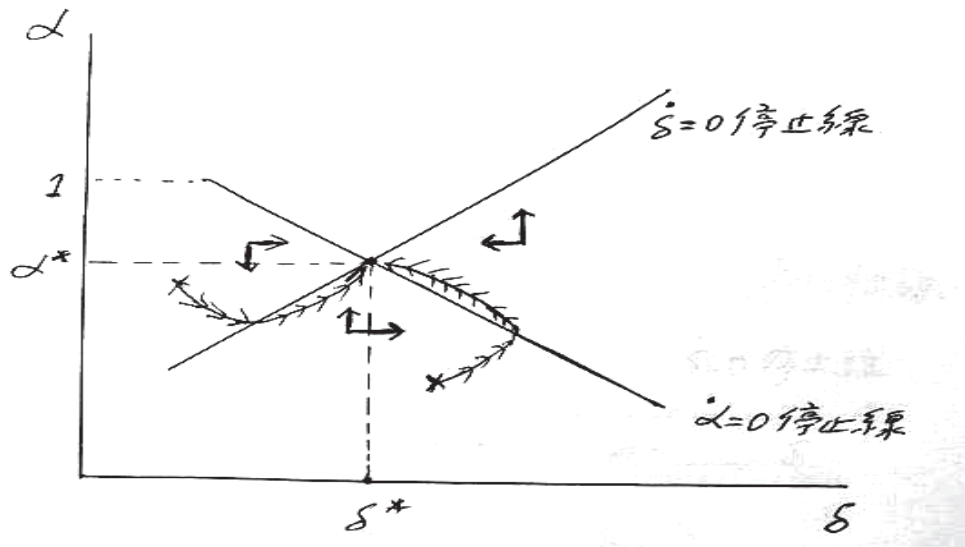
が必ず成立している。

一般的なモデルは、労働分配率と資本 / 生産量・比率の連立微分方程式モデルであった。定常均衡が安定である場合のモデルは、次の2つの場合で構成される。 $A_{2,1} > 0$ 、と $A_{2,1} < 0$ の場合からなる。

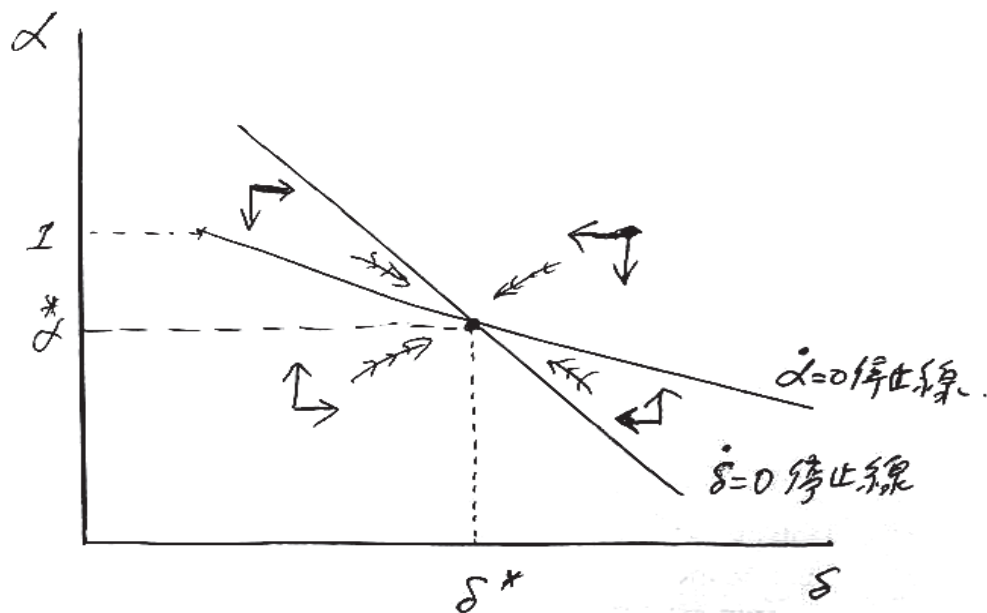
まず、前者の場合は、次のように図解できる。

位相図1 (安定な場合)

$A_{2,1} > 0$ の場合.

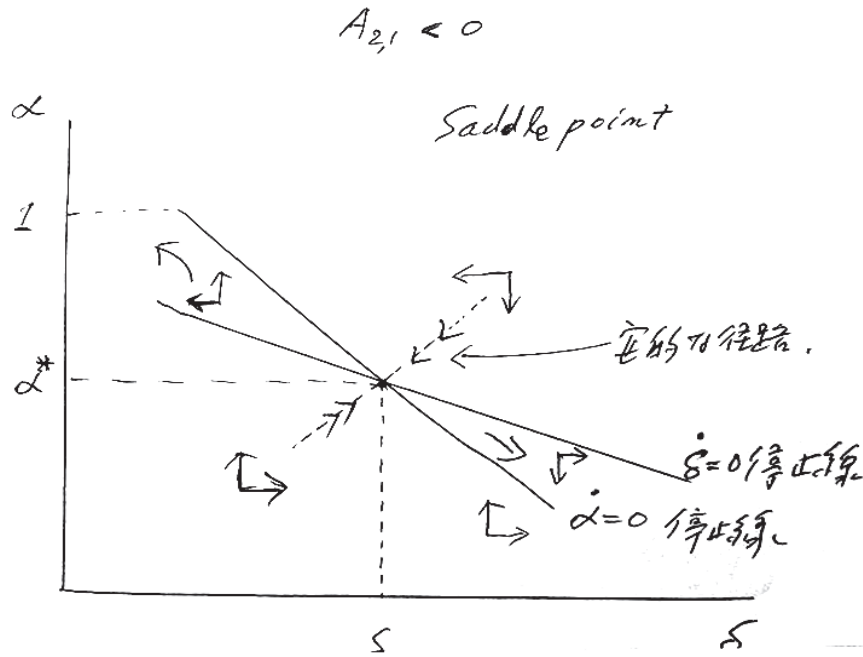


下の位相図は、後者の場合の安定均衡で、 $A_{2,1} < 0$ 。



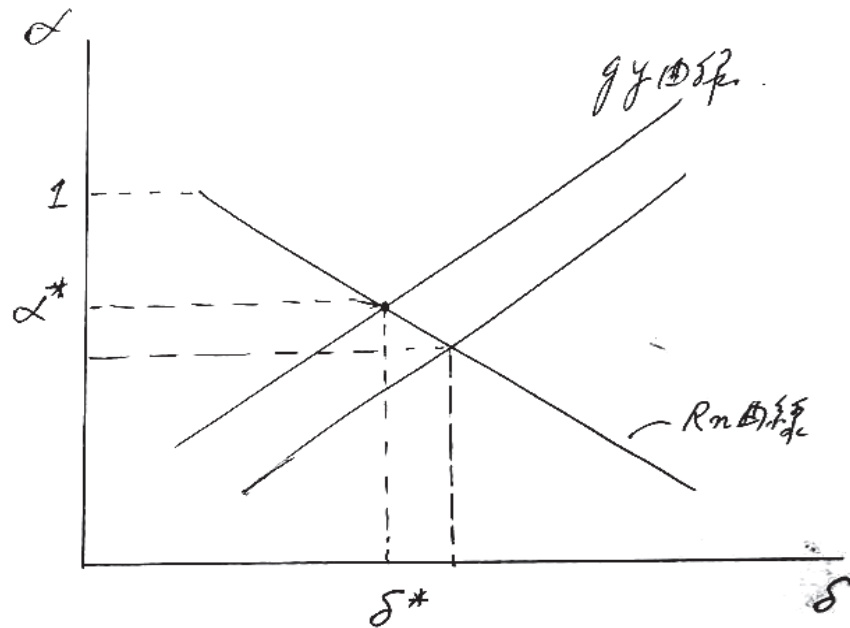
位相図2、 $A_{2,1} < 0$ 。

労働分配率と経済成長率の好循環モデル及び悪循環モデル



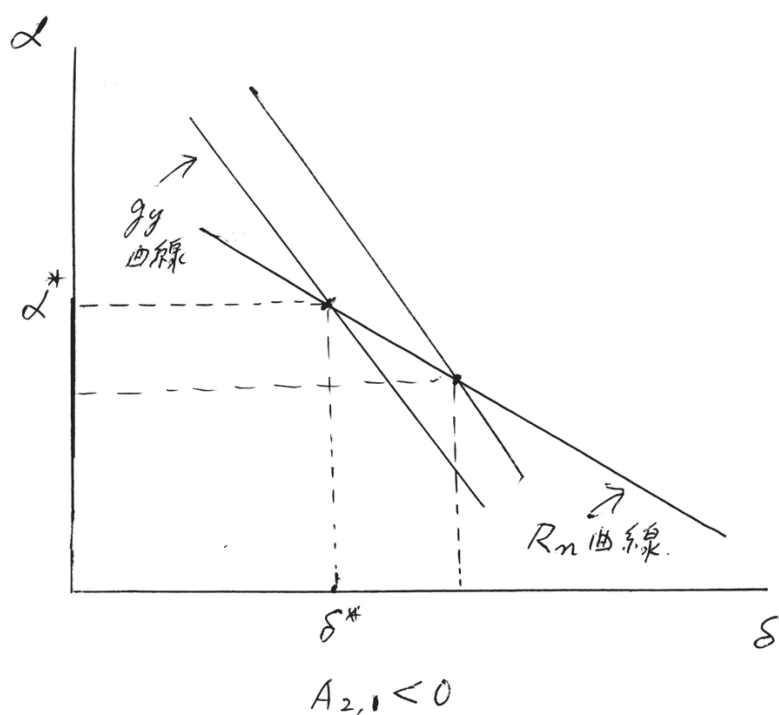
位相図3

安定な場合は、財政政策の効果は、以下のように図解される。実質賃金率の変化率と労働生産性の変化率が一致する曲線が、 Rn 曲線、資本蓄積率と生産量成長率が一致する曲線が gy 曲線である。安定均衡は2種類あったので、財政政策 Ω 上昇の効果も、2つの場合がある。



$A_{2,1} > 0$

実質政府支出 / 実質所得・比率が上昇するような財政政策は、労働分配率を引き下げる。そして、資本 / 生産量・比率を上昇させる。



VI. 結語

ケインズ派のモデルは、好循環も悪循環もいずれも内包している。安定性が充たされ好循環であるモデルが我々が目指すべき経済の構造を示している。本稿のモデルに技術進歩の効果が接合されなければならない。そのモデルが内生的成長モデルとなることは明らかであろう。この点については、次回の課題としたい。

〔論 説〕

利子率、インフレ率、為替相場の相互作用について 自国通貨安の好循環モデル悪循環モデル

藤 原 秀 夫

I. 序

為替相場、インフレ率（マイナスの場合はデフレ率）、利子率（金利）の3つの経済変数については、現在（2022年6月22日）、その相互作用が殊に注目を集めている。世界各地のこれらの経済変数の動向が、メディアで報道されない日はないと言ってよいであろう。その中で、これらの変数の相互関係が直観的かつ断定的に言及されることが多々ある。実は、これらの変数の相互関係の理論的実証的探究は、経済学が出現して以来持続的になされて今日に至っている。古くて新しい未解決論点を含む経済問題である。個別の理論的命題として結実したものも数多い。

現代世界資本主義経済は各国の市場経済が相互に依存したグローバル経済である。グローバリゼーションの初期段階では、それらの相互依存の深化はその市場で取引される財・サービスの流動性に決定的に依存した。その意味で最も相互依存が深化した市場が金融市場である。各国金融市場での自由化と対外開放は、自然に発生したのではない。1990年代に入って IT 革命が進行する中、ウォールストリートの金融資本とその要請に応えた米国政府が「ワシントン・コンセンサス」という戦略の下に各国政府にそれらを求め続けた。受け入れる

各国資本にとっても利益があるからこそ、それらが実現した。第3次、第4次と続いた技術革新の下で、世界的にセグメントされていた多様な市場も相互依存が深化しつつある。このようなミューチュアル・ディペンデント・ワールド（同時にカップリング・ワールド）で重要な理論的問題は、各国の市場で決まる財・サービス価格及び利子率が世界的に安定的に均等化する傾向があるのかどうかという問題である。本稿では、単純なマクロ経済の枠組みの下で、通俗的な議論を経済学的に補強しながら、この問題を分析する。¹

Ⅱ．単純化されたマクロ経済の枠組みにおける内外利子率格差と為替相場

〔1〕利子率と為替相場の相互作用モデル

議論の出発点として、為替相場と内外利子率格差の関係について、通俗的に語られる論点がマクロ経済的にはどのような意味を持っているのかという問題設定で分析を始めることにしよう。

この相互関係について語られている通俗的な内容は、極めて明瞭である。内外利子率格差が名目為替相場に決定的な影響を与えている。外国利子率が自国利子率を上回れば上回るほど、より大幅な自国通貨安が進む。問題は、論理的に検討するために、この内容をどのように定式化するかである。というのも、このように語る人が他方で、財・サービスの貿易収支の赤字が自国通貨安の背景にあるとも述べることが多いからである。つまり、自国通貨安の全ての部分が内外利子率格差で説明できるとは考えられていないからである。また、中国売りや日本売りという言葉で表現されるように、当該経済の焦眉の急となっている特有の脆弱性も自国通貨安の原因とされている。²

1 本稿は、種々の為替相場決定理論を取り上げることを主たる目的とはしていないことに注意されたい。

2 日本経済の脆弱性の認識について、大方の一致するところは次のようなものであろう。一に低成長率、二にデフレ基調、三に巨大な国家債務、である。にもかかわらず、日本売りという意味での円安は生じなかった。東北大地震後のように日本売りと表現される円安が

内外利子率格差と為替相場の相関関係が存在し、前者から後者への影響が大きいとする通俗的見解は、次のように定式化することができる。

$$(1) \quad (dE/dt)/E = \alpha (i^* - i), \quad \alpha > 0$$

外国名目利子率 (i^*) から自国名目利子率 (i) を引いた内外利子率格差が、自国通貨建て名目為替相場 (E , 例えば、円/ドル) の変化率に影響すると仮定する。その程度およびスピードを表しているのが、 α 、である。この値が小さいほど、いずれにしても、二つの変数の相関関係は小さくなる。

マクロ経済学の通常のテキストのように、自国利子率は実質貨幣需給（名目貨幣供給を M 、実質貨幣需要を L ）の均衡条件を付加することにより決定されたとする。外国利子率は所与である。自国の財・サービスの物価を、 P 、自国の実質所得を、 Y 、とする。

$$(2) \quad M/P = L(Y, i), \quad L_Y > 0, \quad L_i < 0$$

自国の財・サービスの需給均衡条件は、以下のように表される。実質消費需要 (C) は実質所得（同時に自国の財・サービス供給を表す）の増加関数、実質投資需要 (I) は実質利子率 (γ) の減少関数、政府の財・サービス実質需要を G 、自国財・サービス価格で測った実質純輸出を、 NX 、とする。実質為替相場を、 R とし、外国の実質所得を、 Y^* 、財・サービスの物価を、 P 、とする。外国の変数 ($*$) はすべて所与とする。純輸出需要は、マクロ経済学のテキスト通りに、自国の実質所得の減少関数、外国の実質所得の増加関数とする。前者の場合は輸入が増加し、後者の場合は、輸出が増加するからである。

生じてもおかしくない状況でも、逆に異常な円高が生じ、経済界からは嘆息が漏れた。自国通貨安は生じなかったのである。ところが、2022年以降の名目および実質の両方のレベルでの自国通貨安に関しては、日本経済の脆弱性への懸念が再び台頭しているのである。

実質純輸出需要は実質為替相場（R）の増加関数と仮定する。

$$(3) \quad Y = C(Y) + I(\gamma) + G + NX(Y, Y^*, R)$$

$$(4) \quad 1 > C' > 0, \quad I_{\gamma} < 0, \quad \partial NX / \partial Y < 0, \\ \partial NX / \partial Y^* > 0, \quad \partial NX / \partial R > 0, \quad R = (EP^*) / P$$

名目利子率と実質利子率（ γ ）の関係は、次の通りである。

$$(5) \quad \gamma + (dP / dt) / P = i$$

物価が固定していれば、名目利子率と実質利子率は一致する。さて、(1), (2), (3), (5) 式で構成されるモデルは、内生変数が、実質所得、(自国) 名目利子率、為替相場、物価、(自国) 実質利子率の5つで、方程式が4つであるので、完結していない。欠けた方程式 (missing equation) が1つ存在する。それは、物価を外生変数とするか、内生的に決定する方程式を決めるかのいずれかを選択することにより完結する。

$$(6) - 1 \quad P = \text{const.} \quad ((dP / dt) / P = 0)$$

$$(6) - 2 \quad (dP / dt) / P = \Phi(Y), \quad \Phi' > 0$$

このいずれかの関係を仮定することにより、この単純なマクロ経済モデルは完結する。³

〔2〕固定物価モデルにおける内外利子率均等化

最初に、物価が変化しない場合を分析することにしよう。(6) - 1 のモデ

³ これは、ケインズが有効需要の理論を説明するマクロ経済モデルで、名目賃金率を固定することにより完結させたのと同様の論理であることは言うまでもない。

ルを、集約的に示しておこう。

$$(6) - 1 \quad P = \text{const.}$$

$$(dE/dt)/E = \alpha (i^* - i)$$

$$M/P = L(Y, i)$$

$$Y = C(Y) + I(i) + G + NX(Y, Y^*, (EP^*/P))$$

物価が固定している場合、実質利子率と名目利子率は常に一致する。貨幣需給と財・サービス需給が均衡するところで、所得と利子率は一時的に決定される。内外利子率格差があれば、為替相場は変動するので、それに応じて所得と利子率も変動する。究極的に為替相場の変動が止まり定常値をとる段階で、当該経済は定常均衡となる。

一時的な所得と利子率は、為替相場に依存している。貨幣供給、政府支出は、それぞれ中央銀行、政府の究極的な政策変数で、所与とする。与えられた為替相場の下で、貨幣および財・サービスの同時市場均衡（連立方程式）で決定される均衡所得、均衡利子率は、次のように導出される。

$$(7) \quad i = H(E; G, M, \cdot)$$

$$Y = Q(E; G, M, \cdot)$$

この解では、明示的に、 E 、 G 、 M を与えられた変数としている（それ以外にも、外国利子率、内外の物価など他にも与えられた変数はあるのだが、それらは分析から省略する。もちろん全ての与えられた変数に対して均衡値は解くことができる。）。

この解は、簡単に数学的に導出可能なのであるが、それは後回しにして、論理的に導出してみよう。その際、活躍するのが、背理法、である。まず、貨幣の需給均衡の性質から、利子率と所得の依存関係を明らかにする。利子率が上

昇すれば貨幣需要は減少するが、貨幣供給は与えられ変化がないので、所得が増加して貨幣需要が増加することが均衡のためには必要である。逆に、利子率が下落する場合は、所得が減少することは明らかである。つまり、貨幣需給が均衡するためには、利子率と所得は同方向に変化する。同様の論理を財・サービスの需給均衡にも適用する。利子率が上昇すると、投資需要が減少し、このままでは市場は超過供給となる。この時、所得が増加すると仮定すると、所得マイナス消費需要（国内貯蓄）は増加する。それは、消費性向が1より小さいからである。同時に純輸出需要は減少する。所得が増加すると、この市場は均衡しないことがわかる。したがって、所得は減少しなければならない（背理法を適用）。利子率が下落する場合は、所得が増加することは同様にしてわかるので、財・サービス市場の均衡のためには、利子率と所得は、逆方向に変化しなければならない。以上が、両市場の均衡の性質である。

さて、均衡利子率、均衡所得の性質を、背理法を使って論理的に導くことにしよう。分析の核心は為替相場にあるわけだから、この性質をまず明らかにしておこう。名目為替相場は、直接的には、財・サービス市場の均衡を攪乱する。その上昇は純輸出需要に増加インパクトを与え、この市場を超過需要にする影響をもたらす。他方、貨幣需給には直接インパクトを与えないので、名目為替相場が上昇した新しい均衡へは、この需給均衡の性質を持たなければならない。つまり、新しい均衡へは、利子率と所得は同方向に変化しなければならない。利子率が下落し所得が減少していると仮定する。利子率が下落すれば、投資が増加し所得が減少すれば純輸出を増加させるが、所得の減少は消費需要を差し引いた国内貯蓄を減少させる。財・サービス市場はこの仮定の下では均衡しない。それ故、利子率が上昇し、所得が増加する。

（7）式において、次の性質が成立する。

$$(8) \quad \partial i / \partial E > 0, \quad \partial Y / \partial E > 0$$

同様に、背理法を使うことにより、財政金融政策の効果も簡単に明らかにすることができる。ただし、これは初歩的であるので、結果だけを示しておこう。

$$(9) \quad \partial i / \partial G > 0, \quad \partial Y / \partial G > 0, \quad \partial i / \partial M < 0, \\ \partial Y / \partial M > 0$$

(8) 式にみられるように、名目為替相場の自国利子率への影響が確定しているので、内外利子率が一致する定常均衡が安定であることが分かる。

$$(10) \quad dE / dt = E_{\alpha} [i^* - H(E; G, M, \cdot)]$$

$$(11) \quad dE / dt = \alpha (i^* - i) - E_{\alpha} (\partial i / \partial E) \\ \sim -E_{\alpha} (\partial i / \partial E) < 0$$

定常均衡の近傍では、近似的に、 $i^* = i$ が成立するので、上記の性質が成立する。つまり、自国利子率が外国利子率よりも小さければ、名目為替相場が上昇し自国利子率は外国利子率に等しくなるまで上昇する。逆に、自国利子率が外国利子率よりも大きければ、名目為替相場は下落し、自国利子率も外国利子率に等しくなるまで下落していく。

物価が固定している場合、内外利子率の格差が名目為替相場の変化率に反映する限り内外利子率格差は安定的に解消し自国利子率が与えられた外国利子率に収束する。

〔3〕定常均衡の性質とマンデル＝フレミングの政策命題

本稿のモデルは、今次円安局面（2022年前半）で為替相場と内外利子率格差の相関をエビデンスとする通俗的議論を、既存の最も単純なマクロ経済モデルに接合したモデルである。このモデルは、定常的均衡では利子率の均等化が成立する。その性質を考慮すれば、実質所得と為替相場は、下記の市場均衡条件

で決定される。

$$(12) \quad M/P = L(Y, i^*)$$

$$Y = C(Y) + I(i^*) + G + NX(Y, Y^*, EP^*/P)$$

この定常均衡は、マンデル＝フレミング・モデルの条件と同一である。物価が固定しているので、貨幣供給が所得の大きさを決定している。政府支出は所得の決定には影響を及ぼさない。為替相場は自国財・サービス市場の均衡条件で決定される。つまり、金融政策は有効で財政政策は有効性がないという、周知のマンデル＝フレミングの政策命題と同じである。内外利子率と為替相場の相関をエビデンスとして主張する通俗的に議論は、マクロ的には、この政策命題に帰着することを知るべきである。

Ⅲ. 物価が変化する場合

〔1〕内外利子率均等化、内外インフレ率均等化と安定性

内外インフレ率（格差）がゼロで物価が変わらない世界など、現実にはあり得ない。固定物価を想定した分析は、かつてIS/LM・分析が反ケインズ派の嘲笑の的であったのと同じ運命をたどるであろう。近年、デフレが終焉しインフレの悪循環やスタグフレーションの亡霊が現れるのではと、喧しい。その真偽はともかく、厳密には、物価が変わらない世界など、もしあり得るとしても、極めて瞬時の事象であると言わなければならない。

複雑な事象の分析に移行する前に、物価が変化するばかりでなく、内外インフレ率（及びその格差）が変化する場合を取り上げて、上記の為替相場の変動に関する通俗的な議論を、マクロ経済の枠組みの中で定式化し検討することにする。

これまでと同じように、内外利子率格差で直接的な名目為替相場の変化が説

明できると仮定する。内外インフレ率格差が変化するモデルを（6）－2とした。モデルは、下記のように表すことができる。

（6）－2

$$(dE/dt)/E = \alpha (i^* - i),$$

$$(dP/dt)/P = \Phi = f(Y), \quad \partial \Phi / \partial Y > 0$$

$$(dP^*/dt)/P^* = \Phi^* = f^*(Y^*) = \text{const.},$$

$$\mu = L(Y, \gamma), \quad \mu = M/P,$$

$$Y = C(Y) + I(\gamma) + G + NX(Y, Y^*, R),$$

$$R = (EP^*)/P,$$

$$\gamma + \Phi = i, \quad \implies \gamma + f(Y) = i$$

$$(dR/dt)/R = (dE/dt)/E + \Phi^* - \Phi$$

$$(d\mu/dt)/\mu = (dM/dt)/M - \Phi$$

$$(dM/dt)/M = m$$

このモデルを簡単に説明しよう。いずれにしても、内外名目利子率格差で名目為替相場の変化率が決定される。これは、物価が固定している場合と同じである。物価は一定率かもしくは加速的に変化し、インフレ率が実質所得の増加関数である。外国の物価は、インフレ率が所与であるので、一定率で変化していく。インフレ率が内生変数であるモデルと物価が固定しているモデルで最も相違する重要な論点は、経済主体が名目変数を基準にして支出行動をするのではなく物価変動を考慮した実質変数を基準にして貨幣および財・サービスを（実質）需要するということである。このことを、経済主体は実質支出計画について貨幣錯覚を持たないという。もちろん、貨幣錯覚を持つ場合もあるが、まず、貨幣錯覚を持たない場合を仮定して議論することにしよう。この仮定の

影響が一番現れるのは、利子率についてである。ゼロ・インフレ率の世界では、利子率は1つしかないが、インフレ率がプラスの世界では、2つある。それは名目利子率と実質利子率である。実質貨幣需要と実質投資需要に影響を与えるのは実質利子率である。それらは実質利子率の減少関数である。一時的市場均衡においては、内生変数である実質所得と実質利子率が決定される。名目利子率は、実質利子率との間に成立する定義的關係によって決定される（実質利子率と実質所得が決定されるということは、同時に名目利子率が決定されるということである。）。

一時的市場均衡においては実質貨幣供給、 μ 、と実質為替相場、 R は与えられている。財政政策変数である実質政府支出、 G 、は時間を通じて一定値として与えられている。すぐに分かるように、均衡実質利子率と均衡実質所得は、実質貨幣供給と実質為替相場の関数である。

さて、実質貨幣供給と実質為替相場であるが、これらの変数は時間を通じて変動する。この変動を表した方程式が動学方程式で、ここでは、それらを連立微分方程式の形式で表しておこう。その際、重要となるのは、貨幣供給を政策変数とする量的金融政策である。この担い手は中央銀行であるが、通常は政府債券を購入することにより中央銀行貨幣を供給する。この金融政策が決まらない限り、動学方程式は決まらない。中央銀行は、いずれにしても、名目貨幣供給、 M 、の増加率、 m 、を一定とする金融政策を採用すると仮定する。このモデルの動学方程式は、下記のように表される。

$$\begin{aligned} (12) \quad (d\mu/dt) &= \mu (m - f(Y)) \\ (dR/dt) &= R (\alpha (i^* - i) + \Phi^* - \Phi) \end{aligned}$$

一時的市場均衡における均衡実質利子率と均衡実質所得は、次のように表すことができる。

$$(13) \quad \gamma = H(\mu, R; G, \cdot), \quad Y = Q(\mu, R; G, \cdot)$$

これらの関数の性質を明らかにすることは、均衡の性質を明らかにすることを意味する。前回と同様に、背理法を使って、それらの性質を論理的に導くことができる。ただ形式的には、物価が固定している場合の名目変数が、物価が変化する場合はすべて実質ベースの変数となっている点をのぞけば、全く同じ論理である。

まず、貨幣需給の均衡条件は、実質貨幣需要は実質所得の増加関数、実質利子率の減少関数である。供給側の実質貨幣供給は、一時的市場均衡では与えられている。実質利子率、実質所得の2次元グラフで描けば、この均衡曲線は右上がりである。財・サービスの需給均衡条件は、実質消費需要は実質所得の増加関数で、その（限界）消費性向は0と1の間にある。すでに説明したように実質投資需要は実質利子率の減少関数である。実質政府支出は財政政策変数である。実質純輸出は、実質所得の減少関数、外国所得の増加関数、一時的市場均衡では与えられている実質為替相場 ($R = (EP^*)/P$) の増加関数である。財・サービスの需給均衡曲線は、右下がりである。

上記の関数の性質を図解的に解くことにしよう。キャンバス・エコノミクスの常套手段である。需給均衡曲線は、縦軸を実質利子率、横軸を実質所得で表した2次元平面に描かれているとする。

実質貨幣供給が増加すれば、貨幣需給均衡曲線は下方にシフトする。財・サービスの需給均衡曲線は、そのままであるので、実質利子率を下落させ、実質所得を増加させる。実質為替相場と実質政府支出は、均衡値に質的に同じ影響を与える。実質為替相場の上昇と実質政府支出の増加は、財・サービスの需給均衡曲線を上方にシフトさせ、実質貨幣需給の均衡曲線には直接影響を与えないので、実質利子率を上昇させ、実質所得を増加させる。

$$(14) \quad \partial \gamma / \partial \mu < 0, \quad \partial Y / \partial \mu > 0, \quad \partial \gamma / \partial R > 0,$$

$$\partial Y / \partial R > 0, \partial \gamma / \partial G > 0, \partial Y / \partial G > 0$$

一時的市場均衡における実質利子率、実質所得を考慮した、動学方程式は下記の連立微分方程式で表される。

$$\begin{aligned} (12) \quad & \dot{\mu} / \dot{t} = \mu [m - f(Q(\mu, R; G))] \\ & \dot{R} / \dot{t} = R [\alpha (i^* - i) + \{\Phi^* - f(Q(\mu, R; G))\}] \end{aligned}$$

この連立微分方程式モデルは、名目利子率と実質利子率の関係を考慮すれば、完結する。

$$(15) \quad H(\mu, R; G) + f(Q(\mu, R; G)) = i$$

$$\begin{aligned} (12) \quad & \dot{\mu} / \dot{t} = \mu [m - f(Q(\mu, R; G))] \\ & \dot{R} / \dot{t} = R [\alpha \{i^* - (H(\mu, R; G) \\ & \quad + f(Q(\mu, R; G)))\} \\ & \quad + \{\Phi^* - f(Q(\mu, R; G))\}] \end{aligned}$$

〔2〕定常均衡の安定性

定常均衡は、 $\dot{\mu} / \dot{t} = \dot{R} / \dot{t} = 0$ 、で与えられる。次の条件で、実質貨幣供給、 μ と実質為替相場、 R の定常値が決定される。

$$\begin{aligned} (16) \quad & \alpha \{i^* - (H(\mu, R; G) + f(Q(\mu, R; G)))\} \\ & + \{\Phi^* - f(Q(\mu, R; G))\} = 0, \\ & m = f(Q(\mu, R; G)) \end{aligned}$$

この定常均衡では、次の性質が成立する。

$$(17) \quad m = \Phi, \quad \alpha (i^* - i) = \Phi - \Phi^*$$

国内のインフレ率は貨幣供給増加率に一致する。内外利子率格差と内外インフレ率格差とは、次のように対応している。自国名目利子率が外国名目利子率を下回れば ($i^* > i$) 自国インフレ率は、外国インフレ率を上回る ($\Phi > \Phi^*$)。逆の対応も成立する。つまり、相対的に名目利子率が低い国は、相対的にインフレ率は高い。この性質は、現実適合的ではない。

ところで、名目利子率均等化が成立することと、内外インフレ率の均等化は完全に一致する。このような均衡も、特殊な場合として定常均衡の1つに含まれている。中央銀行は貨幣供給の増加率を一定にする量的金融政策を実施するという仮定であるが、金融政策には目標がある。仮に、外国インフレ率に等しい目標インフレ率をもちそれに一致する貨幣供給増加率を選択すれば、定常均衡では、利子率均等化と内外インフレ率の均等化が成立する。そして、その条件で、実質貨幣供給と実質為替相場が決定される。

$$(18) \quad m = \Phi^* = f(Q(\mu, R; G)) \\ i^* = H(\mu, R; G) + f(Q(\mu, R; G))$$

つまり、定常均衡は1つではないということである。それでは、定常均衡の安定性について検討することにしよう。

連立微分方程式の性質は、以下のように導出することができる。連立微分方程式を定常均衡の近傍で一次近似したときの係数行列を、 $[A_{ij}]$ 、 $i=1,2$ 、 $j=1,2$ 、とする。

$$(12) \quad \begin{aligned} \frac{d\mu}{dt} &= \mu [m - f(Q(\mu, R; G))] \\ \frac{dR}{dt} &= R [\alpha \{i^* - (H(\mu, R; G))\} + \end{aligned}$$

$$\{\Phi^* - f(Q(\mu, R; G))\}]$$

$$(19) \quad A_{1,1} = d(d\mu/dt)/d\mu = -\mu f'(\partial Y/\partial \mu) < 0$$

$$A_{1,2} = d(d\mu/dt)/dR = -\mu f'(\partial Y/\partial R) < 0$$

$$A_{2,1} = d(dR/dt)/d\mu = R[-\alpha(\partial \gamma/\partial \mu) - \alpha f'(\partial Y/\partial \mu) - f'(\partial Y/\partial u)] \leq 0$$

$$A_{2,2} = d(dR/dt)/dR = R[-\alpha(\partial \gamma/\partial R) - \alpha f'(\partial Y/\partial R) - f'(\partial Y/\partial R)] < 0$$

ここで、インフレ率関数において、 $f' = \partial \Phi / \partial Y > 0$ 、であることに注意。偏微分の計算を見やすくするために、次のように表しておこう。

$$(20) \quad \partial Y / \partial \mu = Q_1 > 0, \quad \partial Y / \partial R = Q_2 > 0,$$

$$\partial \gamma / \partial \mu = H_1 < 0$$

$$\partial \gamma / \partial R = H_2 > 0,$$

定常均衡の安定性の必要十分条件は次の通りである。

$$(21) \quad A_{1,1} + A_{2,2} < 0$$

$$(A_{1,1} \cdot A_{2,2}) - (A_{1,2} \cdot A_{2,1}) > 0$$

$$= -\mu f' R [-\alpha Q_1 H_2 - \alpha Q_1 f' Q_2 - Q_1 f' Q_2]$$

$$+ \mu f' R [-\alpha Q_2 H_1 - \alpha Q_2 f' Q_1 - Q_2 f' Q_1]$$

$$= -\mu f' R [-\alpha Q_1 H_2 + \alpha Q_2 H_1] > 0$$

これらの条件は充たされている。定常均衡は安定である。このことは、量的金融政策が目標インフレ率を実現することができることを意味している。さらに、自国の中央銀行が、協調政策として外国インフレ率への調整政策を採用し、

目標インフレ率を外国インフレ率に設定すれば、中央銀行の量的金融政策の目標実現が証明されているのであるから、内外インフレ率の均等化が実現する。内外インフレ率が均等化すれば、定常均衡では実質為替相場が定常値に収束するのであるから、名目為替相場が定常値に収束する。名目為替相場の変化率が内外利子率格差に一致するのであるから、このことは、内外利子率が均等化し格差が解消することを意味する。

この結論を、現在（2022年前半）の日本の円安対策に適用してみよう。日本は、成長率も相対的に低く、インフレ率も低位にある。これを外国インフレ率に調整していくことにより、内外利子率を均等化させて円安も次第に収束していくはずである。内外インフレ率格差の解消、すなわちインフレ率の均等化は購買力平価の実現の必要条件である。広義の意味での購買力平価を意味する。もちろん、初期条件での物価水準の格差があれば、必ずしも狭義の意味での購買力平価は実現していない。日本銀行の調整インフレ政策なしでは円安は収束しない。

現在、米国は、2%のインフレ目標の達成をめざして、量的緩和政策縮小と政策金利引き上げの金融引締め政策を実施している。EUのインフレ目標もほぼ2%であるから、新興工業国は別として、先進国政府中央銀行のインフレ目標は、現実的にも一致していて、2%であると推定される。上記の分析は現実的にも意味がある。

〔3〕定常均衡の性質とマネタリー・モデルの条件

為替相場決定理論としてのマネタリー・モデルの必須条件は、内外利子率の均等化と内外インフレ率の均等化の二つが成立することである。本稿のモデルでは、このマネタリー・モデルの必須条件が定常均衡で成立することを明らかにしている。次の問題は、本稿のモデルでマンデル＝フレミングの政策命題が成立するか否かである。定常均衡の性質を考慮して、マンデル＝フレミング・モデルと比較可能な形式で、本稿の定常均衡モデルを表すと次のようになる。

$$\begin{aligned}
(22) \quad & \mu = L(Y, \gamma), \\
& Y = C(Y) + I(\gamma) + G + NX(Y, Y^*, R), \\
& \gamma + \Phi^* = i^* \\
& m = \Phi^* = f(Y)
\end{aligned}$$

本稿のモデルでは、必須条件の成立は、自国実質利子率が外国実質利子率に一致することを意味している。実質所得は貨幣供給増加率（金融政策）によって決定される。

実質貨幣残高は、実質所得と実質利子率の決定により貨幣需要が決定され、貨幣市場が均衡するように決定される。財・サービス市場の均衡条件で、実質為替相場が決定される。金融政策が有効であり、財政政策は有効ではないというマンデル＝フレミングの政策命題が、このモデルにおいても成立する。ただし、自国の金融政策の目標を外国のインフレ率に設定するという条件が必要であることに注意しなければならない。固定物価の場合は、このような条件が要らないことはいうまでもない。

IV. 小括

名目為替相場を内外利子率格差でエビデンス・ベースに説明しようとする通俗的議論は、標準的かつ単純なマクロ経済の枠組みの下では、究極的にはマンデル＝フレミングの比較金融財政政策の命題の成立を意味している。本稿の主張はこの論点に尽きるのであるが、物価が加速的に変化する世界では、金融政策の外国インフレ率への調整なくしては、この命題に行き着くことはできない。現実の金融政策をみる視点に、このような論点が不可欠であることを指摘している。現実にも、先進国ではインフレ目標は一致する傾向がある。

V. 資源エネルギーの輸入を考慮した自国通貨安の悪循環モデル

資源エネルギーが高海外依存度である貿易構造を持つ国では、資源エネルギーの外貨建て価格が与えられている下で、自国通貨安になれば、代替効果は働きにくくその輸入数量、輸入額共に増大し、そのことが一層自国通貨安をもたらし、悪循環が生じる可能性がある。他方、国内で生産し輸出していた財については生産の拠点の多くが海外に移行し現地販売が主流である場合、自国通貨安があっても外貨建て輸出価格に反映されず、輸出数量の増加率は小さい。このように、自国通貨安の下で、貿易収支赤字が定着しやすい構造的要因が存在すると言われる。

このように、資源エネルギー価格高騰により、貿易赤字が構造的に定着すると悪循環となる可能性がある。貿易収支赤字により、海外支払いのために自国通貨売り外貨買いが進行し自国通貨安が進行する可能性があり、自国通貨安が企業の生産コストを押し上げる負のスパイラルに繋がりがねない。

資源価格高と自国通貨安による悪循環論は、1970年代の両石油ショックの時にかなり議論されたと思われる。日本では、第一次石油ショックの時は、資源エネルギー価格高騰と円安によるインフレが名目賃金の大幅上昇に繋がりそれがインフレを一層促進するホームメイド・インフレに陥り、生産による供給は増加せず、スタグフレーションの状態となった。不況下で金融引締め政策も徹底的に行うことは困難であった。第二次石油ショックでは、円高の進行の途上にあり、以前と比較して為替相場の状況が逆転していた。スタグフレーションには陥らず、金融引締め政策の余裕ができて効果をあげた。その結果、日本では悪循環とはならず、好循環国のフロントランナーであった。今回も、悪循環となるのか好循環が生まれるのかは、徹底的に分析されなければならない。

前述したように、今回（2022年前半）の円安の起点は、2012年の超円高（1ドル＝78円）にある。日米の金利格差の拡大にみられるように、欧米と日本では、金融政策、中でも金利政策のスタンスが全く異なるということである。この金

融政策スタンスの相違がなぜ生じているのかについての分析が無ければ、貿易収支の赤字構造の定着が何を意味するのかの実相は分からないのではないかと。政府債務などの国内問題のために、しばらくは利上げできない可能性があるとする見方もあるが、利上げできない国内問題とは何か、その全容を明らかにするための本質的な分析がなされなければならないのではないかと。筆者は、「日本病」と言われる低成長の罠からの脱却の兆しがないことが理由であると考えている。低利子率が成長率の改善に必ずしもつながらないが、金融引締め政策が低成長率の改善には負の影響を与えることは確実であるという非対称性が存在すると考える。かつて、低成長は先進国病、新興工業国は高成長と言われた。今日では、先進国グループは跛行状態にあり、日本の低成長率が際立っている。つまり、「日本病」である。必ずしも先進国イコール低成長国ではない。

VI. 為替相場の simple vicious circle models と不安定性

I. 悪循環モデルが示す核心の一つは以下の論点にある。為替相場は自国通貨建てで表示する。予想為替相場の上昇（自国通貨安予想）が現時点で予想する自国通貨建て予想資源輸入価格の上昇をもたらし、輸入量増加させる。コモディティ市場の需給で重要な変数は予想価格である。この為替相場チャンネルがあれば、為替相場と自国通貨建て資源価格の不安定性、すなわち悪循環を引き起こすモデルの構築は容易である。その場合、問題は、いずれの為替相場決定モデルを使うかにあるが、単純化のために為替相場決定の部分均衡モデルを利用することにし、マクロ的循環は後回しにする。

最も初歩的な為替相場決定の部分均衡モデルは、貿易収支（純輸出）均衡モデルであるので、それを利用する。メディアなどの通俗的な議論の際、今日でもしばしば登場する。それは、外貨需給部分均衡モデルと言い換えてもよい。以下では、単純化のために純輸出均衡モデルとする。それは、次のように表すことができる。

$$(1) \quad NX = \Omega(Y, Y^*, EP^*/P) - IM((Ee\theta)/P, Y)$$

ここで、 NX 、自国財価格で測った自国通貨建て実質純輸出、 Ω 、財・サービスの純輸出、 IM 、資源輸入、 E 、自国通貨建て為替相場、 Ee 、予想為替相場、 P 、自国財価格、 P^* 、外国財の価格、 Y 、自国の実質所得、 Y^* 、外国の実質所得、 θ 、外貨建て資源フロー価格、とする。為替相場以外はすべて外生変数とする。

純輸出関数の仮定される性質は、以下の通りである。以下は偏微分の性質であることに注意。

$$(2) \quad \begin{aligned} \partial NX / \partial Y &< 0, \quad \partial NX / \partial Y^* > 0, \\ \partial NX / \partial (EP^*/P) &> 0, \quad \partial NX / \partial ((Ee\theta)/P) \end{aligned}$$

重要な性質について、説明しておこう。資源フローを除く財の輸出入は、その自国通貨建て相対価格（事実上、実質為替相場）に依存している。純輸出が、財についての自国価格に対する自国通貨建て外国価格の相対価格の増加関数となるためには、輸出数量、輸入数量の相対価格弾力性が大きくなければならない。ここでは、この条件が充たされていると仮定する。通常の貿易収支均衡で均衡為替相場が決定されるという初等的モデルには、資源輸入という論点は、通常、含まれていない。ここでは、資源フローの輸入が、最大の問題点である。単純化のために資源価格も外生変数であるが、その自国通貨建て価格は、為替相場が内生変数であるので、内生変数となることは自明である。問題は、その自国財の輸入数量がどういう変数に依存しているかである。それは、予想為替相場である。予想為替相場が上昇するということは、現時点で輸入する方が先々のそれよりも、自国通貨建てで測って有利になるということである。つまり、予想為替相場が上昇するほど将来の資源の自国通貨建て価格は上昇することに

なり、それだけ現時点での輸入が有利となる。ただし、自国財価格が上昇すれば、その影響は緩和される。資源輸入は、自国財価格で測った自国通貨建て予想資源価格の増加関数と仮定される。

為替相場は、純輸出がマイナスの領域では、外貨の超過需要が存在する。さらに、純輸出が減少すれば、すなわち純輸入が増加すれば、為替相場は上昇する。それは外貨の超過需要が増加するからである。逆に、純輸出がプラスの領域では外貨の超過供給が存在する。純輸出が増加すれば、外貨の超過供給が増加し、為替相場は下落する。純輸出がゼロのところで均衡が成立し、均衡為替相場が実現する。この調整は、予想為替相場が不変であることを前提としている。

$$(3) \quad \Omega(Y, Y^*, EP^*/P) - IM((Ee\theta)/P, Y) = 0$$

$$(4) \quad dE/dt = \beta [\Omega(Y, Y^*, EP^*/P) - IM((Ee\theta)/P, Y)], \quad \beta < 0$$

均衡為替相場の近傍で、この微分方程式をEで微分すれば、下記の関係を得る。

$$(5) \quad d(dE/dt)/dE = \beta \{ \partial \Omega / \partial ((EP^*)/P) \} \cdot (P^*/P) < 0$$

均衡為替相場は安定であることがわかる。この結果は、予想為替相場が不変であることに依存している。そこで、予想為替相場（の変化）を次のように内生化する。いわゆる適応的予想仮説である。

$$(6) \quad dEe/dt = \omega (E - Ee), \quad \omega > 0$$

この単純な為替相場の動学モデルは、(4)，(6)式の連立微分方程式で構

成される。この連立微分方程式のヤコビアン（J）は2行2列で下記のようになる。

$$(7) \quad J = [A_{ij}], \quad i = 1, 2; \quad j = 1, 2$$

$$A_{1,1} = \beta \left\{ \partial \Omega / \partial ((E P^* / P)) \right\} (P^* / P) < 0$$

$$A_{1,2} = -\beta \left\{ \partial IM / \partial ((E e \theta) / P) \right\} (\theta / P) > 0$$

$$A_{2,1} = \omega > 0$$

$$A_{2,2} = -\omega < 0$$

均衡為替相場が安定であるための必要十分条件は、必ずしも充たされないことが分かる。不安定な場合が存在する。

$$(8) \quad \text{tr} (J) = A_{1,1} + A_{2,2} < 0$$

$$\text{det} (J) = a_{1,1} \cdot a_{2,2} - a_{1,2} \cdot a_{2,1} \geq 0$$

不安定な場合は、次のような場合である。均衡から出発する。外貨建て資源価格が上昇したとする。純輸出は負となり為替相場上昇する。予想為替相場が上昇し自国通貨建て資源予想価格は上昇し資源輸入は増大する。他方、財・サービスの純輸出は増加する。前者が後者を上回れば、純輸出はさらに減少し、為替相場はさらに上昇する。このような傾向が存在する限り、為替相場の上昇が続き、自国通貨建て資源価格も上昇していく。為替相場と自国通貨建て資源価格の上昇という悪循環が持続する可能性が存在する。その条件は、資源輸入の自国通貨建て予想資源価格に対する感応性が、財・サービスの純輸出の実質為替相場に対する感応性よりも十分に上回ることである。

II. このモデルをもう少し敷衍しておこう。最近、メディアに登場するシンクタンクのエコノミストの方々は、貿易収支（ここでは、純輸出）の為替相場

調整について、こぞって、以下のようなメカニズムを指摘されているように思う。日本製造業のように、現地生産・現地販売を行っているようなグローバル企業では、為替相場が自国通貨安になっても現地の経済状況に大きな変化がない限り現地販売価格を下げないで維持するケースが多くなっている。このことが、為替相場の輸出数量調整機能を阻害している。つまり、自国通貨安になっても輸出数量が目立って増加することはない、極端に言えば変わりがないと主張する。この論点を式で表せば、次のようになる。

$$(9) \quad P_x = E P_f, \quad P_f = \text{const.}, \\ \Omega = \Omega(Y, Y^*, P_x^* / (P_x / E))$$

ここで、 Ω 、財の純輸出、 P_x 、自国財の輸出価格、 P_x^* 、外国財の輸出価格、 P_f 、自国財の外貨建て価格、とする。

上記の純輸出関数は、国内価格とは区別された、自国財の輸出価格という変数に置き換えられている。現地で生産された自国財の外貨建て価格と比較されるのは、自国財の外貨建て輸出価格、である。この両者に差別化がなければ、経済的な理由からは相違は起こらない可能性が高い。自国通貨安にもかかわらず自国財の外貨建て輸出価格が変わらなければ、純輸出の相対価格調整は生じない。

こうしたリアリティをモデルの中に取り込めば、為替相場の純輸出均衡モデルは、以下のように表すことができる。

$$(10) \quad \Omega(Y, Y^*, P_x^* / (P_x / E)) - IM((E e \theta) / P_x), Y) = 0 \\ dE / dt = \beta [\Omega(Y, Y^*, P_x^* / (P_x / E)) \\ - IM((E e \theta) / P), Y), \quad \beta < 0 \\ dE e / dt = \omega (E - E e), \quad \omega > 0$$

これまでと同様の手続きにより、為替相場の調整によって、純輸出が均衡するかどうかを、つまり貿易収支均衡の安定性を検討しよう。 $dE/dt = dE_e/dt = 0$ 、で、均衡が達成されるので、為替相場の予想と現実値は一致する ($E = E_e$)。均衡為替相場は、純輸出がゼロとなるところで、決定される。ただし、 $P_x/E = P_f = \text{const.}$ 、と仮定されている (形式的には P_x が E の関数になることに注意)。

$$(1.1) \quad \Omega(Y, Y, P_x^*/(P_x/E)) - IM((E\theta)/P), Y) = 0$$

この均衡の安定性のための必要十分条件を、均衡近傍について検討しよう ($\beta < 0$, $\omega > 0$ と仮定されていることに注意)。

$$(1.2) \quad J = [A_{ij}]$$

$$A_{1,1} = d(dE/dt)/dE = 0$$

$$A_{1,2} = -\beta [\{\partial IM/\partial ((E_e\theta)/P)\} (\theta/P)] > 0$$

$$A_{2,1} = \omega > 0$$

$$A_{2,2} = -\omega < 0$$

$$(1.3) \quad \text{tr}(J) = A_{2,2} = -\omega < 0$$

$$\begin{aligned} \det(J) &= -A_{1,2} \cdot A_{2,1} \\ &= \beta\omega [\{\partial IM/\partial ((E_e\theta)/P)\} (\theta/P)] < 0 \end{aligned}$$

純輸出がゼロとなる均衡は、一般的には不安定であることが分かる。均衡はサドル・ポイントであるため、1本の安定経路が存在する。

VII. 結論

為替相場のエビデンス・ベースの主張は、いずれもマンデル＝フレミング・モデルに行き着く。資源価格高が貿易収支均衡モデルを不安定モデルとする可能性がある。本稿で取り上げたモデルは統合される必要がある。それは、貿易収支は不断に不均衡であるからである。

〈補遺〉

(i) 自国財価格で測った資源輸入関数は厳密に表せば、以下のようになる。

$$((E \theta) / P) \cdot IM((E \theta) / P, (E_e \theta) / P, Y)$$

一般的には、資源輸入は、資源の実質予想価格に依存するだけでなく、自国通貨建て実質資源価格の減少関数と考えられる。

$$\partial IM / \partial ((E \theta) / P) < 0$$

実質資源輸入関数が実質資源価格にどのように依存しているかを検討しておこう。そのために、実質資源価格で微分し、以下のように変形する。

$$\begin{aligned} & IM + ((E \theta) / P) \{ \partial IM / \partial ((E \theta) / P) \} \\ &= IM [1 + \{ ((E \theta) / P) / IM \} \cdot \{ \partial IM / \partial ((E \theta) / P) \}] \\ &= IM [1 - \eta] \geq 0 \end{aligned}$$

ここで、資源輸入の実質資源価格弾力性 $= \eta > 0$ 、とする。

利子率、インフレ率、為替相場の相互作用について

$$\eta = - \{ ((E \theta) / P) / IM \} \{ \partial IM / \partial ((E \theta) / P) \} > 0$$

これまでの分析では、 $\eta = 1$ 、が仮定されていた。その場合にのみ、資源輸入関数は下記のように定式化しても論理的矛盾は起こらないことがわかる。つまり、 $\eta = 1$ の場合、自国通貨建て実質資源価格には依存しないことが分かる。

$$IM = IM((E e \theta) / P, Y)$$

$\eta < 1$ 、の場合、実質資源輸入は自国通貨建て実質資源価格の増加関数となり、均衡の不安定性を強める。

(ii) 財の輸出価格と国内価格を区別したモデルを取り扱ったが、その場合は、財の純輸出関数、 Ω 、が、自国財の外貨建て輸出価格が不変である場合でも、為替相場に依存していることがわかる。 ΩX 、を輸出量、 ΩM 、を輸入量とする。

$$\begin{aligned} P_X \Omega &= P_X \Omega X(Y^*, P_X^* / (P_X / E)) \\ &\quad - (E P_X^*) \Omega M(Y, P_X^* / (P_X / E)) \end{aligned}$$

したがって、輸出価格で測った財の純輸出関数は次のように表すことができる。ただし、マーシャル・ラーナー条件が充たされていると仮定する。

$$\Omega = \Omega(Y, Y^*, P_X^* / (P_X / E))$$

自国財の国内価格で測った実質純輸出関数は次のように表すことができる。

$$(P_X / P) \Omega = (P_X / P) \Omega(Y, Y^*, P_X^* / (P_X / E))$$

ここで、 $P_x / E = P_f = \text{const.}$, が仮定される。したがって、自国財価格で測った純輸出関数は、次のように表される。

$$((E P_f) / P) \Omega = ((E P_f) / P) \Omega (Y, Y^*, P_x^* / (P_x / E))$$

自国財の国内価格が不変であると仮定すれば、自国財の国内価格で測った実質純輸出は、自国通貨建て名目為替相場の増加関数となる。国内価格が為替相場の影響を受ければ、実質純輸出への為替相場の効果は次のように求めることができる。

$$(P_f / P) + \{ - (E P_f) / (P^2) \} (d P / d E) \geq 0$$

為替相場の国内価格への影響は、パススルー効果である。これが十分に小さければ、実質純輸出は、為替相場の増加関数となり得る。このことを考慮して、上記の分析を展開することは、十分に可能であるし、経済的意味のあることである。

〔研究ノート〕

名古屋地区の百貨店間の消費者満足構造に関する分析 — 娯楽性を提供する売場に対する期待や評価の影響度合の検証 —

山 田 浩 喜

はじめに

現在、名古屋地区における小売店舗の競争が激しいと言われている。何故なら、東海地区が小売業界にとって最後に残った巨大市場だと考えられている（『中日新聞』2019.1.11朝刊）からである。現在、名古屋駅や名古屋栄を中心に、百貨店、商業施設等の出店や改装がさかんに行われている。

Fornell（1992）によると、小売業のマーケティング戦略には新規顧客を取り込むことを目的にする攻撃的戦略と保有顧客の離反を防ぐことを目的とする防御的戦略があるという。攻撃的戦略はマーケットシェア増加戦略やマーケットシェア獲得戦略に分けられ、これらを成し遂げるために、企業は新規店舗の出店や大規模な店舗改装を行う。戦略にかかる投資も膨大になるため、不成功に終わったときの企業経営に与える損失も大きい。一方、防御的戦略にはスイッチング障壁構築戦略と顧客満足構築戦略がある。スイッチング障壁構築戦略の代表がポイント・プログラム、いわゆるフリークエント・ショッパーズ・プログラム（FSP：Frequent Shoppers Program）である（山田, 2021a）。ただし、ポイント・プログラムは導入が容易であるため、現在多くの小売店舗で定着しており、差異化の手段にはなり得ない。顧客満足増加戦略は、顧客満足増加と企業利益との（正の）相関が高く（中村, 2003）、既存顧客の維持に要するコストは、

新規顧客獲得に要するコストの3分の1以下であるため (Yi, 1990)、低迷している百貨店の経営環境下では最もリスクが少ない戦略といえる。また、コストが抑えられるだけではなく、顧客満足を高めることができれば、顧客維持、顧客育成の可能性が高まる (Rust and Zahorik, 1993)。

本研究では、名古屋地区で競合する大型百貨店の満足度構造を消費者の異質性を考慮したモデルによって解明する。また、満足度に影響する小売ミックス¹属性には、山田 (2021b) で用いられた品揃、価格、催事、施設、店員、利便性の6属性に、娯楽性を提供する売場 (以降、売場と表記) を加え、アンケート調査に用いる。多くの百貨店は、バブル景気が終焉し売上が低迷する過程で娯楽を提供する売場や施設を排除してきた。しかし、この施策によってファミリー層を中心に顧客が百貨店から離反してしまったことから、現在では従前の娯楽性追求型の店舗に回帰している (山田, 2021d) と言われる。本研究では、この娯楽性を提供する百貨店の売場が消費者満足に影響を与えるのかについても検証する。その意味では本研究は、山田 (2021d) の実証的研究にも位置づけられる。

本稿の残りの構成は以下の通りである。第2節では関連する既存研究を概観する。第3節では本研究で用いるアンケートデータと提案モデルの詳細を示す。第4節は第3節で示したモデルにアンケートデータを適用した結果を、第5節で



図1 松坂屋名古屋店 (筆者撮影)



図2 名古屋三越栄店 (筆者撮影)

1 小売店舗が行うマーケティングミックス

は推定結果から導出されるマーケティング施策について議論する。第6節は本研究のまとめと今後の課題である。

2. 既存研究の概観

本節では、消費者満足を表現するためのモデル、小売店舗選択に影響を与える小売ミックス要因に関する既存研究を概観する。

消費者満足とは、企業が提供する商品やサービスのパフォーマンス評価と、消費者が期待するそれらの適合の度合いから形成される商品や企業に対する消費者の態度（有馬, 2003）のことである。期待とは、消費者が抱く商品やサービスに対する事前の予測、パフォーマンス評価（以降、評価）とは、商品やサービスに対する消費者の主観的な評価のことである（山田, 2021a）。消費者満足の構造をモデル化する場合、期待と評価の扱い方で議論が分かれる。評価と期待の差分が満足に対して影響することを示した研究（Parasuraman, Zeithamal, and Berry, 1985）、評価のみが満足に影響することを示した研究（Cronin and Taylor, 1992）が代表的である。Parasuraman et al. (1985) は、（評価－期待）が正であればサービス品質を高め、（評価－期待）が負であればサービス品質を低下させると示した。ただし、この考えに従うと、評価と期待が（符号が反対になるが）サービス品質に対して同程度影響することを意味しており、納得性がない。Cronin and Taylor (1992) は、評価とは期待がサービス経験後に修正されたものであるため、評価だけを用いてサービス品質を説明することが適切であることを示した。一方、Boulding, Kalra, Staelin, and Zeithaml (1993) は、評価と期待にそれぞれパラメータを対応させることでサービス品質を説明している。当該研究は評価と期待の影響度合が異なる点が Parasuraman et al. (1985) と違う。山田 (2021b) は、階層ベイズ二項ロジットモデルの枠組みで百貨店顧客の店舗満足構造を把握している。百貨店で展開する小売ミックス5属性24要因（品揃5要因、施設6要因、店員4要因、利便性5要因、イベント4

要因) に対する期待と評価、競合する店舗の満足度を順位付けした満足度順位をアンケート調査で取得し、モデルに適用させている。二項ロジットモデルの説明変数には、①評価のみ (Cronin and Taylor, 1992に対応)、②評価と期待の差分 (Parasuraman et al., 1985に対応)、③評価と期待 (Boulding et al., 1993に対応)を組み入れ、モデルの精度を比較している。推定の結果、③評価と期待を個別に説明変数に組み入れ、パラメータをそれぞれ対応させたモデル、①評価のみのモデル、②評価と期待の差分モデルの順に精度が高いことが明らかになった。本研究では、山田 (2021b) で検証された結果をもとに、評価と期待のそれぞれにパラメータを対応させた階層ベイズ二項ロジットモデルを用いることにする。

百貨店への満足構造を説明する小売ミックス要因は多岐に渡る。前述の通り、山田 (2021b) では、百貨店で展開する小売ミックス要因を5属性24要因で捉えており、満足に対して品揃属性に関する要因が大きく影響していることを示している。一方、山田 (2021d) は、大食堂、美術館、劇場等の趣味や娯楽性を提供した売場や施設の重要性を示している。バブル景気が終わるまで、百貨店では趣味性の高い売場展開をしており、家族、特に子供に人気の高い小売業態であった。しかしながら、百貨店の売上減少に伴い、利益を確保するために粗利益率の高い婦人衣料が重点的に販売されるようになった。さらに、粗利益の低い玩具や大食堂、維持費のかかる劇場や美術館、趣味性の高い売場が閉鎖された (山田, 2021d)。それらに伴い、消費者、特にファミリー層の滞在時間が減少し、衣料や家電の専門店、映画館や遊戯施設のある大型ショッピングセンターに消費者が奪われている (『朝日新聞』2007.10.31朝刊：『毎日新聞』2009.4.5朝刊)。最近では、ファミリー層の吸引を目論んで過去の施策に回帰する動きが百貨店に見られる (『朝日新聞』2012.8.29朝刊)。例えば、あべのハルカス近鉄本店ではサロン、広場等のサービスを拡大 (『毎日新聞』2013.5.2朝刊)、新宿伊勢丹ではジュースバーやカフェを提供するバーを設置、博多阪急では売場の中でイベントを実施 (『朝日新聞』2013.6.14朝刊) 等がある。本研究では

これらの動向を踏まえたアンケートの設計と調査の実施によって、趣味性や娯楽性の高い売場がどの程度消費者満足に影響を与えるのかを評価する。

3. データとモデルについて

本節では、モデル推定に用いるデータ、および提案モデルの詳細について示す。

3.1 データ

本研究で用いるデータは、名古屋市において競合する2つの百貨店店舗（松坂屋名古屋店、名古屋三越栄店）に対するアンケート調査によって取得したものである。2021年現在、松坂屋名古屋店の売上高は名古屋市で2番目の売上、名古屋三越栄店の売上高は3番目の売上をあげている。また、松坂屋名古屋店は3館、名古屋三越栄店は2館を擁する大型百貨店である。

アンケートを作成するのに際し、はじめに小売ミックス7属性（品揃え、価格、催事、売場、施設、店員、利便性）に関して百貨店に求める小売ミックス要因を30～50歳代の女性6名にグループインタビュー形式で確認している。小売ミックス属性は、山田（2021b）で用いた属性に、趣味性、娯楽性を提供する売場（表1中④売場）を追加している。グループインタビューで30～50歳代の女性を対象にしたのは、山田（2021c）で名古屋市の百貨店における顧客の80%以上を女性が占めており、年齢層も30～50歳代が多いことが示されていたからである。さらに、インタビューで取得できた小売ミックス要因をもとにした質問が他の消費者でも回答できるかを確認するためにプリテストを行い、アンケート

表1 百貨店の小売ミックス属性を構成する要因

① 品揃え	(5要素)	独自性、欲しい商品、新商品や話題性、豊富さ、高品質
② 価格	(2要素)	ちょうどよい価格帯、ポイントサービスや会員特典
③ 催事	(3要素)	クリアランスセール、企画催事、定期催事
④ 売場	(5要素)	レストラン街、娯楽性、美や健康、家族等が楽しめる、長時間滞在
⑤ 施設	(5要素)	サービス機能、エレベータとエスカレータ、清潔感、ゆとりある休憩所、探しやすさ
⑥ 店員	(5要素)	礼儀正しさ、親しみやすさ、的確なアドバイス、適正人員、迅速なレジ対応
⑦ 利便性	(5要素)	駐車場の停めやすさ、駐車料金、駅からの利便性、他店舗の買い回り、営業時間

を完成させている。プリテストの結果得られた質問項目は表1の通りである。

アンケートは、それぞれの小売ミックス要因に対する期待および評価を回答し、最後にいずれの店舗の満足度が高いのかを選択する構成になっている。期待と評価は、(5: かなりあてはまる) – (1: 全くあてはまらない) で設定された5段階によるリッカート尺度で回答してもらう (詳細は付録参照)。満足度の高い店舗を選択してもらうのは、後述するロジットモデルの被説明変数に用いるためである。愛知県に居住し、松坂屋名古屋店と名古屋三越栄店の両方で1年以内に購買したことのある消費者に対して、インターネット調査会社が行うアンケートによって回答してもらっている。取得できた回答者数は222名である。また、回答者には、デモグラフィック要因として性別、年齢、婚姻状況、職業の有無、子供の有無、居住地をあわせて確認している。

3.2 提案モデル

3.2.1 個体内モデル

個体内モデルには、山田 (2021b) と同様に階層ベイズ二項ロジットモデルを用いる。以降、 i ($i = 1, \dots, 222$), j ($j = a, b$), k ($k = 1, \dots, 30$) は、消費者、店舗 ($j = a$ は松坂屋名古屋店、 $j = b$ は名古屋三越栄店を表す)、小売ミックス要因をそれぞれ示す。消費者 i が店舗 j にいだく効用 $U_{i,j}$ は (1) 式の通りである。

$$U_{i,j} = V_{i,j} + \varepsilon_{i,j} = \beta_i^{(0)} + \sum_{k=1}^{30} \beta_{ex,i}^{(k)} ex_{i,j}^{(k)} + \sum_{k=1}^{30} \beta_{ev,i}^{(k)} ev_{i,j}^{(k)} + \varepsilon_{i,j} \quad (1)$$

$x_{i,a} = (1, ex_{i,a}^{(1)}, \dots, ex_{i,a}^{(30)}, ev_{i,a}^{(1)}, \dots, ev_{i,a}^{(30)})$ 、 $x_{i,b} = (0, ex_{i,b}^{(1)}, \dots, ex_{i,b}^{(30)}, ev_{i,b}^{(1)}, \dots, ev_{i,b}^{(30)})$ 、 $\beta_i = (\beta_i^{(0)}, \beta_{ex,i}^{(1)}, \dots, \beta_{ex,i}^{(30)}, \beta_{ev,i}^{(1)}, \dots, \beta_{ev,i}^{(30)})^{tp}$ である (tp は転置を表す)。 $V_{i,j}$ は確定的効用である。確定的効用 $V_{i,j}$ は、3.1節で示した小売ミックス属性を構成する要因に対する期待を表す $ex_{i,j}^{(k)}$ と評価を表す $ev_{i,j}^{(k)}$ 、それらに対応する個人毎の反応パラメータ $\beta_{ex,i}^{(k)}$ と $\beta_{ev,i}^{(k)}$ によって構成される。 $\beta_i^{(0)}$ は切片であり、 $\varepsilon_{i,j}$ はガンベル分布に従うものとする。また、消費者はより大きい効用をもたらす店舗を満足度の高い店

舗として選択するものと仮定し、(2) 式のように二項ロジットモデルの形式で表す。式中、 $y_{i,a}=1$ は消費者 i が松坂屋名古屋店を満足度の高い店舗として選択したことを表している。

$$P_{i,a} = \Pr(y_{i,a} = 1) = \frac{\exp(V_{i,a} - V_{i,b})}{1 + \exp(V_{i,a} - V_{i,b})} \quad (2)$$

3.2.2 階層モデル

消費者毎に異なる反応パラメータ β_i には、消費者間で共通のメカニズムがあると仮定し、階層モデルを (3) 式の通り設定する。

$$\beta_i = \theta^{tp} Z_i + \tau_i, \quad \tau_i \sim N(0, \Sigma) \quad (3)$$

θ は、消費者間で共通のパラメータ（共通性パラメータ）、 Z_i は説明変数であり、消費者属性（性別、年齢、婚姻、職業、子供、居住地）が含まれる。性別は男0・女1、婚姻は未婚0・既婚1、職業は無0・有1、子供は無0・有1、居住地は名古屋市外0・名古屋市内1のダミー変数で情報を取得している。 θ は（6行×61列）の共通パラメータ行列、 Z_i は（6行×1列）の説明変数ベクトル、 τ_i は（61行×1列）の誤差項ベクトル、 Σ は（61行×61列）の分散共分散行列になる。

θ の事前分布には多変量正規分布、 Σ の事前分布には逆ウィシャート分布を仮定し、推定には MCMC 法を用いる。繰り返し回数は100,000回とし、1～90,000回まではバーンイン期間のため推定値に用いない。反応パラメータ β_i に関してはランダムウォーク・サンプリング、階層モデルにはギブス・サンプリングを用いる。

4. 分析結果

4.1 アンケートデータの概要

本節では、アンケートデータの内デモグラフィック要因に関する概要、アンケートデータを提案モデルに適用させた結果を示していく。

表2は、アンケート回答者のデモグラフィック要因に関する情報を集計したものである。6割以上が女性、年齢層は30歳～50歳代が中心になっている。また、既婚（構成比64.4%）、子供有（同55.9%）、職業有（同95.0%）、名古屋市内居住（同55.4%）が相対的に多い。

表 2 回答者のデモグラフィック要因

	人数	構成比		人数	構成比		人数	構成比
男性	83	37.4%	未婚	79	35.6%	職業無	11	5.0%
女性	139	62.6%	既婚	143	64.4%	職業有	211	95.0%
総計	222	100.0%	総計	222	100.0%	総計	222	100.0%

	人数	構成比		人数	構成比		人数	構成比
20～29歳	40	18.0%	子供無	98	44.1%	市外居住	99	44.6%
30～39歳	51	23.0%	子供有	124	55.9%	市内居住	123	55.4%
40～49歳	40	18.0%	総計	222	100.0%	総計	222	100.0%
50～59歳	53	23.9%						
60～69歳	34	15.3%						
70歳～	4	1.8%						
総計	222	100.0%						

4.2 反応パラメータの推定結果

本小節では、アンケートデータを提案モデルに適用させた結果の内、個体内モデルにおける反応パラメータの推定結果を小売ミックス要因の期待におけるものと小売ミックス要因の評価におけるものに分けて示していく。

4.2.1 小売ミックス要因の期待における反応パラメータ

表3は、小売ミックス要因の期待における反応パラメータの結果である。表中には、消費者毎に推定された反応パラメータの内、95%分位点、75%分位点(第

3四分位点)、中央値、25%分位点(第1四分位点)、5%分位点に位置するパラメータ値を示す。さらに有意性評価をし、有意であり反応パラメータの符号が正である消費者数(有意 & 符号正と表記)と有意であり反応パラメータの符号が負である消費者数(有意 & 符号負と表記)を表3に含めている。有意性評価には擬似的なt値をつかい、事後平均÷事後標準偏差の絶対値が1.96(5%有意水準を意味)以上の場合、『有意』、それ以外は『非有意』と判定する。表中全消費者の過半数が有意 & 符号正である反応パラメータには『+』、全消費者の過半数が有意 & 符号負である反応パラメータには『-』を付記している。『+』の反応パラメータを見ると、『品揃独自性期待』(有意 & 符号正構成比78.8%)、『催事企画期待』(同73.0%)、『利便性買回期待』(同72.5%)、『売場美健康期待』(同64.4%)、『品揃欲求期待』(同55.4%)、『店員アドバイス期待』(同54.1%)、『売場家族期待』(同50.5%)が消費者満足に対して大きく影響することがわかる。小売ミックス属性で見ると、品揃え属性における期待が最も影響が強いものの、売場属性における期待も大きく満足に影響することがわかる。一方、価格属性、施設属性における期待はあまり満足に対して影響しないことを示している。一方、『品揃話題性期待』(有意 & 符号負構成比99.1%)、『利便性駐車場期待』(同91.9%)、『催事セール期待』(同67.6%)、『施設エレエス期待』(同55.9%)は満足に対して相対的に負の影響を与えることを表している。これら要因は、消費者の関心が低く、期待(事前の予測)が高まったとしても満足に対して効果的に影響を及ぼさないことが考え得る。

図3は、表3で示した結果を図示したものである。箱の枠は第1四(25%)分位点から第3四(75%)分位点、箱の中央線は中央値、頂点と底の印はそれぞれ95%分位点、5%分位点を表している。図中において、0(点線)よりも上に分布していれば、満足に対して正に影響することを示している。ここでも前述の小売ミックス7要因に対する期待が0より上部に分布している。しかしながら、『店員アドバイス期待』と『売場家族期待』は他の要因よりも高い位置で分布しており、満足に大きく影響する消費者の存在が確認できる。

表3 小売ミックス要因の期待における反応パラメータの推定結果

期待		95%	75%	中央値	25%	5%	有意&符号正		有意&符号負	
		分位点	第3四分位点		第1四分位点	分位点	人数	構成比	人数	構成比
品揃独自性期待	+	105.035	73.660	54.422	34.979	-0.849	175	78.8%	0	0.0%
品揃欲求期待	+	85.552	55.156	41.426	12.139	-12.957	123	55.4%	2	0.9%
品揃話題性期待	-	-64.418	-81.645	-112.781	-136.088	-161.026	0	0.0%	220	99.1%
品揃豊富期待		26.819	8.738	0.009	-8.838	-23.956	2	0.9%	0	0.0%
品揃高品質期待		89.085	45.455	-17.855	-50.609	-85.904	64	28.8%	95	42.8%
価格一致期待		96.330	54.084	27.256	-2.488	-40.114	78	35.1%	0	0.0%
価格特典期待		59.284	18.837	-14.313	-41.573	-86.947	34	15.3%	65	29.3%
催事セール期待	-	56.503	-28.178	-76.899	-135.018	-218.099	27	12.2%	150	67.6%
催事企画期待	+	121.496	91.608	61.808	35.627	6.273	162	73.0%	0	0.0%
催事定期期待		72.915	20.741	-20.859	-59.493	-105.157	21	9.5%	58	26.1%
売場食堂期待		4.609	-13.961	-31.665	-50.093	-75.060	0	0.0%	101	45.5%
売場娯楽期待		65.408	34.472	19.345	-23.248	-39.461	40	18.0%	33	14.9%
売場美健康期待	+	118.846	101.841	67.040	17.094	-21.602	143	64.4%	0	0.0%
売場家族期待	+	205.524	126.051	61.263	4.806	-51.874	112	50.5%	2	0.9%
売場長時間期待		33.976	17.517	-3.989	-27.124	-43.303	11	5.0%	29	13.1%
施設サービス期待		25.434	10.628	2.453	-8.867	-15.958	3	1.4%	0	0.0%
施設エレエス期待	-	-10.929	-25.381	-43.344	-60.878	-82.269	0	0.0%	124	55.9%
施設清潔感期待		70.143	47.595	26.741	6.329	-6.808	60	27.0%	0	0.0%
施設癒し期待		78.650	34.321	13.135	-18.771	-50.701	8	3.6%	20	9.0%
施設探しやすさ期待		64.475	31.577	1.482	-10.441	-44.841	29	13.1%	26	11.7%
店員礼儀期待		23.907	1.309	-22.309	-54.883	-88.301	0	0.0%	81	36.5%
店員親しみ期待		44.444	7.838	-20.377	-49.822	-94.224	23	10.4%	66	29.7%
店員アドバイス期待	+	216.677	135.853	55.599	4.929	-62.792	120	54.1%	29	13.1%
店員配置期待		44.238	25.708	6.884	-21.410	-49.070	12	5.4%	7	3.2%
店員レジ期待		44.026	27.891	12.747	0.866	-15.237	55	24.8%	0	0.0%
利便性駐車場期待	-	-41.714	-78.977	-102.297	-135.891	-142.877	0	0.0%	204	91.9%
利便性駐車料期待		54.297	20.837	-25.434	-57.226	-80.638	21	9.5%	38	17.1%
利便性入りやすさ期待		67.892	9.153	-19.874	-76.924	-119.166	26	11.7%	93	41.9%
利便性買回期待	+	85.546	68.964	47.789	29.788	12.882	161	72.5%	0	0.0%
利便性営業時間期待		88.004	36.925	-0.752	-29.566	-76.879	39	17.6%	37	16.7%

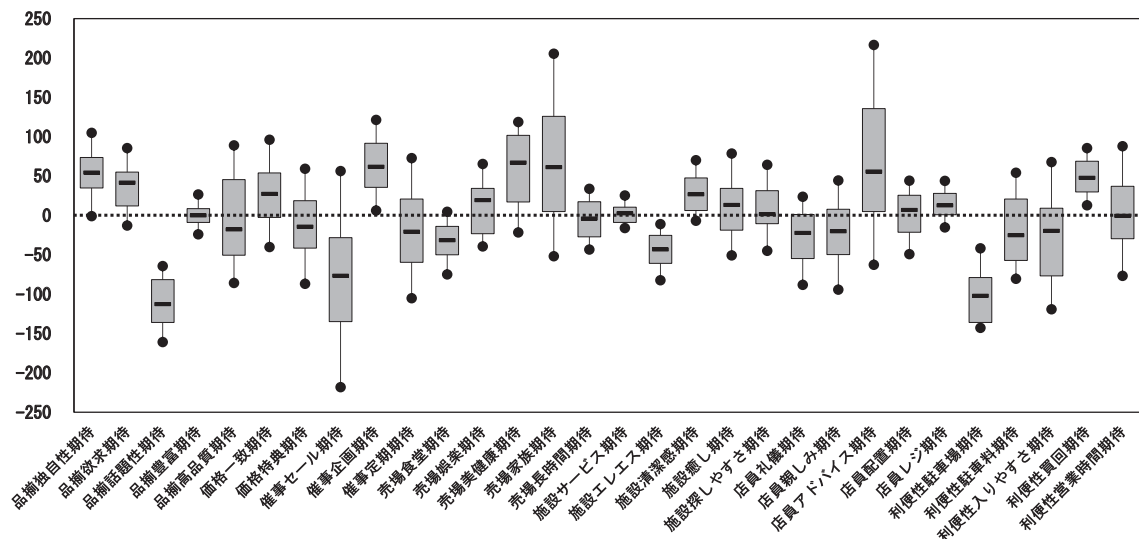


図3 小売ミックス要因の期待における反応パラメータの分布

名古屋地区の百貨店間の消費者満足構造に関する分析

表4 小売ミックス要因の評価における反応パラメータの推定結果

評価	95%	75%	中央値	25%	5%	有意&符号正		有意&符号負	
	分位点	第3四分位点		第1四分位点	分位点	人数	構成比	人数	構成比
品揃独自性評価	80.199	49.639	34.311	16.231	-7.992	99	44.6%	0	0.0%
品揃欲求評価	86.050	33.348	5.277	-24.287	-71.581	64	28.8%	27	12.2%
品揃話題性評価	+ 115.725	92.221	55.533	9.123	-32.352	139	62.6%	2	0.9%
品揃豊富評価	25.119	-8.523	-33.285	-62.007	-90.603	0	0.0%	77	34.7%
品揃高品質評価	+ 174.499	90.098	52.263	-8.048	-89.353	113	50.9%	43	19.4%
価格一致評価	68.061	27.408	-0.053	-33.989	-58.580	35	15.8%	51	23.0%
価格特典評価	+ 85.549	77.422	60.819	5.747	-12.627	134	60.4%	0	0.0%
催事セール評価	79.838	44.326	0.576	-48.552	-102.116	45	20.3%	57	25.7%
催事企画評価	+ 77.102	67.297	61.640	45.963	41.967	192	86.5%	0	0.0%
催事定期評価	46.508	6.242	-30.426	-98.687	-151.221	22	9.9%	109	49.1%
売場食堂評価	69.869	46.076	26.921	8.824	-15.194	80	36.0%	0	0.0%
売場娯楽評価	- 20.918	-64.904	-121.912	-156.963	-175.442	0	0.0%	180	81.1%
売場美健康評価	- 2.097	-28.129	-49.758	-69.608	-90.798	0	0.0%	112	50.5%
売場家族評価	+ 148.845	95.218	50.419	16.789	-47.163	121	54.5%	21	9.5%
売場長時間評価	0.522	-13.862	-22.201	-32.579	-42.355	0	0.0%	34	15.3%
施設サービス評価	+ 114.849	87.957	65.656	43.062	11.307	189	85.1%	0	0.0%
施設エレエス評価	-0.415	-13.526	-27.708	-42.300	-56.466	0	0.0%	64	28.8%
施設清潔感評価	83.459	41.398	20.550	-89.446	-133.221	76	34.2%	74	33.3%
施設癒し評価	+ 197.500	162.532	127.788	90.724	65.245	221	99.5%	0	0.0%
施設探しやすい評価	126.960	51.753	-3.882	-43.071	-111.906	60	27.0%	53	23.9%
店員礼儀評価	- 23.867	-27.143	-72.230	-104.943	-160.632	0	0.0%	136	61.3%
店員親しみ評価	67.026	51.918	24.646	3.327	-28.327	69	31.1%	0	0.0%
店員アドバイス評価	+ 173.505	138.183	99.739	37.424	-18.405	159	71.6%	4	1.8%
店員配置評価	102.057	60.656	43.900	18.225	-8.230	108	48.6%	0	0.0%
店員レジ評価	+ 143.012	114.549	77.170	43.038	3.734	165	74.3%	0	0.0%
利便性駐車場評価	+ 174.818	132.708	98.332	64.881	37.087	189	85.1%	0	0.0%
利便性駐車料評価	85.326	39.732	11.620	-21.135	-67.530	34	15.3%	42	18.9%
利便性入りやすい評価	11.799	-20.490	-47.261	-68.187	-110.166	0	0.0%	97	43.7%
利便性買回評価	- 57.077	-15.853	-62.074	-117.448	-186.498	26	11.7%	142	64.0%
利便性営業時間評価	- 9.400	-25.128	-40.000	-67.058	-86.886	0	0.0%	135	60.8%

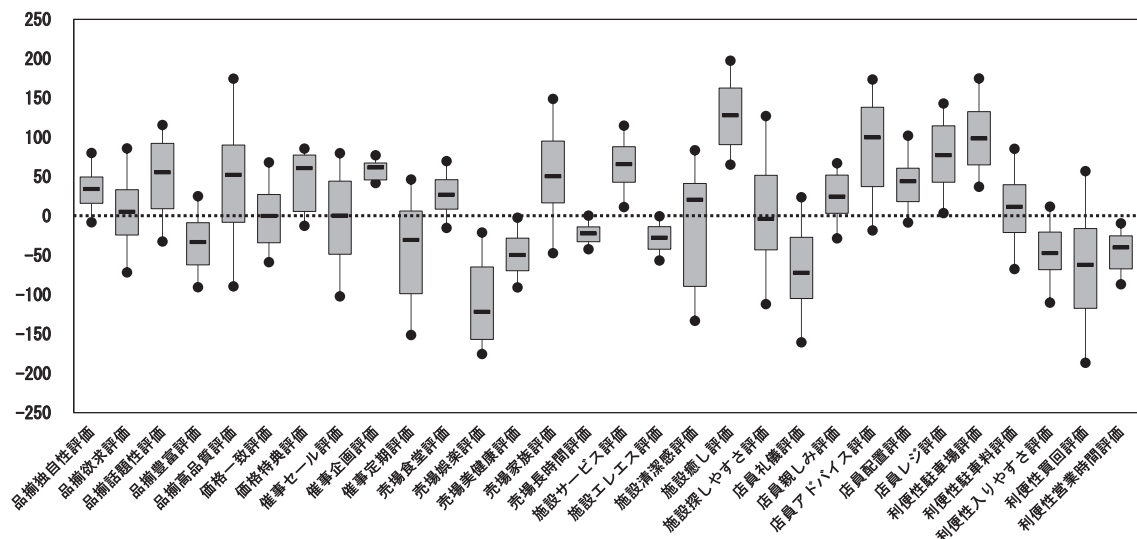


図4 小売ミックス要因の評価における反応パラメータの分布

4.2.2 小売ミックス要因の評価における反応パラメータ

表4は、小売ミックス要因の評価における反応パラメータの結果である。表の構成、有意性評価の手順、『+』と『-』の表記基準は表3と同様である。『+』の反応パラメータを見ると、『施設癒し評価』（有意 & 符号正構成比99.5%）、『催事企画評価』（同86.5%）、『利便性駐車場評価』（同85.1%）、『施設サービス評価』（同85.1%）、『店員レジ評価』（同74.3%）、『店員アドバイス評価』（同71.6%）、『品揃話題性評価』（同62.6%）、『価格特典評価』（同60.4%）、『売場家族評価』（同54.5%）、『品揃高品質評価』（同50.9%）が満足に影響する消費者が多いことがわかる。期待と評価ともに満足に影響する小売ミックス要因は『催事企画』、『売場家族』、『店員アドバイス』である。折込広告、DM等のプロモーションを用いてこれらの消費者の期待を高めるマーケティング施策を行うのと同時に、期待を裏切らないパフォーマンス評価を得る必要がある。

図4は、表4で示した結果を図示したものである。箱の枠、中央線、頂点と底は図3が示すものと同じである。図を見ると、『施設癒し評価』が突出して高いことがわかる。続いて、『利便性駐車場評価』、『店員アドバイス評価』、『店員レジ評価』が高い領域で分布している。一方、『品揃話題性評価』や『品揃高品質評価』はあまり高い位置で分布していない。

本研究では、娯楽性を提供する売場をアンケート項目に組み入れて反応パラメータを推定した。期待では『売場美健康』と『売場家族』、評価では『売場家族』が満足に影響しており、娯楽性を提供する売場が期待と評価ともに多くの消費者で重要視されていることが明らかになった。また、娯楽性を提供する売場には該当しないが、満足に『施設癒し評価』が大きく影響している点は興味深い。

4.3 共通性パラメータの推定結果

本小節では、階層モデルで設定した共通性パラメータの推定結果を示す。共通性パラメータを確認することによって、反応パラメータを重視する消費者タイプを抽出することができる。表5は、『品揃独自性』、『品揃欲求』、『催事企画』、

『売場美健康』、『売場家族』、『店員アドバイス』、『利便性買回』に関する期待における反応パラメータに対する共通性パラメータの結果である。表中の*印は5%有意水準で有意であったことを表しており、それらを取り上げて消費者傾向を確認する。『性別』が男性になると品揃欲求と売場家族、女性になると催事企画、店員アドバイスの期待が高くなる。『年齢』が高くなると、品揃独自性、店員アドバイス、利便性買回の期待に正の影響を与える。『婚姻状況』が未婚であると、催事企画と店員アドバイスの期待に正の影響、既婚であると、品揃欲求と売場美健康の期待に正の影響を及ぼす。『職業』が有ると、品揃欲求の期待に正の影響、『子供』がいないと、品揃独自性と店員アドバイスの期待が大きくなる。『居住地』については、名古屋市外に居住すると催事企画、売場美健康、そして店員アドバイスの期待が大きくなり、名古屋市内に居住すると売場家族の期待が高まる。

表6は、『品揃話題性』、『品揃高品質』、『価格特典』、『催事企画』、『売場家族』、『施設サービス』、『施設癒し』、『店員アドバイス』、『店員レジ』、『利便性駐車場』に関する評価における反応パラメータに対する共通性パラメータの結果である。『性別』では男性になると、品揃高品質の評価、女性になると、品揃話題性、売場家族、施設サービスの評価に正の影響を与える。『年齢』が高くなると、施設癒し、店員アドバイス、利便性駐車場の評価が高くなるが、品揃話題性の評価は低くなる。『婚姻状況』で未婚になると、施設癒しの評価、既婚になると、品質高品質、店員アドバイスの評価の影響が高まる。『子供』がいると、店員レジの評価に正の影響を与える。『居住地』で名古屋市内に居住すると施設癒し、店員レジの評価が高まる一方で、名古屋市外に居住すると売場家族、利便性駐車場の評価が高まる。

なお、その他の反応パラメータについても共通性パラメータの結果を検証することによって、同様に重要視する消費者タイプを確認することが可能である。

表 5 期待における反応パラメータに対する共通性パラメータ

期待	品揃独自性	品揃欲求	催事企画	売場美健康	売場家族	店員アドバイス	利便性買回
性別(男0,女1)	-10.731	-37.109 *	45.461 *	3.625	-103.904 *	87.035 *	-12.730
年齢	1.529 *	-0.429	0.685	0.586	2.339	2.572 *	1.666 *
結婚(未0,既1)	-8.930	45.772 *	-34.507 *	64.631 *	38.518	-124.542 *	-11.899
職業(無0,有1)	5.560	36.290 *	16.703	-7.952	14.983	-19.412	3.387
子供(無0,有1)	-41.126 *	11.939	-30.227	18.154	28.595	-64.997 *	0.582
居住(市外0,市内1)	26.694	-2.392	-25.761 *	-40.832 *	36.964 *	-62.881 *	-7.228

* は5%水準で有意であることを示す

表 6 評価における反応パラメータに対する共通性パラメータ

評価	品揃話題性	品揃高品質	価格特典	催事企画	売場家族	施設サービス	施設癒し	店員アドバイス	店員レジ	利便性駐車場
性別(男0,女1)	73.530 *	-96.276 *	14.301	19.446	77.268 *	48.487 *	33.805	3.259	25.133	25.412
年齢	-1.801 *	0.449	-0.207	0.004	0.443	1.201	1.450 *	2.055 *	0.464	2.158 *
結婚(未0,既1)	39.089	78.076 *	46.637	-9.856	-56.341	-39.018	-52.944 *	65.602 *	-22.131	22.896
職業(無0,有1)	3.345	25.196	-15.195	28.502	2.514	-5.875	-12.720	-41.496	-29.619	24.142
子供(無0,有1)	-18.431	61.638	32.426	-3.924	-28.716	-10.214	20.023	33.322	53.417 *	-26.054
居住(市外0,市内1)	-13.143	19.312	-5.222	-1.928	-47.408 *	-12.389	59.294 *	-25.496	75.316 *	-69.879 *

* は5%水準で有意であることを示す

5. マーケティング施策の検討

本節では、前節で示したパラメータ推定結果をもとに、考え得るマーケティング施策について議論する。

消費者満足に寄与する小売ミックス要因の期待には、品揃独自性、品揃欲求、催事企画、売場美健康、売場家族、店員アドバイス、利便性買回があった。品揃独自性を重要視するのは年齢が高く子供のいない消費者、品揃欲求を重要視するのは既婚で仕事をもつ男性である。これら消費者には、新商品や嗜好にあった商品をダイレクトメールで告知することが有効である。また、催事企画は名古屋市外に居住する未婚女性が重要視する傾向があるため、これら消費者が好む催事を企画することが必要である。売場美健康は名古屋市外の既婚の消費者、売場家族は名古屋市内の男性消費者が重要視するため、これら消費者にダイレクトメールやパブリシティ等で訴求することが有効である。店員アドバイスは名古屋市外で高年齢の女性が重要視するため、コンシェルジュの採用を行い、きめの細かい接客を展開するイメージを消費者に保有してもらうことがもつめ

られる。

消費者満足に寄与する小売ミックス要因の評価には、品揃話題性、品揃高品質、価格特典、催事企画、売場家族、施設サービス、施設癒し、店員アドバイス、店員レジ、利便性駐車場があった。品揃話題性は若年層の女性、品揃高品質は既婚の男性が重要視する傾向にある。そのため、婦人衣料・雑貨は注目されている商品、紳士衣料・雑貨は品質の高い商品を揃えることがとめられる。売場家族は名古屋市外の女性、施設サービスは女性、施設癒しは名古屋市内の未婚の高年齢層が重要視する。これら消費者に受け入れられる売場、サービス機能を充実させることが必要である。店員アドバイスは既婚の高年齢層、店員レジは名古屋市内の子供のいる消費者が重視する傾向にある。店員アドバイスは期待と同様に高年齢の消費者が重視しているため、熟練販売員の重点配置が必要である。また、子供を連れた消費者には速やかにレジ業務を行うことが求められる。利便性駐車場は名古屋市外の高年齢層が重視するため、わかりやすい駐車案内表示、駐車場案内係の配置等が施策として考えられる。

モデルの推定結果から導出できるマーケティング施策について議論した。小売ミックス要因全般に店舗の経営資源を割くことは困難である。そのため、満足に影響する小売ミックス要因と消費者タイプを導出してマーケティング施策を検討する本研究のアプローチは有効であると考えられる。

6. まとめと今後の課題

本研究では、名古屋地区で競合する百貨店に対するアンケートを用いて、満足に影響を与える小売ミックス要因を把握し、満足を高めるためのマーケティング施策を議論した。小売ミックス要因には娯楽性を提供する売場に関連する要因をあらたに設定し、アンケートに組み込んでいる。モデル推定の結果、満足に対して娯楽性を提供する売場が大きく関係することが明らかになった。また、反応パラメータを見ると、満足に対して影響する小売ミックス要因の期待

と小売ミックス要因の評価は異なる。小売業態の特性を考慮する必要があるが、本研究のアプローチのように消費者満足に対する期待と評価の影響度合を個別に評価することは必要だと考えられる。

ただし、本研究の課題もある。本研究で用いたアンケートデータは松坂屋名古屋店と名古屋三越栄店に対して取得したものである。これら2店舗は隣接しているものの、松坂屋名古屋店は名古屋地域で2番目の売上高、名古屋三越栄店は名古屋地域で3番目の売上高である。地域で最も売上高の高い百貨店、もしくは名古屋市内に立地する大型ショッピングセンターが本研究で取り上げた店舗の満足に影響することは十分考えられる。この点については今後考慮すべきである。

謝 辞

本研究は、文部科学省科学研究費「若手研究 20k13626, 研究代表者：山田浩喜」の助成を受けたものです。

名古屋地区の百貨店間の消費者満足構造に関する分析

付 録

小売ミックス要因に対する期待と評価

前回、松坂屋名古屋店に行ったとき、来店する前の期待と来店後の評価はどの程度でしたか。

※名古屋三越栄店においても同様の設問

	店に行く前の期待					店に行った後の評価				
	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらでもない	ややあてはまる	かなりあてはまる	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらでもない	ややあてはまる	かなりあてはまる
1.他店舗にはない独自性のある品揃えだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2.自分の欲しい商品が品揃えされているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3.新商品や話題性のある商品が品揃えされているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4.選択肢の多い豊富な品揃えだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5.品質の高い商品が品揃えされているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6.自分にとってちょうどよい価格帯の商品があるだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7.ポイントサービスや会員特典が充実しているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8.ｸﾞﾗﾝｽｾｰﾙ(7月,1月)のブランドや品揃えは充実しているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9.企画催事(バレンタイン・物産展等)は興味深いものであろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10.定期催事(歳暮・中元等)は興味深いものであろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
11.食事を楽しむレストラン街が充実していると思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
12.趣味や娯楽を楽しめる売場があるだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
13.美や健康に関する売場が充実しているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
14.自分だけではなく、家族や友人等が楽しめる売場だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
15.飽きることなく長い時間費やすことができる売場だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
16.サービス機能(案内所、ｸﾛｰｸ,ｴｽｶｰ-ATM等)が充実しているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
17.エレベーターやエスカレーターは使いやすいだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
18.清潔感のある施設(トイレ、多目的ルーム等)だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
19.疲れたときでもゆっくりできる休憩所があるだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
20.探しやすい売場や施設だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
21.店員は礼儀正しいだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
22.店員は親しみやすいだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
23.店員は買物の相談にも的確なアドバイスをくれるだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
24.待たされることなく店員がちゃんといるだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
25.レジ対応がスピーディーで待つことがないだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
26.駐車場は停めやすく便利だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
27.駐車料金は適正だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
28.駅から入りやすく便利だろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
29.他の店舗への買い回りがしやすいだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
30.遅くまで営業しているだろうと思った(そうだった)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

2つの百貨店の満足度合に、順位をつけるとどうなりますか。満足している百貨店から1～2の番号をつけて下さい。

	松坂屋	三越
2つの百貨店の満足度の順位		

参考文献

- 有馬賢治 (2003), 宮澤永光, 亀井昭宏 (監修) 『マーケティング辞典』, 同文館出版.
- Boulding, W., Kalra, A., Staelin, R., and Zeithaml, V.A. (1993), “A Dynamic Process Model of Service Quality: From Expectations to Behavioral Intentions”, *Journal of Marketing Research*, 30 (February), pp.7-27.
- Cronin, J.J., and Taylor, S.A. (1992), “Measuring Service Quality: A Reexamination and Extension,” *Journal of Marketing*, 56 (July), pp.55-66.
- Fornell, C. (1992), “A National Customer Satisfaction Barometer: The Swedish Experience”, *Journal of Marketing*, 56, pp.6-21.
- 中村博 (2003), 「ロイヤルティ・マーケティング (I) - FSP 導入のレベルと FSP 会員獲得 -」, 『流通情報』, pp12-15.
- Parasuraman, A., Zeithaml, V.A., and Berry, L.L. (1985), “A Conceptual Model of Service Quality and Its Implications for Future Research”, *Journal of Marketing*, 49 (Fall), pp.41-50.
- Rust, R., and Zahorik, A. (1993), “Customer Satisfaction, Customer Retention, and Market Share,” *Journal of Retailing*, 69 (2), pp.193-215.
- 山田浩喜 (2021a), 「第2章 先行研究のレビュー」, 『ベイジアンモデルによる消費者行動分析の新展開』, 現代図書, pp.13-49.
- 山田浩喜 (2021b), 「第3章 百貨店の態度ベース店舗満足化構造に関する解析」, 『ベイジアンモデルによる消費者行動分析の新展開』, 現代図書, pp.50-81.
- 山田浩喜 (2021c), 「第4章 百貨店顧客の来店行動メカニズムに関する解析」, 『ベイジアンモデルによる消費者行動分析の新展開』, 現代図書, pp.82-114.
- 山田浩喜 (2021d), 「百貨店の発展にカルチャー施設が果たした役割と今後の展開」, *Review of Economics and Information Studies*, 21, pp.115-129.
- Yi, Y. (1990), “A Critical Review of Consumer Satisfaction”, in *Review of Marketing 1990*, Valarie A. Zeithaml, ed. Chicago: American Marketing Association, pp.68-123.

〔研究ノート〕

ABC 予想への回帰 —AC 予想、準 ABC 予想および平均公式にもとづいて—

神 頭 広 好

はじめに

ABC 予想 (abc conjecture) は1985年にジョセフ・オステルスとデイビット・マンサーによって提起された数論の未解決予想であり、ABC 予想とは、「 $a+b=c$ を満たす互いに素(1以外に共通の約数をもたない)な自然数の組 (a,b,c) に対し、積 abc の互いに異なる素因数の積を d と表す。このとき、任意の ε ($0 < \varepsilon$) に対して、 $d^{1+\varepsilon} < c$ を満たす組、 (a,b,c) は有限個しか存在しない」という予想である¹。すなわち、 $d^{1+\varepsilon} < c$ を満たすものがたかだか有限個しか存在しないことを証明するものである²。

本研究では、まず ABC 予想にもとづいて AC 予想を設定する。ついで、準 ABC 予想を設定することによって AC 予想から導かれた不等式を用いて、ABC 予想を回帰する。最後に算術平均、幾何平均、調和平均の関係から、ABC 予想について考察する。

-
- 1 最近では、京都大学の望月教授によって ABC 予想が証明されたとしている。（「ABC 予想」論文掲載 京大の望月教授証明、審査7年半。日経新聞(日本経済新聞社)。(2021年3月7日)）
- 2 この定式化については、他に2つの定式が存在する。これについては、ABC 予想 - Wikipedia を参照せよ。また、ABC 予想については、黒川 (2012, 128-131)、黒川・小川 (2018)、また文系向きには小山 (2021, 第20話—第24話)、横山 (2022, pp.244-247) によって平易に説明されている。

ABC 予想への回帰

ここでは、ABC 予想にもとづいて AC 予想を以下のように設定する。

「 $a^n + a^m = c$ を満たす自然数の組 (a^n, a^m, c) に対して、互いに異なる素因数の積を d と表す。このとき、任意の $\varepsilon (0 < \varepsilon)$ に対して、 $d^{1+\varepsilon} < c$ を満たす組、 (a^n, a^m, c) は有限個しか存在しない」(以下、「AC 予想」)

AC 予想の下で、素数の累乗の和は、

$$c = a^n + a^m = a^n(1 + a^{m-n}) \quad (1)$$

と書くことができる。ただし、 a は素数、 a の指数 n および m は自然数で、 $1 < n < m$ である。

ここで、上式 () 内は素数または素因子を含む数の積を示しているが、ここで、最大の奇数を素数とすると、その素数は、

$$f = \frac{1}{2}(1 + a^{m-n}) \quad (2)$$

で表される。ただし、 f はすべての素因子において最大の素数 (以後、最大素数) を示しており、 $3 \leq a$ である。

ちなみに、 $a=2$ の場合は、素因子は奇数であることから、素数は

$$f = 1 + 2^{m-n} \quad (3)$$

で表される。

以下では、 $3 \leq a$ の場合については (1) および (2) から、素数の累乗の和は、

$$c = 2a^n f = a^n(1 + a^{m-n}) \quad (4)$$

と書くことができる。

また、(4) における素因子の積は

$$d = 2af \tag{5}$$

で表される。

(5) を AC 予想で表示すると、

$$d^{1+\varepsilon} = (2af)^{1+\varepsilon} < 2a^n f \tag{6}$$

で表される。

(6) から、素数の範囲は、

$$f < \frac{1}{2} a^{\frac{n-1}{\varepsilon}-1} \tag{7}$$

または、

$$\frac{a^s + 1}{2} < \frac{1}{2} a^{\frac{n-1}{\varepsilon}-1} \tag{8}$$

で表される。ただし、 $s = m - n$ である。(以下同様)

(8) の右辺における a の指数部分を自然数として、

$$p = \frac{n-1}{\varepsilon} - 1 \tag{9}$$

で表されるとすれば、(7)、(8)、(9) から、

$$f = \frac{a^s + 1}{2} < \frac{1}{2} a^p \tag{10}$$

で表される。

なお、 p と ε の関係は、(9) から、

$$\varepsilon = \frac{n-1}{p+1} \tag{11}$$

を得る。ただし、 $1 < n$ である。

さらに、

$$1 + \varepsilon = \frac{p+n}{p+1} \quad (12)$$

が得られる。

一方、 $a=2$ の場合は、(3) から素数の範囲は、

$$f = 2^s + 1 < 2^p \quad (13)$$

で表される。

AC 予想： $a=2$ のケース

(13) において f である素数を見つけるためには、奇数であることが条件となるために、ここで導かれた最大の奇数が素数となることから、偶数から1を引く必要がある。その素数 $\hat{f}$ は、

$$\hat{f} = 2^p - 1 \quad (14)$$

で表される。

これは、メルセンヌ素数³と呼ばれている素数と一致する。ちなみに、AC 予想はメルセンヌ素数が意味のある素数であることを示唆している。

AC 予想： $3 \leq a$ のケース

3 以上の素数は、

$$f = \frac{1+a^s}{2} < \frac{1}{2}a^p \quad (15)$$

が成立する。この範囲において、最も大きな奇数が素数となる可能性がある。ここでは、端数が0.5となるために、(15) から、

³ これについては、芹沢 (2002、第8章)、西来路・清水 (2015、pp.30-33)、小島 (2021、pp.22-23、pp.52-59) 等を参照せよ。

$$\hat{f} = \frac{1+a^s}{2} = \frac{1}{2}a^p - \frac{1}{2} \quad (16)$$

が成立する。これは一種の素数公式と言える。

なお、以下の表には、AC 予想を満たす素数を導出するために a を 2、3、5 の素数として、それぞれ乗数が 10 まで計算されている。

表 AC 予想を満たす素数

乗数	2の乗数	素数予想	3の乗数/2	素数予想	5の乗数/2	素数予想
2	4	3	4.5	3	12.5	11
3	8	7	13.5	11	62.5	61
4	16	15	40.5	39	312.5	311
5	32	31	121.5	121	1562.5	1561
6	64	63	364.5	363	7812.5	7811
7	128	127	1093.5	1093	39062.5	39061
8	256	255	3280.5	3279	195312.5	195311
9	512	511	9841.5	9841	976562.5	976561
10	1024	1023	29524.5	29523	4882812.5	4882811

注) 上表のゴシック体の数字は乗数10までの AC 予想を満たす素数を示している。

さらに、AC 予想のもとでの準 ABC 予想は、以下のように定義する。

「 $a^n + b^n = c$ を満たす自然数の組 (a^n, b^n, c) に対して、互いに異なる素因数の積を d と表す。このとき、任意の ε ($0 < \varepsilon$) に対して、 $d^{1+\varepsilon} < c$ を満たす組 (a^n, b^n, c) は有限個しか存在しない」(以下、「準 ABC 予想」)

ここで、AC 予想のもとで準 ABC 予想を踏まえると、同じ乗数を有する 2 つの異なる素数の和は、

$$a^s + b^s = c \quad (17)$$

で表される。上記の分析結果を用いると、(15) および (17) にもとづき a を b に変換した不等式は、それぞれ

$$\frac{1+a^s}{2} < \frac{1}{2}a^p \quad (18)$$

および

$$\frac{1+b^s}{2} < \frac{1}{2}b^p \quad (19)$$

で表される。

さらに、(18) と (19) を加えると、

$$\frac{1+a^s}{2} + \frac{1+b^s}{2} < \frac{1}{2}a^p + \frac{1}{2}b^p \quad (20)$$

が得られる。また、(20) の両辺に2を乗じると、

$$a^s + b^s < a^s + b^s + 2 < a^p + b^p \quad (21)$$

が導かれる。

準 ABC 予想の表示形式と (21) を踏まえると、

$$(2abk)^{1+\varepsilon} < (abc)^{1+\varepsilon} < a^s + b^s < a^s + b^s + 2 < a^p + b^p \quad (22)$$

で表される。

ここで、素数の和は偶数であることから、必ず2で割れることになるために、 c を2で除した数が素数 k であれば、 $c = 2k$ として (22) は成立する。

ところで、 $a^s + b^s + 2$ だけは、準 ABC 予想に反するために、この段階において、2をプラスされたことは、指数を上げることと同等と考えると、

$$a^s + b^s + 2 = (abc)^{1+\varepsilon+\gamma} < a^p + b^p \quad (23)$$

と書くことができる。

さらに、(12) と (23) から、

$$(abc)^{1+\varepsilon+\gamma} = (abc)^{\frac{p+n}{p+1}+\gamma} < a^p + b^p \quad (24)$$

で表される。(24) を ABC 予想の元式に戻すために、(24) に $p=1$ を代入して整理すると、

$$(abc)^{\frac{n+1}{2}+\gamma} < (abc)^{1+\frac{n-1}{2}+\gamma} < a+b \quad (25)$$

が得られる。ここで、 $\frac{n-1}{2}+\gamma$ を ε の表示にすると、ABC 予想の元式に戻るようになる。

$a^p + b^p = c$ の組み合わせは、 $p=1$ において ABC 予想は成立する。

ちなみに、異なる素数の s 乗の和による ABC 予想が成り立たない場合でも、例えば、

$$a^s + b^s < (abc)^{1+\varepsilon} \quad (26)$$

の場合、

$$a^s + b^s < (abc)^{1+\varepsilon} < a^s + b^s + 2 = (abc)^{1+\varepsilon+\gamma} < a^p + b^p \quad (27)$$

であれば、(25) が得られ、ABC 予想は成立する。

これは、ABC 予想に反するケースも ABC 予想に沿うケースの両方を同時に説明している。

ここでは、準 ABC 予想によって、不等式間のパラメーターとしての乗数に変化が起こり、それによって ABC 予想へ回帰することが示された。このことから ABC 予想における組み合わせは有限個存在することになる。ただし、これは理論上であり、ABC 予想にもとづくデータの存在については分からない。ここで登場するのが IUT 理論⁴ではないかと考えられる。

平均公式にもとづく ABC 予想

ここで、素因子が2、 a 、 b のみで構成される場合、算術平均、幾何平均、調

4 この斬新な理論は、望月教授（京都大学）によるものであるが、これについては、加藤（2019）によって、分かり易く説明されている。

和平均の大きさの関係から、

$$\frac{2ab}{a+b} < 2(ab)^{\frac{1}{2}} < a+b \quad (28)$$

を ABC 予想へ応用する。

ここで、 $b < a$ で a が b よりかなり大きいとすると、 $\frac{b}{a} \rightarrow 0$ から調和平均は、

$$\frac{2ab}{a+b} = \frac{2ab}{a\left(1+\frac{b}{a}\right)} = 2b \quad (29)$$

で表される。(29) を (28) へ代入すると、

$$4b < 2(ab)^{\frac{1}{2}} < a+b \quad (30)$$

で表される。ここで、調和平均のパラメーターを $1+\varepsilon$ として、調和平均を幾何平均に近づけることは、 $2(2b)^{1+\varepsilon} \rightarrow 2(ab)^{\frac{1}{2}}$ を意味する。

それゆえ、実際 a は存在するものの a が消去された形での ABC 予想は、

$$(2b)^{1+\varepsilon} < a+b \quad (31)$$

と書くことができる。したがって、 b より a が大きく、その差がかなり大きい場合は、 a が存在するにも関わらず a が消去されたものとして ABC 予想が成り立つと考えることができる。

ちなみに、調和平均が幾何平均に近接していく条件は、

$$1+\varepsilon \rightarrow 1 + \frac{\frac{1}{2}\log ab - \log 2b}{\log 2b} \quad (32)$$

である。さらに、(32) から、

$$0 < \varepsilon \rightarrow \frac{\frac{1}{2} \log ab - \log 2b}{\log 2b} \quad (33)$$

である。そこで、(33) から $4b < a$ であれば、 $0 < \varepsilon$ である。

さらに、(31) から、 b があっても構わないが、(31) の右辺を簡単化すると、

$$(2b)^{1+\varepsilon} < a + b = a \left(1 + \frac{b}{a} \right) = a \quad (34)$$

である、素数 a の範囲は、(34) から、

$$(2b)^{1+\varepsilon} < a \quad (35)$$

で表される。したがって、(35) の左辺は偶数であることから、

$$(2b)^{1+\varepsilon} + 1 \leq a \quad (36)$$

を満たす奇数が素数となる可能性がある。

例として、素数 $b=3$ 、 $\varepsilon=1$ を (36) へ代入すると、

$$6^2 + 1 = 37 \leq a \quad (37)$$

が得られる。素数は 37 である。

ABC 予想は、1 つの素数からより大きな素数を求めるための 1 つの方法であると考えられる。(36) を用いた素数の導出については、コンピューターに任せるしかない。

(31) は、ほとんどすべての自然数の組み合わせに対して通じるものであるが、素数は自然数に含まれ、無限に存在すると言われているが、2 つの素数の大きさにかかなりの差があり、素因子の積の制約と素数の積が調和平均から幾何平均の間で存在する組み合わせを決めるという意味においては、ABC 予想における有限個の組み合わせが存在する。

おわりに

ここでは、まず ABC 予想にもとづいて AC 予想を設定して、素因数分解の困難な式は避け、単純に同じ素数の異なる累乗の形を使うことによって、素数を導く方法を示した。ついで、準 ABC 予想を設定することによって、異なる素数で、累乗が同じ場合の不等式を導いた。そこにおいて、秩序が異なる部分に着目して、指数部分を変化させることによって ABC 予想を回帰させた。

なお、ここでは、困難な因数分解を避けて、関数上の 2 で除された最大の奇数を素数として計算されており、直接、ABC 予想を解くことは、素数と因数分解に法則性があることを証明することとなるので、中々難しいことが分かった。

さらに、算術平均、幾何平均、調和平均の関係および素数間の大きな差を仮定すると、ABC 予想が成立しそうであり、そこから素数から素数を導出する方法が導かれた。

本研究のプロセスにおいて、完璧な ABC 予想は解けないものの全体を通じて、素数を導出するためのいくつかの方法が導かれた。そこでは原文は読んでいないが、メルセンヌ素数の理論的ストーリーが分かったような気がする。

最後に、僥越ながら、ABC 予想とは素数を導くために構築された予想ではないかと思う次第である。

参考文献

加藤文元『宇宙と宇宙をつなぐ数学』角川書店、2019年。

黒川信重「付録 数論の有名な予想のいくつか (1)abc 予想」『リーマン予想の探求 ABC から Z まで』技術評論社、2012年。

黒川信重・小山信也『ABC 予想入門』PHP 研究所、2018年。

小島寛之『素数ほどステキな数はない』技術評論社、2021年。

小山信也『日本一わかりやすい ABC 予想』ビジネス教育出版社、2021年。

ABC 予想への回帰

芹沢正三『素数入門』講談社ブルーバックス、2002年。

田口雄一郎．“abc 予想の話”．東京工業大学 理学院 数学系．2022年4月16日閲覧。

西来路文朗・清水健一『素数が奏でる物語』講談社ブルーバックス、2015年。

山崎, 隆雄「フェルマー予想と ABC 予想 (PDF)」『数学セミナー』2010年10月、2022年4月16日閲覧。

横山明日希「ABC 予想」『数式図鑑』講談社ブルーバックス、2022年。

彙 報

2021年度事業報告（抄）

1. 出版関係

「経営総合科学」の刊行

第115号 2021年9月28日（発行）

論 説 野末英俊「下請構造の変化と中小企業 ー存在と差別化戦略ー」

吉田 洋「シンガポールにおけるコーポレート・ガバナンスと監査」

藤原秀夫「単純なマクロ経済分析と労働時間および雇用人員の労働市場調整」

神頭広好「四色問題の理論的解決」

研究ノート 田中孝治「我国帳合法と西洋式複式帳簿との接触について」

第116号 2022年2月28日（発行）

論 説 蔣 湧「標高勾配付き道路トポロジーデータの構築」

中島豊四郎 松山智恵子 岩田員典

「Google Classroom による PC が必須な科目の遠隔授業の実施と評価」

松田 修「マレーシアにおける法人所得税・イスラム税（ザカート）」

名見耶富美子「ソフトウェアの要求開発における基本概念の考察」

研究ノート 山田浩喜「商品カテゴリーの購買嗜好による外商顧客と非
外商顧客の類型化に関する分析」

野末英俊「「家」共同体の解体と日本企業 ―存続と同感―」

読書ノート 塚本恭章「資本主義と経済思想の多面的理解を促すために
―根井雅弘著『16歳からの経済学』をめぐる散
策―

「愛知大学経営総合科学研究所叢書」の刊行

56 小型家電リサイクル事業の現状と課題

吉本理沙、富増和彦 2021年7月14日（発行）

57 Space and Order of Four Colors

Hiroyoshi Kozu 2022年1月26日（発行）

58 コロナ禍の経済・経営に関する空間分析

―観光都市、ホテルおよび雇用を対象として―

神頭広好、加藤好雄、猿爪雅治

2022年3月31日（発行）

2. 講演会

日 時 2021年12月 6日（月） 10：45～12：15

場 所 名古屋校舎 講義棟6階 L605教室

講 師 丸山 巖（元日本航空 B747型機機長）

テーマ 「日本航空『不当解雇』事件の大勝利からの市民運動へ」

日 時 2021年12月20日（月） 10：45～12：15

場 所 名古屋校舎 講義棟5階 L515・L516教室

講 師 齋藤晃人（株式会社あけぼのアシスト代表取締役、特定保険労務士、
キャリアコンサルタント）

テーマ 「社労士の視点から見るコンビニフランチャイズの問題点
～本部と加盟店双方のSDGsへの転換の必要性～」

3. 研究報告会

日 時 2021年9月29日（水） 15：00～17：00

場 所 オンライン「Zoom」利用

報告者 打田委千弘（経済学部教授）

上山仁恵（名古屋学院大学経済学部教授、経営総合科学研究所客
員研究員）

島袋伊津子（沖縄国際大学経済学部教授、経営総合科学研究所客員
研究員）

報告テーマ「COVID-19が事業承継にどのような影響を与えたのか？－沖縄
の事例－」

座談会コーディネーター 竹田陽介（上智大学経済学部教授、経営総合科学
研究所客員研究員）

座談会パネリスト 大城 剛（沖縄県事業承継・引継ぎセンターコーディ
ネーター、中小企業診断士）

羽田晶年（日本M&Aセンター沖縄営業所所長）

當山修治（那覇商工会議所経営指導員、中小企業診断士）

4. 企業調査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

5. 特別事業

共同研究 人工知能と地理情報システムを用いた愛知県の死亡事故データ
分析 （2020年度～2021年度事業）
（所 員）岩田員典、蔣 湧
（客員研究員）伊藤暢浩、向 直人

6. 補助研究員の研究報告会

昨年度は補助研究員の都合により研究報告会を中止。報告の代わりに活動報告書を提出いただいた。

執筆者紹介（執筆順）

木村 義和	愛知大学法学部教授
小野 良太	愛知大学経営学部教授
水野 孝彦	愛知大学経営学部准教授
神頭 広好	愛知大学経営学部教授
鈴木 孝一	愛知大学名誉教授、愛知大学経営総合科学研究所名誉研究員
田中 孝治	愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
板倉 文彦	実践女子大学短期大学部教授、 愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
野末 英俊	愛知大学経営学部非常勤講師、経営総合科学研究所客員研究員
名見耶富美子	日本大学商学部准教授、愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
松田 修	愛知大学経済学部非常勤講師、経営総合科学研究所客員研究員
藤原 秀夫	同志社大学名誉教授、愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
山田 浩喜	愛知大学経営学部准教授

資料交換の場合は、お手数ながら下記あてまでお送りください。

印刷 2022年10月21日

経営総合科学 第117号

発行 2022年10月28日

編集者代表 神頭 広好

印刷・製本 (有)三星印刷

発行所 愛知大学経営総合科学研究所

〒453-8777 名古屋市中村区平池町4-60-6

TEL 052-564-6124 FAX 052-564-6224

THE KEIEI SOGO KAGAKU

(JOURNAL OF MANAGERIAL RESEARCH)

No. 117

2022 · 10

CONTENTS

Articles

- Re-Study about Convenience Store Accounting and Restrictions of Closed-out Sales
by Franchisor-Food Loss be Reduced at Convenience Stores Where 4.68 Million
Yen of Food is Wasted Every Year? Yoshikazu Kimura
- Futures and Foresight Ryota Ono
- Accounting for Acquisition of Minority Interests
related to Business Combinations and Consolidations
in the United States: A Historical Review Takahiko Mizuno
- Urban population change model based on the Schrödinger wave equation
— Real world and Imaginary world — Hiroyoshi Kozu
- Taxation of the Multi-Step Acquisitions in the United States
: Application of the Step Transaction Doctrine Koichi Suzuki
- About the Spread of Western style Double-entry Bookkeeping to Japan
..... Takaharu Tanaka
- Analyses of Impact of the Coronavirus Crisis on Labor Turnover and
Women's Work Styles Fumihiko Itakura
- Independent Small company and Development : Freedom and Creativity
..... Hidetoshi Nozue
- Stakeholder Identification in Requirement Elicitation Fumiko Nagoya
- Accounting Education in Indonesia, Malaysia Singapore and Vietnam
..... Osamu Matsuda
- The Virtuous Circle Model and Vicious Circle Model on Labor Share and
Economic Growth Rate Hideo Fujiwara
- On the Interaction among Interest Rates and Inflation Rate and Exchange Rate
— The Models on Virtuous Circle and Vicious Circle of Home Currency decreasing —
..... Hideo Fujiwara

Notes

- An Analysis of Consumer satisfaction among competing department stores in Nagoya
..... Hiroki Yamada
- Regression to ABC conjecture
— Based on the AC conjecture, the quasi-ABC conjecture,
and the average formula — Hiroyoshi Kozu
- ~~~~~

PUBLISHED
BY
INSTITUTE OF MANAGERIAL RESEARCH
NAGOYA, JAPAN